

平成26年  
11 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成26年11月13日開会

平成26年12月2日閉会

## 平成26年11月宮崎県定例県議会会議録 目次

### 11月13日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 議長挨拶	4
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野一則議会運営委員長	4
1. 会期決定	5
1. 議案第1号から第33号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

### 自11月14日（金曜日）

### 至11月17日（月曜日） 休 会

### 11月18日（火曜日）

1. 出席議員	13
1. 地方自治法第121条による出席者	13
1. 議案第34号から第41号まで追加上程	14
1. 知事提案理由説明	14
1. 一般質問	14
<b>重松幸次郎議員質問</b>	14

- ・平成27年度当初予算編成について
- ・支え合う地域づくりについて
- ・県営住宅について
- ・女性の活躍について
- ・長崎がんばらんば国体について
- ・福祉政策について
- ・浄化槽の台帳システムについて
- ・フードビジネスについて

### **河野哲也議員質問** 27

- ・地方創生「みやざきモデル」について
- ・魅力ある地域づくりについて
- ・安心な地域づくりについて
- ・活力ある地域づくりについて

<b>西村 賢議員質問</b> .....	39
・ 主要政策の成果について	
・ 知事の政治姿勢について	
・ 農業担い手対策について	
<b>中村幸一議員質問</b> .....	49
・ マスメディアによる日本亡国について	
・ 公共放送について	
・ 電力システム改革について	
・ ディスカバー宮崎（宮崎発見）について	
・ 国民体育大会について	
・ 県議会議員の議員報酬について	
・ 土地境界不明地について	
<b>11月19日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	61
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	61
1. 一般質問 .....	62
<b>山下博三議員質問</b> .....	62
・ 知事の政治姿勢と地方創生について	
・ 物流対策について	
・ 米政策について	
・ 人手不足と外国人労働者問題について	
<b>田口雄二議員質問</b> .....	74
・ 知事の政治姿勢について	
・ ふるさと納税について	
・ 医療福祉行政について	
・ 県産材の活用について	
・ 東九州メディカルバレー構想について	
・ 東九州自動車道の活用について	
・ 教育行政について	
・ 警察行政について	
<b>丸山裕次郎議員質問</b> .....	88
・ ブラジルとの交流について	
・ 地方創生について	
・ 社会保障制度について	
・ 火山噴火対応について	

・ 土地行政について	
・ 包括外部監査について	
<b>坂口博美議員質問</b> -----	102
・ 知事の政治姿勢について	
・ 地方創生について	
・ 農林水産業について	
・ 土木問題について	
<b>11月20日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	119
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	119
1. 一般質問 -----	120
<b>前屋敷恵美議員質問</b> -----	120
・ 知事の政治姿勢について	
・ 医療介護総合確保推進法問題について	
・ 県内の雇用問題について	
・ 放課後児童クラブ待機児問題について	
・ 特別支援教育事業の充実について	
<b>内村仁子議員質問</b> -----	131
・ 総務総合政策について	
・ 福祉行政について	
・ 教育行政について	
・ 農林行政について	
・ 土木行政について	
<b>松村悟郎議員質問</b> -----	145
・ 知事の政治姿勢について	
・ 農政問題について	
・ 土砂災害対策について	
<b>清山知憲議員質問</b> -----	157
・ 知事の政治姿勢について	
・ 地方創生「みやざきモデル」について	
・ 県立高等学校の教育について	
・ 県内自治体病院について	
・ マッサージ業と医療類似行為について	
・ 宮大医学部地域枠について	
・ オープンデータについて	

**11月21日（金曜日）**

1. 出席議員 -----	175
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	175
1. 一般質問 -----	176

**右松隆央議員質問 ----- 176**

- ・ 特別支援教育について
- ・ 家庭教育支援について

**二見康之議員質問 ----- 189**

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 地方創生と「みやざきモデル」について
- ・ 林業政策について
- ・ 福祉政策について
- ・ 教育行政について

**鳥飼謙二議員質問 ----- 205**

- ・ アベノミクスと宮崎県について
- ・ 児童の貧困対策について
- ・ 難病対策について
- ・ 県立延岡病院の充実について
- ・ 一ツ葉海岸松林の枯死問題について
- ・ ふるさと納税制度について

**自11月22日（土曜日）**                    **休**                    **会**  
**至11月24日（月曜日）**

**11月25日（火曜日）**

1. 出席議員 -----	221
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	221
1. 議案第42号追加上程 -----	222
1. 知事提案理由説明 -----	222
1. 一般質問 -----	222

**渡辺 創議員質問 ----- 222**

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 都市間連携・協力のあり方について
- ・ ネーミングライツなど新たな収入確保の現状について
- ・ 予算編成について
- ・ 国体誘致を含めたスポーツ振興について
- ・ 感染症対策について

・「豊かさ」の指標化について	
<b>井本英雄議員質問</b> -----	237
・かんてんぱぱ経営の教訓について	
・成長か成熟か	
・カーンアカデミーについて	
・4年間の質問総括について	
・祝子川整備について	
・延岡しろやま支援学校について	
・知事の基本姿勢について	
<b>函師博規議員質問</b> -----	248
・児童福祉の課題と将来像について	
・高齢者介護の質と安全性確保について	
・精神障がい者への処遇内容について	
・県内ダムの洪水リスクについて	
・図書館行政拡充の必要性について	
1. 議案第30号から第33号まで採決 -----	258
1. 議案第1号から第29号まで及び第34号から第42号まで並びに請願 委員会付託 -----	259
1. 総務政策常任委員長審査結果報告 -----	259
1. 議案第42号採決 -----	259
<b>自11月26日（水曜日）</b>	
<b>至11月27日（木曜日）</b>	<b>常任委員会</b>
<b>11月28日（金曜日）</b>	<b>特別委員会</b>
<b>自11月29日（土曜日）</b>	<b>休        会</b>
<b>至12月1日（月曜日）</b>	
<b>12月2日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	263
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	263
1. 常任委員長審査結果報告 -----	264
松村悟郎総務政策常任委員長 -----	264
鳥飼謙二厚生常任委員長 -----	265
岩下斌彦商工建設常任委員長 -----	267
内村仁子環境農林水産常任委員長 -----	268
西村 賢文教警察企業常任委員長 -----	270
1. 質    疑 -----	272

前屋敷恵美議員 -----	272
1. 討 論 -----	273
前屋敷恵美議員（議案第1号、第3号及び第26号に反対、請願第58号、第60号、第65号から第68号までの不採択に反対） -----	273
1. 議案第1号、第3号及び第26号採決 -----	275
1. 議案第2号、第4号から第25号まで、第27号から第29号まで、及び第34号から第41号まで採決 -----	275
1. 請願第58号採決 -----	276
1. 請願第59号採決 -----	276
1. 請願第60号及び第65号から第68号まで採決 -----	276
1. 請願第57-1号、第57-2号及び第61号から第63号まで採決 -----	276
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	276
1. 議員発議案送付の通知 -----	277
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程 -----	277
1. 議員発議案第5号採決 -----	278
1. 議員発議案第1号から第4号まで採決 -----	278
1. 閉 会 -----	278
<hr/>	
1. 資 料 -----	279
平成26年11月定例県議会日程 -----	281
議案送付文書 -----	282
一般質問時間割 -----	285
議案・請願委員会審査結果表 -----	287
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	291
1. 議案議決件名一覧表 -----	293
1. 意見書 -----	297
勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書 -----	299
「農協改革」に関する意見書 -----	300
漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書 -----	301
「山村振興法」の延長及び地域林業・地域振興の確立に向けた施策の拡充を求める意見書 -----	302
登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書 -----	303
1. 請願一覧表 -----	305
1. 議事経過 -----	333

11月13日（木）



# 平成 26 年 11 月 13 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 1 分開会

出席議員 (37 名)

- 3 番 有 岡 浩 一 (愛みやざき)
- 4 番 岡 師 博 規 ( 同 )
- 5 番 西 村 賢 ( 同 )
- 6 番 松 村 悟 郎 (自由民主党)
- 7 番 内 村 仁 子 ( 同 )
- 8 番 岩 下 斌 彦 ( 同 )
- 9 番 後 藤 哲 朗 ( 同 )
- 10 番 右 松 隆 央 ( 同 )
- 11 番 二 見 康 之 ( 同 )
- 12 番 清 山 知 憲 ( 同 )
- 13 番 福 田 作 弥 ( 同 )
- 14 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)
- 17 番 田 口 雄 二 ( 同 )
- 18 番 高 橋 透 ( 同 )
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 ( 同 )
- 21 番 井 本 英 雄 ( 同 )
- 22 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 23 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 24 番 中 野 廣 明 ( 同 )
- 25 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 26 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 27 番 徳 重 忠 夫 (無所属クラブ)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 太 田 清 海 (県民連合宮崎)
- 30 番 井 上 紀 代 子 ( 同 )
- 31 番 鳥 飼 謙 二 ( 同 )
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 34 番 横 田 照 夫 ( 同 )
- 35 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 36 番 外 山 三 博 ( 同 )
- 37 番 坂 口 博 美 ( 同 )
- 38 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 39 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )

欠席議員 (1 名)

- 2 番 重 松 幸 次 郎 (公明党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- |             |           |                   |
|-------------|-----------|-------------------|
| 知 事         | 河 野 俊 嗣   | 野 博 美             |
| 副 知 事       | 稲 用 博 也   | 内 田 欽 也           |
| 副 知 事       | 橋 本 憲 次 郎 | 成 合 修             |
| 総 合 政 策 部 長 | 金 丸 政 保   | 危 機 管 理 統 括 監 視 官 |
| 総 務 部 長     | 佐 藤 健 司   | 福 祉 保 健 部 長       |
| 環 境 森 林 部 長 | 徳 永 三 夫   | 商 工 観 光 労 働 部 長   |
| 農 政 水 産 部 長 | 茂 雄 二     | 農 政 水 産 部 長       |
| 県 土 整 備 部 長 | 緒 方 文 彦   | 会 計 管 理 者         |
| 企 業 局 長     | 大 田 原 宣 治 | 企 業 局 長           |
| 病 院 局 長     | 舟 田 美 揮 子 | 病 院 局 長           |
| 財 政 課 長     | 四 本 孝 一   | 財 政 課 長           |
| 教 育 委 員 長   | 阪 本 典 弘   | 教 育 委 員 長         |
| 教 育 長       | 島 原 俊 英   | 教 育 長             |
| 公 安 委 員 長   | 飛 田 洋 夫   | 公 安 委 員 長         |
| 警 察 本 部 長   | 佐 藤 勇 拓   | 警 察 本 部 長         |
| 代 表 監 査 委 員 | 坂 口 本 尊   | 代 表 監 査 委 員       |
| 人 事 委 員 長   | 宮 村 社 秀 継 | 人 事 委 員 長         |

事務局職員出席者

- |                     |           |               |
|---------------------|-----------|---------------|
| 事 務 局 長             | 大 坪 篤 史   | 事 務 局 長       |
| 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 | 山 内 武 則   | 議 事 課 長       |
| 議 事 課 長             | 亀 澤 保 彦   | 政 策 調 査 課 長   |
| 政 策 調 査 課 長         | 高 林 宏 一   | 議 事 課 長 補 佐   |
| 議 事 課 長 補 佐         | 内 野 浩 一 朗 | 議 事 担 当 主 幹   |
| 議 事 担 当 主 幹         | 松 吉 浩     | 議 事 課 主 査     |
| 議 事 課 主 査           | 松 本 英 治   | 議 事 課 主 任 主 事 |
| 議 事 課 主 任 主 事       | 川 崎 一 臣   |               |

---

◎ 議長挨拶

○福田作弥議長 開会前に一言申し上げます。

御案内のとおり、本県におきましては、平成32年まで記紀編さん1300年記念事業に官民挙げて取り組んでいるところであります。

県議会といたしましては、一昨年から、この11月定例県議会におきまして、執行部、関係団体の御協力をいただき、古代衣装を着用して本会議に臨む日を設けているところでございます。

この取り組みにより「神話のふるさとみやぎ」をアピールし、記紀編さん1300年の機運を盛り上げ、ひいては本県経済の活性化につながることを祈念いたしております。

---

◎ 開 会

○福田作弥議長 これより平成26年11月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○福田作弥議長 会議録署名議員に、中野廣明議員、徳重忠夫議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○福田作弥議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

閉会中の去る11月5日の議会運営委員会において、本日招集されました平成26年11月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計33件、その内訳は、補正予算1件、条例7件、予算・条例以外25件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに給与関係の議案が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期については、本日から12月2日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、11月18日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計18名以内とし、質問順序は、14日が締め切りとなっております通告書の提出を待つて決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。11月26日から2日間の日程で各常任委員会を開催していただき、12月2日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますよう、お願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 議会運営委員長の報告は終わ

りました。

質疑の通告はありません。

---

### ◎ 会期決定

○福田作弥議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月2日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

### ◎ 議案第1号から第33号まで上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第33号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

### ◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成26年11月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に一言御礼を申し上げます。

記紀編さん1300年記念事業を盛り上げるために、県議会の御発案による取り組みといたしまして、今年度もこのように古代衣装を身にまとっての本会議となりました。ことしで3回目となりますが、「神話の源流みやざき」を県内外へ強く発信していく上で、またとない機会となっており、このような機会を設けていただき

ましたことに対しまして、福田議長を初め県議会の皆様に厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして4点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、霧島山噴火警報についてであります。

去る10月24日、気象庁から、霧島山に火口周辺警報が発表されました。えびの高原の硫黄山周辺では、火山活動が高まっており、今後状況によっては、小規模な噴火が発生する可能性があるとのことでもあります。

県といたしましては、この発表を受け、即時に防災ヘリによる下山の呼びかけを行うなど、地元住民や登山者、観光客に注意を促すとともに、霧島山火山対策連絡会議を開催し、関係機関等において防災対策に万全を期すことを確認の上、県及びえびの市により、県道の通行禁止や火口周辺の立入規制等の措置を講じたところでもあります。

現在、秋の観光シーズンの最盛期を迎えており、引き続き、地元住民や観光客等の安全確保を最優先に、気象庁の情報に留意しながら、地元市町や関係機関等と緊密に連携を図り、適切に対処してまいりたいと考えております。

2点目は、国道218号北方延岡道路についてであります。

九州中央自動車道の一部となる北方延岡道路につきましては、去る10月29日、国土交通省から、蔵田―北方間、延長約4.6キロメートルが、1年近く工期を短縮して、平成27年5月までに開通できる見通しであるとの発表がありました。

この開通により、北方延岡道路、延長13.1キロメートルが全線開通することとなり、九州中

中央自動車道の全線開通に向け一歩前進したところでもあります。これまで力強く応援をいただいた県民の皆様を初め、県議会、市町村、関係団体等の皆様に、心から御礼を申し上げます。

今後とも、九州中央自動車道、東九州自動車道の県南区間の早期完成、事業化に向けて、引き続き、国や関係機関に対して強く働きかけを行うなど、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、フード・オープンラボの開所についてであります。

フード・オープンラボにつきましては、フードビジネスの振興を図る、新しい食品開発の拠点として整備を進めてきたものであり、10月27日に、福田議長を初め、関係議員や関係団体等の皆様に御出席をいただき、開所式を行ったところでもあります。

この施設は、3つの製造室を備え、食品営業許可が取得できることから、テストマーケティングや販売が可能な試作品等の開発・製造を行うことができ、また、清潔度に応じたゾーニングや人と物が交差しない動線など、HACCP（ハサップ）の概念に基づいた高いレベルの衛生管理・品質管理を学ぶことができる施設として整備しており、このような機能をあわせ持つ施設は全国でも初めてとなります。

県といたしましては、このフード・オープンラボを本県の食品製造業振興の中核的施設として位置づけ、その機能を最大限に生かしながら県内企業等を支援していくこととしており、フードビジネスが本県の経済や雇用を支える成長産業として、さらに拡大・発展していくよう取り組んでまいりたいと考えております。

4点目は、第69回国民体育大会長崎がんばらば国体についてであります。

10月12日から11日間にわたり行われました本大会におきまして、本県は、天皇杯順位19位という、昭和54年の宮崎国体を除けば過去最高となる、すばらしい成績をおさめることができました。

初日のウェイトリフティングでの優勝を皮切りに、団体競技において、少年男子のゴルフ、成年男子のサッカー及びソフトボールが相次いで優勝するなど、まさに大躍進となりました。この快挙は、日ごろから厳しい練習に取り組んでこられた選手の皆さんの御努力はもちろんのこと、それを支えてこられた競技団体を初めとする関係者の方々の団結の力がなし得たものであり、深く敬意を表するものであります。

また、県民に「元気」と「勇気」、そして大きな「感動」を与えていただきましたことに、心より感謝申し上げます。

今回の好成績は、今後の「スポーツランドみやざき」の推進や、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」の展開に当たっても、大きな弾みとなるものであります。今後とも、本県の競技力向上とスポーツの振興に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第1号一般会計補正予算案についてであります。

補正額は、17億4,055万8,000円であります。歳入財源は、国庫支出金6億7,907万円、財産収入29万6,000円、繰入金10億2,179万2,000円、県債3,940万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、5,820億1,888万4,000円となります。

以下、補正予算案に計上いたしました主な事

業の概要について御説明いたします。

まず、「地域医療介護総合確保基金積立金」につきましては、消費税率等の引き上げによる増収分を活用した社会保障の充実措置の一環として、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、国の交付金及び県費を、新たに設置いたします地域医療介護総合確保基金に積み立てるものであります。

この基金を活用した主な事業であります、「県北における脳血管障害患者受入輪番体制支援事業」につきましては、県北地域において、脳血管障害患者受入輪番体制の中核を担っております延岡市医師会病院の医療機器の整備に対し、支援を行うものであります。

また、「医療研修環境整備事業」につきましては、医療技術の向上等を図るため、宮崎大学医学部臨床技術トレーニングセンターの施設改修等に対し、支援を行うものであります。

さらに、「県西地区周産期医療体制整備事業」につきましては、県西地区の周産期医療体制の強化を図るため、国立都城病院の周産期母子医療センターの施設整備等に対し、支援を行うものであります。

このほか、地域医療介護総合確保基金を活用して、病床の機能分化・連携を促進するための取り組みへの支援や、在宅医療と介護を包括的に提供するための必要な調整等を行う「在宅医療・介護推進協議会」等の設置、看護師等養成所の教育環境整備への支援など、地域における在宅医療提供体制の整備や医療従事者の確保等に積極的に取り組むこととしております。

次に、「歯科保健活動促進事業」につきましては、無歯科医地区の巡回診療を行うとともに、歯科保健の普及啓発等の充実を図るため、老朽化している歯科診療車の更新を行うもので

あります。

次に、「農業総合研修センター施設機能強化事業」につきましては、県立農業大学の農業総合研修センターにおいて、新規就農希望者への研修を実施しております「みやざき農業実践塾」の研修環境の充実を図るため、研修用ハウスの増設等を行うものであります。

最後に公共事業であります、河川事業につきまして、国庫補助事業の採択を受け、6月の梅雨前線豪雨で被災しました川南町の平田川において、改良復旧工事を行うものであります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設のスケート場の改修に伴い、団体での専用使用に係る使用料を新設するものであります。

議案第3号「宮崎県地域医療介護総合確保基金条例」は、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図るための基金を設置する条例を制定するものであります。

議案第4号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設のスケート場の利用料金の上限額について、専用使用に対応した料金を新設するものであります。

議案第5号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、利用者へのサービス向上を図るため、宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場の利用料金について、指定管理者に定めさせ、また、当該指定管理者の収入として収受させることができるよう、関係規定を整備するものであります。

議案第6号「宮崎県行政手続条例の一部を改

正する条例」は、行政手続法の一部改正の趣旨を踏まえ、本県の条例等による処分や行政指導に関して、県民等の権利利益をより一層保護する観点から、行政指導の中止や違反行為の是正のための処分等を求めることができるよう、関係規定を整備するものであります。

議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、特定非営利活動法人の設立認証の事務などについて、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するほか、母子及び寡婦福祉法施行令の名称変更に伴い関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号「都市公園条例の一部を改正する条例」は、利用者へのサービス向上を図るため、宮崎県総合運動公園内の有料施設の利用料金について、指定管理者に定めさせ、また、当該指定管理者の収入として収受させることができるよう、関係規定を整備するものであります。

議案第9号は、一般国道219号社会資本整備総合交付金事業の十五番工区のトンネル工事について、公共工事設計労務単価の著しい上昇が生じたことなどから、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第10号は、細島港白浜地区の土地を集成材工場用地に供するため、財産に関する条例第2条の規定により、当該土地の処分について、議会の議決に付するものであります。

議案第11号は、県立宮崎病院で発生した医療上の事故に係る損害賠償の額を定めることについて、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により、議会の議決に付するもの

であります。

議案第12号から第27号までは、宮崎県男女共同参画センターなど104の施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第28号は、平成27年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額の上限額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第29号は、宮崎県人権教育・啓発推進方針の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第30号は、教育委員会委員齊藤和子氏が平成26年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任委員として宇田津真理子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第31号は、収用委員会委員梅田菜保子氏が平成26年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく梅田菜保子氏を、議案第32号は、収用委員会委員梅田雄次郎氏が平成26年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任委員として沼田憲明氏を、議案第33号は、収用委員会予備委員沼田憲明氏が平成26年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任予備委員として宮永博美氏を、それぞれ任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほ

どお願いいたします。

最後に、本議会は、私の任期最後の定例県議会でございますので、県政に対する私の所信の一端を申し上げ、議員及び県民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

私は、知事就任以来4年間、県議会を初め県民の皆様の温かい御理解と御支援をいただきながら、国、市町村、関係機関等との連携を深め、「一所懸命」の精神で、県勢発展に邁進してまいりました。

任期の前半は、口蹄疫を初め、鳥インフルエンザの発生、新燃岳の噴火などにより疲弊した県内経済・雇用の立て直しに全力を傾けたところであり、宮崎牛の日本一連覇などを経て、「口蹄疫からの再生・復興」に一定の道筋をつけることができたものと考えております。

また、任期の後半となる昨年度からは、「復興から新たな成長へ」と県政の軸足を移し、フードビジネスの推進や東アジア市場の開拓など、本格的な景気回復と成長産業の育成加速化に積極的に取り組んでいるところであり、このような取り組みを進める中で、県民待望の東九州自動車道延岡―宮崎間が開通し、また、先ほど御報告しましたフード・オープンラボの整備や、宮崎と香港を結ぶ国際定期航空路線の新規開設など、今後の発展に向けた礎を築くことができたものと考えております。

今、宮崎は、これらの取り組みを確実に本県の発展に結びつけ、「みやざき新時代」を築く、新たな飛躍のときを迎えようとしております。

人口減少問題を初め、東九州自動車道の県南区間や九州中央自動車道などの社会資本の整備、地域医療の確保や子育て環境の充実、さらには、本県の未来を担う「人財」の育成など、

取り組むべき課題は山積しておりますが、これらの課題に的確に対応しながら、活力にあふれ、国内外に開かれた「みやざき新時代」を築き、そしてその先に「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を実現することが、私に与えられた使命であり、今後も引き続き、私の全精力を県勢発展に傾注してまいる決意であります。

これまで県議会を初め県民の皆様からいただきました温かい御理解と御支援に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、なお一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす14日から17日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、18日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時26分散会

11月18日（火）



# 平成 26 年 11 月 18 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (37 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 欠席議員 (1 名)

16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
------	-------	----------

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
常 任 委 員 会 担 当 主 幹	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 議案第34号から第41号まで追加上程

○福田作弥議長 ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より、議案第34号から第41号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔卷末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第34号から第41号までの各号議案を一括上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案させていただきました議案は、先般の県人事委員会の勧告等を踏まえ、一般職及び特別職の給与改定を行うための補正予算案及び関係条例の一部改正案であります。

まず、議案第34号から第38号までにつきましては、一般会計及び4つの公営企業会計の補正予算案であります。補正額は、一般会計14億7,221万3,000円、公営企業会計1億4,307万1,000円です。このうち一般会計の歳入財源は、地方交付税12億7,411万3,000円、国庫支出金1億9,810万円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、5,834億9,109万7,000円となります。

次に、議案第39号及び第40号は、県職員及び市町村立学校職員の給料及び勤勉手当等を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

最後に、議案第41号は、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔卷末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。11月議会のトップバッターになりました、公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。知事を初め、関係部長の明快な御答弁をお願いいたします。

昨日、11月17日は、我が党にとって記念すべき結党50年の日でした。1964年（昭和39年）11月17日、公明党結成大会が開催され、以来50星霜。不滅の原点である「大衆とともに」との立党精神を胸に、どこまでも一人の人間に光を当て、現場第一主義で「調査なくして発言なし」をモットーに走り抜き、私たち地方議員から国会議員まで3,000名を超えるネットワークで連携して、福祉と平和、そして教育、環境の分野で実績と信頼を重ねてまいりまし

た。50年の星霜を乗り越えることができましたのは、何よりも党员、支持者の皆様が真心からの御支援をくださったたまものでございます。この場からも心から感謝と御礼を申し上げる次第です。次の50年に向け、そのネットワークの力を最大限に生かし、市民、県民の声を聞き、集約して政策に反映させていく。また、県民の皆様の手足となって働き、奉仕させていただく所存です。

それでは、通告に従い、順次質問に入らせていただきます。

公明党宮崎県議団は、平成27年度の当初予算について、河野知事へ重点要望を10月8日に提出させていただきました。人口減少・超高齢化社会などの地域における大きな課題を克服し、活気ある温かな宮崎のまちづくりを目指して、1つ、支え合う地域づくり、2つ、魅力ある地域づくり、3つ、安心な地域づくり、4つ、活力ある地域づくりという4つの地域づくりを柱に据えて、126項目の政策提言をさせていただきました。中でも、支え合う地域づくりでは、高齢者が住みなれた地域で、医療、介護、生活支援などのサービスを一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、障がい者等への支援をきめ細かく進める。そして、活力ある地域づくりでは、子ども・子育て支援新制度を推進し、また、女性や若者の活躍の場を広げ、支援に取り組むなどの提案でございます。このように、全ての世代が地域で互いに支え合いながら元気に安心して暮らせ、女性や若者が大きく活躍できる宮崎のまちづくりに反映していただきたいと、強く要望いたしました。

そこで、知事に来年度の予算編成について伺います。知事提案理由説明にもありました

とおり、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を実現させるため、平成27年度当初予算の編成方針についてどのようにお考えなのか、御所見をお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

平成27年度の当初予算編成方針についてであります。本県の財政は、県税など一般財源の大きな伸びが期待できない中で、年々増加する社会保障関係費に加えまして、今後、南海トラフ巨大地震等の防災・減災対策や公共施設の老朽化対策などにも多額の財政負担が見込まれますことから、さらに厳しさを増していくものと考えております。しかしながら、このような中であっても、人口減少問題の克服や人財づくり、フードビジネスを初めとする成長産業の育成、地域医療の充実、公共インフラの整備など、本県が抱える政策課題に的確に対応していく必要がございます。

このため、平成27年度当初予算につきましては、骨格予算として編成することになりますが、財政改革の着実な実行により財源捻出に努めながら、選択と集中の理念のもと、優先度の高い施策を構築しますとともに、全ての施策について県の役割を検証しつつ、市町村や民間企業等との連携・協働にも取り組むことを基本方針としたところであります。以上であります。

〔降壇〕

○重松幸次郎議員 御答弁いただいたとおり、財政改革と財源捻出に努めて優先度の高い施策を行うこと、そして、市町村や民間企業・団体などとの連携・協働、つまり、役割分担を踏まえた施策を進めることがポイントだと認識いた

しました。景気は少しずつ上向き始めているとはいえ、まだまだ厳しい財政状況の荒波は続くものというふうに考えております。行政と議会、そして県民総力戦で乗り越えていかななくてはならないということかと思えます。

続いて、具体的に、平成27年度の事業を検討するに当たっての視点に掲げられました、「将来の発展と地域を支える人財づくり」にどう取り組むのかを、再度、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は、これまでも、県づくりは人づくり、人こそ財産という強い思いで人財づくりに取り組んできたところであります。このような観点から、本年度予算におきまして、20億円の「みやざき人財づくり基金」を創設したところであります。さらに、人財づくりは長期的にしっかり取り組む必要があると考えておりますので、平成27年度の事業を検討するに当たっての視点としまして、「将来の発展と地域を支える人財づくり」を掲げますとともに、先般、国に提案しました「真の地方創生を実現するみやざきモデル」の中でも、農林水産業への就業支援や後継者育成、女性が個性と能力を發揮できる環境づくりを初めとする「地域の産業を支える人材育成」を掲げたところでございます。今、さまざまな場面で県民の皆さんと意見交換をすると、さまざまな分野での人材不足、後継者不足、大変重要な課題であろうかというふうに認識をしておるところでございます。私としましては、この「みやざき人財づくり基金」を有効に活用しながら、次世代の育成や産業・雇用の核となる人財の育成、女性や高齢者の活躍などの支援に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** わかりました。まさに未来

を担う人の宝、それは子供たちの健全な育成であり、また、潜在している女性の力を最大限に發揮できる社会に変えられるかどうか、そして、高齢者の活躍の場を広げていくことが重要な鍵というふうに言われております。

引き続き、我が会派の政策提言のうち、支え合う・活力ある地域づくりについて議論させていただきます。

本年の6月議会でも、地域包括ケアシステムについて、少子高齢化が本県では全国より早く進んでいる現状と、高齢者住宅などの介護施設の普及状況をお伺いいたしました。今回も担当課から説明をいただきましたが、高齢者住宅については、今のところ比較的充足しているということでございます。その上で、できるだけ我が家で暮らしたいと在宅を望んでいる高齢者にとっても、介護が必要になって、介護度が重度化して、やがて認知症になったとしても、住みなれた地域、自分の家で生活を送ることができて、24時間、365日体制で切れ目なく介護サービス、通所、宿泊、訪問の提供がもらえる小規模多機能ホームを、利用者の生活圏内、例えば中学校区ごとに整備することが必要だと考えます。

福祉保健部長に、介護福祉施設について2点お伺いいたします。通い、訪問、お泊まりサービスが受けられる小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを充実していくことが重要だと考えますが、現在の状況と県の考え方についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 平成26年10月1日現在で、デイサービスやショートステイ、訪問介護の機能を組み合わせた小規模多機能型居宅介護が54事業所、これに訪問介護の機能を加えた複合型サービスが3事業所、定期巡回・

随時対応型訪問介護看護が2事業所となっております。介護が必要な状態になられた場合においても、住みなれた地域や家庭で安心して生活できるようにするためには、利用者のニーズにきめ細かく対応できるこれらの地域密着型サービスの充実が重要ですので、今後とも、市町村や事業者と連携しながら普及促進に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 利用者のニーズをしっかりと掌握していただいて、地域密着型、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、年齢や障がいの有無に関係なく、家庭的な雰囲気の中で過ごすことができる共生型福祉施設の拡充を、我が党は提唱しております。そのモデルとなっているのが、富山県内に広がっている民間主導の富山型デイサービスであります。少し新聞記事を抜粋いたします。

「平日の午前中、同市富岡町にある施設「このゆびと一まれ」に入ると、明るい室内から楽しげな話し声が聞こえてくる。車椅子の高齢者と和やかに話す青年、知的障がいのある人は穏やかに高齢者の世話をする。わいわい言いながら切り絵づくりに精を出す老若男女。午後になれば、学校帰りの子供たちもやってきて一層にぎやかになる。(中略)開設から20年余りが経過したが、在宅での支援を望むニーズを裏づけするように、年々利用者が増加し、また利用者の変化が見てとれるようになる。つまり、認知症の高齢者が子供と触れ合うことで症状の進行が緩やかになる。知的障がいの青年が自分の意思で高齢者や子供たちの世話を買って出る。高齢者や障がい者と日常的に接する中で子供も他人を思いやれるようになる」とありました。

「在宅を望む人を支えたい。誰も排除しない」という施設長の理念であります。これらの

共生効果(ノーマライゼーション)は、やがて行政に伝わり、富山型デイサービスは、本年8月末現在、111カ所に広がっていて、市町村共同で県内200カ所を進めているようであります。そこで、この共生型福祉サービスについて、本県の状況と今後の取り組みについてお伺ひいたします。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 共生型福祉サービスは、同一の施設内で、高齢者や障がい者、子供を対象として複数の福祉サービスを提供するものであり、子供が他人を思いやれるようになったり、高齢者の方々が笑顔になるなど、多くの効果が期待できるサービスであると認識しております。県内の状況につきましては、平成25年1月現在、高齢者や障がい児のデイサービス及び子供の一時預かりなどを組み合わせて実施する事業所を初め、共生型福祉サービスを提供する事業所は13カ所となっております。県では、これまで、設立の手續などを紹介したパンフレットの作成や、富山市で施設を運営されているNPO法人の代表者を講師に招いた講演会を開催するとともに、新たに開設を希望する事業者への情報提供や助言を行っているところでありますが、今後も引き続き、共生型福祉サービスの普及に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 「このゆびと一まれ」の開設当初は、縦割りの壁がありまして、どの法律にも当てはまらないので補助金が出せないということで、やむなく自主事業でスタートさせ、厳しい経営を乗り越えられたと記事に紹介されておりました。しかし、今では、全国で1,400カ所以上整備されている富山型デイサービス、ぜひとも、御紹介いただいたとおり、このような共生型福祉施設の取り組みを支援していただきたいと考えます。

続いて、地方の公共交通網について総合政策部長にお尋ねいたします。自家用車と公共交通機関は、交通の空白地帯を埋め合う存在であります。自家用車の利用増加に対して、公共交通機関の利用者は減少し続けています。バス路線は、毎年、東京と沖縄・石垣島の直線距離に匹敵する2,000キロが廃止されているということです。一方、自家用車に乗る高齢者は、身体の衰えなどで運転をあきらめる方がふえているため、公共交通網の維持に一層取り組まなければなりません。ことしの通常国会で成立した改正地域公共交通活性化再生法が今月から施行されますが、県民、特に高齢者の移動手段の確保として、この地域公共交通活性化再生法を受け、今後の取り組み方針をお伺いいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 高齢者など、いわゆる交通弱者の方の移動手段の確保は、県としても大きな課題であると認識しているところでございます。これまでも、市町村がコミュニティバスを運行する際の実証実験に要する経費、また、複数市町村間をまたぐ広域的な路線について運行費補助を行うなどの支援を行ってきたところであります。今月中に施行される予定の、御指摘の改正地域公共交通活性化再生法では、地方公共団体が主体となって、まちづくり等、地域戦略と一体となった交通網の形成を目指すこととされておりますことから、県といたしましては、このような趣旨を踏まえ、市町村や交通事業者と十分連携を図りながら、地域社会全体の活性化を見据え、いわゆる交通弱者の方々の移動手段の維持・充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 今、御答弁の中にありました「地域戦略と一体となった交通網の形成」というのは、国土交通省のホームページに、「人

口減少社会において、地域の活力を維持、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、地域公共交通ネットワークを確保することが重要です。そのため、事業者任せの公共交通サービスから脱却し、自治体主体で乗り合いバスやデマンドタクシーなど、住民の移動手段の多様化と確保・維持を図る新たな取り組みを、国が財政支援や規制緩和で支援する」とありました。これまでも宮崎県は、バス対策協議会を設置し、地域間幹線系統補助や広域的バス路線運行費補助を行い、地域住民の交通アクセスの確保を推進されております。中でも、県内24市町村の乗り合いタクシーを含むコミュニティバスの運行支援を行っておりますが、いずれの地域でも運行費用を料金収入で賄えないのが現状とありました。いかにコストを下げ安定運行させるかが鍵だと考えます。また、車両やドライバーの経費を安く抑える取り組みを、さらに検討していただくことが必要です。

ここで紹介する兵庫県豊岡市での事例は、バスが廃止された地域や交通不便地域を念頭に、市が事業主体、地元住民で構成する運営協議会が運行主体となって、オンデマンドシステムを活用した地区乗り合いタクシー業務を行っております。これまでのコミュニティバスの収支改善が見られず、結果、廃止され、それにかわって地区乗り合いタクシーを導入いたしました。具体的には、利用者は電話で事前に予約をして、タクシー感覚、ドア・ツー・ドアで使える上に、最初の2.5キロは100円、それ以上は上限200円と、割安な料金設定になっています。そのわけは、有償旅客輸送を認める道路運送法78条を活用し、市町村名義の自家用自動車、セダンや

ワンボックスカーを利用して、運転手は地区住民が担っているからであります。つまり、この運転手は、2種免許が有効な者、または1種免許でも2年間停止のない者で、大臣認定講習の受講者であれば可能ということであるからです。平均年齢62歳、手当は少額ですので、事実上ボランティアに近いようですが、地域貢献のやりがいを感じているということだと思います。月・水・金の週3回、集落地区と町部のスーパー、病院、市役所支所などを結んで、ルート上で乗りおりは自由。つまり、身近な人がドライバーという安心感もあり、利用者がふえているということでもあります。

そこで、地区乗り合いタクシーの運行は移動手段の確保に有効だと思いますが、本県の取り組みを広げる考えはないか、再度、総合政策部長にお願いいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** ただいま御紹介いただきました豊岡市は、「チクタク」という名前で乗り合いタクシーを実施しておりますが、乗り合いタクシーは小型車両を使用しますことから、コストの削減や小回りがきくといった利点があり、県内でも11市町村で運行されているところでございます。一方で、乗り合いタクシーにつきましては、乗車人数が少ないこと、また、利用に予約を必要とするケースでは、急な利用ができない等の面も指摘されているところでございます。したがって、県といたしましては、一般の乗り合いバスや福祉バスなどさまざまな選択肢がある中で、地域の実情に合った交通手段を選択することが肝要ではないかと考えているところでございます。今後とも、国とも連携しながら、乗り合いタクシーを含めた最適な地域公共交通ネットワークの構築に向け、市町村の取り組みを支援してまいり

たいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 市町村が事業主体ではありますが、この地区乗り合いタクシー、略してチクタクと言っています。交通空白地域における交通手段として活用できないか。その取り組みを、先ほどの事例も参考にさせていただき、今後とも支援をしていただきたいと思います。

次に、県営住宅の環境整備、高齢者対策と駐車場について3点、県土整備部長にお伺いいたします。

65歳以上の人は総人口の2割を超え、今後さらに急速にその割合が増加すると予測されています。そして、高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯も増加すると見込まれております。そうした中、公営住宅が抱える課題として、孤独死の発生、高齢者のひきこもりの増加、自治会の加入率の低下とこれによる地域コミュニティの希薄化、また、清掃や除草作業に参加する住民が少なくなるなど、団地内の活動にも支障が出ているといった調査結果が出ております。

そこで、まず1点目に、本県の県営住宅における高齢者のいる世帯の比率はどのくらいか伺いたい。また、単身高齢者の世帯の比率はどのくらいかをお伺いいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 平成25年度末の65歳以上の高齢者のいる世帯は、2,468世帯で全体の30.3%となっておりまして、平成20年度に比べ、5年間で約500世帯、6.2ポイント増加しております。また、そのうち単身高齢者の世帯は、1,171世帯で全体の14.3%となっており、5年間で約170世帯、2.2ポイント増加しております。

**○重松幸次郎議員** わかりました。県全体

で30.3%、5年前と比較しても着実に高齢化が進んでいるということをごさいます。これからも、ますますそのような傾向だと思えます。これまでも、県営住宅の老朽化対策やバリアフリー化が検討されてきましたが、県営住宅におけるバリアフリー化率はどのくらいかを、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 県営住宅におきましては、高齢者世帯や障がい者世帯に安全・安心な住宅を供給するため、改修工事や建てかえによりまして、トイレ及び浴室への手すりの設置や室内の段差解消、車椅子が通行可能な廊下幅の確保等を行ってきておりまして、平成25年度末時点でのバリアフリー化率は、36.1%となっております。

**○重松幸次郎議員** 段差解消、また手すりの設置については、できるだけ早く多くつけていただきたいと思えます。高齢者の転倒防止、障がい者への配慮、また、いざというときの防災・減災の上で大変重要でありますので、よろしくお伺いいたします。

続いて、駐車場対策であります。以前から、駐車スペースの拡充や迷惑駐車対策を行ってほしいとの要望を受けております。団地敷地内共用部分や集会所入り口を駐車場がわりにしている人がいて、車椅子、ベビーカーが通れない、出入りが不自由になっているとか、外来者用に一時的にとめているわけでもなく、いつも同じ車なので、住人が駐車場がわりにとめていると思われるなど、繰り返される悩ましい問題があります。先日も、宮崎市内にある県営住宅430世帯の自治会へお邪魔し、5名の役員の方に駐車場管理の現状をお伺いし、懇談をさせていただきました。ここでも迷惑駐車対策、自治会の方々がカラーコーンを並べたり、警告書

類などをワイパーに挟むなど、苦慮されながらも、新旧駐車場料金の格差を解消する整備計画が進められる上で、将来を見据えた駐車区画においては、1室1台は必須であります。2台目の有料区画、また、障がい者、訪問介護やデイケア送迎車がとめられる福祉スペースを確保し、そして、外来者が気兼ねなくとめられ、しかも駐車ルールが守られる区画整備を要望したい、このように話されておりました。

そこで、提案でございますが、外来者駐車場にコインパーキング方式を採用してはどうか、御検討を願いたいと思えます。私もあちこちの市住、県住へ団地調査に行きますと、外来者スペースがなく、あっても1台程度で、とめたくてもとめられないことがあります。まず、違法駐車をできるだけ解消し、また、今後ふえていく高齢者への訪問介護に、ヘルパーさんがとめやすいスペースをつくっておくことが求められます。もちろん、身内、家族の方も来訪することでしょう。そのために、コインパーキング方式を採用し、例えば最初の20分は無料、それを超えると1時間200円とか、設定はどのようにでも変えられると思えますので、自治会で決めていただく。これにより管理収入が少しでも入り、環境整備に役立てればと考えています。これによって入居者の利便性も図られるのではないのでしょうか。既に福岡県東区の県営住宅で導入が決定いたしました。そこで、県営住宅の外来者駐車場をコインパーキング方式にできないか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 現在、県内にあります116の県営住宅団地のうち、44団地におきまして外来者用駐車場を設けております。駐車できる区画数につきましては、例えば宮崎市内の団地では、少ないところでは1区画、平



均しますと4区画という状況であります。お尋ねのコインパーキングの設置につきましては、費用対効果を考えますと、一定の駐車区画数を集約させる必要があります、また、入居者との合意形成を図る必要もありますことから、今後、十分検証してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 全ての団地にはまだ外来駐車場がないという状況もあります。今後、更新されたり建てかえがあったときに、この整備計画を進めていただきたいと思います。いきなり一斉には無理だと思います。モデルになる団地へ、自治会の御理解をいただきながら一部試験的にでも行っていただきたいと思います。県営住宅駐車場整備が今後、市営やUR住宅にも参考にしていただけるような整備計画を要望いたします。よろしくお願いいたします。

次は、女性が活躍する社会を目指して、公明党の政策提言では、1つ、子育て支援、2つ目が、女性特有のがんの検診受診や受診勧奨コール・リコール、3点目が、出産・子育てによって離職した女性の再就職の支援、4点目が、指導的地位向上への加速化プランなどの取り組みを推進しております。その2つ目の項目である女性特有のがん検診受診について、本県の子宮頸がん及び乳がん検診受診率と受診促進のための県内の取り組み状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 子宮頸がん及び乳がんの検診受診率は、徐々に向上しておりますが、平成25年の国民生活基礎調査では、子宮頸がんが、本県41.0%、全国42.1%、乳がんが、本県45.3%、全国43.4%となっております。各市町村では、受診率向上のため、無料クーポン券の配布、未受診者への電話やはがきなどによる個別の受診勧奨、特定健診との同時実

施、あるいは休日検診などの取り組みを実施しております。県では、こうした市町村の取り組みを支援するとともに、テレビCMなどを使った普及啓発や、特に乳がんについては、「ピンクリボン活動みやざき」の取り組みとして、各種イベントにブースを出展するなど、検診の受診促進に努めております。今後とも、市町村や企業等と連携しながら、がん検診の受診率向上に向けて積極的に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 今の御答弁によれば、子宮頸がんの受診率が41.0%、乳がんでは45.3%となっております。いずれも80%台の欧米諸国からするとまだまだ低いようです。国の目標受診率50%を目指して推進していただきたいと思いますのと、乳がん検診無料クーポンが全ての婦人科病院では使えないということをお家の内から聞きました。諸事情があるようですので、何とか改善を求めたいと思います。

一方、女性の社会進出を促し、管理職へ登用するなど、働く女性を支援していくことが、企業の競争力に大きく貢献することが調査でも明らかです。しかしながら、子育てなどのライフイベントによる離職から戻れないのが実情であります。そこで、女性の活躍を応援するためには再就職の支援が重要だと考えますが、どのように認識しているのか、これは知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 女性の就業につきましては、結婚・出産を契機に一旦離職し、その後復職を希望する女性が多いことから、再就職への支援が、女性の活躍を推進する上で極めて重要であると認識しております。そのことが、先ほども答弁しました、さまざまな分野における人材不足を補うという面もございまして、女性ならではの視点を生かした社会に対する貢献、

大変重要なことだろうというふうに考えております。

このため県では、女性の再チャレンジ支援のための相談を行いますとともに、企業によるワーク・ライフ・バランスに関する自主的な取り組みを宣言していただく「仕事と家庭の両立応援宣言」を推進しているところであります。その結果、結婚・出産で退職した社員の再雇用など、女性の活躍に配慮した宣言を掲げる企業がふえてきているところであります。今後とも、ハローワークのマザーズコーナー等におきまして、きめ細やかな再就職支援を行っております宮崎労働局など関係機関とも連携しまして、女性が出産・子育てをしながら安心して働ける環境の整備について、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** まさにそのとおりだと思います。京都大学大学院の伊藤公雄教授は、「男性の意識も変える必要がある。男性主導で働く社会では、女性の社会参加が抑制されるだけでなく、長時間労働など男性側にも負担が重い。男女共同参画で、男性が家庭や地域での生活を取り戻し、人生を楽しめることができるかが課題だ」と述べられています。女性の職場復帰や活躍を支援する企業セミナーが重要だと思いますので、しっかり予算をつけて取り組んでいただきたいと、このように要望いたします。

がらりと話題が変わりますが、今議会の知事提案理由説明でも話されました、第69回国民体育大会・長崎がんばらんば国体において、総合19位の大活躍をなし遂げました。改めて知事に、国体での天皇杯19位という好成績について、素直な感想を改めてお伺いしたいと思いません。

**○知事（河野俊嗣君）** 長崎がんばらんば国体

では、天皇杯順位が19位という、昭和54年の宮崎国体を除けば過去最高となるすばらしい成績をおさめていただいたところであります。本当にこれはうれしかったところであります。これもひとえに、日ごろから厳しい練習に取り組んでこられた選手の皆様の御努力はもちろんのこと、それを支えてこられた競技団体を初めとする関係者の方々の団結の力がなし得たものでありまして、県民の皆様が元気に勇気、そして大きな感動を与えていただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと考えております。また、その後に行われました障害者スポーツ大会におきましても、メダル獲得数39個、これも過去最高ということをごさいます。高校サッカーの優勝や高校野球の準優勝などもありましたが、宮崎におけるスポーツが非常に活況を呈していると、大変うれしく受けとめておるところでございます。今回の好成績は、今後のスポーツランドみやぎの推進や、「みやぎ東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」の展開に当たりましても、大きな弾みとなるものと考えております。今後とも、県民の皆様と一緒にスポーツの振興に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** サッカー成年男子、ソフトボール成年男子、また、ゴルフ少年男子団体と個人・関選手、そして、重量挙げ・中村選手が見事優勝されました。準優勝以下も皆すばらしい成績だったと思います。選手、関係者の皆さんに敬意を表します。

さて、これからも陸続と優秀なスポーツ選手や指導者を育成していただきたいものです。そこで、今回の成績を踏まえ、本県の競技力向上にどのように取り組んでいくのか、教育長にお

伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 競技スポーツにおける本県選手の活躍は、県民のスポーツに対する関心を高めるとともに、地域におけるスポーツの推進に寄与するものでございます。現在、県教育委員会では競技力向上推進本部を設置し、中学や高校における競技力向上のための推進校の指定や、優秀な選手を集めた合同合宿等に対する支援など、総合的な取り組みを進めております。今後、関係機関と十分連携を図りながら、これまでの取り組みを一層推進するとともに、今、課題である女子競技力の向上、指導者の養成・確保、民間企業等の協力もいただきながらの有望社会人の受け入れ体制づくりなどに取り組み、県民の皆様が元気、勇気、感動を与えることができるように、競技力の向上に今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** これから、プロの球団が宮崎でキャンプに入ります。また、大学、企業のスポーツ合宿で指導者懇談会や交流試合などを進めていただいて、スポーツランドみやざきならではの企画をさらに進めていただきたいと思います。先ほど知事からも御紹介がありました第14回全国障害者スポーツ大会が行われまして、本県選手団35名が参加して、陸上競技、水泳などで健闘が光りまして、金メダルが17個、銀メダル16個、銅メダル6個、合計39個、過去最多でありました。こちら、選手と関係者の皆様に心から敬意を表したいと思います。

福祉政策について伺いいたします。

前回の代表質問でも、東京都で進められているヘルプカード、緊急時に周囲の人に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのカードを紹介いたしましたが、このほかにも障がい者に関

するマークはいろいろございます。おもいやり駐車場などで見かける車椅子に人がかけているマーク、ちなみにこれは全ての障がい者を対象としたもので、車椅子を利用する障がい者に限定したものではないということをお願いしたいと思います。また、人がつえを持っている視覚障がい者のためのシンボルマークは理解できると思いますが、聴覚障がい者の標識やオストメイトのマーク、またハート・プラスマークなどはなじみがなく、マークで意味を理解することもなかなか困難だと思います。

今回は、改めてハート・プラスマークを紹介いたします。内部障がい者（肺呼吸、心臓、肝臓機能低下など）、また、RSD（慢性神経痛）や線維筋痛症などの症状で、見た目にはわからないけれども、つらい、しんどいと声を出せずに我慢している方がいらっしゃいます。そんな人の存在を視覚的に示し、理解を広げるためのマークであります。ハート・プラスマークなど、障がい者に関するマークの周知を図るべきだと思いますが、福祉保健部長にお考えをお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 障がいのある方の中には、心臓、腎臓などの内部障がいなど、外見からは障がいがあることがわかりにくいので、バスの優先席や身障者用トイレ等を利用される際に、マナー違反であると誤解を受けたり、必要な支援や配慮について周囲の理解を得られにくい方がおられるのも実情だと考えます。このため県では、本年3月、障がい者への理解の促進を図るため、障がいの特徴や周囲の方々をお願いしたい配慮のほか、ハート・プラスマークなども紹介したハンドブックを作成し、小・中・高等学校や市町村、関係団体等に配布したところであります。今後とも、さまざま

まな機会を通じ、障がい者に関するマークの周知を図るとともに、基本的なことではあります。県民一人一人が障がいに対する理解を深めていただくよう、さらにしっかりと取り組む必要があると考えております。

**○重松幸次郎議員** 大変丁寧な御説明と前向きな御答弁でありました。

では、今度は教育長に、障がい者に関するマークについての周知を図るため、学校教育においてどのように取り組んでおられるのかをお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 社会には、障がいのある方などさまざまな方がおいででございますが、全ての人々がともに支え合う社会を実現するため、学校教育においては、多様な教育活動を通して、障がいのある方との共生について考え行動できる子供たちを育てていくことが大切であると考えております。そのため、小中学校におきましては、社会科や総合的な学習の時間で、車椅子やアイマスク体験を行ったり、資料を使って「ほじょ犬マーク」などを学んだりしながら、障がいのある方への理解を深める学習を行っております。また、高等学校におきましては、家庭科でノーマライゼーションの理念を学ぶ中で、ハート・プラスマークやオストメイトマークなどについても学習をいたしております。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。実は、線維筋痛症を持った子供の親御さんから相談を受けておりました。高校生になって発症し、体育の授業を休まなければならなくなったことで、自分だけ楽をしてと思われていたこと、その時の子供さんの苦しみを切々と語っておられました。このように内部疾患やさまざまな障がいを持っている方への理解と協力の輪

を広げていただきたいと思います。

同じく教育長へお尋ねいたします。全ての子供にあらゆる体験機会と学びの場を提供することは重要ですが、さまざまな理由で子供が学校に行けなくなる不登校、この不登校については、これまでも、市町村と教育機関や外部専門家と連携して対策を講じておられるようであります。本県の不登校の現状とその対策について、お伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 平成25年度の本県の公立学校における不登校の児童生徒数は、1,403人で、本県の大きな課題の一つであると認識をいたしております。全国と比べますと、小学校では低い割合、中学校、高等学校ではほぼ全国と同じ割合であります。従前より若干ですが増加しているという傾向にあります。そのため、各学校においては、不登校に関する委員会を定期的に開催し、具体的な支援策を協議した上で、家庭訪問や児童生徒、保護者との面談を行い、保健室や相談室への登校を促すなど、学校復帰に向けた組織的な取り組みを行っております。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家と連携した取り組みや、市町村が学校外に設置している適応指導教室で学習指導等の支援を行っております。

**○重松幸次郎議員** わかりました。若干増加傾向にあるということでございます。子供の様子、態度を冷静に見きわめ、少しでも原因を見つけ、理解することができるなら、解決に結びつくわけでございますが、そうした不登校の児童生徒さんを受け入れるフリースクールが全国400施設あるようです。しかし、学校教育法上での学校ではないために、公的な支援制度が適用されていません。文部科学省は、今年度、プ

プロジェクトチームを設置し、施設や団体の指導体制、フリースクールの位置づけなど、検討が始まりました。本県では施設の調査中だということですが、フリースクールとの連携についてどのように考えているのか、再度、教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 不登校の児童生徒の状況は一人一人違っており、個々の状況や保護者の思いを把握した上で、学校と教育委員会が連携を図り、それぞれの児童生徒に応じた支援をすることが大切であると考えております。その支援に当たっては、それぞれの子供が、将来、その子供なりに社会の中で居場所を見つけ、社会参画ができるようにすること、そのための支援をすることが何より大切であると考えております。国が検討しようとなされておりますフリースクールなど、民間施設との連携につきましても、意義があることだと考えておりますので、国の動向を注視しながら研究してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 文部科学省もフリースクールの支援の第一歩を踏み出されたということでもあります。不登校やひきこもり支援に関して、学校への復帰が最も大事でありますので、今後とも連携をよろしく願います。

次は、浄化槽の補修と管理について、環境森林部長にお伺いします。

きれいな水、美しい川、そしてふるさとを守るために、汚水、生活排水を浄化することは重要であります。これまで、単独から合併浄化槽の移設や保守点検、清掃、そして法定検査などが義務づけられておりましたが、なかなか整備促進が進んでいないことが議論されております。かねてより、浄化槽の管理台帳を整備して一元管理し、情報を共有することが検討されて

いましたが、このたび、一般社団法人全国浄化槽団体連合会がスマート浄化槽管理システムを構築し、各事業者や行政機関とのネットワーク化を進めております。そこで、浄化槽の一元的な管理システムであるスマート浄化槽の概要とそのメリットについて、お伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** スマート浄化槽は、浄化槽の施工・維持管理を行う事業者や県・市町村及び法定検査機関、さらには浄化槽使用者が情報を共有するシステムであり、現在、御指摘がありましたように、全国浄化槽団体連合会が宮城県仙台市におきまして、その構築に向けてモデル事業を進めております。そのメリットといたしましては、事業者が保守点検等の業務結果を速やかに入力することで、台帳が常に最新の情報として更新され、浄化槽の適正管理に寄与するとともに、浄化槽の設置状況を地図上で確認できるGIS機能もあり、大規模災害時における水洗トイレの設置場所の把握にも活用できると聞いております。

**○重松幸次郎議員** まさに今お聞きしますと、すばらしい管理システムだと思います。そして、大規模災害時にも、応援部隊が速やかに駆けつけて対処、掌握できるということでもあります。本県においても、スマート浄化槽のメリットを活用した新たな浄化槽台帳システムの構築を図る必要があると思いますが、県の考えを再度お伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 浄化槽の適正管理を推進していくためには、情報を一元的に管理し、関係者間で情報を共有できるシステムの構築がより効果的だと考えております。このようなシステムの構築に向けまして、現在、県では、保守点検や清掃等の実施状況が速やかに管理台帳に反映されるよう、来年4月からの稼

働に向けて、システムの改良作業を進めているところであります。御提案のスマート浄化槽につきましては、現在、必要な情報等を収集いたしまして、本県の浄化槽台帳システムへの活用について、県浄化槽協会など関係機関と検討を進めているところであります。

**○重松幸次郎議員** ぜひとも環境を守り、「くらしの豊かさ日本一のみやざき」を実現するために、積極的に進めていただきたいと思います。

では、最後の項目になりますが、フードビジネスについてお伺いいたします。

まず、知事の提案理由説明にありました、10月27日にオープンいたしましたフード・オープンラボではありますが、改めて、フード・オープンラボを整備した目的と今後どのように活用されていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** フード・オープンラボは、本県の成長産業であるフードビジネスの振興を図る新たな食品開発の中核施設として整備したものであり、総菜・ソース等、製菓・製パン、清涼飲料水の3つの製造室を備えております。この施設の大きな特徴は2つありまして、1つは、食品営業許可の取得が可能であることから、試験的に製造した商品そのままテストマーケティングや商談に活用することにより、ニーズに即応したものづくりができる点であります。もう1つは、HACCPの概念に基づき、清潔度を追求した施設であることから、高レベルの衛生基準、品質管理を学べる点であります。なお、これらの2つの特徴をあわせ持つ設備は、全国でも初めてです。今後、これらの機能を最大限に発揮させ、食品加工企業や6次化を目指す農業者等のマーケット

インの視点に立った新商品へのチャレンジや、農産物の高付加価値化を支援し、フードビジネスのさらなる進展を図ってまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 食品加工、製造開発が今後の成長戦略で大変重要であります。よろしくお願いたします。

さて、私たちが農林水産業振興に関して提言した中で、畜産、酪農の産業強化力をうたっておりますが、畜産については、事業主の高齢化や担い手不足を解消し、収益性を高めなくてはなりません。地域ぐるみの体制を構築するため、「畜産クラスター」というキーワードがございます。畜産クラスターについて、その現状と今後の取り組みを農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(緒方文彦君)** 畜産クラスターにつきましては、畜産農家や畜産支援組織をこれまでのように単独で支援するだけでなく、行政やJA、畜産支援組織や異業種を含めた関係事業者等が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益力向上に向けた取り組みを進めるための体制を呼称したもので、今年度から国が進めているものでございます。本県では、今年度、日向地域と児湯地域が国の承認を受けまして、日向地域がへベスの加工残渣を、児湯地域が焼酎かすをそれぞれ飼料として利用することで、コスト削減や高付加価値化へ向けた取り組みを行っているところでございます。また、国は、来年度の概算要求において、畜産クラスター計画に基づき、ハード整備を含めた各種支援を行うこととしておりますことから、県といたしましては、各畜種ごとに計画策定を促進し、国の事業が十分活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 地域ぐるみでの体制強化、また、特徴ある飼料を生かしたブランド化を推進していただきたいと思ひます。

ブランドといへば宮崎牛です。国内需要だけでは今後、消費の拡大が見えてこない。そこで、宮崎牛の海外展開についてどのように考えていらっしゃるのか、知事にお伺ひいたします。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎牛を代表とします県産牛肉の販路拡大を図っていくためには、国内販売対策の強化に加えまして、海外への輸出というものは大変重要な取り組みであると考えております。このため現在、香港などの東アジア地域や米国を中心に、関係機関と一体となりまして、宮崎牛の認知度向上や販路開拓に取り組んでいるところでありまして、昨年度は122トンと過去最高の輸出量になっているところであります。ただ、宮崎牛の実力を考えると、もっともっと伸び代があるものというふうに加え、しっかり努力をしてまいりたいと考えております。

今後は、外国産「WAGYU」との差別化を図るため——「WAGYU」というローマ字表記で外国産のものが販売されておるわけですが、しっかり差別化を図るために、国が進めておりますジャパンプランドの輸出戦略とも協調しながら、多くの富裕層を抱え、消費人口も多いEUやハラール圏など、新たな輸出先も視野に入れまして、トップセールスなどのプロモーション活動を積極的に展開することにより輸出量の拡大を図り、宮崎牛のおいしさを世界に向けて発信してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 海外展開、大事だと思ひます。今、知事のほうから、EU、ハラール圏と

おっしゃられましたけれども、ハラールというのは、イスラム圏(イスラム教徒)のことで、世界に16億人いらっしゃる。イスラム教の教えに基づいて、合法的なもの、口に入れていいもの、安全性をハラールと言ひまして、食品、医薬品、化粧品などから金融サービスまで、その基準があるそうです。具体的には、豚肉とアルコールは一切口にしない。また、スープやブイヨンに豚エキスが入っていてもNG。また、ワインや日本酒を使った料理も食べられない。それをクリアした食材、料理でのハラール圏進出によって、消費拡大が期待できるということでもあります。同時に、インバウンドでありましたら、本県へ受け入れる準備も、そのハラールに基づいて行っていかなくてはなりません。さまざまな戦略を練り上げて、フードビジネスをこの県よりも早く着実に展開を図っていただきたいことを強く要望して、質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公明党宮崎県議団2番手、河野哲也でございます。

先ほど重松議員からもありましたが、我々公明党宮崎県議団は、10月8日、知事に対して、平成27年度の予算要望をさせていただきました。「活気ある温かな宮崎のまちづくり」として、4つの柱、126項目の提言を行いました。地方創生・地域づくりのかなめについて、我が党山口那津男代表は、「人」の重要性を強調されました。このことを日本創成会議座長の増田寛也氏は、公明党らしい着眼点であり、地方創生の本質を言いあらわしたものと評価していただいております。また、増田氏は、行政サービスの提供を初め、産業の振興や雇用の確保など、

地方が抱えるさまざまな課題の解決には、「人が安心して住み続けられる」という視点が欠かせないとも語っています。まさにこの視点で宮崎の現状に即した処方箋を議論していかなければなりません。我々の政策提言もここから出発しております。

そこでまず、国は地方創生関連法案で、5年間の総合戦略と50年後の長期ビジョンをまとめるとしています。こうした動きに呼応した本県の総合戦略・長期ビジョンに知事はどう取り組むお考えか、お伺いします。

また、もう一つの地域再生法改正案は、これまで各省庁がばらばらで進めてきた地方活性化施策をワンパッケージで支援する仕組みづくりを目指し、各地域の実情や意見を最大限尊重するとしています。全国知事会は、より自由度の高い交付金の創設を要請していますが、国の予算獲得に向け、知事の認識をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終え、後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本県の人口ビジョン・総合戦略についてであります。本県におきましては、現行の総合計画におきまして、人口減少問題を重要課題の一つとして捉え、出産・子育てしやすい環境づくりや、移住の促進、雇用の場づくりを初めとする人口減少対策に取り組んできたところであります。その成果や課題を踏まえ、現在改定作業を進めております県総合計画の長期ビジョンや今後4年間の重点施策を示すアクションプランにおいても、この人口減少問題に対して、より一層積極的に対応していくこととしております。国の地方創生の動きにつきましては、まさに本

県の方向性と歩を同じくするものでありまして、十分連携を図りながら取り組んでいく必要があると考えております。今後策定されます国の総合戦略や県総合計画とも連動しながら、本県の現状と課題に的確に対応しつつ、その特性を生かせるような宮崎版の人口ビジョン及び総合戦略の策定に早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国の予算獲得に向けた認識についてあります。地方創生に関しましては、国と地方が知恵と工夫を共有しながら、地方がその自主性と独自性を最大限に発揮し、それぞれの地域の抱える課題に対応した的確な対策を講じていく必要があるものと考えております。さらに、人口減少対策の効果が発現するまでには一定の時間を要しますことから、短期的な取り組みに終始せず、中長期的な観点に立って、総合的な取り組みを粘り強く継続していくための確固たる基盤の確保が不可欠であります。このため、先般、本県が国に提言をいたしました「真の地方創生を実現するみやざきモデル」におきましても、自由度の高い交付金制度の創設や、合計特殊出生率の高い地方への地方交付税の加算を提案したところであります。国におきましては、地方創生に関する交付金の創設を表明されておりますが、現在、その見通しが不透明な状況にありますので、今後、情報収集に努めるとともに、本県の取り組みに必要な予算をしっかりと確保するという強い意思を持って対応してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○河野哲也議員 本県の人口減少の流れを食いとめ、人口の増加・維持を目指すため、持続可能な人口構造構築に向けた積極的な取り組みと、人口減少に伴う雇用規模の縮小、社会保障



負担の増大、生活サービスや行政サービスの維持、インフラ整備のあり方など、方向性の違う課題を同時並行で進めるという視点に立った対策を行うために、予算の獲得をしっかりとお願いしたいと思います。

知事の答弁にありました「みやざきモデル」で2点お伺いいたします。人口減少対策について、「みやざきモデル」として知事はどのように提言しているのでしょうか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は、温暖な気候と豊かな自然、そして、温厚な県民性、強いきずなの残る地域社会など、安心して子供を産み育てられる恵まれた子育て環境が整っておりまして、合計特殊出生率は、沖縄に次いで2位であります。こうした本県の優位性を十分生かすことによりまして、この取り組みを全国の先駆けとしていくという強い意気込みを示すために、「みやざきモデル」と名づけたものであります。

一方、多くの若者が進学や就職などを機に県外へ流出し続けております。日本創成会議の推計におきましても、若年女性の減少が著しい市町村が多いことが指摘されているところであります。このような本県の特性と課題を踏まえまして、「みやざきモデル」では、恵まれた子育て環境と高い合計特殊出生率を推進力としまして、若年層の流出に歯どめをかけることによる社会増対策として、産業振興による雇用の創出や移住等の促進、さらには、自然増対策として、一層の子育て支援や女性の就労支援、また、人口減少社会にあっても魅力のある地域づくりなどを柱とする提言を行ったところであります。これらの取り組みを通じまして、本県人

口の社会増、自然増、さらには暮らしの維持・充実等につなげてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 答弁の中にありました若年層の流出の歯どめによる社会増対策として、産業振興による雇用の創出や移住等の促進については、後ほど議論させていただきたいと思っております。

年齢別人口構成、平成22年の国勢調査のデータによりますと、宮崎県は、0歳から17歳までは全国平均を上回っている。ただ、18歳から48歳までが下回る。そういう状況になっています。つまり、生産年齢人口の前半での年齢構成が低いことになる。増田氏は、「地方消滅」で、地方において人口流出を食いとめるダム機能を構築しなければならないとおっしゃっています。同時に、一旦大都会に出た若者を地方に呼び戻す、呼び込む機能の強化をととも言われ、若者に魅力のある地方中核都市を軸とした新たな集積構造の構築を目指すべきであると言われております。社会増に向けた対策における「みやざきモデル」の独自性についてお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** この「みやざきモデル」は、国においてさまざまな戦略づくりが進められている中で、スピード感を持って本県ならではの提言をしていきたい、そのような思いで取りまとめたものでありまして、社会増に向けた対策で本県の独自性を生かして思い切った提案をしておるところでございます。例を挙げますと、まずは、フードビジネスの推進を初めとします農林水産業の成長産業化ということ、また、若者の学ぶ場、働く場を創出するための首都圏からの大学・企業の移転というもの、また、サーフィンや炭焼きなどに着目をした宮崎ならではの特色ある移住の促進というものもあ

ります。また、自然や食、スポーツなどの強みを生かした観光産業の再生、大都市圏から遠い本県の地理的課題を踏まえた、物流コストの縮減といったソフト対策を含めたインフラ整備の促進などを掲げたところであります。今後策定することとなります地方創生の地方版人口ビジョン・総合戦略につきましても、市町村と十分連携をしながら、本県の独自性を生かした内容となるよう努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。知事の「政策提案 ともに築こう「みやざき新時代！」」を拝見させていただきました。重松議員への答弁にありましたので、重複を避けますが、この中で大事にしている「人財づくり」、これも、今の私の質問の若年人口の流出の歯どめとして重要な視点ではないかなと、そういうふうに考えたところでございます。人を中心据え、人が生きる宮崎の地域づくりが重要であります。地域で意欲と能力のある人を見出して、そのアイデアを活用し、活動の場を提供していくことがポイントの一つと考えております。

続きまして、公明党の政策提言について質問をさせていただきます。まず、魅力ある地域づくりでございます。

魅力ある地域づくりのポイントは、先ほども述べましたが、若者の多様な働き方の創出が重要だと考えます。どのように認識し対応していくか、商工観光労働部長、お願いいたします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 本県が若者にとって魅力ある地域となるためには、安定した雇用の場の確保が極めて重要であると認識しております。このため、創業支援も含め、成長産業の加速化など県内産業の振興と、企業立

地を車の両輪として、雇用の創出に取り組んでおります。また、Uターン等により県外から人を呼び込むことも極めて重要でありますことから、従来より、宮崎での就職を希望される方を対象とした東京、大阪、福岡での「ふるさと就職説明会」の開催や、「ふるさと宮崎人材バンク」の運営等により、県内企業とのマッチングを支援しているところであります。今後とも、宮崎労働局等の関係機関との連携を図りながら、若者が魅力を感じる雇用環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 申しわけありませんが、今の答弁は、今まで県が対応してきたことだと思えます。その上で、宮崎において若者の多様な働き方の創出はどう考えるかと申し上げたところでございます。県内でも、それぞれの地域に産業創出の行動を起こしている若手の方々がいらっしゃいます。県は、結構情報収集していると思っておりましたが、またこれは別な機会に議論させていただきます。

宮崎県中山間地域振興計画に、中山間地域における集落機能の維持を図るため、中山間盛り上げ隊だけでなく、国の地域おこし協力隊、NPOの緑のふるさと協力隊等とも連携しつつ、切れ目のない支援を実施するとし、移住政策も含めて、市町村と連携して積極的に取り組んでいくとあります。「みやざきモデル」の中で、宮崎県への移住の動向が示されておりましたが、平成25年度、照会件数は1,000件を超えるものの、60人とどまっております。

前回の総務政策常任委員会で議論となりましたが、高知県と比較した移住の目標設定について、私も高知県を調査させていただきました。高知県の地方再生の提言書は、真っ先に、「地方創生のためには、中山間地域の創生が不可

欠。」とし、対策の一つに地域おこし協力隊の拡充を掲げておりました。

地域おこし協力隊は、他地域に暮らす人材を活用した地域活性化策として、総務省が創設したものでございます。地方自治体が、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など、地域協力活動に従事してもらい、あわせて、その定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献するものだとしています。制度が開始された平成21年度は全国で89人でしたが、平成25年度現在、隊員数が318自治体（4府県314市町村）で978名まで広がり、この6月には安倍首相が、この制度の隊員数を今後3年間で3,000名にふやす方針を打ち出しています。必要経費として、受け入れ側の都道府県、市町村が負担した場合、地域おこし協力隊員1人当たり400万（報償費等200万、その他の経費200万）、募集にかかる経費について、自治体1団体当たり200万を上限とする措置（特別交付税）を行うとしております。

若者の定住促進策の有効な手だての一つとして、宮崎ももっと活用すべきではないでしょうか。そこで、県内における地域おこし協力隊、過去3年間の設定実績を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 地域おこし協力隊は、今、御紹介いただいたような内容の制度でございますが、本県では、平成24年度ではえびの市、西米良村に計6名、25年度では小林市など5市町村に18名でございます。また、平成26年度では、11月1日現在でございますが、都城市など8市町村に24名が設置されているところでございます。

○河野哲也議員 高知県は51名です。およそ2倍です。この制度の最終目的は、任期後も地元

に残ってもらうことです。定住状況につきましては、総務省が昨年公表したアンケート結果によると、昨年6月末までに任期を終えた隊員のうち約6割が、活動していた市町村か近隣地域に定住しています。そこで、本県の任期を終了した地域おこし協力隊は、活動した市町村にどの程度定住されているか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 県内では、これまで7名の方が任期を終了しておりますが、そのうち5名の方は、県外の学校への採用や、御自身のスキルアップを図りたい等の理由によりまして、県外に転出されております。現在、2名の方が活動された市町村に定住されているという状況でございます。

○河野哲也議員 厳しいことを言わせていただくと、これは、移住促進の政策として捉えていないということになるのではないかと思います。高知県は76%の定着率です。この制度だけで、宮崎移住者の半分以上になる可能性がある。隊員が無理なく地域に溶け込み、定住の流れが加速するよう、受け入れ体制の強化を積極的に考えていくべきではないかと考えますが、県として、地域おこし協力隊の設置にどのように取り組むのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図る地域おこし協力隊は、地域の活性化や大都市圏への人口集中の是正を図る上で、大変重要な仕組みであると考えているところでございます。御指摘がありましたように、今の時点では、人数が必ずしも多くない中で十分な成果を上げていないという点は、個々の事情をよく研究してまいりたいと思っておりますけれども、いずれにして

も、その観点から大変重要なものだと思っております。県といたしましては、これまでも機会あるごとに、市町村に対しまして当該制度を周知するとともに、地域おこし協力隊を受け入れている市町村と、これから受け入れをしようとして検討している市町村等との意見交換会を実施するなど、その導入を働きかけてきたところでございます。これは、使われている市町村が一部に偏っているというところもありまして、多くの市町村に使っていただきたいという趣旨でございます。地域おこし協力隊は、今後、地方創生に取り組む上で大いに活用すべき仕組みであると考えておりますので、市町村と連携しながら、一層の導入促進を図るとともに、課題についても情報を共有してまいりたいというふうに思っております。

**○河野哲也議員** 大事な視点でございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

高知県の話ばかりで、おまえ、高知県に行けということになるかもしれませんが、高知県は移住促進の課題を明確にしています。具体的な提言として、地域おこし協力隊の拡充を挙げているわけです。

もう一つ政策提言が並んでいました。その中山間地域と都市部の共生を可能とする産業群の育成が必要だということで、施策がありました。産業群の育成のために産業人材が必要となっていて、例えば、有名な土佐まるごとアカデミーで育てたり、また、外からの新しい人が必要となっていて、都市から地方へ人を送り出す全国移住促進センターの設置、これも施策の中に入っております。そういう施策に流れというか、ストーリーというんですか、高知県にはそれがあると。ぜひ参考にさせていただきたいと思ひます。

政策提言の2つ目でございます。安心な地域づくりを掲げました。

8月に広島北部で発生した豪雨による土砂災害の教訓を踏まえ、土砂災害警戒区域の指定や避難勧告の円滑な発令を促す改正土砂災害防止法が、11月12日に成立いたしました。改正土砂災害防止法は、土砂災害の危険性がある警戒区域と、住民の生命や建物に著しい危害が生じるおそれのある特別警戒区域を指定し、住民への危険周知を進めるものでございます。改正案のポイントは、同法で定められた警戒区域、特別警戒区域の指定手順を、1、地図上で危険箇所を決める、2、危険箇所の基礎調査をする、3、調査結果をもとにして警戒区域を定める、4、警戒区域の中で特別警戒区域を指定するとなっております。

県も、確かに、ホームページに9月14日付で土砂災害危険箇所を掲載し、周知を図っておられました。また、土砂災害から身を守るために、台風や大雨、地震発生の際は、土砂災害に注意してくださいというパンフレットの作成もなされておりました。そこで、地域防災について何点かお伺ひします。まず、想定外の異常気象、異常災害の中で、地域の防災・減災対策にどのように取り組むか、危機管理統括監にお伺ひいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 東日本大震災を初め、広島県の土砂災害あるいは御嶽山の火山災害など、近年の災害の状況を見ますと、想定とか経験とか、そういった枠にとらわれない心構え、対策が求められていると痛感しております。このため、まずは県民一人一人が、災害は必ず自分の身の回りにやってくると、そういった意識を持って、自分の命を自分で守るための確かな知識を身につけておくことが必要で

ありますので、さまざまな機会を通じまして、今後さらに、そのような啓発に努めてまいりたいと考えております。また、行政が行います災害対応に当たりましては、大きな災害が発生した場合の緊迫した局面におきまして、状況に応じた臨機応変な判断が迅速にできるよう、平素から関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 市町村が空振りを恐れず住民に避難勧告を発令できるように、地盤の水の含みぐあいや雨量の予測について時系列情報を与えるなど、県がきめ細やかな情報提供や助言を行うなど、十分な支援をお願いしたいと思います。

陸前高田だったのでしょうか、東北大震災の大津波でパトカーの横転している写真を、私は思い出してしまいます。情報がもしかしたら間違っているかもしれませんが、23人の警官が殉職したというふうに聞いております。いずれも住民避難誘導中とお聞きしております。ただ、残念なことに、津波の後、瓦れきの中で窃盗事件等多発しているということもお聞きしています。そこで、災害時の防犯対策について警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 大規模災害が発生した場合には、発生直後は、人命救助、避難誘導、被災地の実態把握などの警察活動を最優先に実施いたします。その後、犯罪に関する情報等を収集しながら、被災地等において、犯罪抑止活動の推進、防犯情報の発信、検挙活動の強化などの防犯対策を行います。具体的には、部隊を編成しての警察官によるパトロールの実施、避難所等への立ち寄り警戒、臨時交番の設置、防犯チラシを初め、あらゆる広報媒体の活用など、被災地の皆様に安心していただけるよ

うに、あらゆる対策を講ずることといたしております。

**○河野哲也議員** 細やかな対応、ありがとうございます。まさに安心な地域づくりのかなめでございます。

土砂災害危険箇所が全国に52万5,307あるにもかかわらず、警戒区域は35万4,769しか指定されていない状況であります。宮崎県も同様、災害危険箇所は1万3,000カ所あるようですが、土砂災害危険箇所の調査から長年経過していますことを踏まえ、現在の実態に即した、より正確な危険箇所数を把握すべきだと考えます。そこで、土砂災害防止法の改正を踏まえ、本県では土砂災害防止対策に今後どのように取り組んでいくか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 今回の法改正によりまして、土砂災害危険箇所の調査結果の公表が義務づけられたことから、土砂災害警戒区域等の指定が加速され、また、土砂災害警戒情報の周知が義務づけられたことから、住民の迅速・的確な避難が図られるものと考えております。県としましては、今後とも、地域住民の理解を得ながら、市町村や国ともさらに連携強化を図り、土砂災害警戒区域等の早期指定などに取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 部長に要望というか、ぜひ、土石流を食いとめる砂防ダム関係を、優先順位を決めて整備を行うことも重要じゃないかというふうに主張しておきます。

発災時には、自助、共助、公助、そして近助がうまくかみ合うことが非常に重要と。自治体単位でつくる地域防災計画だけでなく、町内会や学校など、より細やかな地域コミュニティーでつくる地区防災計画の普及促進の重要性を、前回、重松議員が指摘したところでございま

す。

11月9日に、高鍋町水除地区の第20回目の総合防災訓練に参加いたしました。夜間津波避難訓練で、夜間に津波、地震が起きた想定での訓練でございました。私は、警報と同時に、稲用副知事、宮崎大学の原田教授、危機管理課の横山さんと避難させていただきました。原田教授は、昼間の訓練にも参加されたことがあり、大体のコースは掌握されていましたが、やはり途中、目印を見失われることもございました。地震、津波のおそれ、停電、夜間、安全に避難するには、昼間は何気ない道路でも、夜間は相当なリスクがあることを実感いたしました。地域の訓練参加者55名、協力機関参加者77名、そのうち、防災士ネットワーク西都児湯支部、地元消防団、高鍋ライオンズクラブの協力があり、安全に訓練を終えることができました。そこで、夜間避難訓練に参加された感想と、このような活動に対する今後の支援について、稲用副知事にお伺いいたします。

**○副知事（稲用博美君）** 今回、私は、高鍋を旅行中の旅人ということで参加させていただきました。そして、心がけましたのは、まず一番最初に逃げる、避難するというので、率先避難者になるということをやったわけです。御質問にありましたように、いろんな方の御協力、防災士ネットワーク、消防団、自治会等ありまして、要所、要所に明かりがありましたものですから、高台に無事に行き着くことができました。ただ、これが実際にそういう状況でなかったらということを考えてときに、今それを含めて思ったことは、まず、私は、今回の場合、懐中電灯は用意しておったんですが、ふだんからそれを持っているのかということで、いわゆる自助という意味において、小さなものでもいい

ので懐中電灯をかばんに入れておこうかなということが一つです。それと、地区の方はそれぞれ、小さな子供さんからお年寄りまで一緒になって声をかけ合い、リヤカーを引いて避難されておりましたが、そういう共助——さっき近助という言葉をおっしゃいましたが——恐怖感あるいは不安感を払拭するためにも、それは非常に大事だなということを感じたところであります。

県では、こういう地域に密着しました先進的な訓練に対して支援を行っておりますし、また、避難路の整備等に対しても支援を行っておりますので、ぜひこういう制度も利用いただいて、多くの地区で訓練を実施していただきたいというふうに思っております。

**○河野哲也議員** 県の支援について、周知活動をどうかよろしくお願ひしたいと思います。

水除地区は、先ほど副知事が御指摘になったように、やはり避難路の整備が課題だなというふうに感じましたが、今回の訓練のゴールは40メートルの高台への避難でした。高いところへ避難できることがこれほど安心感を得るのかということも実感いたしました。改めて、避難特別区域の避難について、津波避難施設の早期整備の必要性を感じたところでございます。県北の行政組合の要望にも挙がっていましたが、沿岸市町が行う津波避難施設の早期整備のための支援は考えていないか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 津波避難タワーなどの施設整備につきましては、昨年成り立ちました南海トラフ地震対策特別措置法によりまして、国の負担割合が3分の2に引き上げられました。また、その後の国への要望活動によりまして、複合施設の避難関連部分につき

ましても3分の2の負担割合が認められるなど、整備に向けた環境が着実に前進しているものと感じております。市町村の避難対策につきましては、県では現在、避難のための道路の手すり、あるいは照明等の整備に対して補助を行っており、津波避難タワーなどの施設についても、この支援制度を活用することは可能であります。建設費は高額でありますので、さらなる市町村の負担軽減について、国に要望しているところでございます。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。

県北の要望の2点目として、企業の津波避難対策におけるハード面の整備について、支援制度は考えていないか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(金丸政保君) 企業による津波避難タワーの建設が延岡市、日向市で行われるなど、近年、民間におきましても、大規模災害に備えた対策の機運が高まっております。従業員を災害から守るよう努めることは、事業者の責務であります。事業者の整備する津波避難施設が、その従業員だけではなくて地域住民の避難場所としても活用できるものであり、さらに、市町村がそれに支援を行うような場合等には、県においても検討の対象になり得ると考えております。

○河野哲也議員 県においても検討の対象になり得るということは、ぜひしっかりと周知していただきたいなというふうに思います。

延岡市の浜東地区の住民が、県営住宅を避難ビルとして早期に整備することを要望し、世帯の3倍に当たる署名を県に提出いたしました。私の平成25年6月定例会の一般質問で、津波避難ビルとしての県営住宅の施設整備の質問に対して、利用、運営方法など検討するとの答弁が

ありましたが、その後の検討状況について県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 延岡市の県営浜町団地の津波避難ビルにつきましては、地区住民の方々から要望があり、これまでに延岡市と協議を行い、空き室を避難場所として活用することを検討しましたが、入居応募倍率が高く、空き室が確保できないことから、実現は難しいと判断したところでございます。県内の津波避難ビルは、延岡地区を含め18団地88棟あり、県としましては、入居者を含めた周辺住民の安全確保を図ることは重要であると考えております。これらの県営住宅につきましては、立地条件や建物の構造などさまざまありますので、どのような整備が可能であるのか、県と市町との役割分担や財源確保等を含めて、他県の事例を参考にしながら総合的に検討しているところでございます。

○河野哲也議員 浜東地区の県営、モデル的な避難所施設として早急な設置ができるよう、ぜひお願いしたいと思います。

知事は、防災対策実行会議で、「南海トラフ巨大地震対策は、ハード・ソフトの多岐にわたり、かつ長期的な取り組みとなることから、地方の取り組みに柔軟に対応できる国の財政支援措置を図っていただきたい」と、積極的な提言をなさっているようです。現場を知る知事として今後とも強く発言していただきたいと、そのように思います。

また、これも要望にとどめますが、県の危機管理体制として、危機管理局33名になっております。また高知県と比べると、高知県は、危機管理部として47名配置されてあります。特に、南海トラフ地震対策課として16名の配置です。防災体制の強化を要望しておきたい

と思います。

最後です。活力ある地域づくりでございます。

女性への支援については重松議員からありましたが、子育て支援の面からただしてまいります。平成24年9月議会の一般質問で、「子育て、家庭教育支援の施策で、保育サービスの充実が、親の仕事と家庭の両立支援に重点が置かれることにより、量的な充実になってしまっている」と指摘させていただきました。「子育ての不安解消等のため、親になるための学習、親としての学習が必要である」と提案いたしました。早速の対応で、25年、みやざき「親学び」プログラム事業として、プログラムの開発、チーフトレーナーの研修会、トレーナー養成講座、親学び講座と、細やかな事業を展開していただきました。平成26年は、みやざき家庭教育サポートプログラムに継承されているようですが、まず、「みやざき「親学び」プログラム」から「みやざき家庭教育サポートプログラム」に名称を変えた経緯と、現在のプログラムの進捗状況について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 「みやざき家庭教育サポートプログラム」は、家庭教育の低下が懸念される中、家庭教育のあり方を楽しみながら学ぶことができる参加体験型の、本県ならではのプログラムでございます。当初は、親のみを対象とするプログラムを考えておりましたが、作成過程で出された、地域全体で家庭教育を支援するプログラムとしたいという社会教育委員の意見を踏まえ、親を中心のプログラムとしながらも、祖父母や地域住民、将来の親世代を含めたプログラムを加えたことから、その名称を変更いたしましたものであります。本年度は、このプログラムを家庭教育学級やPTA研修会、県

民総ぐるみ教育フェスティバルなど、さまざまな場面で紹介し、本プログラムを活用していただいているところであります。

**○河野哲也議員** 確かに委員会の記録によると、さまざまな委員から積極的な意見が出てきたようでございます。前進と捉えさせていただきます。

先日、宮崎農業高校で行われた、このプログラムの授業を参観させていただきました。たった1こまの授業で、ここまで生徒の意識が変わるのかという感想を持ちました。授業後の感想を書く活動で、短時間であるにもかかわらず、A4一枚の文章を全員書き上げていたことからわかります。感想を紹介したいところでございますが、実はこのプログラムでの授業は、約束に、「ここだけの話とする」という項目がありまして紹介できませんので、やめます。プログラムの内容だけ紹介いたします。この授業は、みやざき家庭教育サポートプログラムの③に掲げてある、「将来の親世代向け」の、地域の一員として「地域活動に参加しよう」という授業でございました。大きく2問、「地域の方々が行っている地域活動と、その理由について考える」「地域活動をさらによりよいものにしていくために自分達にできそうなことを考える」。自由討論でございました。最初は、抽象的なカードを張りつけながら討論していましたが、だんだん具体的に積み上がっていった印象がありました。指導者の仕掛け方が非常にうまいと思いました。プロだなと思いました。社会教育主事の先生でございました。思わず課長に、現場に戻してくれと言ってしまったんですけど。課題として、このような指導者（チーフトレーナー）の育成と、より多くの方々に、いかにしてこのプログラムに参加していただくか



だと考えます。今後のみやぎき家庭教育サポートプログラムの普及について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 見学ありがとうございました。ここだけの話というのは、出た意見の守秘義務を守るという意味で、そういうプログラムになっております。私も感想を読みましたが、子供たちがいい受けとめをしてっていると感動いたしました。

みやぎき家庭教育サポートプログラムを県民の皆様幅広く実践していただくためには、プログラムを普及したり検証したりするトレーナーの養成が不可欠であります。そこで、現在までに、教諭や保育士、社会教育関係団体の関係者など、125名をトレーナーとして養成いたしましたところであり、市町村や学校等が行う親学び講座にそれらのトレーナーを派遣し、プログラムの実践を始めているところであります。今後は、トレーナー向けの研修会を実施することにより、その資質の向上を図ってまいりたいと考えております。また、例えばホームページによる情報発信など広報を行いながら、一層プログラムの普及にも努めてまいりたいと考えておりますし、議員から御提言がありましたように、多くの方々を対象にして実践できる、例えば就学児健診とかいろんな場所でできないか、そういうことにも取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 意識ある方というのは、学ぶチャンスは自分でつくって参加されるわけです。今、教育長がおっしゃったように、そうでない方々へのアプローチ、例えば就学児健診は保護者が全員参加する方向ですので、そういうところとか、保育領域に入りますけど、1.5歳とか3歳児健診のときとか、そういうときを捉え

て、ぜひこのプログラムを実行していただきたいと思います。

教師の社会貢献についてお伺いいたします。全国知事会の「地域に飛び出す公務員応援宣言」を紹介いたします。

#### 地域に飛び出す公務員応援宣言

職場や家庭での役割を果たすだけでなく、プラス地域での役割を果たす。それによって、役所の仕事の外から見えてきます。これが地域に飛び出すプラスワン活動。

地域に飛び出す公務員は、活動をしていると、時としてなんとなく居づらい思いをしたりして、自分はおかしいことをしているんじゃないだろうか、と思うことがあります。そういうときに理解ある上司がいてくれればとても大きな支えになります。それが自分の任命権者である知事であればなお力強いものがあると思います。

飛び出す公務員は正しい！そしてその人たちを応援しようとする私たちはもっと正しいと信じます。

よって、全国知事会は、公務や家庭とは別にプラスワンで、一住民として役所を飛び出して地域でのさまざまな活動を行う公務員を応援することを宣言します。

公務員よ！飛び出せ！やり出せ！頭出せ！

平成26年7月15日

全国知事会

活力ある地域づくりを推進する上で、県職員が地域に飛び出してさまざまな活動をしている。それを応援すべきと考えますが、知事の認識をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 県職員が地域社会の一員という自覚を持ちまして、各種の地域活動やボランティア活動に参加をすることは、地域に

対する貢献というところはもちろんございますし、地域の実情を実感することで、より地域の視点、県民の視点に立った職務の遂行につながりまして、活力ある地域づくりを進める上で大変意義深いものと考えております。また、職員にとりまして、地域との結びつきを深め、地域の中で活躍できる分野を持つことで、より充実した生活につながるものと考えております。私も毎年3月には退職する職員に申し上げるわけですが、県職員としての知識・経験というものを生かしながら、地域、またさまざまな活動に貢献をしていただく。そのことにより、もっともっと宮崎がよくなっていく。そのように思っておるところでございます。私自身も、スポーツ少年団の保護者会の会長を務めたり、PTAのおやじの会に参加したり、自治会の敬老会、神楽の会などに参加をすることによる、いろんな地域における広がり、また、地域の実態を肌で感じる、そのような効果があるということも実感をしておるところでございます。

県におきましては、平成20年3月に策定をしました「職員力地域貢献推進指針」に基づきまして、県職員が地域活動に参加しやすいように、意識啓発や環境づくりなどに取り組んでいるところであります。今後とも、職員の地域活動への参加意欲を高めるための取り組みを進めることによりまして、自主的な地域活動を応援してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ぜひお願いしたいと思いません。

先日、栃木県子ども観光大使事業を立ち上げた栃木の先生、山口浩彦氏のお話をお聞きしました。子ども観光大使とは、「住んでよし、訪れてよしの栃木県のよさを知り、発信しよう」

と、子ども観光大使講座への参加、観光俳句、観光はがき、観光動画での魅力発信をし、子ども観光大使検定に合格すれば認定されるというものでございます。認定された子供たちの今、SNSでその活動が発信されております。

山口氏は、「教師はほとんど、まちづくりの会議等には参加しない。だから、参加すると珍しがられる。しかし、参加してみてわかったことは、教師は地域の皆さんに信頼されている。教師は地域と子供たちをつなぐポジションにいる。活動を続けていくうちに、かかわった地域の方が笑顔になり、元気になっていき、今、自分の周りですさまざまな活動がダイナミックに展開している」と語られていました。地域に貢献している教師の活動をどのように認識し、また、それらの活動について何らかの支援はできないか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 多くの教職員が、土曜日などの休日に活動していること、部活動等はもとより、例えば、子供たちの学びを支援したり、スポーツ少年団等を指導したりするなど、さまざまな地域貢献を行っていることは承知いたしております。また、そのような活動が、子供たちの健全な育成に大きく貢献しているものと考えております。現在、休日に活動していただいている教職員の支援として、県教育委員会では、部活動等については手当を出すとともに、校長が出張と認める活動については振替休日がとれるよう措置を行っております。また、教育や文化の振興を目的としたサークル等が行う行事等に対しましては、より多くの方が参加いただけるように名義後援を行うなど、地域で貢献する教職員や団体等の支援をさせていただいているところであります。

**○河野哲也議員** 今、先生方、学校の信頼がぐ

らついていないかというところ、実は、私、さまざまな教職員とのおつき合いがあるんですけども、宮崎にもこつこつと地域貢献をしている教師はいます。何度か紹介させていただきましたが、例えば「わくわく子ども塾」として、百人一首大会等を自己負担で開催している先生がいらっしゃいます。郵便局とタイアップして郵便教育を行っている教師もいます。観光はがきの実践から、子ども観光大使の企画を準備している先生もいらっしゃいます。教師が地域で貢献活動を繰り返すことによって、確実に学校の再評価につながっていると思います。教育委員会は、もっとアンテナを広げていただいて、ぜひ支援の輪を広げていっていただきたいということ要望し、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 愛みやぎきの西村賢です。元気に一般質問をさせていただきます。

知事任期最後の議会に当たり、河野県政4年間の総括も踏まえ質問を行います。また、私も今期最後の一般質問となりますので、執行部の皆様方には明快な御答弁をよろしく願いいたします。

この4年間は、リーマンショックから続く全国的な長引く不況、本県においては口蹄疫被害

や新燃岳噴火災害後の厳しい状況下であり、県民にとりまして期待が大きかったことは景気・雇用対策であったと思います。特に若い世代を中心に、働く場所の確保、雇用の創出が非常に重要でありました。若い世代が県外や地元から遠いところに就職しなくてもいいように、住みなれたところの近くに働く場所をつくるということは、人口減少対策でも最も有効であると考えます。そのためには、地場企業の育成はもちろんのこと、企業誘致に頼る部分もあります。知事は、1期4年で「企業立地100件、雇用創出5,000人」を掲げて取り組んでおられました。もう既に報道にあったとおり、目標を超え、さらなる雇用創出につながっていることは、県民にとっても明るい話題でもあります。

私の地元である日向市やその周辺市町村においては、細島港整備、またその周辺の臨海工業地帯の整備が雇用創出にも大きな鍵であると、繰り返し質問をさせていただきました。まだまだ道半ばではありますが、しっかりと周辺地域との連携を固め、県全体を浮揚させることができるような工業地域になっていくものと期待をしております。また、私も、企業誘致に有効な道路建設事業の完成年度を明確化する「公共事業の見える化」の提案を、昨年9月議会でさせていただきました。その後、県当局の取り組みにおいて実現をしていただき、県のホームページからも、5年先までの道路港湾事業の完成予定年度を閲覧することができるようになったことには、深く感謝を申し上げます。

そこでまず、河野知事の取り組まれた企業誘致の成果に対しての所感と今後の取り組みについて伺います。

質問者席より、これからの質問はさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

私は、「みやざき新生」の実現に向けた産業・雇用づくりのため、アクションプランに、4年間で「立地企業100件、雇用創出5,000人」という目標を掲げまして、本県の豊かな農林水産資源を生かした食品関連産業や、多くの雇用が期待される情報サービス産業などの重点分野を中心に、市町村等とも連携しながら、積極的な立地活動を展開してきたところであります。この結果、中国木材といった大型案件を含めて、本年10月にはこれらの目標を達成することができ、雇用の確保と地域経済の活性化が図られたものと考えておるところでございます。ただいま御指摘がありましたとおり、この目標を掲げた当時の厳しい経済情勢を考えると、大変ありがたく、手応えも感じておるところであり、御理解と御協力をいただいた関係の皆様へ、深い感謝の念を抱いておるところであります。

ただ、あくまでもこの目標達成は通過点であるというふうに考えておるところでございます。県民の雇用を守り、経済を活性化させるため、さらに取り組みを進めていくべきものと考えておりまして、今後、東九州自動車道や港湾の整備促進を追い風とし、フードビジネスの振興など、宮崎ならではの特性を強くアピールするとともに、今年度から始めました道路や港湾等のインフラ完成予定年度を公表する制度というものもうまく活用しながら、私自身も積極的にトップセールスを行い、なお一層の企業立地に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 企業誘致に関する知事の取り組み、また県当局の取り組みに関しては、目標を超えて頑張っていること、深

く敬意を表します。また、市町村との連携でありますとか、来ていただく企業、また県内で新たに拡大していく企業に対しては、これからも深く連携を取り合い、企業に対しても、実際応援していくということは難しいかもしれませんが、やはりサポートできるところは続けていただいて、県がまたさらに企業を呼び込めるように努力をしていただきたいと思います。

次に移りますが、先ほど、私の地元の日向市周辺の雇用創出には、細島港整備、またその工業地帯の整備が鍵であると申し上げました。これまで県も、重点港湾選定後はガントリークレーンや17号岸壁の整備に非常に力を注いでいただきました。おかげで、今お話にありましており、中国木材の進出も決まりまして、非常に地元にとっては明るい話題もありますが、17号岸壁の整備だけを見ましても、地元の港運業者からは、「17号1カ所だけではだめなんだ。非常に寄港が集中したときには足りなくなるぞ」ということを今、既に言われております。今後の整備のためにも、以前も要望いたしました港湾整備の地元負担、日向市だけで1割という大きな負担をするのは非常に厳しい状況にあります。前回も難しいとの答弁でありましたけれども、やはり細島港は日向市だけではなくて県全体でサポートしていかなければならないと私は考えますが、港湾整備負担金について、改めて県の考えを知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 細島港は、県内で唯一、重点港湾に選定され、着実に整備を進めておるところでありまして、荷物の取扱量も年々ふえており、東九州の物流拠点として大変重要な港であると考えております。港湾整備負担金につきましても、港湾整備促進の観点から、港湾整備事業を行う際に、法律等に基づき、その

港湾が所在する市町村に対しまして、同意を得た上で一定の負担をお願いしております。東九州自動車道や九州中央自動車道の整備進捗によりまして、本県経済の発展を牽引する細島港の役割は、今後ますます重要となつてまいりますことから、細島港の利活用に一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、この港湾整備負担金について御理解をいただきたいと考えております。

○西村 賢議員 わかりました。難しいということは前回も聞いたわけですが、ほかのソフト事業でありますとか支援事業は、また継続して応援をしていただきたいと思います。

次に、本県の雇用の状況も徐々に回復をしてきております。全国的な人材不足による県外への人材流出のせいもあって、県内で逆に人が足りなくなっている状況もあるかと思いますが、本県の人材不足は建設業を初め多業種に広がっていると伺っております。また、少子高齢化による生産年齢世代の減少の影響も否めません。かつては60歳定年退職と言っておりましたが、65歳までの定年の延長や再雇用など、まだまだ元気な60代、70代には活躍していただかなければならない状況にあると思います。そこで、県は高齢者の再就職支援にどのように取り組んでいるのかを、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 高齢者の再就職支援につきましては、本年度、新たに実施しております「生涯現役！いきいきシルバー人材活躍応援事業」において、就業開拓コーディネーター3名を配置し、就業分野の開拓を行うとともに、企業と高齢者との就職面談会を県内3カ所で開催することとしております。また、国におきましても、高齢者に特化した

総合相談窓口をハローワーク宮崎に設置して、雇用の促進に努めているところであります。少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、誰もが生涯現役で活躍できる社会の構築は大変重要であり、今後とも宮崎労働局等と連携しながら、高齢者の再就職の支援に努めてまいりたいと存じます。

○西村 賢議員 ぜひよろしく申し上げます。

次に、本県の来春卒業予定の高校生の内定率が、10月末現在で69.2%と過去最高を記録しているとのことで、非常に喜ばしいことでもあります。一方で、本県の高卒、大卒者の卒業後3年以内の離職率が非常に高いことは、これまでも問題視をされてきました。企業側にとりましては、経験や知識のない若者を雇用し、一人前に育てる前に離職されてしまうことは大きな損失であり、そのためにかけたコストも大きな負担となっております。また、その学校の後輩たちにも影響を与えかねないと思います。企業側の責任や改善点もまだあるかと思いますが……。この問題に対し、宮崎労働局、教育・行政機関が連携し「宮崎新卒者等就職・採用応援本部」を立ち上げ、対策に乗り出したとのことですが、県としてはどうかかわり、対策を講じていくのかを部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） お尋ねの新卒応援本部は、関係機関が緊密に連携をし、地域の総力を挙げて新規学校卒業者等への就職支援を行うために設置・運営されているものでありまして、今回、早期離職防止対策として、就職準備期間、就職活動中、就職後の3段階に分け、各機関が果たす役割を整理したところであります。県といたしましては、就職する若者と企業側の双方への働きかけが重要であるとの認識のもと、就職準備期間には、企業紹介冊子

の配布や就業体験等を通じて、企業、仕事を知る機会の提供を行うとともに、就職活動中は、その人に合った仕事は何かといった個別相談や、実践的なセミナーによる就職支援を行っております。また、就職後につきましては、若者が職場で感じる不安や悩みについての相談支援や、企業を対象として、若手社員向けのモチベーションアップ研修、管理職向けの定着支援セミナーなどに取り組んでいるところであります。

**○西村 賢議員** この応援本部の取り組みには非常に注目しております。やはり離職率を下げていくということは重要なんですが、ここは教育の分野も非常に大きなかわりがあると思っております。キャリア教育支援に関しましては、これまでも質問で取り上げてきましたので、本日は質問いたしません、特に新しく教育委員長になられた島原委員長は、これまでも御自身がキャリア教育に取り組んでこられましたので、ぜひ今後は教育委員会のほうでもその経験を生かしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、記紀編さん1300年記念事業について伺います。

ことは、御承知のとおり、高円宮の次女典子様と出雲大社の千家国麿さんとの結婚式が、10月5日、島根県の出雲大社で行われました。その結婚式は非常におめでたい話題であふれました。御存じのとおり、島根県は出雲神話の中心で、記紀編さん事業に取り組んでおります。このことは大きな追い風になっているのではないかなと思っておりますが、この結婚式の話は特別にせよ、島根にしかり、奈良にしかり、記紀編さん1300年事業に対しては10年も前から準備に取り組んでいたことは、これまでも指摘をさ

れてきました。

今、小学校2年生の国語の教科書では、教科書出版会社5社のうち4社が神話を取り入れました。そのうち1社が日向神話の海幸山幸の物語を取り入れております。しかし、3社が出雲神話を取り上げております。このことが、全国的な神話のイメージづくりにも影響を及ぼしているのではないかなとも思います。宮崎の神話をより多くの教科書に取り入れていただきたいという要望自体が、行政からはできないということ伺いましたので、これは質問にはできませんが……。本県の記紀編さん記念事業全体に関しては、まだまだ観光客誘致等、関係業界からは厳しい声を上げる方もいらっしゃいます。私は、今の事業に派手さは足りないものの、実際、おくれながらも確実に浸透してきていると思っておりますが、本県の伝統・文化の継承のためにも、次の100年を見据えて、じっくりと取り組んでいただきたいと思っております。知事に、この記念事業の取り組みについての所感を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 記紀編さん記念事業がありますが、古事記や日本書紀にまつわる本県の歴史的・文化的な資源を掘り起こすということ、また、県民の理解促進を図りながら、それを地域づくりに生かすとともに、観光誘客にも結びつけていこうというものであります。御指摘がありましたように、数年前までは神話というものも学校では取り上げられなかった、そのような時期がある中で、なかなか県民自身の理解、それを積極的に活用していこうという取り組みも、ようやく緒についたところではないかという認識でございます。

その中で、「神話巡りバスツアー」や「神話のふるさと県民大学」につきましては、大変好評いただいておりますし、市町村

においても、例えば高原における「日本発祥地まつり」など新たな地域イベントや、神話をテーマとした県外向けキャンペーンが始まるなど、その取り組みは着実に広がっております。神話ゆかりの地を訪れる観光客も、例えば青島などは平成23年と比べると、昨年は約40%以上の伸びであったり、鶴戸神宮でも10数%の伸びということで、着実な増加も見られるところでございます。その一方で、今後さらなる展開を図るために、神楽や古墳の世界遺産の登録でありますとか、東京オリンピック・パラリンピックにおける本県ならではの神楽の披露等、文化プログラムでの貢献など、さまざま新たな取り組みにも挑戦をしながら、「神話の源流 宮崎」というブランドの確立に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** これは、先ほど申し上げたとおり、しっかりとじっくりと広げていただきたい文化事業だと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に移ります。河野知事は、次期選挙の政策提案「みやざき新時代」を発表されました。知事の政策についてさまざまな角度で書かれておりますが、そこには余り記されていない知事の思いの部分について伺いたいと思います。

まず、行財政改革についてであります。私は、これまで知事の強い思いというものを余り聞いたことがありませんでした。今回の政策提案を見ますと、そこも余り深くは書かれておりません。行財政改革は、コストカットのみならず、事業の仕分けや事業の民間移譲など、いろいろと検討できることはたくさんあると思いますが、これまでの知事の任期中の行財政改革の取り組みの成果、そして今後に向けての考え方を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 行財政改革につきましては、不断に取り組むべき行政課題であるとの認識のもとに、これまでも、知事部局の職員数を平成17年度と比べまして1割以上削減をする一方で、危機管理統括監やフードビジネス推進課の設置等の行政需要に対応した組織体制の見直しを行うなど、効果的・効率的な行政基盤の確立に努めてきたところであります。地方公務員の給与が大変高いとか、地方公務員の定数削減というものが全国的な問題となったり、不適切な支出が課題となったり、そういった全国的な注目を集める中で、行財政改革に注目が高まる時期があったわけではありますが、そういったものがない状況になった段階でも不断に行うべきということで、粛々と進めておるところでございます。

財政面につきましては、投資的経費の縮減・重点化や事務事業の徹底した見直し、歳入確保対策など、歳入歳出面からの取り組みによりまして、収支不足額や実質的な県債残高を圧縮するなど、着実に成果を上げているものと考えておるところであります。今後、厳しい財政状況の中で、より質の高い行政サービスを提供するために、効率的な行財政運営と専門性の向上を含めた県職員の人材育成に努めるなど、今後とも、行財政改革にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 今、非常に細かいところまで踏み込んだ話をいただきました。限られた人や物、お金でありますので、そのお金をしっかりと県民へのサービスの向上につなげていくには、やはり事業の見直しも含めた柔軟な対応というのが、そのときそのときで必要になってくるのではないかなと思います。先ほど話があった危機管理統括監やフードビジネス課の設置と

いうものは、まさに今のニーズではないかなと思います。逆に、ここまで県がやらなくてもいいんじゃないかというものの中にはあるかもしれない。そういうものをしっかりと見直していくことも重要ではないかなと思います。

次に移ります。国内における原発再稼働の必要性には賛否があります。これについては議論が分かれるところでしょうが、先日、鹿児島県議会と伊藤祐一郎知事が、九州電力川内原子力発電所の再稼働に同意したとの報道がありました。川内原発は本県まで50キロの距離であります。偏西風によっては、川下に位置する本県にとって、万が一の事態には、人命を含め風評被害の危機にさらされることは明らかであります。

先月、徳重議員、有岡議員とともに、福島県いわき市を訪問いたしました。ちなみに、いわき市は延岡市との姉妹都市でもあります。そこから檜葉町へ移動し、福島第一原発の復興作業の前線基地であるJヴィレッジにて、東京電力から復興の進捗状況などを伺いました。当日は原発の視察も予定しておりましたが、急遽、海外からの調査団が入るということで、かないませんでした。そのJヴィレッジでは、毎日6,000人もの作業員が復興作業に当たっております。命をかけて取り組んでいる復興作業は、万が一の事故も次は許されないという緊迫したものがありません。また、その後に原発近くの帰還困難区域方面へ車で走ってみました。「車の窓はあけずに、外気を取り込まないようにしてください」との注意も受けたところでした。その道中の景色は、車の往来は既に多いものの、町には当然歩く人の気配はなく、3分に一度ぐらいの割合で巡回しているパトカーを見かけました。3年半前の3・11の東日本大震災からまさ

に時がとまっております、言葉では言い尽くせない状況がありました。お勧めするのかもしれませんが、ぜひこの議場の皆様にも一度訪問していただきたいと思っております。一度その状況を目の当たりにすると、再稼働に対しての不安を抱かざるを得ません。今、着々と川内原発再稼働の手続が進んでおりますが、知事の所感を伺いたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 今お話を伺っております、Jヴィレッジというのは、平成19年に私が子供のサッカーの全国大会で行ったサッカーの聖地であり、その場所がそういった前線拠点になっていること、胸ふさがる思いで報道等をいつも拝見しておるところでございます。

先ほど記紀編さん記念事業の中で、東京オリンピック・パラリンピックの中での貢献ということ、開会式で天の岩戸開きのモチーフをとすることを申し上げたところではありますが、我が国は、さまざまなこういう厳しい災害に直面しながらも、何とか力を合わせて立ち上がってきた。そういう姿を全世界に見せたいという思いがあるわけございまして、こういう厳しい事故の教訓をしっかりと生かした国づくり、エネルギー対策というものを考えていく必要があるのではないかと考えたところでございます。

川内原発に関しましては、県として、県民の安全・安心の確保という観点から重大な関心を持って対応し、これまでも、万一に備えた情報連絡体制の整備等に取り組んできたところあります。また、県として九州電力に対し、安全性等の考え方について説明を求めてきたところでありまして、九州電力から、原子力規制委員会が定めました厳しい新規基準に真摯に対応してきたこと、さらに、今後も引き続き、安全



性に係る努力を継続していくとの説明を受けたところでもあります。私は、福島原発事故の現状を踏まえ、将来的には、可能な限り原発に頼らない社会を実現することが重要であると考えておるところではありますが、一方で、安定的な電力供給やCO<sub>2</sub>排出等を考慮しますと、今すぐ原発をゼロにすることは現実的ではないと考えておるところであります。

なお、原子力規制委員会におきましては、工事計画認可等の審査中であることから、引き続き慎重な審査をお願いしますとともに、再稼働に関しては、最終的には国が責任を持って判断すべきものと認識をしておりますので、国は、国民の不安の声というものを真摯に受けとめ、しっかりとした説明責任を果たしていただきたいと考えております。

**○西村 賢議員** 今、お話があったとおり、知事はかつてJヴィレッジを訪問されたということでもあります。東京電力の方も、2020年の東京オリンピックのサッカー日本代表のために、この場所を早く返したいという話をされておりました。その願いが早くかなうように、どうかかしたいと。日本全国で応援していかねばならない状況だと思います。知事も、知事選が終わった後には再度出かけて行って、Jヴィレッジの周辺をぜひ見ていただきたいと思います。

次に移ります。来年の4月には統一地方選挙があり、我々も県民からの審判を受けるのですが、きょうの報道でも、いよいよ衆議院も解散となるのではないかとという雰囲気もあり、また、12月の当初から予定されている知事選も含めまして、非常に選挙管理委員会も慌ただしい状況ではないかと思えます。

その中で、政治にも非常に関心が高い時期でもありますので、まず、選挙管理委員長に質問

させていただきます。安倍政権の内閣改造直後から、松島、小渕両女性閣僚の、うちわ、観劇会、ワイン贈与などの問題について大きく取り上げられております。まだその結果等は出ておりませんが、政治と金の問題は県民の関心も高く、私もイベント等に行きますと、「君はうちわを持ってこなかったのか」というような冗談を言われることがたくさんありました。それは悪い例えであると思いますが、実際には、私たちも選挙に携わっておりますと、昔の感覚を持たれている方も少なくはありません。明らかに選挙であったり後援会活動の見返りといったものを要求してくる方もいらっしゃいます。もちろん、我々は公職選挙法という非常に厳しい法律のもとに選挙を戦うわけですから、この対策については気を遣っているところではありますが、私はまだまだ県の広報不足も感じる場所でもあります。

また、前回の参議院選挙からインターネットを使った選挙が解禁されました。インターネットの利用状況は、総務省の調査でも、現在、1億44万人、人口普及率は82.8%と、高齢者にも格段に広がっております。有権者が候補者の身近な支援者でなくとも、政治や選挙の情報を知ることができることは、投票率の向上や政治への関心を高めるためにも有効であると言えますが、選挙におけるネット解禁といっても、その利用については規制がわかりにくいところがまだまだあります。パソコンからのメールがだめで、LINEやフェイスブックの使用は可能など、その境界はわかりにくいものがあります。このことはまだ有権者にも知らしめられているとは思えません。そこで、これから衆議院、知事選、統一地方選挙と選挙が続く中で、県選挙管理委員会として再度、広報して周知徹

底を図ってはいかがかと思えます。公職選挙法における寄附等の禁止、インターネット選挙運動に関する有権者への周知徹底について、委員長に伺います。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 公職選挙法における寄附禁止につきましては、きれいでお金のかからない政治の実現と、選挙の公正の確保を目的としたものでありまして、「贈らない、求めない、受け取らない」を合い言葉に、これまでもリーフレットの配布や、ホームページを活用した啓発等に努めてきたところであります。このような中、先ほど御指摘がございました、昨今の国会におきまして寄附行為に関するさまざまな問題が取り上げられており、これを受けまして、先般、総務省から県選挙管理委員会に対し、さらなる周知徹底を図るよう依頼があったところです。このため県選挙管理委員会といたしましては、各市町村選挙管理委員会に対し、広報紙等への関連記事の掲載や、選挙時における投票の呼びかけ等とあわせた周知をお願いしたところであります。

また、インターネット選挙運動につきましては、県庁ホームページで制度の説明を行うとともに、わかりやすい啓発チラシを掲載して、ダウンロードもできるようにするなど、周知を図っているところであります。

今後とも、国や市町村、関係団体との連携を図りながら、政治家の寄附はもとより、有権者が寄附を求めることも禁止されていることや、インターネットを使う選挙運動の方法などについて、周知に努めてまいりたいと存じます。

**○西村 賢議員** そのことに関して県のホームページの選挙の項をわざわざ見るのも、選挙に関係する人たちだけではないかなと思えます。私も実際見てみましたが、チラシ自体、

非常にわかりにくいなと感じました。テレビとか、最近ではインターネットの広告というのがあります。もちろん新聞等もあります。ぜひ県民が見やすい機会をふやしていただくようお願いをいたします。

次に、知事に伺います。知事の産廃業者からの献金問題は、9月の議会で一通り説明をいただきまして、大体の全体像がつかめたところでありますが、確かに偽装とともられかねない会計処理であったことは否めないと思えます。9月議会の際、後に政治資金収支報告書の修正や献金の返金等を行うとの答弁でありましたが、問題発覚後の経過、その処理はどうなったのかを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** まず、政治資金収支報告書につきましては、平成23年及び平成24年の2カ年で計上しておりましたものを、平成23年で一括して計上する旨の修正を10月10日付で行ったところであります。また、返還すべき301万4,000円につきましては、既に相手方に返還の申し入れを行っているところでもあります。まだ実現はしておりませんが、その後の事務につきましては全て弁護士をお願いをしているところであります。

**○西村 賢議員** その件に関しましても、知事の選挙が始まる前に、ぜひともすっきりしていただきたい問題ではないかなと思っております。やはり政治と金に関して、身近な問題には非常に県民も厳しい目を持っているということを常々感じました。

次に移ります。農業の担い手対策について伺いますが、先月、沖縄県で開催された日本学校農業クラブ全国大会を訪問いたしました。日本学校農業クラブ全国大会とは、全国の農業系高校が参加し、各地区でプロジェクト発表や意見

発表、測量や農業鑑定などの予選で選ばれた代表が、専門的な知識や技術などを披露する場でもあります。本県でも平成12年度、第51回大会が開催されております。そこでは、部門ごとに意見発表会が行われているのでありますが、高校生たちの研究成果や話しぶりなど、発表している姿はとてもすばらしいものがあり、次の時代の農業を担う責任と夢があふれておりました。高校生たちは、農業に夢を重ね、高い目標を持って取り組んでいることが伝わってまいりました。その中で一つ御報告ですが、意見発表「環境」の部において、九州代表、宮崎農業高校3年、有岡友恵さんは、「奇跡のリンゴ」を読み、いつか無農薬ミカンに挑戦したいとの思いの意見発表を行い、見事、優秀賞を獲得いたしました。友恵さんのお父さんは有岡浩一県議であります。

農業高校の先生に聞きますと、最近では実家が農家でない学生の割合がふえているとのことであります。現実的には、農地の取得など農家出身のほうが農業を継ぐには有利なこともあります。しっかりと農業の基礎を学んだ学生たちに、将来、農業にかかわる分野に進んでいただきたいと思っております。そこで、本県では青年就農給付金事業を初めとする新たに農業を始める人を支援する事業がありますが、その状況について農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県における新規就農者に対する支援は、新規就農相談センターを総合窓口として、就農情報の発信から相談、研修、就農定着までを一体的に行っているところでございます。具体的には、年間1,200件の県内外での就農相談の対応、みやざき農業実践塾を初めJAや先進農家での実践研修の実施、御質問にありました青年就農給付金の交付

や施設・機械等の整備に対する無利子資金等の貸し付けなどにより、新規就農者数は300名前後と、近年、増加傾向にあり、また、農業外からの新規参入や農業法人での雇用など、就農ルートも多様化しております。中でも、平成24年度から始まった青年就農給付金事業の今年度の取り組みは、研修中の準備型が79名、経営開始型が389名を予定しており、受給者は年々増加し、農業外からの就農も後押ししているものと考えております。

**○西村 賢議員** 本県においては農業を始めやすいということが、こういう制度の受給者が年々ふえている結果からも明らかではないかなと思います。ぜひ、新規就農者が安定し、継続して農業に取り組めるように、定着に御尽力をいただきたいと思っております。

次に、教育長にお伺いたします。今年度は文教警察企業常任委員会で、日南振徳高校、また高鍋農業高校と2カ所の農業系の高校を視察させていただきました。両校とも生徒たちが生き生きと取り組んでおまして、我々も非常に気持ちよかった学校訪問でありました。特に高鍋農業高校では、今年度より新設されましたフードビジネス科の生徒たちと交流もさせていただいたんですが、これは将来の宮崎県の農業、6次産業化にとりましても大きな期待がかかる所でございます。特にフードビジネス科については、県で言いますと、教育委員会だけではなくて、農政水産部、また総合政策部との連携というものを非常に密にしていかなければならないと思っております。先ほどの質問に関連しますが、農業高校におきまして、将来の農業の担い手を育成するためにどのような進路指導を行っているのかを伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 県内の農業高校で

は、直接就農を希望する生徒のほか、将来的に就農——例えば農業大学校等に行って就農するという生徒——あるいは農業関連産業や食品関連産業への就職を考えている生徒など、さまざまな進路希望の生徒が学んでおります。このため進路指導に当たっては、本県における農業の重要性、それから農業の将来性・可能性を十分理解させた上で、高い専門性を磨くことのできる農業大学校等の紹介、農業生産法人や農業に関連した企業の情報提供、就農・就職に関する相談など、個々の生徒の夢や希望に応じたきめ細やかな対応に努めているところであります。今後とも、本県の基幹産業である農業の担い手を育成するという農業高校の使命を大切にしながら、個々の生徒の進路希望が実現するよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ぜひお願いしたいと思えます。6次産業も非常に大事だと思うんですが、やはり1次の部分をしっかりしていかなければ、農業生産というものはいずれは落ちてくるものではないかなと思っております。農家出身の生徒の割合が減っているというのは、時代の流れかもしれませんが、農業のすばらしさを教えていくというのは、農業系の高校の取り組みだけではなくて、小学校とか中学校から教えていけるものであると思えます。ぜひ小さいころから、農業というものの大事さ、1次産業の大事さを教えていただきたいと思えます。

また農政水産部長に質問を戻します。宮崎県は農業生産に適した地域であることは言うまでもありませんが、多種多様な作物や畜産に適していると思えます。今、農家の中にも新たな農畜産物に挑戦する方も少なくありません。県内では、これまで考えられなかった作物をつくられているケースもあります。例えば、ダチョウ

の生産肥育、またオリーブなどの名産品を農家みずから挑戦しているケースもあります。日向市でも、中山間地の休耕地を耕して、みずから研究グループをつくってオリーブづくりを始めている農家もあります。もちろんリスクもありますが、このままでは農業生産に夢を持ってない、希望を持ってないということで、荒れた農地をもう一度開拓して挑戦を始めているところがあります。

先ほど紹介した農業高校生たちも、新しい挑戦、いろんな挑戦をしてみたいという夢があります。しかし現実には、ただでさえ農業にはリスクが大きいものがあります。挑戦できる人は一部の方かもしれません。そこで、例えば県がコンペなどを行って、新たな農産物の生産にチャレンジする担い手への支援制度の創設が必要ではないかと思えますが、農政水産部長に考えを伺いたいと思えます。

**○農政水産部長(緒方文彦君)** 農業の成長産業化を図っていきます上で、新しい品目にチャレンジできる環境を整備することは重要であると考えております。このため、新品目の生産技術や販路の確保等につきまして、まずは試験場や農業改良普及センター等において指導・助言を行いますとともに、圃場での栽培実証を行うなどの支援を行っているところでございます。また、流通・加工技術の開発、マーケティング等につきましても、国、県等の補助事業や低利資金の活用を推進しております。県といたしましては、新たな農産物へチャレンジしようとする担い手の情熱は、本県農業の活性化を図る上で大切な視点でありますことから、今後とも総合的なサポートを行ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 今、農家も、ただ生活するだ

けでも、生産していただくだけでも厳しい状況があります。その中でも少しでも夢を、少しでも新しいことをと。数年前に宮崎が一躍マンゴーの大産地になりましたが、それも、5年前、7年前から始めた方々の挑戦というものが非常に大きかったと思います。今、県を挙げてチョウザメでありますとか新しいブランドづくりに頑張ってくださいしておりますが、行政がやらなくても、行政以外の農家の方がみずから勉強してトライしていく、挑戦していくということを後押ししてもいいんじゃないかなと思います。事業になるかわかりませんが、ぜひ、いろんな農家からの新しいアイデアを受け入れる県の体制というのもつくっていただきたいと思えます。

最後に、河野知事にもう一問質問をしたいと思えます。私も、河野県政に対しましては、時には厳しい質問をしてまいりました。思い起こせば4年の間に、震災瓦れきの処理の問題でありましたり、中小企業ファンドの問題、また特別職の退職金についての質疑、質問等厳しい指摘をさせていただきました。退職金におきましては、知事の行動で一步前進したと思っておりますが、我々議会も、県民の声をしっかりと県政に届けたいと常々思っております。県民の不平や不満を届けるためにも、緊張関係を持って議会に臨んでおります。河野知事は、総務部長、副知事と議会を経験してこられたと思えますが、実際に知事となつての4年間で、議会との緊張関係についてどのように感じているのかを伺いたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 県議会と知事というものは、二代表制のもとで、ともに住民の負託を受けて仕事に取り組んでいるわけでありまして、よく言われるように、まさに車の両輪とし

て、時に厳しく議論を闘わせつつも、本県の発展のために力を合わせていくべきものであるというふうに考えておるところでございます。この基本的な姿勢については、公務員であった副知事までのときでも、今、知事となったときでも、その基本的な考え方は変わらないものがあります。今、御指摘がございましたような、さまざまな懸案事項がありましたが、私は、真摯にこの議場も含めた議会の議員の皆様との議論に向かい合い、真摯に思いを伝え、いろんな形で県政を前に進めてきた、そのような思いがあるところでございます。今後とも、そういうしっかりとした信頼関係、また意思疎通というものを大切にしながら、県政を、両輪のもとに適切な緊張を持ちながら進めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

**○西村 賢議員** 答弁、ありがとうございます。しっかりと緊張関係を持ちながら——なれ合いということは余り好きではありませんが——なれ合いにならないようにという意味ではなくて、県民の代表として、お互いがしっかりと議論を交わすというこの場は非常に大事なことだと思います。知事選に向けて多忙な日々が続くと思いますが、体調にも留意されて頑張ってくださいたいと思えます。

以上で質問を終わります。（拍手）

**○福田作弥議長** 次は、中村幸一議員。

**○中村幸一議員〔登壇〕**（拍手） 皆さん、こんにちは。自民党の中村であります。きょうで45回目ぐらいの質問だそうでございますが、長いことやったなど、今思っているところですが、きょうはまた「土木の日」だそうであります。「十一月の十八日」と書いて「土木の日」と読むんだそうです。「何の関係があるんだ」とおっしゃるかもしれませんが、私は高校が工

業の土木科ですから、きょうは私の日であるのかなというふうに思っているところであります。

異常な天気の影響もありまして、地殻にも変動が起きております。今年の9月27日、いきなり御嶽山が爆発をいたしました。そして57名の死亡があり、6人が行方不明であります。まだいまだに雪をかぶって捜索ができない、そういう状況であろうと思います。また、本県の新燃岳も今、入山禁止がなされておるようであります。天災というのは、人間にとっては防ぎようがないわけでありましたが、人災というのは、ある意味防ぎようがあるんですけれども、なかなか防げない。世界中にまで広がってしまう、こういうことがあります。何を言わんとするかというと、朝日新聞の報道などは世界中に広がっているんです。本当に腹立たしい思いです。国会で朝日新聞のことが取り上げられました。だから、東京あたりでは朝日新聞をめちゃくちゃ言ったわけですが、4月には地方議会の選挙があります。選挙が近づいてくると、県議会議員の皆さんも、今回、誰ひとり朝日を批判したりする人は出ないと思います。私は各地方でも出ないと思います。そういうふうなことになる、何だ、東京とか都会では騒いでいるけど、地方では何も朝日新聞の悪いことを言っていないじゃないか、こういうことになったら非常に困る。地方も本当に怒っているんだということを示さないかんとって、また今度出馬するかわかりませんが、あえてきょうは、こうして朝日新聞のことをちゃんとやっておこうということで、壇上に立っておるわけでありまして。

皆さん御存じでしょうが、従軍慰安婦、こんな言葉はもともとなかったんです。従軍慰安婦なんていう言葉も朝日がつくったのかわ

かりませんが、従軍慰安婦と呼ばせていただきます。もともと朝日新聞の従軍慰安婦の件については、ある人が、「濟州島で私たちは、何百人かの女性を木剣でおどして、そしてトラックに乗せて従軍慰安婦にしてしまった」、こういうことを言ったんです。ところが、次に言うときには、「何千人の人を乗せて従軍慰安婦として連行していった」、こう言うわけですね。そんなばかなことがあるかということで、いろいろな人たちが積極的に濟州島に行って調査をされたんです。そういうことは全くあり得ないということを濟州島の人たちもおっしゃるし、また韓国もそういうことは知らなかったわけです。それを朝日新聞が、吉田なる人物の書いたことを報道したわけです。そこから始まったんです。それで、私はいつも思うんですが、日本の学者とか——有名な学者じゃないんですが、左的な学者といいますか、そういった連中は、本当に日本を自虐的に考えたり報道したり、そういうことをやっていますね。これは許されないと私は思います。

しかし、我が政府も、やっぱり問題はあります。我が政府も外務省も、従軍慰安婦の問題について反論しないでずっと来たんです。だから、私は政府にも問題ありと思っています。ここに都城出身の県議会議員の方もいらっしゃいますが、去年のことでしたか、政府のある方が来られたんです。「質問はありませんか」とおっしゃるから、手を挙げて、「先生、やっぱり韓国とか中国には日本のことをちゃんと伝えないといけないんじゃないでしょうか」、こういう話をしました。答えが、「いやいや、あそこに強く言ったらいけないんです」とおっしゃったんです。ああ、こういう人たちがいるから、ずっと日本はなめられてきたんだなど、

つくづく思いました。私が思ったのに、「そんなことをおっしゃっても、アジアの中で、今、日本に敵対しているところに、幾ら温情を持ってそういうことを言ったって無理ですよ。敵国扱いしているわけだから、こちらが感情を込めて優しく言っても、絶対受け入れられないんですから、そういうことではだめだ」と、喉まで出たんですけど、偉い人ですから余り言ったらいけないと思って、黙っておりました。そういうこともありました。

だから、日本の外交、政府というものは、やっぱり韓国が言っている従軍慰安婦なるものについては相当な責任があると思います。河野洋平氏もそうですが、本当に韓国に行って謝罪したわけですからね。そしてまた宮澤喜一総理も、韓国に行って何回も謝っているわけです。そういうことになると、韓国としては当然だろうと思うわけですね。いつでしたか、1982年、昭和57年です。ここで一番最初に朝日新聞が、吉田なる者の文言を捉えて報道したんです。それから、これは間違いだよとわかってから、16回、朝日新聞は新聞を出しているんです。それまで40年間、韓国政府は従軍慰安婦なるものを知らなかったんです。そんなものがあるとも思わなかったんです。ですから、日本の一流の朝日新聞が16回も書くわけですから、これは本物だと、日本をいじめようじゃないかということだったんでしょう。日本にわんわん言って、先ほど申し上げたように、閣僚が行って謝り、また総理が行って謝り、そういうことを繰り返してきたわけです。それから36年たちますが、そういうことがあった後にも、朝日新聞は一切、「我々に不備があった。これはうその報道であった」とか言わなかったんです。今回、初めてそういうことを言ったわけですね。

いろいろな人たちが朝日新聞のことを言いましたが、櫻井よしこさんを初めとするいろいろな方々が、雑誌のW i L Lと産経新聞に徹底的に批判をやっておりました。いろいろな方々が朝日の批判をされたわけですが、そのおかげで朝日は今回、社長が12月5日に謝るということになったと思います。これは原発の吉田さんなる所長のことも、うその記事を書いたんですね。そのことと、いわゆる従軍慰安婦の件について謝罪をすることで、やめるということになりましたが、「やめて、おまえたちそれで終わりか」と私は言いたい。これだけ日本を苦しめ、辱め、そして日本人に莫大な影響を与えて、今、アメリカではこれが問題になって、従軍慰安婦の像ができていますよ。その像に対して、今、日本の人たちはどういう思いで暮らしているのかと思うと、いたたまれない気持ちがするじゃないですか。朝日新聞などは、そんなに日本が嫌だったら、やめるか、中国、韓国に行って、あそこに本社を置けばいいんです。その辺までしないと、この罪は大きいと私は思っています。

ですから、我々は何とか朝日新聞をちゃんとしていかないといけない。皆さん、きょうここにこうして座っていらっしゃいますが、俺も言いたかったんだという人はいっぱいおると思いますよ。ただ、選挙が近いから言わんほうがいいだろうということだと思います。私も選挙が近いんです。しかし、あえて言います。本当にこういうことは絶対、朝日は許されない、このように思います。刑法に外患誘致罪というのがあります。この3章の刑法81条に、外国に対していろいろやったやつは——日本に攻撃しかけるようなことがあるんですが——死刑にしないといけない。死刑にしないといけませんよ。死刑ものですよ。

ここで終わって、質問者席から言わなくちゃいけないんです。ところが、せっかく何人かお見えになっておりますから、私の顔を見られないということが——後ろから見ると光ったりしていますから——まずいので、ここからもう一問やらせていただきます。

NHKについて、今度は批判をしたいと思います。

「NHKは公共放送なのか」と私は言いたいです。公共放送なのか。我が家でも預金通帳で、ちゃんとNHKの受信料を払っています。今は2カ月に1回引かれているようです。ですから、1回の引き落としが、2月が6,980円、4月が1万2,730円なんですね。計算してみると、1年間に6万円ぐらい引かれるんです。6万円引かれるということは、1カ月に5,000円です。友達に聞いてみたら、「おまえ、高いじゃないか。俺たちは2,620円ぐらい払ちょっど」、こういう話でしたから、私のところは余計取られているのかもしれないね。横着だから取ってやろうというのかもしれませんが、取られています。5,000円ぐらい取られているんです。おかしいんですが、後でまた調べたいと思っております。

腹立たしい例が幾らかあるんですが、皆さんもぼうっと見ておたらわかりません、NHKは。ぼうっと見たらだめなんです。真剣に見ておたら、会長もやめさせられたでしょう。ぼうっと見たらわかりませんよ。私は議長最後のときに、4月の27日から29日にかけて、当時の蓬原副議長とともに気仙沼に行ったんです。気仙沼に行ったのは、宮崎県の漁業組合から頼まれて、カツオをあそこに入れなくちゃいけないので、そのカツオの件もありました。お見舞いの件もありました。義援金の件もありました。

そういうことで、気仙沼の市長さん、それから漁業組合長さんにお会いしてきました。いろいろお話ししたんですが、その当時は、御存じのとおり、本当に惨たんたるものでありました。宿泊所もないような状況でありました。

しかし、その中で自衛隊の皆さんが、隊列を組んで膝ぐらいまでつかって——あの辺は4月はまだ寒いんですよ——棒を持ってずっと搜索されているんです。被害者の搜索をされているんです。それを見て、「本当にお疲れさま、御苦労さま」と言いました。ところが、NHKは一度たりともそういう光景を映しましたか——見ておられないと思います。一番先に映すのは消防、警察。自衛隊が一番最後なんです。今度の御嶽山の災害でも、やむを得なかったんで映したんです。というのは、ヘリコプターで飛んでいくわけですから、ヘリコプターで行くと映さざるを得なかったから映しただけのことなんです。そういう状況で、NHKというのは左寄り、自衛隊も余りお好きじゃないみたいです。

知事は、歌手で島倉千代子さんて知っていますか。「東京だよおっ母さん」というのを歌ったことがあるんです。この中に、故郷のお母さんを東京に呼んで、ここが——橘じゃありませんよ——九段坂とか、ここがどこだとか説明するんですが、なぜNHKが——35回、島倉千代子さんは紅白歌合戦に出ているんです。このヒット曲は150万枚売れているんです。それなのに歌わせなかったんです。何が問題か。あの桜の下でお兄さんが故郷の話をお聞きと待っているんだというくだりがある。九段坂のところに行きましょうというのがあるんです。これは何を言っているかということ、靖国神社に行きましょうと言っているんです。この靖国神社を言



わせたくないがために、NHKは歌わせなかったんです。35回出場の島倉千代子さんを歌わせなかったんです。そういうのがNHKなんです。そういうことに、私は非常に憤りを感じているんです。じっくり皆さん聞いてください。ところどころで言いますよ。

例えば秘密保護法案なんかも、秘密保護法案の賛否をインタビューするでしょう。反対者の意見はどんどん聞くんです。賛成者の意見はちょろっとしか聞かない。明らかにわかりません。だから、そういったことを見て、我々は、マスコミも批判すべきところは批判しないと、この日本はいけないと私は思っているのです。そういうことを皆さんの前で言ったところです。

時間が過ぎました。そういうことで、質問席からやらせていただきます。

今のことを知事が質問として受け取って、どう思っているかをお聞きしたい。〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、朝日新聞の一連の報道についてであります。報道機関による報道は、社会全体に対して大きな影響力を持っており、また、国民の知る権利という観点からも、真実を正確に伝えていただくことが大変重要であると認識をしております。新聞社自身が記事を取り消し、第三者機関から公正性・正確性への配慮を欠いたという指摘を受けるような記事が報道されたことについては、大変残念であると感じておるところであります。

また、日本放送協会についてであります。改めて申し上げるまでもなく、国民の受信料で支えられている重要な公共放送機関であるわけでごさいます。極めて公平公正な報道が求め

られているものと認識をしております。今後とも国民のためにしっかりと報道がそれぞれなされることを期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○中村幸一議員 安倍総理は、この発言について質問されたら怒ってましたよ、もっと。余り知事は怒られませんね。いかがなんでしょうか。少しは、「このやろう、何だそんな報道しやがって」というのはありませんか。

○知事（河野俊嗣君） 最初に答弁しましたとおり、そういう報道がされたことについては、大変残念なことであるというふうにとめておるところでございます。

○中村幸一議員 次に、企業局についてお尋ねします。電力システム改革については、去年の11月に1回お尋ねしましたが、本年6月に第2段階の法改正がなされました。今後、電力市場における電気料金の引き下げがあると思うが、今回の改革で、企業局は安定した運営ができるかどうか、企業局長にお尋ねをいたします。

○企業局長（四本 孝君） 現在、企業局で発電をいたしました電気は、九州電力に全て売電をする卸供給契約というのを締結しております。この契約は平成37年度まで続きますことから、すぐには企業局の経営に大きな影響はないと考えております。しかしながら、今回の法改正では、電気の小売事業者と自由に売電料金を決定できるようになるなど、さまざまな状況の変化が生じることも考えられます。これらのことから、今後の動向を的確に捉えるとともに、より一層の経費節減に努めるなど、引き続き、安定経営が維持できるよう努力してまいります。

○中村幸一議員 電力会社における再生可能エ

エネルギー、発電設備に対する接続申し込みの回答についてお尋ねをいたします。小林市の太陽光発電の計画では、送電線に接続する費用は2億円を超えるということで、採算が合わずに断念することになったようであります。また、今年3月だけで約7万件の接続申し込みがあり、9月末には申し込みを保留するということがありました。取り組みを計画していた人たちから非常に不満と不安の声が上がっているわけですが、企業局が事業を進めるのに影響はないのか、企業局長にお伺いいたします。

**○企業局長（四本 孝君）** 企業局では、本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの有効活用を図るため、小水力発電の導入に取り組んでいるところであります。現在、平成27年度末の完成に向けまして日南ダム発電所の建設工事を進めておりますが、これにつきましては、既に配電線への接続のための工事費負担金を支払っておりますので、影響はないところであります。しかしながら、今後の新規の開発につきましては、九州電力の検討の結果によりましては厳しい条件がつけられることなども想定をされますので、今後の動向を注視していきたいと考えております。

**○中村幸一議員** 私は、宮崎再発見ということもありまして、どこか宮崎県で再発見するところはないのかなということ——たまたま都城第43普通科連隊の案内状が来たんです——それでは陸上自衛隊を、都城の自衛隊とえびのの自衛隊に行って調査研究しようと思って行きました。中野一則議員にもお願いして一緒に連れて回ってもらったんですが、私は、えびの市の副市長、それからえびの駐屯地第24普通科連隊の連隊長殿ともお会いしまして、いろいろ聞きました。どれだけ役に立っているか、どれだけ給

料を払っているか、あるいはどれだけのことをやっているか、どれだけの地域でいろんな防衛をやっているのかということ、いろいろ聞きました。都城の自衛隊も一緒なんです——時間がありませんので早く言いますけど——いろんな話を聞いて、本当にいい参考になりました。それから今度は、都城の自衛隊、都城市長にもお会いして、また同じようなことにお伺いしました。いろんなことをお聞きしたんですが、都城駐屯地の司令は、1,200人ぐらい自衛隊員が都城におるんですが、1年間に70億円ぐらいの給料を払っている。えびのが600名ぐらい、都城が1,200名ぐらい、航空自衛隊のほうは1,600名ぐらいおるといふふうに聞いておりますが、それを合わせると相当な金になっている。恐らく旭化成に負けず劣らないような、企業として考えるとそういうものになってまいります。ですから、どれだけ都城あるいはえびの、あるいは宮崎県、新富に役に立っているかはわかり知れないものがあります。宮崎県にも多大な影響を与えと思いますが、知事はどのように自衛隊を捉えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県ではこれまで、自衛隊の皆さんには、台風災害でありますとか、4年前の口蹄疫、そして3年前の鳥インフルエンザの発生するとき、さまざまな場面で大規模かつ長期間の災害派遣をいただいております。心から感謝の思いを抱いておるところでございます。そういう中で、私としましても、昨年より防衛協会の会長を引き受ける中で、さまざまな経済界、市町村とも一緒になりながら支援に取り組んでいこう、そのような姿勢でおるところでございます。

また、今御指摘がありましたように、本県に

自衛隊の基地や駐屯地があり、その地域に多くの自衛隊の方々や御家族の皆様がおられることによる地元経済の活性化というところも、大変大きいものがあるかと考えております。本県にとって重要な課題である雇用の場の確保が図られているという側面、県内の自衛隊約3,800人、そのうちの約半分が本県出身ということをお伺いしております。また、若い自衛隊員の存在が地域の活力を生み出しているという側面など、自衛隊の果たしている役割というものは極めて大きいものがあると考えております。

**○中村幸一議員** 教育長にお伺いいたしますが、我が宮崎県の国体は昭和54年に1回目がありました。それで1位になったわけですが、それ以来ずっと成績が悪くて低迷しておりました。ここ2～3年いい成績をおさめているなど思ったやさきでしたが、19位という成績をおさめました。このことに関して教育長はどのように評価されているか、お伺いしたいと思っております。

**○教育長（飛田 洋君）** 19位というすばらしい成績の国体の総括を一言で言うなら、本当にありがたいと思っております。今回、すばらしい結果を出していただいた選手、監督、役員の皆さん、そして御支援をいただいた競技団体関係者、企業の方、トレーナーの方、県民の方々、それぞれの方に心から感謝を申し上げたいと思っておりますし、多くの皆さんの努力でこの結果を出すことができたこと感謝をいたしております。その中で、何より私にとって忘れられないのは、実は宮崎県が2年連続天皇杯順位で最下位ということがありました。平成10年、11年くらいだったでしょうか。その時代から、本県の競技力向上のために歯を食いしばり、地道にひ

たむきに取り組んでいただいた先人の御努力があって、ここ数年の結果、そしてことしの結果に結びついていると、その先輩方に心から敬意を表したいと思っております。今後とも、県民の皆さんと力を合わせて、宮崎県の皆さんに元気を与えられるように、しっかり競技力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

**○中村幸一議員** 天皇杯は19位だったんですが、皇后杯が41位ということで、今から女性の躍進を図っていかなくちゃいけないと思います。それについて教育長はどうお考えか、お聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 皇后杯につきましては、今回、少年女子ソフトボールやハンドボールなど好成績をおさめた競技もございましたが、ここ数年40位前後で推移しており、本県の総合成績の底上げには、女子競技力の向上が必要だと考えております。そのポイントは2つあると思っております。1つは競技力の向上、それからもう1つは、活動を支える環境づくりをどうするかということでもあります。競技力の向上で言えば、女性アスリートの発掘だとか、あるいは男性の選手と一緒に強化を図るとか、そんなことが考えられると思います。それから、環境づくりについては、女性アスリートの声、悩みに耳を傾けながら、例えば、女性の特性に応じた医科学的なサポートや、大会のときに子供さんを一緒に連れていかれる選手の方もいらっしゃるんですが、そういう方々への保育の支援など、女性アスリートへのきめ細やかな配慮が行き届くような支援をしてまいりたいと考えております。

**○中村幸一議員** いよいよ2巡目の国体も視野に入ってきた状況ではありますが、今回の飛躍してきた成績をどのように今後につないでいくお

つもりなのか、お聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 国体は何のためにあるかと考えたときに、私は、何より県民の皆様が元気、勇気、感動を与えるためにあると思っております。今回の好成績は、これまで各競技団体が着実に競技力の強化を進めてこられたその成果でありまして、今後とも、ぜひ粘り強く競技力の向上に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

また、天皇杯19位という結果は、入賞された競技がなし得たものという考え方もありますが、それだけではなくて、全力を尽くされながらも惜しくも入賞できなかった競技、その競技の方々も含めた全ての競技が頑張った成果であると思っておりますので、入賞されなかった方々にも心からお礼を言い、今後とも、何より「チームみやざき」「オールみやざき」として、県民の皆さんの御支援もいただきながら、競技力の向上のために心を一つにして頑張っていきたいと考えております。

**○中村幸一議員** 先日、私たちは、スポーツ振興対策特別委員会で福井県に、オリンピックが来る、それをどう後支えしようか、国体の件と調査に行ったわけですが、福井県では、我が県が当初に国体をやったように、いろんなところから優秀な選手を集めてやるんだ、そしてできるだけ優勝に近いところまで持っていくんだという話でした。我が県が第1回の国体のとき、まだ私も若かったわけですが、その当時、やっぱり教育委員会だったそうなのですが、いっぱい国体の選手を集めたんですね。市町村も集めました。ところが、次の年から教育委員会は、採用するのに、いっぱい採っているから、なかなか採用ができないということがずっと続いたんです。やっと終わったのは12～13年前で、退職さ

れたというような状況です。19位という成績を伸ばして行って国体につなげる。そして、国体の主催県は得点もいいので、私は、ベスト10までに入ればいいんじゃないか、無理して優勝とか狙わんでもいいんじゃないかという感覚でおるんですが、それでどうしても優勝に導いていかなくちゃいけないものか、精いっぱいやるのか、どちらを選ばれるかお聞きしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 私は国体にはずっと応援に行っておりますが、最も感動したことのひとつが——2巡目の国体でことしが一番成績がよかったんですが、その次に成績がよかったのが山口国体、28位です。山口国体のときに幾つか宿舎を、選手の激励に訪れました。ある選手がこんなことを言われました。「口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火など、宮崎県民はつらい思いをした。その被害を受けた方からも、私たちは、頑張れといってせんべつをもらってきた。この山口にそうしてやってきた。ぜひ山口国体で頑張って、宮崎に元気を持って帰りたい」ということを言われました。そういう思いというのが28位につながったと思っております。国体は、県民の皆さんに勇気と元気と希望を届けることがその意義だと思います。高きを目指して、感動を届けるために頑張りたいと思っております。

**○中村幸一議員** 県議会議員の報酬が安過ぎるじゃないか、新人が育つのかということを書いておりますが、これは質問するにしても答える人がいないということで、答えられないんですね。だからどうかなと思ったんですが、安いには間違いはないんだから、やめることにしました。

ただしかし、この前タクシーに乗っておりま

したら、運転手さんが、「議員をやめたら、退職金もあるし、年金もありますよね」、こうおっしゃる。「年金なんか3年ぐらい前からなくなったよ」、実はこうこうでなくなったんだという話をしました。「ああ、そうなんですか。退職金はあるんでしょう」「退職金は知事だけよ」という話をして終わったんですが、我々県議会議員がもらう報酬というのは、みんな誤解しているんですね。物すごくもっている、年金も退職金もあるだろうと思っているわけです。ないんですね。これはもう答弁は要りませんよ、答えようがないでしょうから。何とか県議会議員の皆さん方も、いろんな方に、年金とか退職金というのはありませんというのをちゃんとと言わないと、誤解されています。だから、気をつけてもらいたいと思います。

あと5分ありますが、私が急いだのは、土地家屋調査士会の人たちからいろいろお頼みがあったんです。やらなくちゃいけない。私も何回もこの席で言いますが、土地家屋調査士、行政書士の会員であります。長年やりました。しかし、今、人口減少で本当に大変なことになっています。人口減少というのは、例えば調査士会から頼まれて境界を調査に行くんですが、境界を調査に行って、その相手方の境界に携わる人がいない。行方不明、あるいは遠くに行ってしまう、そういったことなんです。今後また今から長年たつと、もっともっと人口減少になります。立ち会いがわからなくなる、こういう状況なんです。外国人が山や畑やいろいろ買うときは届け出を必要とすることになりましたけれども、しかし、外国人がこれを購入して、例えば物すごく広げて、500平米しかないところを1町歩ぐらい、1万平米ぐらい広げて植林してしまったら、手の施しようがなくなると思う

んです。もう最後かもしれません。人口も、まだまだ減りますよ。だから、今のうちに地籍調査をちゃんとやらなくちゃいけないと思うが、その点について担当部長にお答えをいただきたい。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県の地籍調査は、昭和33年度から着手しておりまして、平成25年度末での進捗率は、全国平均50.5%を上回る63.7%となっております。市町村ごとの進捗につきましては、既に8町村で調査を完了しております。一方、着手年度や調査体制の違いなどから、調査がおこなわれている市町村もございます。地籍調査は、土地に関する最も基本的な調査でありますことから、県としましては、予算の確保などに努めるとともに、特に進捗のおこなわれている市町村に対しまして、事業推進を直接要請し、理解を求めているところでございます。

○中村幸一議員 昭和33年でしょう。物すごい年月がたちましたがね。それにかかわらず地籍調査が進んでいないということは、非常におかしい。国民の財産ですから、これはちゃんとしておこななくちゃいけないと思います。この前お話ししていたら、それに携わる人が少ないんだという話がありました。土地家屋調査士会があるじゃないですか。あそこに頼んだら、境界調査から全部やりますよ。それも検討してみてください。

そして、余りにも立ち会いが少ないものだから、土地家屋調査士会から市町村の税務担当者に、「固定資産税を、所有者か所有者を知っている人、所有者に近い人が払っているわけだから、それを教えてくれ」と言ったらしいです。

「秘密保護法のために教えられない」と言っただけ、宮崎県の中で1町だけ、「教えま

しょう。一緒にやりましょう」と言ってくれたそうです。「秘密保護法だ」と。財産がわからなくなるのに何が秘密保護法かと私は思うんです。県も市もですが、何かといえば、秘密保護法がどうたらこうたら言うわけです。秘密保護法も大事だけど、秘密保護法を本当にどうして生かすのか、土地家屋調査士なんか、ちゃんと秘密を厳守する責務がありますから、大丈夫なんです。市や町と一緒に境界を全部確定すればいいわけなんです。それができないのはおかしい。だから、県が本当に県民の財産を守ろうとするならば、真剣になって各市町村にも、「調査士会に協力してやって、ちゃんとした国土の面積をつくっていかうじゃないか」と言うのは当然だと思うんです。そうは思われませんか。私はそう思っておるんですが、誰かお答えになる人がおったらお答えください。これもお答えになれないというお話も聞きましたけど——お答えになりますか。お願いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 先ほど御質問にありました条例は、個人情報保護条例だと思います。その関係で市町村等は協力できないというお話があったんだろうと思います。

私ども、予算と人員等いろいろ制約はございますけれども、今後とも市町村と連携しながら、一生懸命、着実な事業推進に努めてまいりたいと思っております。

**○中村幸一議員** きょうは土地家屋調査士会もお見えになるということでもあります。農政水産部長は、はっきりと努力したいとおっしゃったんだから、みんな聞いていますよ。ただその場しのぎだけで言ったんじゃないということで、ちゃんとやっていただきたいと思います。

議長、続けていいですか。

この4月、選挙になりますが、皆さんは本当

に選挙違反のないように、県議会議員の人は全員当選していただきたいと思います。私は1回警察に捕まりましたが、やっていないことでやるんです。誰を捕まえようかな、中村だ。1円も使っていない、金も持っていない私を追いまくりましたからね。そんなことのないように、皆さんは確実に、選挙違反しないように選挙に取り組んで、全員当選を果たしていただきたいと思います。終わります。（拍手）

**○福田作弥議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時28分散会

11月19日（水）

# 平成 26 年 11 月 19 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣



◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。けさ早くから、都城からおいでいただきました。ありがとうございます。

それでは、通告に従い順次お伺いしてまいります。

10月31日、日本銀行は、足元の物価上昇が鈍化していることから、国内の資金供給量を拡大するとともに、長期国債の買い入れ量も拡大するという異次元の金融政策第2弾を突然公表し、デフレ脱却への強い意志を示しました。その結果、日本の株価は、平成19年以来7年ぶりに1万7,000円台を記録し、為替市場においても円売りドル買いが進み、ニューヨーク市場の円相場は、発表から数時間後には、平成17年以来9年ぶりとなる112円台まで進んだということがあります。短時間でこのように物価や為替が大きく変動することはかつて経験したことがなく、極めて異常な事態であると認識されております。

このような中、知事は先日の定例記者会見の中で、異常な株高、円安の感想を求められ、円安の影響として、飼料価格や燃油高騰等への影響を懸念されていたということでもあります。デフレ脱却を目指して、3本の矢を次々と放ってきた安倍内閣であります。大都市、大企業などにおいては、アベノミクス効果もあらわれて

きているようにありますが、我々地方の宮崎などには、まだその恩恵が十分におりてきていないのではと感じております。労働者の給与引き上げもままならず、逆に消費税の引き上げや円安による食料品や材料等の値上がり、輸入飼料、燃油のさらなる値上がりなど、商工業関係や農業の担い手の皆さんと毎日のように膝を突き合わせて語っておりますが、なかなか元気のある話が聞こえてこないですし、また元気づける話ができないのが現実であります。

そのような中で、知事は2期目に向けて、「ともに築こう「みやざき新時代!」「くらしの豊かさ日本一の宮崎」=「いいね!宮崎」を目指して」という政策提案を先日公表されました。これまでの4年間の取り組みを総括された上で、今後取り組んでいこうと考えておられることを、3つの分野の重点政策と分野横断の4つの政策にまとめておられました。そのいずれも、将来に向かって宮崎県を伸ばす、新たな時代に飛躍させるために必要な取り組みであると、私も同感いたしましたところであり、知事選に向けたマニフェストとして大変わかりやすいものである一方、具体的に訴えているものが少ないのではという声も耳にいたします。すなわち、知事のカリスマ性に期待されるものであります。知事は、産業・雇用づくりの分野で、農林漁業や中小企業、観光の分野を挙げておられますが、具体的にはどのように所得を向上させていこうとしておられるのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、自席にて続行いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

県民所得を向上させるためには、まずは何よ

りも、本県産業の振興を通じて、地域経済、雇用の底上げを図り、所得や給与の向上・安定に努めていくことが大変重要であると考えております。このため、本県の産業振興、経済の活性化につきまして、大きく2つの柱で取り組んでまいりたいと考えております。1つは、本県の強みであります農業やフードビジネスなどの成長産業の育成を図りますとともに、県内の経済を牽引するような中核企業を育成したいと考えておるところであります。そのためには、これらの産業や中核企業が国内外で展開することにより、しっかりとえば外貨を稼げるようになるための育成策や事業展開のサポートを積極的に行ってまいりたいと考えております。もう1つは、ただいま申し上げました、成長産業や中核企業が獲得した外貨を地域で循環させ活用します地域経済循環システムの取り組みを推進することによりまして、一部の地域や企業にとどまることなく、県内経済全体の活性化を図ってまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

**○山下博三議員** 次に、地方創生について、同じく知事にお伺いしてまいります。6月議会でも質問をいたしました。日本創成会議では、我が国の人口減少に伴い、最大で全国1,800の自治体の半数に当たる896の自治体が消滅する可能性があるという、衝撃的な試算を公表されました。この公表を受け、国においてはその後、地方を創生することで経済の好循環の波を全国に広げ、若者が働き、子供を育て、次世代へと豊かな暮らしをつないでいくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」を9月の臨時閣議で決定し、地方の人口減少に歯どめをかけ、地方の活性化に取り組むことといたしました。

地域の創意工夫に取り組む手法は、1988年の

竹下内閣における「ふるさと創生1億円事業」が特に有名であります。当時1億円を交付された市町村では、温泉を掘ったり、名古屋市のように金のしゃちほこをつくって展示したり、緊急性の低い箱物をつくったりと、どのような使い方をすればよいのかわからない市町村も多かったように記憶いたしております。今回の地方創生がうまくいくか否かは、各地域が主体的な取り組みをどこまで伸ばせるかにかかっております。まさに、各地域、地方の知恵と取り組み、行動力が試されることを迎えたと思っております。

このような中、県では、先月の21日に県地方創生本部会議を開催され、国の「まち・ひと・しごと創生本部」が取りまとめる長期ビジョンや総合戦略に本県の実情を反映させるための提言を取りまとめることとされ、先月29日には「真の地方創生を実現するみやぎモデルの提言」を国の本部に対して提出されたということでもあります。そこで、これから地方創生を進める中で、どのようなものを真の地方創生と認識しておられるのか、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今、御指摘がありましたように、これまでも、それぞれの地域においては、地域の活性化、活力の向上に向けて、いろんな取り組みがなされてきたわけですが、私が考える真の地方創生というものは、長年続いております東京一極集中の流れを大きく転換し、地方が自立的に成長する活力を取り戻し、そのことによって日本全体の人口減少を克服していこうというものであります。そのためには、何よりもそれぞれの地方の実情を十分踏まえた上で、地方に魅力ある雇用の場をつくっていくこと、そして、そこで人々が安心して暮らし、希望どおり結婚し、子育てできるように

することが大事であろうと考えております。

今回の地方創生に当たりましては、「過去の延長線上に未来はない」と、そのような信念のもとに、新しい豊かさの価値観を創造するという気概を持って、地方の実情をしっかりと踏まえた上での長期的・持続的、そして何よりも大事な自主的な施策展開をすることによりまして、この宮崎において真の地方創生を実現してまいりたいと考えております。また、そのために必要な予算措置などにつきましても、しっかりと国に訴えてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 真の地方創生を実現するために「みやざきモデル」を提言されておりますが、「みやざきモデル」とは何を目指しておられるのか、同じく知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 「みやざきモデル」がありますが、本県の「真の地方創生を実現するみやざきモデル」につきましても、全国第2位の高い合計特殊出生率という強みを生かしつつ、雇用の創出や移住などによる若年人口の増加と一層の子育て支援策を組み合わせることで、人口増加を図ろうとするものであります。

この「みやざきモデル」を推進するために、次の5つの観点を示しているところであります。第1「興す」という観点では、県外からの外貨獲得と地域内循環により経済を拡大し、雇用の創出を目指します。第2の「呼込む」という観点からは、地域の魅力を向上・発信し、都市から地方へ新たな人の流れの創出を目指してまいりたいと考えております。第3の「叶える」という観点では、子供を生み育てる希望を実現する魅力にあふれる環境の創出を目指してまいりたいと考えております。第4の「磨く」という観点からは、将来にわたって地域の個性を発揮できる「まち」や「むら」の創出を目指

してまいりたいと考えております。第5の「繋ぐ」という観点では、都市と地方の連携・交流により、相互が理解・協力する関係の創出を目指してまいりたいと考えております。これは先日、川崎市との包括連携協定なども結んだところでございます。これらの取り組みを通じまして、本県人口の社会増、自然増、さらには暮らしの維持・充実等につなげてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 同じく創生についてお伺いしてまいりますが、人口減少克服・地方創生に向けた具体的な目的や理念を示した「まち・ひと・しごと創生法案」など地方創生関連2法案が、衆院本会議で与党など賛成多数で可決されました。その後、参院に送付され、今国会での成立が確実となっております。創生法案は、1つに、人口減少に歯どめをかける、2つに、東京圏への人口集中の是正、3つ目に、地域で住みやすい環境の確保を目的に、司令塔とする「まち・ひと・しごと創生本部」や都道府県、市町村の役割の明確化、具体的な施策や達成目標を示す総合戦略の策定なども促進するということでもあります。ただいま御答弁いただきました「みやざきモデル」、地域の魅力発信、子育て環境の整備や都市と地方の交流など、どの都道府県にも言えることではないかと思えます。本県の目指す特徴ある方向性について、御所見を同じく知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 地方創生に当たりましては、国が一律の制度なり補助金をつくって、それを全国同様にやっていくというようなものではないと考えておるところでございまして、それぞれの地方の実情を踏まえた上で、地域の優位性と独自性を発揮していくことが大変重要であろうかと考えております。本県におきまし

では、これまで培ってきました高い生産性やブランドを保有する農林水産業、さらには、本県が他地域に対して優位性と独自性を持つ成長産業として取り組んでおりますフードビジネスといったものは、本県が生かすべき特徴の大きな柱の一つと考えておるところであります。

今回の「みやざきモデル」におきましても、農林水産業の生産性向上や高付加価値化、販売・流通の強化、また、消費地から遠い本県の地理的課題に対応します物流コストの縮減を含めたインフラ整備の促進といった提案を行っているところでもあります。今後、国の策定する長期ビジョン・総合戦略を踏まえまして、本県版の人口ビジョン・総合戦略を検討してまいります。本県らしさを十分に発揮し、全国の中でも存在感を示せるような個性豊かで魅力ある地域づくり、そうした「みやざきモデル」を示してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 私は、地方創生の中で、宮崎ならではの特徴というのは、モデルとすべきは農業であると考えておるところです。このことは、全ての県民ひとしく御理解いただいているものと思っております。総合政策部を中心に、議会に対してさまざまな資料が提示されますが、そのいずれにも、6次産業化、農商工連携、フードビジネスといった単語が躍っております。これらの単語が躍るにつれ、現場での生産力が減少していつているのはなぜでありましょうか。

和牛繁殖農家では、小規模の高齢農家を中心にリタイアが進み、全共2連覇を果たした宮崎県といえども、子牛の高値取引にもかかわらず、繁殖基盤は極めて弱体化いたしております。酪農経営も、乳価は安定しているものの、これまでの国産原料乳の生産調整などにより経

営体力が弱まり、なかなか増頭できる状況になく、初期投資が大きいことから、新規参入も大変困難な状況となっております。かつてピーマン、キュウリ生産日本一だったハウス農家においても、高齢化や燃油高騰、ハウス設備が高額であることなど、なかなか生産力の維持も難しい現状であります。

このような中で、農業分野における地方創生を進めるに当たっては、大規模な農業生産法人などに期待することも大変重要であると思われませんが、小規模、高齢、兼業、小農への対応も重要であると思います。地方創生は農業・農村の再生が原点であると思っておりますが、今日の現状を踏まえ、どのように推進していかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 担い手や農村集落人口の減少によりまして、本県農業を牽引してきた畜産や施設園芸産地の生産基盤が、御指摘のとおり弱体化してございまして、地域経済の原動力である農業生産力を維持していくためには、産地の核となる経営体が規模拡大や施設整備などの新たな投資に踏み出せる経営環境を創出する必要があります。このため県では、契約取引を基本としたマーケットイン型の産地経営への転換を加速させるとともに、繁殖センターやコントラクター等の整備による畜産生産基盤の再構築、次世代施設園芸団地の整備や農地の集約化、機械化による加工業務用野菜等の低コスト化など、産地単位での生産基盤の構造改革に取り組むことにより、農業所得の向上と雇用創出を図り、農業を核とした地方創生を推進してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 例えば、100ヘクタールを有する地域が2つあったといたします。1つの地域では、その農地を20ヘクタールの経営を行う5

戸の農業生産法人が担っております。もう1つの地域では、1ヘクタールの経営を行う農家や10ヘクタールを耕す農業法人、合わせて50戸の農家で担っているといえます。どちらが集落地域に活力があると思われませんか。集落機能や農地の保全機能を考えるとき、大規模農業生産法人5戸では成り立たないと思います。多様な経営体が集まって初めて活性化するのが集落であります。今日、JA組織も改革が求められる時代となってまいりました。これから農村部の地方創生を求められるときに、さらにJAの合理化が加速していけば、農村の衰退に拍車がかかるような気がしてなりません。今後、さらに地元で密着が求められるJAとの連携をどのように期待されるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農業を基幹産業とする本県において、農業協同組合は、地域農業の生産基盤を維持する役割はもとより、地域の生活を支える社会基盤として、大変重要な役割を担っていると認識しております。特に、人口減少が顕著な中山間地域では、働く場や住民生活を支えるサービス産業等が減少しており、経済事業や信用・共済事業等を展開するJAの役割は、ますます重要になっております。このような中、本県農業の振興を図っていくためには、産地を形成するJAの品目部会の営業力強化や担い手の規模拡大等を支援するサポート組織等の整備、新規就農者の研修受け入れなど、JAのさらなる機能強化が求められております。このため、県といたしましては、今後ともJAとの連携を一層密にし、それぞれの役割分担のもと、新たな改革を進め、本県農業・農村の活性化に努めてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 若い担い手づくりについて、教育長に2問お伺いしてまいります。先日、文教警察企業常任委員会で、高鍋農業高校フードビジネス科農場の敷地内にオープンした販売実習棟を調査いたしました。農業高校が販売や流通の実践的な手法を学ぶための施設を開設するのは全国でも珍しく、宮崎県内初ということでありまして、就農や商品開発などに役立つ知識や実践力を身につけることを目的とした施設であります。フードビジネス科は、農業科を希望する生徒が少なくなり、名称を変えたところ、定員40名になったそうであります。畜産学科では、3学年定員120名であるにもかかわらず、86名しか在籍していないとのことで、大幅な定員割れであります。これは他の学科についても同様で、3学年で定員480名に対して在籍者は395名ということであります。さらにショックだったのは、その在籍者の中で農業大学校を希望する生徒が少なくなってきたということでもあります。私は、農業に対しての魅力の発信の仕方や、先生方の農業に対する情熱に大変期待をしたいと思うのでありますが、教育長の御見解をお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 農業に夢を託す生徒をふやす、あるいは農業高校に進学したいという生徒をふやすためには、その裾野を広げることが大事だと思っています。まず何より、あらゆることに興味を持っている小さい子供たち、小学生ぐらいから情報をきちっと発信していくことが大切だと考えております。現在、農業高校では、小学生を対象として、野菜の種まきから収穫までを体験してもらったり、大豆の栽培や豆腐づくりに挑戦してもらったりするなど、学校の施設を活用し農業の魅力を発信する、そういう取り組みをいたしております。また、具

体的に進路を考える段階になった中学生に対しては、出前授業やオープンスクールを行うとともに、中学校を訪問して、高等学校、農業高校での学びを中学生に直接説明することにより、農業高校への進学意欲と農業への興味・関心を高めていく努力を重ねているところでございます。

**○山下博三議員** 農業高校の生徒が農業を志さない、農業大学校を志望しなくなってきた理由の一つとして考えられるのは、農業はもうからないと考えているからではないでしょうか。私も、担い手の会議や学校関係の行事など、さまざまな会議やシンポジウムなどに出席する機会がありますが、学校関係者や県幹部の方が述べられる祝辞や挨拶の中で、「農業をめぐる情勢は高齢化や担い手の減少」や「大変厳しい」といったフレーズが必ずと言っていいほど使われております。

確かに農業を取り巻く情勢は厳しいと思いますが、私は、先日15日に熊本県で開催された酪農家の祭典、九州連合ホルスタイン共進会に行きまいりました。九州・沖縄から予選を勝ち抜いた159頭が集結し、1部から12部に分類された中で、多くの人たちが見守る中、審査が行われました。本県からも、酪農家の若い青年部の皆さんや、高鍋、都城の両農業高校の生徒さんが、県の予選を勝ち抜いた24頭の牛とともに参加してくれておりました。両農業高校から出場した8頭のうち、2頭が優等の首席、1頭が優等3席に入るなど、農業高校生のすばらしい活躍に、将来酪農を目指す姿に大変期待をしたところであります。

今日、県内において、農業法人を立ち上げて50名以上の雇用をされている経営者や、TPPに不安を感じながらも、必ず生き残ることを

念じながら、日々力強く、明るく楽しい農業経営に取り組んでおられる方もたくさんいらっしゃいます。再度、教育長にお伺いいたします。心豊かな、自然といそしむ農業を教育される先生方にも、機会あるごとに農業のすばらしさを話していただきたいと考えますが、教育委員会の取り組みをお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 生徒に農業の魅力を実感させるためには、何よりも生徒が農業の営みの奥深さ、すばらしさに直接触れて、触れながら実感する、そういうことが大切だと考えております。このため、各農業高校では、魅力的な農業経営者と連携して、農家の息遣いの伝わるインターンシップを実施したり、そういうすばらしい農家の方に直接学校に来ていただいて農業のだいご味を語っていただく、そういうことをして、生徒の農業への志を高める取り組みを進めているところであります。また、指導者である教師自身が、農業を深く理解し、農業に夢を持つことが大切でありますので、県教育委員会では、研究機関への派遣、長期にわたる実践的な研修、知事部局のフードビジネス推進課等との人事交流を行うなど、教員の専門性を高める取り組みを行っております。

おっしゃっていただきました九州連合ホルスタイン共進会には、本当に応援いただきありがとうございました。がたかったんですが、首席をとりました指導者からすぐ連絡をいただきました。こう私に言ってくれました。「来年の北海道全共を目指し、生徒と精進したい」。こういう職員をふやしていきたいと考えております。

**○山下博三議員** ありがとうございます。本年10月に、農林水産省より、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進について方針が示されました。それによりますと、現在340兆円の食の市

場規模は、2020年東京オリンピックまでの間に680兆円に倍増すると示されました。世界一安全・安心な農産物を生産できるシステムが、我が日本ではでき上がっております。世界の食料事情が大きく変化していく中で、農業は大きなビジネスチャンスだと思っております。中学生の進路を決める指導の中でも、このことをしっかりと話ができる体制を整えていただくようお願いをしておきます。

次に入ります。6月議会でも質問いたしましたが、農業大学校のあり方やカリキュラムについては、事、農業大学校の問題だけでなく、卒業後の受け皿となるJAや農業法人の農業研修体系やニーズと密接に関係してくるのではないかと思います。6次産業、フードビジネスを支える1次産業の活力なくして、本県の新たなビジネスチャンスはありません。そこで、農政水産部長にお伺いいたしますが、農業県宮崎県として、農業大学校の役割は非常に期待されるものがあります。新たな方向性が議論されているとはお聞きいたしておりますが、現状についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農業大学校は、本県農業の中核機関として、「たくましい実践力を備えた農業者の育成」を目標に掲げ、先駆的な農業経営者による特別講義や、ホテル・量販店と連携した農大ブランド農産物の販売など、現場を重視したカリキュラムの充実強化に努めているところでございます。さらに、今後の農大校の役割としましては、法人経営や労務管理などの経営管理能力と、高度な栽培・加工技術の実践力、そして農業機械等の操作や整備に係る機械管理力を備えた経営マネジメントができる人材育成が極めて重要であると考えております。このため農大校では、第三者による

外部評価委員会を設置し、教育の質的向上について検討するとともに、農業法人との連携協定締結により、学生が現場で栽培・管理方法や経営姿勢・理念を学ぶプロジェクト学習の体系化を図るなど、戦略的で魅力ある農業経営者育成に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 次に、物流対策についてお伺いいたします。

さきの提言書の「地域の経済活動を支えるインフラ整備」の項目に、都市、地方を結ぶ交通ネットワークを整備するために、海上航路の維持・拡大が必要であると記載されております。本県においては、昭和46年に当時の日本カーフェリーが細島―川崎間に6,000トン級のカーフェリーを就航させて以来、ピーク時には、宮崎―大阪航路、宮崎―川崎航路など、4つの航路で運航されておりました。これまで、平成16年に当時のマリンエクスプレス社から経営を引き継いだ宮崎カーフェリー株式会社が、宮崎―大阪間に1万2,000トン級のフェリーを毎日運航させておりました。ところが、本年9月30日には、航路を大阪南港から神戸港に変更したということでありまして。そこで、航路変更の理由と、就航して1カ月過ぎましたが、この1カ月間を振り返って、期待した効果が得られたと考えておられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 本県と関西圏を結ぶ長距離フェリー航路は、農業や工業、観光等、本県の産業を支える重要な役割を担っていると認識しております。宮崎カーフェリーにおかれましては、大阪南港から神戸港への航路変更を10月に行われたわけですけれども、運航会社といたしましては、航海時間の短縮が可

能であること、また、繁華街に近く、公共交通機関や高速道路等とのアクセスが向上し、旅客と物流両面の利用促進及びコスト削減が期待されることから、航路変更を決断されたというふうに伺っているところでございます。

足元、航路変更後の10月の状況につきましては、速報値でございますけれども、昨年同月との比較で、貨物につきましては、従来から非常に多くの荷動きがあったということで、引き続き満船に近い状態を維持しているという状況でございます。また、旅客につきましては、大口の観光客とかがいらしたという効果もありまして、1便当たり164%と大きな伸びを見せているということで、足元においては期待された効果が得られているものと認識しております。

**○山下博三議員** 現在就航しているフェリーは、平成8年から9年にかけて新たに就航した船であります。いずれも既に17年から18年の船齢を迎えており、関係者によると、リプレース、船の更新が必要な時期を迎えているということでもあります。以前、宮崎カーフェリーの黒木社長と意見交換した際にも、現在就航している船は、バブル時期に建造した船で、燃費効率もよくないため、近年の燃油価格高騰は非常に厳しいという話をしておられました。本県の物流の輸送のほとんどをトラック業界に依存しており、近年、労務管理の厳格化、若者ドライバーの不足という問題を抱えている中で、長距離輸送はフェリーに頼らずにはおられません。最近ではフェリーに乗れないトラックが増加しているとも聞いております。4～5年もすると本県のトラック業界も大変な時期を迎えると、大変心配されております。

県は、物流改革や海上航路の維持拡大について、先ほどの地方創生に向けた提言の中でも位

置づけておられます。県内唯一の長距離フェリーの輸送力を強化するために、大型船の導入を早急に図る必要があると思います。導入に当たっての課題も多々あると思いますが、総合政策部長の見解をお伺いいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 長距離フェリーの船舶を更新するに当たりましては、デリーリーということになると2隻体制になりますが、2隻で120億円以上という多額の費用が見込まれるところでございます。このような中で、船舶の更新を行うためには、運航会社の経営の安定化がまずは重要ということになりますので、県といたしましては、長距離フェリー航路活性化緊急対策支援事業や物流効率化支援事業などによりまして、航路の利用促進を行っているところでございます。今後、御指摘がありました、大型化も含めた長距離フェリーの輸送力強化に向けましては、モーダルシフトの観点も含め、航路を守る意義、またそのあり方につきまして、関係団体の意見を幅広く伺いながら、よりよい方法を探り、国などに積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 新造船の導入については、設計で1年、発注して2年かかるということでもあります。宮崎カーフェリーとしては検討に入ったということでもありますので、より積極的な取り組みを早急にお願ひしておきたいと思いません。

次に、米政策について6問、農政水産部長にお伺いしてまいります。

まず、ことしの米価についてであります。ことしの米の作況は、全国的には作況指数が101ということで、言葉の上では平年並みであります。しかしながら、農水省の発表した予想収穫量では全国で788万トンということでありまし



て、これは国民の米離れがとまらない中で、本年産の米の生産目標を20万トン以上も上回っております。その結果、14年産米の9月の相対取引価格は、06年産以降初めて60キロ当たり1万3,000円を割り込む水準でスタートしております。前年同月比で60キロ当たり2,390円も安く、前年同月に取引のあった66銘柄全てで前年を下回り、20銘柄は20%以上、下回っているそうであります。

本県の作況はと申しますと、私の地元都城では、JAの概算金額が60キロ当たり1万200円ということで、昨年よりも3,000円の減額となっております。ことしは夏場、雨が多かったこと、病気や害虫の発生が例年より多く、10アール当たりの収穫量も450キロほどしかないそうであります。30キロ当たり5,100円で計算すると、10アール当たり収入7万6,500円にしかありません。全く赤字であると思われませんが、米販売農家の現状と所得がどの程度になっているのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 2010年農林業センサスによりますと、県内で水稻を販売目的で作付する農家は約2万1,000戸で、作付面積の平均は約66アールとなっております。所得の状況につきましては、過去5カ年間の平均で見ますと、10アール当たりの粗収入が12万4,000円程度、このうち家族労働費等を除く直接経費は10万1,000円程度となっており、差し引き2万3,000円程度が米に係る所得となっております。このような中、本年度につきましては、御指摘のとおり、近年、米の需要が減少傾向にある中で、過去最大と言われる在庫を産地や流通段階に抱えているため、全国的に米の販売価格が下落しており、これに加えて、普通期水稻地帯を中心に収量が減少していることから、

米販売農家の経営は大変厳しい状況にあると認識いたしております。

**○山下博三議員** 県内の水田面積3万6,000ヘクタールの利用状況についてお伺いいたします。本県ではこれまで、主食用の米と稲発酵粗飼料、いわゆるWCSを水田で主につくってきましたが、本年から焼酎用原料の加工用米と畜産向け飼料用米が新たに加わりました。特に加工用米については、本年2月に、全国トップの霧島酒造と県、経済連と生産・利用に関する協定を結ばれ、私も当時、環境農林水産常任委員長として立ち会いをした経緯もあり、その後の取り組みを常々注視しているところであります。今年度新たに加工用米に取り組み始めたため、農家への周知も十分でなかったかと思いますが、加工用米の今年度の生産目標と現段階の生産見込みはどうなっているのか、また、今年度の取り組みを進める上で課題はなかったか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 加工用米につきましては、取り組みの初年度である今年度、「取組の目安」として、680ヘクタールで3,200トンを各市町村に提示しまして、関係機関・団体と一体となって農業者への周知徹底を図りながら推進してきたところであります。その結果、現在のところ、作付面積1,144ヘクタールで生産量5,600トン程度と、「取組の目安」を大きく上回ることが見込まれております。このような中で、加工用米の生育に合った用水の確保のほか、安定多収のための栽培技術や適切な乾燥調製体制の確立、さらには酒造メーカーからの要望が強い専用品種の導入や、県産加工用米を利用するメーカーのさらなる開拓などの課題が明らかになったところでございます。

**○山下博三議員** 新たな取り組みを進めるとい

うことで、さまざまな課題があるとは思っておりましたが、将来的にこの取り組みを定着させることは大変重要であると思っております。改めて、加工用米の取り組みを定着させていくためには、県では今後どのような取り組みを進めていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 加工用米の取り組みを定着させるためには、酒造メーカー等の求める品質の米を安定的に供給するとともに、生産コストの低減を図ることが重要であると考えております。このため、県といたしましては、水利用や栽培管理の効率化を図るため、作付の団地化や担い手への作業の集約化を進めますとともに、需要に応じた専用品種の導入に向け、有望品種の選定と栽培マニュアルの整備、さらには県内酒造メーカー等との新たな協定の締結など、定着に向けた取り組みを、関係機関・団体と十分連携しながら進めてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 本県の焼酎の業界は、出荷額で1,000億円、その80%以上を県外に出荷して外貨を稼いでいただいております。まさにフードビジネスの象徴的な取り組みを進めている業界であります。業界38社が会員となっておられる県酒造組合からも、原料の安定供給が要望されております。加工用米については、今後、定着に向けた取り組みが大いに期待されるところでありますが、地元の生産者の皆さんが気になっているのは、飼料用米に取り組むかどうか悩んでいるということでもあります。国は昨年末に、飼料用の利用可能量として全国で最大450万トンが見込まれると公表し、生産調整の助成金を10アール当たり最大10万5,000円も交付して、その拡大を図ろうとしています。6月議会の質問で

も取り上げましたが、飼料用米の一番大きな課題は、販売価格が極めて低いということでもあります。本県では、飼料用米について現在どのような取り組みを進めておられるのか、また、今後どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 飼料用米につきましては、近年、県内で200ヘクタール程度栽培され、800トン程度が生産されておりますが、条件の悪い圃場への作付や必要な管理がなされていないなどにより、収量が低い状況でございます。しかしながら、今般の米政策の見直しによりまして、収量に応じて支援が充実される仕組みとなったことから、制度を有効に活用し、取り組み農家の所得を確保するため、県内8カ所に実証展示圃を設置いたしまして、多収性品種の選定を進めますとともに、その特性を最大限に生かすための生産技術の確立に取り組んでおります。また、飼料用米の利用につきましては、各畜種での給与実証試験や畜産農家への需要量調査等を行っているところであります。県といたしましては、飼料メーカーや畜産農家の需要を踏まえながら、多収性品種の選定や安定生産技術の確立に努めまして、飼料用米の生産拡大の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 過剰在庫や主食用米の消費減退傾向から、11月末に決める15年度産米の生産数量目標の大きな引き下げも避けられない状況のようであります。供給改善のため、JA全農は、15年度の飼料用米生産を14年度の約3倍に当たる60万トンに引き上げる目標を掲げました。生産者から直接買い取りを導入し、保管、流通販売する全農スキームを創設される方針を打ち出されております。鳥、豚、牛の畜種に給

与可能と思いますが、県内でどれほどの飼料用米の利用が可能なのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県は全国でも有数の畜産県でありまして、肉用牛の飼養頭数が約25万頭、豚が約84万頭、ブロイラーが約2,800万羽となっており、年間約180万トンの配合飼料が消費されております。このような中、本県の飼料用米の利用可能量につきましては、農林水産省試算による配合飼料への飼料用米の配合可能割合に基づき試算しますと、約49万トンとなっております。なお、先月、県が実施いたしました飼料用米の需要量調査によりますと、約2万トンの利用希望が上がってきたところでございます。

**○山下博三議員** 最後の6番目になりますが、畜種ごとの給与可能割合で一律に算定すると、結構大量の飼料用米の確保が必要になるようであります。県内で生産した飼料用米を県内で活用するということになりまして、収穫した米を加工して、畜産飼料と混合して、各畜産農家へ配送する仕組みが必要となってきますが、畜産飼料として利用するための仕組みづくりについて、今後どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 飼料用米の利用促進に当たりましては、運搬や保管等を誰が担うのかなどの課題がありますことから、現在、配合飼料会社の全国団体である飼料工業会等と意見交換を行っております。今後、これらの課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、飼料用米の収量向上や給与技術の確立に努めますとともに、地域内での利用促進も図るため、稲作農家と畜産農家とのマッチングを行いながら、農家が安心して生産・利用できる体制づくりを進めてまいりたい

と考えております。

**○山下博三議員** 地域にある水田を有効に活用して、確実に需要ある農産物を生産供給することは大変重要でありますし、ぜひとも飼料用についても取り組みを進めていただきたいと思います。農村集落の多くは稲作文化で成り立ってきました。今日、水田営農を基本に成り立っております。対応を誤れば、地域社会、経済のさらなる疲弊は避けられません。将来を展望できる水田農業政策を確立され、生産現場に示すことが急務だと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、人手不足と外国人労働者問題についてお伺いいたします。

政府は、2020年の東京オリンピック開催に伴い、労働者の不足が懸念される建設業や福祉介護分野など、外国人技能実習生の受け入れ拡大について検討を開始されました。本年1月には関係閣僚会議を開き、来年春をめどに時限的な受け入れ拡大措置を実施することが確認されたということでありまして、建設業に従事する労働者の数は、現在約510万人となっており、ピーク時の1997年と比較すると、約25%、数にして170万人ほど減少していると言われておりまして、震災復興特需や公共事業の積極的な実施により、建設労働者の不足が深刻になっております。この状態でオリンピック特需が加わるわけですから、人手不足はより深刻になっており、政府は、技能労働者を中心に、外国人の受け入れ拡大を進めようとしているところであります。

一方、労働者が不足しているのは、建設業分野だけの問題ではなく、例えば、福祉介護の分野や農業分野、そして食品加工分野など多岐にわたっております。このように、全国的に労働

人口が不足している分野がふえている一方、技能実習などを含め、いわゆる外国人労働者は多くの分野で増加しているものと思われます。そこでお伺いいたします。外国人技能実習生は、どこの国から、どれくらい居住しておられるのか、全国と本県の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 外国人技能実習制度につきましては、開発途上国の人づくりに協力するため、技能移転の仕組みとして創設されたもので、最長で3年間日本に滞在し、技能習得を行うものであります。法務省の在留外国人統計によりますと、技能実習生全体の数につきましては、平成26年6月末現在で、全国で16万2,154人、本県で1,360人となっております。技能実習生の国別の内訳は、この統計では公表されておきませんので、技能実習生の受け入れを支援している国際研修協力機構によりますと、平成25年度に新たに受け入れた実習生は、全国では、中国が70.6%、ベトナム15.2%、フィリピン4.3%となっており、本県では、中国が74.2%、インドネシア17.6%、ベトナム4.5%となっております。実習生全体の内訳につきましても、全国、本県ともに、中国からの受け入れが最多となっております。

**○山下博三議員** 本県においても、結構な人数が研修も含め従事しているということですが、農業分野においては、法人を中心に、もっと外国人技能実習生を確保したいという声を多く聞いております。現在、本県の企業が外国人技能実習生を確保しようとしたときに、どこが窓口になっているのか、また、どのような手続が必要なのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 外国人技

能実習生につきましては、日本の企業が窓口となり、海外の現地法人等の職員を受け入れる「企業単独型」と、中小企業団体や農協、漁協等の営利を目的としない団体が窓口となり、実習生を受け入れる「団体監理型」の2つのタイプがあります。本県での実習生の受け入れは、全て団体監理型で実施されているところであります。受け入れを希望する企業や農家等の手続といたしましては、まず、企業等が監理団体を構成する会員となる必要があります。その後、監理団体に対して受け入れの希望を出し、監理団体は、その希望をもとに相手国の実習生送り出し機関との調整を行った上で、実習生を受け入れることとなります。日本で受け入れを行った後、監理団体で2カ月の日本語や労働慣習の基礎等の座学を経て、受け入れ希望の企業等で技能習得を行うこととされております。

**○山下博三議員** 11月10日の朝のNHKニュースの中で、茨城県の事例が出ておりました。報道によりますと、茨城県においても労働者の確保が厳しい状況となっており、13年前から中国人の技能実習生を受け入れていたレタス農家において、これまで技能実習とは言いつつも労働力として見ていた側面もある中で、派遣元で賃金が上がってきたことにより、派遣期間満了前でも帰国する事例が多く出てきたとのことでありました。このような事態を踏まえ、茨城県中央会においては、受け入れの窓口となり、まさに人材の争奪戦と化している実習生募集に乗り出したということでありました。

このようなJA中央会の取り組みを受けて、茨城県の橋本知事は、ベトナム国を訪問し、チュオン・タン・サン国家主席と会談をし、研修を終了しベトナムに帰国した後に農業発展に貢

献できる農業研修プログラムの提供を約束し、実習生派遣への協力を要請したということであり、農業団体と県行政が、地域農業の最大の課題である労働者不足の解決策として、外国人技能実習生の確保に向けた取り組みの事例であります。本県での取り組みは考えられないのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 日本国内の現場で働きながら技術を習得する外国人技能実習生につきましては、農業法人やJAなど本県の農業現場においても、年々増加の傾向にあるところでありまして、現在600人程度を受け入れているものと承知しておるところでございます。このような中、今、茨城におけるベトナムとのという御指摘がございましたが、本県におきましても、7月にベトナム・ナムディン省の幹部が来県しております。これは南九州大学との交流の御縁によるものでございますが、この幹部が本県農業を視察するとともに、本県で習得した技術を帰国後も生かすことのできる充実した研修カリキュラムの展開などの協力要請を受けたところでございます。

県としましては、今後、関係機関などとともに、農業人材育成に係る協力や亜熱帯性作物の共同研究などといった人的・経済的な交流の可能性を検討することによりまして、単に労働力として受け入れるということではなしに、しっかりと技術研修等の機会を提供することで、技能実習生の安定した受け入れができる基盤を築いてまいりたい、そのように考えております。

**○山下博三議員** 現在、交渉が進められておりますTPP協定が、もし締結された場合、農産物の輸入が自由化されるだけでなく、製造業の分野でも諸外国との競争がさらに激化すると考え

られております。そうなった場合、例えば、食肉加工工場で伺った話であります、安い食肉が国内に流通してきた場合、今までどおりでは価格的に太刀打ちできないため、これまで年間320日稼働だったところを、365日フル稼働にしなければ採算がとれないということであり、そこを補うためには、日本人労働者だけでなく、外国人技能実習生で補うようにする必要がありますと考えております。TPP協定が締結された場合に備え、企業の競争力を維持するためには、外国人技能実習制度の拡充を国に求めていくべきと考えますが、商工観光労働部長に見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂雄二君）** 外国人技能実習制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、最長で3年間とされておりますけれども、本年6月に政府が改訂した「日本再興戦略」において、技能実習制度の抜本の見直しを行うこととされたところであります。具体的には、対象職種の拡大や実習期間の3年から5年への延長、実習生の受け入れ枠の拡大等の措置が盛り込まれたところであります。県といたしましても、少子高齢化の進展による生産年齢人口が減少する中、労働力の確保は、産業振興の上で大変重要な課題であると認識しておりますので、まずは今後の制度の具体的見直しの状況を注視してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 以上で今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○福田作弥議長** 次は、田口雄二議員。

**○田口雄二議員〔登壇〕**（拍手） 皆さん、おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。それでなくても慌ただしい年の瀬、自分自身の統一地方選の後援会活動、知事選挙、そこに激震の解散総選挙の話が突然降って湧いてき

ました。そんな中、今年度3回目、そして3回連続の質問となります。知事を初め当局の皆様、アベノミクスのような見せかけだけではない確実な答弁をよろしく願いいたします。

さて、9月議会の代表質問の最後に、大相撲の延岡市出身の琴恵光関のことを紹介させていただきました。当時、幕下3枚目、「9月秋場所頑張れば、本県から本当に久しぶりに関取が誕生するかもしれない。県民を挙げて応援をしましょう」と、この議場で申し上げました。小兵ながら抜群の勝負勘で見事勝ち越し、ついに念願の関取の座を獲得しました。横綱でさえ一番うれしかったときは十両になったときと言うほど、完全なる格差社会の角界では、十両と幕下の待遇は天と地ほど違います。つまり本当のプロの力士になったということです。知事は、琴恵光後援会の名誉顧問に御就任いただきました。本当にありがとうございます。

端正なイケメン力士としても話題となった琴恵光関の十両昇進祝賀会が延岡市内のホテルで開催され、会場に入り切れないほど訪れた市民に盛大に祝福されました。余りに多い市民の激励に若干の戸惑いがあったかもしれませんが、喜びと希望にあふれたいい顔をしていました。現在行われている九州場所は、初めての15日間連続の戦いで苦戦していますが、残る5日間、恵まれ過ぎた体格にもかかわらず、こそくな引きわざばかりをしている逸ノ城のようではなく、目先の勝敗にこだわらず、将来につながる取組で戦ってほしいものです。引き続き、知事を初め県民の皆様の応援をよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。まず、知事の政治姿勢についてお伺いします。

安倍総理は、デフレを脱却し、日本の経済は

確実に前進していると国内外で大きく発信していました。しかし、2日前の17日に公表された7月から9月期までの国内総生産（GDP）の結果が、年率マイナス1.6%、2四半期連続マイナス成長となり、アベノミクスがまやかしかつたことが証明されました。アベノミクスの行き詰まりを国民の目からそらすため、また、沖縄県知事選の敗北、相次ぐ閣僚等の政治資金に関連するスキャンダル等々を国民の目から一時的にそらすため、まさに党利党略の解散総選挙、国民の声を無視して強行するにほかなりません。

安倍総理は政権に復帰して2年、衆参のねじれもなくなり、圧倒的な数の力で国民への十分な説明もなく、右寄り路線を一気に進めてまいりました。衆議院、参議院の両選挙の公約にも一切触れていなかった特定秘密保護法の強行採決、自民党の歴代総理が、日本国憲法のもとでは集団的自衛権の行使は認められないとの見解を示してきたにもかかわらず、憲法を変えることもなく、解釈の変更のみで集団的自衛権の行使を認める閣議決定を行っています。

また、野田前総理時代に、日米安保問題に次ぐ長時間にわたる審議時間をとり、税と社会保障の一体改革を、民主党、自民党、公明党の3党合意で消費税を上げることにしました。高齢化などで膨らみ続ける社会保障を安定させるため、その負担をみんなで分かち合い、消費税の増税分を全て社会保障に充て、税率を上げていくことで合意しました。消費税アップによって得た税収は、社会保障の維持のためだけに使うことを国民と約束したにもかかわらず、実態は、アベノミクス実現のため巨額を投入し、また国土強靱化と称して公共事業をばらまいただけでした。その結果、年金受給額は引き下げら

れ、高齢者の医療費は本人負担割合が上げられています。また、円安が急速に進み、輸入品が大幅に値上がりし、中小企業の経営を大きく狂わせ、食料品や日用雑貨も値上がりし、各家庭の家計を苦しめています。

また、国民に負担増となる消費税を上げる前に、身を削る努力、議員定数の削減と選挙制度の改正を、野田前首相との党首討論で、国民が見る前で約束して解散しました。散々野田前総理をうそつき呼ばわりしていたにもかかわらず、次の通常国会で必ず定数削減を実現すると約束が完全にほごにされ、一向に取り組みは進んでいません。身内の自民党岐阜県連は、衆院解散・総選挙の年内実施に反対する決議を採択しています。景気回復に向けて全てを傾注しなければならないときで、政治的空白をつくるべきではなく、解散する大義はないと指摘しています。そこで、今回の解散総選挙について、知事は率直にどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

次に、今回の総選挙、知事選挙期間と大きく重なりますが、予定では、総選挙投票の1週間後が知事選の投票日です。気の抜けたビールのようなもので、選挙疲れとさらなる政治不信で、投票率も低下するのではないかと心配です。県内各自治体の職員も、年の瀬に2週続けての投開票作業で大変です。しかし、今回の知事選は、口蹄疫からの復興はもちろんのこと、多くの課題が山積している中、東九州自動車道が今年度中に大分、福岡までつながる予定で、本県は大きな転換期を迎えております。このチャンスをしっかりと物にしていかなければなりません。しっかりと果実をつかまなければなりません。今回は我が党も河野知事を推薦させていただき、各党の推薦が出そろいました。大

きな台風の日と見られていた方は本当に出馬しないのか定かではありませんが、知事選を間近に控えての意気込みを知事にお伺いします。

以上で壇上からの質問は終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、総選挙についてであります。衆議院の解散は、内閣総理大臣の専権事項でありますので、安倍総理が熟慮の上、決断されたものと考えておるところでございます。総選挙に当たっては、今回、消費増税の先送り、その信を問うということをおっしゃっていただいておりますが、我が国は、外交、防衛、社会保障、さまざまな課題があるわけでございます。こうした課題というものを、各政党がどのような公約を示されるのか、どのような論戦が展開されるのか、その中身をしっかりと有権者の皆様には見きわめていただき、自分自身の問題として捉え、そして大事なことは、それぞれの思いを国政に届けるために、ぜひとも投票所に足を運んでいただきたい、そのように考えているところでございます。

次に、知事選挙についてであります。私は4年前、県民の皆様、口蹄疫からの再生・復興に全力で当たること、そして、あすの宮崎の礎を築くことを約束して、第53代宮崎県知事に就任させていただきました。口蹄疫からの再生・復興については、まだまだ課題はありますものの、本県畜産の新生に向けて一定の道筋をつけることができますとともに、復興から新たな成長へと、いわばギアを入れかえて、フードビジネスなどの成長産業の育成など、あすの礎づくりに全力を挙げて取り組んでまいったところがあります。

次期知事選挙は、これまでの私の取り組みに対する県民の皆様からの審判をいただき、次の県政への御負託をいただけるかどうかを問われる大変重要な機会であると認識しておるところでございます。気の抜けたビールどころか、宮崎の将来を占う大変重要な選挙であろうと考えておるところでございます。次期選挙に向けましては、日数が限られている中ではございますが、私の宮崎に対する熱い思いというものを皆様になるべく御理解いただき、引き続き、御協力、御支援をいただけるよう、そして多くの皆様に投票所に足を向けていただけますよう、全身全霊を傾けて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○田口雄二議員** ありがとうございます。ただ、今回の解散総選挙は全く腑に落ちません。自民党岐阜県連の言うとおりで。野党の選挙準備が整っていない今なら勝てるという思いでしか見えません。その結果で国民の審判を得たと、また失敗した政策を続けるつもりなのかと思うと、ちょっとうんざりいたします。

一方、知事選は、沖縄の知事選同様、先ほど気の抜けたビールと言いましたが、影が若干薄くなったのは否めないと思います。しかし、111万県民のリーダーを決める決戦です。政策を県民に丁寧に訴えて選挙に臨まれますことを望みます。

知事にもう1点伺います。17日に内閣府の公表したGDPのマイナス成長の結果を受け、安倍総理が自信満々に声高に咆哮していたアベノミクスは一体何だったんだという思いであります。知事はアベノミクスをどう評価しているのか、答弁を求めます。

**○知事(河野俊嗣君)** アベノミクスであります。大胆な金融政策、それから機動的な財政

政策、民間投資を喚起する成長戦略、この3本の矢によりまして、デフレからの早期脱却と日本経済の再生を目指すということで取り組まれておるところであります。その結果、株価の上昇、労働市場の活性化、円安による輸出産業の収益増加など、我が国の経済の活性化に一定の成果をもたらしたものと考えておりまして、本県におきましても、有効求人倍率等の雇用情勢に改善が見られたところでもあります。しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や、夏場の天候不順によります個人消費の不振、企業在庫の調整などを要因としまして、7月から9月の四半期別GDP速報値では、2期連続のマイナス成長との発表がされたところでもあります。

また、地方におきましては、景気回復の実感が得られにくい状況にありまして、特に円安による原料価格や燃油価格の上昇から、農林水産業や中小企業での収益悪化が懸念されているところでございます。私としましては、国が経済の好循環を全国津々浦々にまで届けるとしております地方創生にしっかりと取り組むとともに、地方の実情を踏まえた各種施策の展開によりまして、本県を含む地方の経済が浮揚することを求めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** いいところもあったかもしれませんが、私は悪いところのほうが多かったんじゃないかと。地方には全くアベノミクスの効果は出ておりません。また、労働者に対しても、非常に厳しい環境を押しつけようとしておりましたし、安倍さんの政策というか自民党の政策は、強いもの、あるいは大きいものには非常に手を差し伸べますが、逆に弱いものには、それなりといいますか、放り出されているような気がしてなりません。この政策がまだ続けら



れると、私たちは非常に心配をしておるところであります。ただ、知事は、これ以上踏み込んだ話はなかなかできないと思いますので、これはここで終わらせていただきます。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

ふるさと納税は、都道府県や市町村等に納税することにより、国に納める所得税と住んでいる地方自治体に支払う住民税が減額になる制度です。構造改革により慢性的な財政赤字に悩む地方は歓迎、多くの税収がある大都市部からは反対や慎重な意見が出されましたが、2008年にスタートしました。実際には、ふるさとに納税するのではなく、自分の希望する自治体に納税し、地方の活性化を進めることを目的としています。ちなみに、東日本大震災後、被災地を支援するため一気に増大し、74万人が約650億円を納税しています。

また、本県においても、口蹄疫発生後、多くの皆さんより多額の納税をいただいております。納税を促すために地元の特産品をプレゼントするところもあり、その豪華な特産品がマスコミで報道されることもよくあります。まるで株主優待でいろいろなプレゼントをいただくのと似ている状況もありますが、地元の特産品を送るので、地域の活性化にもつながっていると思います。そこで、本県のふるさと納税の現状と、県と市町村のここ数年の実績を、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（成合 修君）** ふるさと納税制度は、議員の御質問にもありましたように、県や市町村に対しまして寄附（ふるさと納税）をいたしますと、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限額まで所得税と個人住民税から全額が控除されるものであります。な

お、控除を受けるためには、寄附をした翌年に確定申告を行う必要がございます。お尋ねの本県の過去3カ年の受け入れ件数及び金額でございますが、平成23年度62件の約999万円、24年度35件の約1,127万円、25年度は46件の約343万円となっております。また、県内の市町村分の受け入れ件数及び金額でございますが、平成23年度1,147件の約5,171万円、24年度2,044件の約6,139万円、25年度は1万7,964件の約3億2,293万円となっております。

**○田口雄二議員** 先ほど、もらったお返しに特産品を上げるというふうな話をしましたが、何か話を聞いていましたら、都城は還元率が80%だそうございまして、多分ことしは飛躍的に伸びるのではないかと考えております。

政府は、このふるさと納税がさらなる地方の活性化につながると、制度の拡充が国において検討されているようです。納税者の利便性を上げるなどが予定されるようですが、県としてこの制度について今後どのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（成合 修君）** ふるさと応援寄附金は、本来、自分を育んだふるさとや応援したい自治体に対する思いを寄附という形であらわすものでありまして、寄附される方の自発的な意思に基づくものでございますが、一方では、自治体の歳入確保や寄附文化の醸成の面からも意義深い制度であると考えております。このため県では、ホームページや県人会等を通じまして寄附の呼びかけを行うとともに、クレジットカード等の活用などによりまして、寄附しやすい環境づくりに努めているところでございます。現在、国において、お話にありました地方創生の一環といたしまして、制度の拡充について検討がなされているようでございますので、

今後はその状況を注視しながら、他の自治体の取り組みも参考にして、積極的な制度の活用について検討してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** ありがとうございました。

次に、医療福祉行政について質問しますが、質問の前に、念願のドクターヘリが就航して2年半が経過いたしました。県北地区に多大な貢献をいただいております。県北地区への緊急出動が一番多いのではないかと思います。最近には本当に身近な人がドクターヘリにお世話になり、一命を取りとめた事例が相次いでおります。ドクターヘリ就航のおかげで、大切な方の助かった命を大変実感いたしております。本当に、就航に御尽力いただいた関係各位にお礼を申し上げたいと思っております。

それでは、医療福祉行政の質問に入らせていただきます。

平成16年度より新医師研修制度がスタートしました。先月、平成27年度から臨床研修を開始する医学生が研修病院を選択する「医師臨床研修マッチング」の結果が発表されておりますが、その結果をどのように分析しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 10月23日に発表された平成27年度の医師臨床研修マッチング数は55人で、昨年の45人と比較すると10人増加し、平成16年度に新臨床研修制度が創設されて以降、2番目に多い数字となりました。この要因としては、宮崎大学医学部の卒業見込み学生が例年100人程度であるのに対し、今年度は約120人となることも一因ですが、何よりも大きな要因は、県医師会、大学病院を初めとする研修病院及び県で構成する臨床研修運営協議会の総意のもと、近年、合同で東京や福岡で開催される病院説明会に参加するなど、県内の医療関

係者が一体となって研修医確保の取り組みを強化していることに加え、受け入れた研修医を各研修病院が熱心に指導してきたこと、さらには、関心を持った学生に対し、先輩の研修医がそれぞれの研修環境についてPRするなど、プレゼンテーションの工夫を行ってきたことなどの取り組みが成果につながったのではないかと考えております。もとより、これで油断することなく、今後とも、関係者一体となった創意工夫により、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 今回、県立日南病院が、定数いっぱいの5名がマッチングし、3年連続のマッチングが実現しています。この県立日南病院の大きな実績について、どのように分析しているのか、同じく福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県立日南病院のことしのマッチングは、募集定員5人に対し5名がマッチングするという、これ以上ない結果となりました。これは、初期研修を担う県立日南病院と、平成25年4月に同病院に設置され後期研修を担う宮崎大学医学部の地域総合医育成サテライトセンターの十分な連携により、初期と後期の研修医を一体的に育成する体制が整備され、充実した卒後教育が受けられるとの期待が高まったことなどが大きな要因と考えております。

**○田口雄二議員** 県立延岡病院同様に医学生たちの研修病院の対象とならなかった県立日南病院が、平成25年度よりマッチングが継続しており、来年度の定員を満たしているのは、県内で唯一、日南病院だけです。この要因は、地域総合医育成サテライトセンターが開設され、研修医への指導育成体制が充実したことにほかなり

ません。臨床研修医は研修先病院等にそのまま継続して残り、定着していく傾向があります。県北は、医師不足の上、医師の高齢化が進んでおり、休日や夜間救急医療など何とかやりくりしながら体制を維持している状況です。県北で唯一の臨床研修病院であり、中核病院である県立延岡病院において、マッチングが平成16年度以来たった1人というのは深刻な状況です。県立延岡病院において地域総合医育成サテライトセンターの開設はできないか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** サテライトセンターの運営には、何よりも指導医の確保がポイントと考えております。御質問の趣旨は十分理解できますが、まずは、県立日南病院のサテライトセンターにおいて、しっかりとした実績を上げていくことが重要であると考えております。その上で、中長期的な観点から、宮崎大学等と相談していくことになるのではないかと考えております。

**○田口雄二議員** 日南ではしっかりと実績が出ているかと思しますので、ぜひ御検討をよろしくお願ひいたします。

次の産科医に関しましては、割愛させていただきます。

次に、県消防長会の平成26年度救急実務研修会が先日、延岡市で行われました。県内10消防本部や消防局の隊員の意見交換が行われ、救急現場での深刻な現状が報告されています。特に宮崎市などの都市部では、患者や家族からのクレームや暴言・暴力が増加傾向にある。また、暴言や暴力を受けたことにより、モラルが低下したり救急隊をやめたいと思った隊員も少なくないようです。暴言や暴力は全国的にも増加傾向のようです。教育現場を初め、多くのモン

ターの存在が社会問題になっていますが、救急現場での暴言・暴力に関して、県としての見解を危機管理統括監にお伺ひいたします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 救急隊員に対する暴力・暴言がある、そういう実態につきまして、残念なことだと感じております。暴力行為の内容を確認いたしましたところ、一つには、傷病者の父親が酩酊状態にありまして、その人から暴行を受けたというもの、もう一つは、病気が原因で興奮状態となった傷病者から暴行を受けた、そういった事案でございました。このような事案の対策といたしまして、例えば、救急隊員に対する暴力行為が予見された場合に、警察などとの連携を図るといった取り扱いも必要じゃないかと考えております。また、救急隊員は、住民の生命を守るため、必死の思いで救急・救命活動をしており、このことを多くの方々に正しく理解していただくことが、このような事案の防止にもつながると考えられますので、県民への啓発につきまして、各消防本部に助言してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 人命救助に高い意識を持ち、また専門的な教育を受けた救急隊員が24時間体制で身を粉にして頑張っているのに、モラルが下がらないように対策をしっかりとよろしくお願ひいたします。まず自分の身に危険が及ぶようでは、人助けなどできません。県としても、救急隊の現状をしっかりと把握し、先ほど言われましたように、県民への啓発活動をよろしくお願ひいたします。また、このモニターたちは、救急隊員が病院に搬送しますので、今度は医療現場でのトラブルも十分考えられます。この研修会で延岡病院の医師も、クレームや暴力的な言動が増加していると報告して

います。県立病院での医療スタッフの安心・安全対策もよろしくお願いいたします。

次に、県産材の活用についてお伺いします。

これまでに2度ほどこの件で質問させていただいております。本県の杉を活用した木造園芸ハウスについて、その後の進捗状況について伺います。ある建設業の方が、本県の林業の厳しい状況を何とか打開できないものかと、全国有数の園芸ハウスに県産材の活用を考えていただき、試行錯誤の上、建設されています。被覆材であるビニールシート以外は木材で、1反当たりの使用量が約36立米ほどの使用量になります。県産業支援財団の農商工連携ファンド助成金の交付を受け、清武町にモデルハウスが平成23年につくられました。木造住宅建築の技術を使っており、台風に対しても強い構造で耐用年数もあり、被覆材の洗浄が行えるので、被覆材の張りかえ頻度が減り、生産コストが下がるなどの利点もあります。反面、温室内は高温多湿のため、腐食が早くなるのではないかと、コンクリートの基礎工事が必要で、撤去の際、コストがかかる、パイプハウスと比較して部材断面が大きくなり、日射量に若干の影響がある等々のマイナス面もあります。

まだまだ課題は残されていますが、本県の2～3割のハウスに使われるだけでも、県産材の大きな活用になります。この県産材活用の質問に対し、当時の担当部長からは、「農業が盛んな本県において、園芸ハウスの木造化が実用化すれば、県産材需要拡大にとって非常に魅力的である。今後、関係部局や関係団体と協議しながら、木造園芸ハウスの活用を検討してまいりたい」との答弁をいただいております。園芸ハウスの県産材利用に向けた取り組みの現状とその後の取り組みについて、環境森林部長にお伺

いたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 木造園芸ハウスにつきましては、これまでの取り組みによりまして、御指摘のとおり、木材の影による作物への影響など、幾つかの課題が明らかになったところであります。このため県では、平成25年度に、森林整備加速化基金を活用いたしまして、改良型のハウスを実証事業として支援しており、先月、宮崎市内において完成し、キュウリの苗の作付が終了したところでございます。今後は、宮崎大学農学部と共同で、作物の生育調査や、ハウス内の温度、湿度、照度等の環境調査を実施することとしております。県といたしましては、この結果を踏まえまして、木造園芸ハウスの実用化について検討を進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 2度ほど質問したんですが、御報告がなかったものですから、このような実証事業をやっていることは今回初めて知りました。答弁にありましたように、課題がまだまだあることは理解しています。しかし、県産材の活用がいい結果が出ることを期待しています。前向きな取り組みに感謝しながら、次の質問に移らせていただきます。

次に、東九州メディカルバレー構想の質問に移ります。

県が進める東九州メディカルバレー構想は既に4年目、また同様に渦中の延岡市が進めるメディカルタウン構想は3年目を迎えております。地域活性化総合特区の指定も受け、医療産業の研究開発が順調に進んでおり、国の総合特区の評価も「著しく優れている」との最高のAランクに評価されています。このように高い評価を受け、一定の成果を上げていますが、まさにこれからが正念場です。知事の政策提案「み

やざき新時代！」にも、産業・雇用づくりのテーマの中で力強く推進しますとうたっていますが、まずは、これまでの東九州メディカルバレー構想の知事の評価についてお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 東九州メディカルバレー構想でございますが、これまで順調に推進できているものと考えているところでございます。まず、具体的には、構想の策定後、医療機器産業研究会の会員企業が、設立当初の32社から65社に大幅に増加しております。そして、新たに医療機器製造業許可を取得した企業も5社に達するなど、医療機器産業への新規参入も進んでいるところであります。また、特区調整費を活用しました大型の研究開発資金が獲得できたことによりまして、現在、世界初となる自動痰除去システムといった画期的な医療機器の開発が進行中であります。また、宮崎大学に設置した寄附講座を中心に、産学官での医療機器の研究開発が活発化する中で、医療機器関連企業の4社が新規立地するなど、産業集積も着実に進みつつあるところであります。

さらに、JICAやCLAIRなど国の関係機関の支援を受けまして、海外からの医療技術者研修を実施するなど、日本のすぐれた医療技術を東九州からアジアに向けて展開させていくという取り組みも具体的に進行中であります。このようなもろもろ狙ったところにつきまして、動きが出ておるところでありまして、順調に推進しているものと考えております。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。高い評価を確認することができました。しかし、先ほども申し上げましたが、これまでは種まきです。これに水や肥料を提供し、いかに果実をとっていかかが大事でありまして、まさにこれ

からが勝負だと思っております。県北の浮揚に大きく寄与できる政策です。引き続き力強い御支援をよろしくお願いいたします。

次に、東九州メディカルバレー構想の中で、県と延岡市の共同寄附で実現した宮崎大学医学部寄附講座について質問します。平成23年に開設され、教授、助教授、事務補助の3名体制で、助教授は県立延岡病院に常駐し、診療にも当たっています。本講座は、東九州メディカルバレー構想における医療機器の研究開発の拠点として大きく位置づけられており、同構想を推進する上で、産学官の連携によって、さらなる充実を図っていく必要があると考えます。現在、宮崎大学の動物実験施設を活用した産学連携の取り組みも検討しているとお聞きしています。そこで、これまでの宮崎大学寄附講座に対する評価と今後の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 寄附講座につきましては、これまで、企業との共同による医療機器の研究開発や、アジアからの医療関係者を対象とした研修事業などに取り組みますとともに、県立延岡病院内に開設した県北拠点におきましては、企業が気軽に相談できる談話サロンの設置や痛みを軽減する注射針の開発への協力など、活発に取り組まれております。さらに、医療機器開発において、今年度宮崎大学に設置された産業動物教育センターの活用といった新たな動きも出てきておりまして、本寄附講座は、構想推進の中核的存在として大きく貢献していると認識いたしております。今後とも、これらの取り組みをより加速させることによって、医療機器の研究開発、地場企業の医療機器産業への参入支援、さらには、県民の健康・福祉の向上などに寄与してまいりたいと考え

ております。

**○田口雄二議員** 本講座は、医療機器の研究開発の拠点です。九州保健福祉大学とともに、この構想推進にはなくてはならないものです。寄附講座の継続を含め、支援をよろしく願いいたします。

延岡市は、東九州メディカルバレー構想のメインステージとなることを目指して、延岡市メディカルタウン構想を策定しています。また、アジアの医療従事者を九州保健福祉大学が中心となって受け入れるなど、同構想を延岡市は強力に推進してきました。構想推進の主要なメンバーである企業の集積もあり、高いポテンシャルを有しています。構想の着実な推進を図るために、県と延岡市のさらなる連携強化が必要と思いますが、商工観光労働部長の見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(茂 雄二君)** 延岡市におかれましては、県との共同による宮崎大学寄附講座の設置を初め、日向市、門川町とともに「宮崎県北部医療関連産業振興等協議会」を組織され、その中心的な役割を果たしていただいているところであります。これまでに、関東圏の医療関連機器展示会への出展を初め、病院見学会、ものづくりセミナー等を共同で実施したほか、今月26日には、国、県、延岡市の共催によりまして、新規参入の機運を醸成するための「医療機器・ヘルスケアサービス産業創出セミナー」を開催することとしているなど、延岡市との連携は年々強化され、効果を上げているところであります。今後とも、延岡市との連携をより一層強化し、ともに医療関連産業の集積など、東九州メディカルバレー構想の取り組みを加速させてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 「より」という言葉も追加さ

れたようでございまして、ありがとうございます。同構想に関しましては、知事、部長、ともに非常に高い評価と力強い取り組みをお聞きいたしました。医療産業は、国も成長産業として大きな期待を寄せており、総合特区の指定も受けています。大切に成長に結びつけたいものです。今後とも、よろしく願いいたします。

次に、東九州自動車道の活用について質問します。

3月16日、東九州道の宮崎—延岡間が開通し、時間的に本県の南北間の距離が大きく短縮されました。また、今年度中に大分—宮崎間の未開通部分も開通予定で、大分県、そして福岡県まで高速道路でつながります。アクセスの格段の向上により、これまでスポーツキャンプ地として対象外であったところも、候補地として十分考えられるようになってきました。他チームとの練習試合もやりやすい環境となり、2020年の東京オリンピックのことも頭に入れながら、キャンプ誘致を考えていかなければなりません。そこで、東九州自動車道の開通により、アクセスの向上で本県のスポーツキャンプの魅力は一層高まってきましたが、県として誘致にどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(茂 雄二君)** 東九州自動車道の開通は、特に、県北地域においてスポーツキャンプを実施するチーム等のアクセス環境が向上するものであり、スポーツキャンプの全県化、多種目化、通年化を目指しております。スポーツランドみやざきの推進に弾みがつくものと期待しております。このため、本年度初めて、四国地方において、フェリー会社、旅行会社、大学等に誘致活動を行ったところであり、また、高速道路やフェリーの活用がより期待さ

れる福岡や大阪地区で、大学生を対象にしたスポーツキャンプの誘致セミナーも開催いたしました。今後とも、東九州自動車道の開通を契機とした本県へのアクセス向上はもとより、これまでの合宿実績やスポーツ環境の充実ぶりを、市町村や関係団体と連携してPRし、さらなる誘致促進を図ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 本県はもともとスポーツキャンプの多い県ですので、練習相手には困らないと思います。しっかりとPRをお願いいたします。

次に、川南パーキングエリアについて質問します。東九州道の開通は本当にありがたく、私の自宅から県議会まで101キロありますが、所要時間がいつも大きく狂うことはありません。これまでの大きな時間の余裕を持つての出発時間がうそのようです。そんな中、開通したら開通したで御不満も届いています。これは6月議会でも質問しましたが、私自身もここに立ち寄るたびになぜと思いますので、再度質問します。宮崎一延岡間に1カ所しかないのに、しかも上下線併用であるにもかかわらず、川南パーキングエリアはどうしてあんなにトイレが少ないのか、女子トイレどころか、男子トイレまで並んでしまいます。

先日の地元紙に、カーフェリーでの来県者の高千穂観光の記事が掲載されていました。高速道路の開通で行動半径が大きく広がりましたが、川南パーキングエリアは混雑するので立ち寄らず、延岡市北方町の道の駅「よっちみろ屋」まで行き、トイレ休憩をするというものでした。この間は恐らく30分以上かかるのではないのでしょうか。延岡市民としては、延岡の道の駅を御利用いただくのはありがたいのですが、

観光客や団体客、また一般の方々にしても、少しでも快適なドライブをしていただきたいものです。来春の大分、福岡までの開通後は、今まで以上に利用客がふえるのは明白です。東九州自動車道の川南パーキングエリアにあるトイレの増設について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 川南パーキングエリアのトイレにつきましては、男性用6基、女性用6基、多目的2基の計14基で、特に男性用小便器は3基しかなく、私も少ないのではないかと思っているところです。こうした中、これまでも県では、トイレの増設を含め、川南パーキングエリアの施設充実についてお願いしてまいりました。今回改めて、現在の状況を西日本高速道路株式会社に問い合わせましたところ、トイレ増設については、「ゴールデンウィーク、お盆、年末年始などに設置している臨時トイレの利用状況などを踏まえ、今後検討していきたい」との回答をいただいております。県としましては、早期のトイレ増設を引き続き要望してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 川南パーキングエリアは、宮崎杉を使い、オストメイト対応の広々とした個室のようなトイレもあり、小さいながらも結構ぜいたくなつくりなのですが、なぜ設置トイレがこんなに少ないのか、理解に苦しみます。部長は「少ないのではないかと思う」とお答えになりましたが、宮崎西インターチェンジと清武インターチェンジ間の宮崎パーキングエリアは、トイレと自販機だけがある、駐車台数も川南よりもはるかに小さなパーキングエリアですが、上下線それぞれにパーキングエリアがあり、ともに11基ずつ、合計22基もあります。ちなみに川南は合計14基です。NEXC Oの設置

基準がよくわかりませんが、トイレを我慢しながら安全運転はできません。観光客の皆さんに快適に宮崎の旅を楽しんでいただくためにも、トイレの増設を強く要望します。引き続き、よろしく願いいたします。

これまで大分県と宮崎県は、隣同士でありながら、道路事情やJRともに非常に利便性が低く、行き来に難儀していました。それでも、東九州メディカルバレー構想や伊勢えび海道など、両県をまたいでの交流が増大しています。来年3月までに高速道路でつながります上に、延岡市と佐伯間は無料の高速道路です。大分―宮崎間の人や物の流れが一気に増大するものと思われます。そこで、東九州自動車道の宮崎、福岡までの全線開通を見据えて、新たな観光開発や既存の観光地の磨き上げ等が大変重要になってきますが、県北地区の取り組みと県の支援について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 本県におきましても、特に県北地区は、スピリチュアルひむか観光協議会や日向・東臼杵広域観光推進協議会など、市町村が広域に連携し、地域資源を生かした観光への取り組みが活発に行われております。その中でも、高速道路の北の入り口となる延岡市では、大分県佐伯市と連携した「東九州伊勢えび海道」の県境を越えた取り組みに加えまして、さまざまなメニューを用意した「えんぱく」やマリンスポーツ等の体験型観光の推進、また、花をテーマにした新たな周遊イベントであります「延岡花物語」を展開されております。さらに、北浦・南浦・島野浦エリアを「ひむか遊パークうみウララ」と称し、食や自然体験、民泊等を生かした滞在型の観光地づくりにも新たに組み込まれていると伺ってお

ります。県といたしましても、高速道開通を絶好の機会と考えておりまして、これを契機に、県内外からの誘客に向けた魅力ある観光地づくりに取り組む市町村を積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 無料の高速道路を活用して、どんどん観光客が本県に流れてくれればありがたいんですが、本県から大分方面に向けても無料ですので、行きやすくなります。延岡を初め県北一丸となって誘客に努めてまいりますので、県の後押し、支援をよろしく願いいたします。

次に、道路行政の質問を用意しておりますが、ちょっと時間が足りないのですが、これは割愛させていただきます。

次に、教育行政について伺います。

島原教育委員長、このたびの教育委員長への御就任、まことにおめでとうございます。初めての議会ですが、質問初日は誰からも質問がなされませんでした。少し拍子抜けされたのではないのでしょうか。経営者でありながら、さまざまな要職についており、お忙しいかとは存じますが、この宮崎県や日本を背負って立つ子供たちの教育・育成は大きなテーマです。しっかりと取り組みをよろしく願いいたします。そこで、次世代を担う子供たちの教育について、教育委員長はどのようにお考えか、教育に対する思いについてお伺いいたします。

**○教育委員長(島原俊英君)** 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。私はこれまで、ものづくり人材育成塾や企業説明会、出前授業など、企業の立場から産業教育にかかわってまいりました。2年間、教育委員を務める中で、次代を担う子供たちには、夢や志を持って、いかなる環境下にあってもそれを



乗り切る力を身につけて、自己肯定感や誇りと自信を持たせる教育が必要であるというふうに感じています。そのためには、人づくりや教育を学校の中だけで考えるのではなく、地域の大人、全ての人々が、人材育成を担う学校の役割を考えて、社会全体で教育にかかわるべきだというふうに思っています。本県には、豊かな自然や風土など、いい子が育つすばらしい誇れる環境があります。教育は、社会の根幹をなすものであり、地方創生のための優先すべき最重要課題だというふうに思っています。県民総ぐるみの教育を推進して、宮崎の教育的風土のよさの磨き上げに力を尽くしていきたいというふうに考えております。

**○田口雄二議員** 教育への熱い思いの一端を御披露いただきまして、ありがとうございます。前任の齊藤教育委員長にも私が最初の質問をさせていただき、同様の教育に対する思いを聞かせていただいております。子供たちは国や地域の宝です。子供たちへ少しでもいい教育環境を提供できるように、御尽力をよろしく願いいたします。

次に、国際的な調査で、日本の教育に関して余りよろしくない報告がなされています。GDPに占める教育機関への公的支出の割合を調べたOECDのこししの調査で、2010年より高校授業料の無償化が進められたにもかかわらず、加盟国の中で日本が5年連続で最下位であることが報告されました。全教育機関に対する公的支出の割合は、日本が3.6%、加盟国31カ国の平均は5.3%です。最も高いのはデンマークの7.5%、次いでノルウェーの5.3%で、国が責任を持って子供を育てるというあらわれでもあります。日本は、親の大きな負担で教育レベルの高さが保たれているのが実態です。

また、6月に公表された国際教員指標環境調査で、日本の中学校の教員の多忙ぶりが突出しており、「世界一忙しい日本の教員」の実態が浮き彫りになりました。日本の教員の勤務時間が最長の週53.9時間で、OECD平均の1.4倍、事務作業が平均の2倍の5.5時間、課外活動指導は3倍の7.7時間でした。「生徒に勉強ができる」と自信を持たせることができるか」の問いに、「非常に」と「かなり」を合わせて「できている」としたのはわずか18%で、OECD平均80%の4分の1以下となり、日本の教員の自信のなさが際立っていました。国や県からのいじめ等の実態調査への回答等の事務作業も以前に比べると多くなり、子供たちと接する時間やスキルアップの時間等がなくなっていることが自信喪失につながっているのかもしれません。

しかし、根本的な問題は、学校の先生が少な過ぎることが一番の要因と言っても過言ではありません。先ほどの教育機関への公的支出の比率がOECD内で最下位という調査にもあらわれています。国の教育への予算増というのは、安倍総理の頭には全くないでしょうから、すぐにはかないませんが、「日本の教員は世界一忙しい」との報告がなされている中で、本県の現状をどのように考えているのか、教員でもありました教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 本県においても、教職員は時間的に非常に厳しい状況にあると考えております。保護者や地域からの多様なニーズ、それから現場でのいじめとか不登校への対応、いろんな課題がありますが、教育の情報化、特別支援教育の充実等、複雑で多様な教育課題への対応が求められておまして、そういうことに真面目な先生は、真摯に対応すれば対応するほど、時間的には非常に忙しい状況にあ

ると認識いたしております。そういう認識のもとに、やれることはやりたいというような気持ちから、平成24年7月に「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」を策定し、多忙感を軽減し、やりがいや充実感を実感できる職場環境とするために、無駄を省き、仕事に打ち込めるように、調査・照会などの文書や会議の縮減などに取り組んでおります。私も校長会等で、機会あるごとに、働きやすい職場づくり、そして文書・会議はできるだけ縮小しようということを指導し続けております。今後も、県教委と市町村教育委員会が連携を深めながら、働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** つい先日、財務省が35人学級から40人学級に戻そうとしており、文科大臣が反発しているとの報道がありました。財政が厳しいから教育費を削るというのは愚の骨頂で、国を滅ぼします。本県の教員の破廉恥な不祥事が一向に減らないのは、忙し過ぎるのが原因ではないとは思いますが、心の病に陥る教員が多いのは、忙し過ぎることも要因の一つだと思います。少しでも教育現場での教育以外の先生方の負担を軽減していただき、本来の子供と先生の向き合う時間を少しでも多くとれるよう、環境改善をよろしくお願いいたします。

次に、警察行政についてお伺いいたします。

犯罪等の被害者支援の現状について質問します。昨年度、私は、文教警察企業常任委員会の委員長として、さまざまな警察関連の行事に参加させていただきました。警察学校の卒業式や警察署対抗の柔道大会、県警視閲式、防災訓練等にも参加させていただきました。その中でも印象的であったのが、岩手県で40年前に何の罪もない両親を殺害された佐藤咲子さんの犯罪被害者

被害者孤児として暮らした半生を語った講演をお聞きしたことです。高校1年生のときに見舞われた事件で、2歳上の兄とともに孤児となってしまいました。精神的なショックは大き過ぎ、成人後も事件の影響ですぐに涙を流すことから、周りから奇異な目で見られ、自分自身を責めたそうです。しかし、被害者遺族のフォーラムで、遺族の一人として初めてマイクを持ち、講演することが唯一の親孝行と考えるようになったようです。

しかし、事件発生から40年以上経過していながら、今でも完全には癒えておりません。今でも兄とは事件のことは話すことができない等々、心の傷の大きさを改めて思い知らされました。講演の途中からは、佐藤さん本人は涙声で、聴講していた参加者の皆さんももらい泣きをしていました。改めて、犯罪被害者の支援が必要と考えさせられる講演でした。そこで、警察における被害者支援の現状について、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 警察では、殺人や性犯罪、交通事故などの被害に遭われた方やその御家族、御遺族に対し、精神的負担や経済的負担の軽減を図るための支援を行っております。主な支援としましては、まず、指定被害者支援要員制度として、支援を担当する警察職員が被害者等に対し、捜査の状況や裁判に関する情報の提供、病院への付き添いや心配事への相談対応等を行っております。この制度は、本年は10月末現在で193事件に対応しております。また、病院の初診料や診断書料などの医療費や、緊急に避難する必要がある場合の宿泊先の宿泊費を公費で負担する等の支援を行っております。さらに、被害者支援団体であります「公益社団法人 みやざき被害者支援センター」に、

臨床心理士等によるカウンセリング事業を委託し、心のケアを必要とする被害者等に対する支援を行うなど、関係機関・団体との緊密な連携のもと、被害者等のニーズに応じた支援を推進しているところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。40年以上も前の事件の被害者であるにもかかわらず、いつまでも心の傷を引きずるのは本当に気の毒です。完全に癒えることは難しいでしょうが、新たなスタートができるよう手厚い被害者の支援をよろしく願いいたします。

以上で用意した質問は終了いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午後1時0分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、ブラジルとの交流についてお伺いいたします。

昨年夏、谷ブラジル宮崎県人会前会長が来県した際、ことし行われるブラジル県人会創立65周年・移住100周年の記念式典を行うので、ぜひブラジルに来てほしいという招待状をいただきました。招待状をいただいたとき、「来年は移住が始まり100周年の大きな節目ですので、先人の労をねぎらい、今後の宮崎とブラジルのきずなを深めるためにも、宮崎の伝統芸能である神楽を持ってきてほしい」という強い思いを聞く

ことができました。残念ながら、谷前会長はブラジルに帰ってから不幸にも交通事故に遭い、亡くなってしまいました。その知らせを受けたときは大変大きなショックを受けましたが、谷前会長の思いを実現するために、宮崎・ブラジル文化交流実行委員会を立ち上げることができました。多くの方々に御協力いただき、高千穂の夜神楽をブラジルに派遣することができました。神楽が中南米で公演されるのは初めてということで、どのような反応があるのか心配でしたが、大変好評で公演を終えることができ、また、谷前会長の思いを実現したことは感慨深いものがあります。そこで、今回、ブラジル宮崎県人会創立65周年・移住100周年の式典等に参加された稲用副知事に、ブラジルを訪問された感想をお伺いいたします。

また、同じくブラジルを訪問された総合政策部長には、県人会からも継続要望のありました県費留学生のことについて、これまでの成果と今後の展開についてお伺いいたします。

また、同じくブラジルを訪問されました農政水産部長には、農業青年ブラジル国派遣研修事業の成果と今後の展開についてお伺いいたします。

地方創生についてお伺いいたします。

人口減少が深刻になるのは10年以上前からわかっていたのに、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表した、全国約1,800市町村のうち523の自治体が消滅するおそれがあるという増田レポートが、最近大きく取り上げられております。また、第2次安倍内閣の目玉としても、地方創生として人口減少・地域活性化策が大きく取り上げられております。しかし、国のこれまでの政策を見ても、地方拠点都市とか中心市街地活性化などを推し進めると言ってお

きながら、4～5年後にはいつの間にか薄らぎ、最近は言葉すら聞かなくなっております。安倍総理、石破地方創生担当大臣を信頼しておりましたが、今週末の21日には衆議院が解散・総選挙になるということで、地方創生は大丈夫なのかと思っております。「地方創生」という言葉のように、4～5年後に名実ともに地方が創生できるためには、国が何をやってくれるのかではなく、地方がしっかりと考え、政策をとることが重要だと考えております。地方創生に取り組む宮崎の本気度と明確なビジョンが重要だと考えておりますけれども、知事の地方創生に取り組む姿勢についてお伺いいたします。

また、先ほど質問しました地方創生に財源的に大きな影響を与える社会保障制度について、お伺いいたします。

国においては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の社会保障制度に関する改革法律が続々成立しております。しかし、政令、財政措置などの具体的な中身が示されておらず、来年度から新たな子育て支援制度に移る現場などから心配する声を聞いております。社会保障・税一体改革による社会保障の充実を目指しているということですが、国の動きは遅く感じております。そこで知事に、どのような要望を行い、どのような議論を行ってきたのかお伺いいたします。

また、福祉保健部長には、ことし6月18日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、今議会に提案されている地域医療介護総合確保基金について、目的と実施する事業についてお伺いいたします。

次に、火山噴火対応についてお伺いいたします。

火山噴火ですぐ頭に浮かぶのが、戦後最悪の惨事となった御嶽山、次に、私の地元で大きな影響を与えた新燃岳でした。10月24日に、えびの高原の硫黄山で小規模な噴火が発生する可能性があるということで、気象庁が硫黄山周辺おおむね1キロの範囲で噴火に警戒してくださいという火口周辺警報を出したことで、急に注目されるようになりました。県とえびの市は、気象庁などの関係機関と協議の結果、硫黄山周辺おおむね1キロを入山規制することとし、登山客、観光客の安全性を考慮し、県道1号や登山道の一部を通行どめにしました。危険性を考えればある程度は理解できますけれども、地元からは、「紅葉シーズンに入り絶好の観光シーズンを迎えたのに、観光産業に大きな影響が出るのではないか」といった声を聞きます。また、「約20年前までは県道沿いまでがまん蒸気が噴き出していたので、昔のえびの高原に戻るだけではないか」といった意見も聞きます。そこで、気象庁は噴火の可能性があるとっておりますけれども、約20年前に水蒸気が出ていたときと比べ、どの程度危険度が高いと言っているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

また、えびの高原を含め、霧島全体の観光に大きな影響が出るのではないかと心配しておりますけれども、現状と今後の対応について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、土地行政についてお伺いいたします。

私の地元の国道221号並びに県道霧島公園小林線沿いに、これまで通学路等の整備を行ってきましたけれども、共同墓地や不在地主所有の土地ということで登記ができないため、数十メートルどうしても歩道が設置できない区間があり

ました。「地元では誰も反対する人はいないのに、なぜ県はつくってくれないのか」「死亡事故が起きないとだめなのか」といった悲鳴のような声があり、地元は土木事務所に10年近く早期整備を要望しておりました。その要望に応えるため、産業開発青年隊のOBである青友会小林支部の皆様と地域の皆様が協力し合い、仮歩道を設置することができました。小学生、高齢者等が安心して通行できるようになり、地域から大変喜んでいただいております。そこで、道路工事を行う際、用地買収で、相続登記がされておらず、行政手続が難航している事例はどのようなものがあるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

壇上からの最後の質問として、包括外部監査についてお伺いいたします。

包括外部監査制度は、外部の専門的な知識を有する者との契約に基づき監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める趣旨として、平成9年の地方自治法改正により制定された制度であります。外部監査の導入の目的は、「住民福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を上げる」ことであり、また、「組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図る」ものと地方自治法に規定されております。本県でも平成11年度から導入されており、毎年、公認会計士と契約し実施されております。そこで、どのような監査が行われ、どのような効果が出たのか、具体的にお伺いいたします。答弁者は本来、契約している知事が適切だと思いますけれども、事務等に携わっています監査事務局の代表である代表監査委員にお伺いし、壇上からの質問を終わります。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、地方創生に取り組む姿勢についてであります。地方創生につきましては、長年続きます東京一極集中の流れを大きく転換し、地方が自律的に成長する活力を取り戻すことにより、日本全体の人口減少を克服していこうとするものと認識をしております。既に本県では、4年前に策定した県の総合計画におきまして、いち早く人口減少を県政の最重要課題と捉え、これまでも子育てなどの自然増対策、また雇用対策などの社会増対策、そうした取り組みを進めてきたところであります。これらの知見を生かして、先月、私を本部長とする宮崎県地方創生本部を発足させまして、広く民間の意見等も取り入れながら、「真の地方創生を実現するみやざきモデルの提言」を取りまとめまして、国の総合戦略に反映してもらおうべく、早速、国へ要望を行ってきたところでございます。議員御指摘のとおり、国が何をしてくれるかということではなく、地方が自主的に提言・提案をし、また実践をしていく、そのような姿勢というものが大変重要であろうかと考えておるところでございます。私としましては、今回の地方創生実現への流れをまたとない好機、チャンスであると捉え、本県の優位性と実情を国にしっかりとアピールするとともに、市町村とも一体となって地方創生に取り組むことで、県勢の発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、社会保障制度改革についてであります。今回の社会保障制度改革は、急速に少子高齢化が進む中、確かな社会保障制度を将来の世代にしっかりと伝えていくため、取り組むべき

喫緊の課題であると認識をしております。県の財政におきましても、年々、社会保障関係費というものが財政状況を圧迫している厳しい状況にございまして、医療・介護・少子化対策などについて、必要な財源の確保や施策の充実等を図るよう、これまでも、国に提案や要望を行うとともに、全国知事会や九州地方知事会を通じまして、社会保障制度改革の具体化に当たっては、地方との協議と、その意見の反映及び財源の確保を図るよう、国との議論を進めてきたところでもあります。今後とも、市町村等と連携を図りながら、国に対し、地方の実情をしんしゃくした社会保障制度改革が進むよう、強く求めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

ブラジル訪問についてであります。今回のブラジル訪問が、福田議長を初め、市町村長、関係者の皆様の多数の御参加をいただき、成功裏に終了したことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

私自身、初めてブラジルを訪問させていただきましたが、ふるさと宮崎を遠く離れた移住者の皆様の、これまでの大変な御苦労やブラジル社会への大きな貢献に思いをはせる機会となりました。そして、今回の記念式典を通して、県人会の皆様の結束力の強さと、ふるさと宮崎への熱い思いを改めて実感したところでもあります。また、谷前県人会会長の強い希望がきっかけとなり実現した、中南米初となる高千穂の夜神楽公演につきましても、移住者の皆様が感激した面持ちで鑑賞されていた様子が、非常に印象的でありました。さらに、モジ・ダス・クルーゼス市で開催された一般公演でも、多くの観

客が荘厳で迫力のある舞に見入り、惜しみない拍手喝采を送られたと伺っており、神楽の持ちます普遍性・世界観というものを改めて確信したところでもあります。今後とも、県人会の皆様とのきずなを大切にしながら、県内ブラジル関係団体とともに友好親善に努めていきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（橋本憲次郎君）〔登壇〕 お答えいたします。

県費留学生についてであります。この事業につきましては、本県出身ブラジル移住者の子弟に県内で就学の機会を提供することを目的として、昭和41年度から毎年1～2名、累計で85名を県内大学等に受け入れているところであります。帰国後は、多くの留学生が日系企業や留学中に学んだ分野で就職し、留学経験がその後の仕事につながっていると伺っているところでございます。県人会活動においても中心となって活躍しており、また、宮崎海外特派員として本県とブラジルとの交流・親善に貢献していただいているところであります。県費留学生受入事業につきましては、県人会の要望を踏まえながら、今後とも、宮崎・ブラジル間の交流親善の中核事業として、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（金丸政保君）〔登壇〕 お答えいたします。

えびの高原の硫黄山についてでございます。硫黄山周辺では、昨年12月以降、火山性地震が発生しており、本年8月20日には、硫黄山付近を震源とする約7分間の火山性微動が発生し、また硫黄山の北西部が隆起したと考えられる地殻変動が観測されるなど、火山活動が高まっております。気象庁では、これらのことから、今

後の状況によっては小規模な噴火が発生する可能性がある」と判断して、10月24日に火口周辺警報を発表したところであります。宮崎地方気象台によりますと、このような火山性地震、火山性微動、地殻変動を観測するための機器が導入されたのは約10年前でありまして、お尋ねのあった約20年前の状況と比較するのは難しいとのことでした。以上でございます。

〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答えします。

地域医療介護総合確保基金についてであります。この基金は、後期高齢者の増加が見込まれる2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制の整備や地域包括ケアシステムの構築など、地域における医療及び介護を総合的に確保することを目的としております。本年度の具体的な事業としましては、医師会、看護協会、市町村等に属する多くの職種が協働して取り組む、在宅医療・介護推進協議会の設置・運営、地域周産期母子医療センターが2カ所から1カ所に減少した県西地区の周産期医療体制の整備に対する支援など、地域の事情を踏まえながら、病床の機能分化・連携、在宅医療の充実、医療従事者等の確保・養成に係る事業を実施することとしておりまして、平成27年度からは、これらに加え、介護に関する事業にも取り組むこととなっております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（茂雄二君）〔登壇〕

お答えいたします。

硫黄山付近の火口周辺警報に伴う観光への影響と今後の対応についてであります。先月の警報発表後、えびの高原荘では、年末年始までの宿泊予約のうち約3分の1がキャンセルとなっ

たほか、足湯の駅を含めたえびの高原エリアへの日帰り客も激減するなど、大きな影響が出ております。また、白鳥温泉や生駒高原など周辺地域におきましても、利用者が1割から3割程度減っていると伺っております。えびの高原は本県観光の重要な拠点の一つでありますので、地元自治体や関係機関と連携し、規制の状況にも十分留意しながら、今後とも、通行可能なルートや、アイススケート場のオープンなど観光情報につきましても、正しい情報を広く積極的に発信していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

農業青年ブラジル国派遣研修事業についてであります。本県では昭和57年度から、移住先としても交流の深いブラジル国に、県人会の協力を得ながら、これまで55名の農業青年を派遣しております。これらの皆さんは、研修後、先進的な経営を展開されるとともに、この中から集落営農組織や普及指導協力委員会あるいはSAP等のリーダーを輩出するなど、本県農業の中心的なメンバーとして御活躍いただいております。

先般、ブラジルで開催されました記念式典には、私も出席し、研修派遣先である県人会の方が経営する6カ所の農場にも伺いましたが、大規模な農業経営を展開されており、学び生かすべきものが数多くあると実感したところがございます。今後とも、本県農業を担うリーダーを育成するために、ブラジル宮崎県人会や派遣OBと連携を図りながら、国際感覚を持った人材を育成するこの派遣研修を積極的に進めていきたいと考えております。〔降壇〕

○県土整備部長（大田原宣治君）〔登壇〕 お

答えいたします。

土地行政についてであります。道路事業を初め公共事業に必要な用地を取得する際には、土地所有者と売買契約を締結した上で所有権の移転登記を行う必要がありますが、相続人多数の土地につきましては、関係者の死亡や行方不明などにより、その手続に多大な労力と時間を要しているところであります。現在、道路事業におきまして、相続登記の未実施により用地取得の手続が難航しているのは7件となっております。また、解決した案件としましては、登記名義人約10名の共有地について、相続登記の未実施により、延べ5カ年、約200回の交渉を経て、100名近い相続人から関係書類を収集し、ようやく取得に至った事例がございます。以上であります。〔降壇〕

○代表監査委員（宮本 尊君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、近年の包括外部監査の状況についてありますが、平成23年度は「県税の賦課及び徴収事務について」、24年度は「基金の管理及び運用について」、25年度は「県出資団体の財務状況について」というテーマで監査を行い、3年間で29件の指摘と103件の意見が提出されております。監査の効果といたしましては、指摘等に基づきまして、例えば、個人事業税の課税資料収集のための統一的なマニュアルを作成した事例、基金を運用益を含めて有効かつ効果的に活用した事例、会計基準に沿ったより適正な財務諸表へ改善された事例などがあり、公益法人改革等、時宜を得たテーマ選定により県民の福祉の増進につながったものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 ブラジルとの交流について再質問を行います。壇上からも言いましたとお

り、ことしはブラジル移住100周年・県人会65周年という節目の年でした。置県100年のときには、大きな節目ということで、県庁前の庭園におきましてブラジルマツ等の記念植樹が実施され、もう30年以上たって大きく育っております。また、日南では、ブラジルから贈られたジャカランダが観光につながるぐらい大きく育っております。今回、伝統芸能である神楽をブラジルに派遣できたわけですけれども、一過性のものにするのではなく、他の伝統文化も含め、ブラジルとの交流を図るべきだと考えております。特にブラジル・リオデジャネイロではオリンピックが2年後に開催され、6年後には東京オリンピックが開催されますので、宮崎の文化について世界へ情報発信をすべきと考えておりますけれども、総合政策部長の所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 私もこの8月、御一緒にブラジルを訪問させていただきましたが、高千穂神楽を披露した記念式典や、サンパウロ州郊外のモジ・ダス・クルーゼス市で開催されました一般公演は大盛況であったということで、国内外における生の情報発信が大変重要であると、改めて感じたところでございます。また、去る10月には、在京の駐日各国大使を宮崎県に招待しまして、夜神楽を初めとする本県のすぐれた観光資源や歴史・文化など、宮崎の魅力を国際的にアピールしたところでございます。今後とも、こうした広報活動や「東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」による国内外へのプロモーション活動等によりまして、本県のすぐれた文化資源を幅広く発信してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ効果的な情報発信をお願いしたいと思っております。



今回、ブラジルに神楽を派遣するために立ち上げた、宮崎・ブラジル文化交流実行委員会の委員長を務めていただきました米良商工会議所会頭から、先日、「今度はブラジルのサンバを宮崎に呼べば、本当の文化交流になるのではないか」という大変おもしろい発案をいただきました。そこで、ブラジルの現地でサンバを体験された稲用副知事に、宮崎とブラジルの文化交流について、今後の所見をお伺いいたします。

**○副知事（稲用博美君）** サンバ、十分に堪能いたしました。文化というのは不思議な力を持っているなというふうに感じました。一方で、荘厳で神秘性を持っています神楽に引き込まれる人がいる、他方では、情熱的なサンバのリズムに酔いしれる人がいる、その両方を含めて、何かしらの一体感というか感動を与えるということでもあります。このような魅力のある宮崎とブラジルの文化交流につきましては、今回の高千穂の夜神楽の公演が成功をおさめたことも参考にしながら、多様な主体によります幅広い交流が推進されることを期待しているところであります。

**○丸山裕次郎議員** 先ほども言いましたけれども、今回のブラジルとの文化交流を一過性のものに終わらせず、さらなるきずなを深めていただくことを要望しておきます。

次に、地方創生について再質問を行わせていただきます。11月6日に、衆議院本会議において地方創生2法案が通過いたしました。創生法案は、人口減少の抑制や東京一極集中の是正などに向け、国が今後5年間の総合戦略を策定すると規定され、都道府県や市町村にも地方版総合戦略を制定する努力義務も明記されております。そこで、法案のいう地方版総合戦略はどのようなものになるのか、総合政策部長にお伺いいたし

ます。

また、その予算措置をどう考えているのかも含めてお伺いいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 地方版総合戦略につきましては、国の定める総合戦略を勘案し、地方公共団体が地域の実情に応じて定めるものとされておりまして、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策についての基本的な計画になるものでございます。その内容は、地方公共団体の人口動向を分析し、将来展望を示す「地方人口ビジョン」と、それをもとに当該地方公共団体における今後5カ年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する「地方版総合戦略」で構成されることとなります。県が勘案すべきとされる国の総合戦略は、12月中に策定予定とされているため、現時点では具体的な内容が不明確ではありますが、現在、改定作業を行っております県の総合計画等とも整合性を図りながら、本県が取り組むべき課題、またその克服に向けた施策を踏まえまして、本県の人口ビジョン及び総合戦略を策定してまいりたいと考えております。また、総合戦略等を実行し、その目的を果たすには、自由度の高い交付金等の財政措置が必要でございますので、これを国に強く求め、必要な予算の適切な確保に努めてまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 宮崎県の人口動態を見ますと、平成8年の118万人をピークに減少に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成52年には90万人まで減少するといったデータもあります。人口ビジョン、総合戦略が絵に描いた餅にならないように、最大限の努力をお願いしておきます。

また、全国より少子高齢化が進んでいる本県では、日本創成会議の推計によりますと、県

内26市町村のうち15市町村が消滅可能性都市と言われ、各市町村、危機感を感じております。国においては、5万人未満の市町村に国の若手職員を派遣する制度を考えているようでありますけれども、わずかな人数になりそうです。全ての市町村を支援する観点からも、県に地方創生を担当する部長級の職員を派遣してもらう考えはないか、知事にお伺いいたします。

また、フードビジネス課を創設したように、地方創生課といった課を新設する考えはないか、あわせてお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 地方創生を進めるに当たっては、待ちの姿勢ではなく、自主的・主体的な姿勢で取り組むことが地方公共団体にも求められるわけございまして、全部局を挙げて、全職員、全組織が目的を共有しつつ取り組んでいくことが、何よりも肝要であろうかというふうに思います。御提案のありました外部人材の活用や推進体制の整備につきましては、地方創生の施策の進展などさまざまな状況、要素を勘案しながら、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。既に今、この列にも内田副知事、橋本部長がおられるわけでございますが、もともと地方創生と言われる前から、そのような問題意識をもとに、国とのパイプを踏まえながら、さまざまな地方創生にも資するような取り組みをしていただいているものというふうに考えておるところでございます。いずれにしても、私を本部長とする宮崎県地方創生本部のもとで、職員一丸となって今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 知事からも今、宮崎県のほうに地方創生本部があるということでしたけれども、それが本当に機能するような組織、形を

つくっていただくことを、まず要望しておきたいというふうに思っております。

地方創生の国のやり方を見ると、先ほど言いましたけれども、5年間の国の総合戦略を策定していくとのことでもあります。壇上からも言いましたけれども、これまでの地方拠点都市や中心市街地活性化といったやり方と似ていて、行政マンの得意な計画策定だけがあって、計画倒れになってしまうのではと非常に心配しております。計画倒れにならないためには、やはり人が重要だと思っております。特に、さまざまな情報をいち早くつかむ県職員一人一人のスキルアップとやる気が、地方創生の鍵を握ると思っております。そこで、地方創生実現のための県職員の人材づくりをどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 人の力、大変重要であろうというふうに思っておりますし、地方の自主的・主体的な取り組みを求められる状況にあっては、なおさらのことであろうかと考えております。議員から先ほど、フードビジネス推進課というようなことを挙げていただきましたが、フードビジネスという、本県にとって重要な課題について、特別な組織を設け、組織横断的なコントロールタワーとして設けたわけがあります。現在、庁内の状況を見ますと、ある意味、うまく物事が回ってきている、そのような仕組みであり、そのような人員の配置ができたのかなというふうに考えておるところでございます。この成功事例を一つのモデルとしながら幅広く広げていって、地方創生という取り組みにつきましても、県職員の人材、スキルアップというものも——宮崎県人材育成基本方針というものを昨年2月に改定して、さまざまな取り組み、チャレンジ精神に富んだプロ意識の高い

職員を育成していこうということで取り組んでおるわけでごさいます、これからも地方創生の実現に向けて、こういう職員の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 今、知事のほうから、チャレンジ精神に富んだプロ意識の高い職員の育成に努めるということでありましたけれども、公務員はどうしても、チャレンジ精神というのは、年齢がかさむにつれ前例踏襲につながってしまっているのが現状じゃないかと思います。チャレンジ精神を保つためには、リーダーである知事の、俺が責任をとるからやってくれというようなリーダーシップが重要だと思っております。何回も言いますがけれども、地方創生は、国が何をしているかではなく、地方がみずから考え行動して、それを支えていくのが国だということで、これまでにない発想が必要だと思っております。政治は結果責任であります。地方創生が名実ともに、長年続く東京一極集中の流れを大きく転換し、地方が自立できるような施策を期待しております。

次に、社会保障制度改革について再質問を行います。

国においては、持続可能な社会保障制度の確保の一環として、これまで市町村が運営していた国民健康保険を県に移管するための関連法案を、来年の通常国会に提案することとなっておりますけれども、現在の国民健康保険は高齢者が多く加入しており、1人当たりの医療費が高く、赤字体質の市町村が多いのが現状です。県に移管しても赤字状態は変わらないと考えておりますけれども、国保の移管による課題をどのように想定しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

また、現在、市町村が一般会計から国保に繰

り入れている総額はどれほどになるのか、あわせてお伺いいたします。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** ただいま議員が御指摘いただきましたとおり、県が国保の財政運営を担うに当たりましては、財政上の構造的な問題の解決が不可欠であると考えており、追加国費を投入するなど抜本的な財政基盤強化策を講じるよう、全国知事会を通じ、国に強く求めているところであります。また、平成24年度の一般会計から国保特別会計への繰り入れは——法律で認められた繰り入れも含めた総額であります——119億8,000万円余、このうち決算補填等を目的とした法定外繰り入れは11市町村で行われ、その総額は9億6,000万円余となっております。

**○丸山裕次郎議員** 国保が本当に持続可能な制度なのか心配でありますので、国としっかりと議論を深めていただきたいというふうに思っております。

国においては、団塊の世代が75歳を超えるとされる2025年に向け、2012年と比較して、後期高齢者医療給付費13.1兆円が2倍近くの25.7兆円に、介護給付費の8.4兆円が2倍以上の19.8兆円になる推計をしております。この2つの社会保障費だけで、自然増が年平均5.9%になると分析しております。これまでの本県の社会保障費の県負担額の増加を見ますと、毎年数十億円増加しており、10年間で390億円から659億円と2倍近くまで増加しております。また、平成25年と26年の当初予算を比較しても、2%以上伸びております。本県は高齢化が進んでおりますので、国が分析した以上に本県財政に大きな影響を与えるのではと非常に心配しております。そこで、2025年にかけての本県の後期高齢者医療・介護給付費の自然増加率をどのように

推計しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 本県の75歳以上の高齢者人口は、平成24年の16万4,000人が、平成37年には20万7,000人と約26%増加するものと推計されております。この人口の推計値と、近年の1人当たり医療費及び介護給付費の伸びをもとに、後期高齢者医療給付費及び介護給付費について県独自で推計しますと、平成24年度の2,246億円が年率4%程度で増加し、13年後の37年度には約3,700億円と、6割以上増加するものと推計しております。

**○丸山裕次郎議員** 今、県独自の試算として、後期高齢者医療・介護給付費が今後、年率4%伸びるという極めて厳しい推計を出していただきました。国においても、医療費適正化計画の前倒しや、先ほど質問しました国民健康保険運営を県に移管するなどを考えているようであります。全国より高齢化が進んでいる本県として、2025年の問題に対し、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** この推計の上で、数の上で高齢者がふえていく、これはいたし方ない部分があるわけですが、要はいかに元気な高齢者をふやしていくか、そこが重要ではないかというふうに考えておるところでございます。県ではこれまで、県民の皆さんが心身ともに健康な生活を送ることができるよう、健康づくりや疾病予防、介護予防などに取り組んできたところではありますが、今後、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援、この5つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムにつつまして、市町村や関係者と連携を図りながら、その構築を図ってま

いりたいと考えております。

そして何よりも、県民一人一人がみずからの健康について関心を持ち、生活習慣の改善や定期的な健診受診に努めることが、大変重要であると考えております。「健康寿命」という指標がございます。日常生活に制限のない期間の平均の数字でございますが、これは本県が男性で全国11位、女性が8位となっているところでございます。これをもう少し頑張ることによって、何とか健康寿命日本一を目指せないかというようなことも考えておるところでございます。こうした健康づくりの取り組みというのもしっかり進めてまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** これまで質問しましたように、今後、社会保障費は急速に伸びていくことが容易に推測されます。今でさえ2%の影響で、やっと予算編成ができていたと考えれば、2025年前後には4%の伸びが推計されており、予算編成ができなくなり、本県は行き詰まってしまうのではないかと心配しております。今後とも宮崎県が発展していくためには、具体的な社会保障費の伸びの抑制策が必要です。県民一人一人の生活習慣の改善や定期的な健診を行い、健康寿命を延ばしていくことが、知事の言われたとおり大変重要だというふうに思っております。ぜひ知事には、健康立県みやざき、健康寿命日本一に向けた積極的な施策を強く要望しておきます。

ちなみに、私のことではありますが、私の健康管理としては、毎朝10分間のテレビ体操を行ったりスクワットをしたり、腕立て伏せをしております。また、先月の定期検査でコレステロールが高いということを言われたものから、今は乾シイタケのだし汁を飲むようにしております。知事にもお伺いしたいんですが、

知事自身の健康管理を披露していただき、ぜひ県民の皆様には健康管理へのメッセージをいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 議員の健康法、大変参考になったところであります。乾シイタケの消費拡大にも通じるかなと、思いを受けとめたところがございますが、健康管理、体の面も心の面も非常に重要だというふうに考えて取り組んでおるところであります。私にとっては、体の面で言うと、まずは動かすということで、朝1時間程度のウォーキングをすることと、仕事が終わった後、30分でも時間がとれた場合はプールに行って泳ぐというのが、今体を動かすということで取り組んでおるところでありますし、毎朝、体重計に乗ってその成果をチェックするようにしております。そういう面で体の面。心の面では、気づかないままにいろいろな負荷がかかりますので、心が凝り固まるというようなところがありますので、家族との時間、また自分の好きな音楽等を聞くこと、そういったトータルでの心身の健康づくりに取り組んでおるところでございます。県民の皆さんお一人お一人の生活の充実というところもでございます。また、大局的な目で見ての介護、医療等の財政負担の軽減というような大きな効果等もございますので、ぜひ、健康寿命日本一を目指して、健康づくりにそれぞれ取り組んでいただきたい、そのように考えております。

**○丸山裕次郎議員** ぜひ、健康寿命日本一を目指すように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、火山噴火対応について再質問を行います。

壇上から述べましたように、御嶽山での水蒸

気爆発による戦後最悪の被害が出てしまいました。改めて、亡くなられた方々の御冥福と、また被害に遭われた方々に対しましてお見舞い申し上げますというふうに思っております。

なぜ戦後最悪の被害を防げなかったのかという調査が進むにつれ、気象庁が観測していた火山性地震や傾斜計などの情報を、登山客に伝達できる手段がなかったのが一因と言われております。また、避難場所の整備が不十分だということも挙げられております。観光地である阿蘇山では、硫化水素濃度感知情報を観光客などに伝える電光掲示板も設置されております。そこで、えびの高原や霧島全体の情報伝達手段はどのような状態にあるのか、お伺いいたします。

また、避難場所の設置はどの程度なのか、あわせて危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 霧島山周辺の情報伝達状況につきまして、居住地域と登山道に分けて申し上げますと、まず居住地域については、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等による情報伝達が可能であります。一方、登山道につきましては、情報伝達の困難な場所がありまして、例えば緊急速報メールについては、硫黄山周辺では受信ができませんが、高千穂峰の一部では受信ができない状況にあります。

また、えびの高原付近の一時的な避難場所につきましては、この周辺には噴石等から身を守る専用の避難シェルターはありませんが、「えびの高原荘」や「足湯の駅えびの高原」などの建物がありますので、噴火という事態が生じた場合には、これらの施設が避難場所になるものと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 率直に言って、現在の情報伝達や避難場所は不十分だと思っております。

そこで、えびの高原の火口周辺警報がいつ解除になるかわかりませんが、登山客や観光客への情報発信・伝達できる緊急警報システムを早急に構築すべきと考えておりますが、危機管理統括監にお伺いいたします。

また、避難場所の整備を促進すべきと考えておりますが、あわせてお伺いいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 先ほどお答えいたしましたように、登山道の一部には情報伝達の困難な場所がありますので、県では国に対しまして、効果的に情報伝達のできる対策を講じるよう要望しているところでございます。対策の例といたしましては、防災行政無線の拡声器の設置や、緊急速報メールの受信エリアの拡大などが考えられます。

また、一時的な避難場所の設置につきましては、今回の硫黄山での警報発表を受け、えびの市では緊急避難計画を策定することとしており、この中で、一時的な避難場所としての指定や、避難シェルターの整備の必要性についても検討されると聞いておりますので、県といたしましても、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** ぜひ整備促進をお願いします。また、答弁にありました、特に、効果的に情報伝達のできる対策に関しましては、えびの高原への光ケーブルの設置を含め、国のほうに強く要望していただきたいと思っております。

壇上からも述べましたように、えびの高原の観光資源の一つである、県が管理しております自然遊歩道の池めぐりコースというのがあるんですが、今回の火口周辺警報により通行どめになってしまいました。理由は、気象庁が示した、おおむね1キロ範囲内に入り口があり危険だということでしたけれども、実際は入り口は

1キロ以上離れているということで、地元からは「通行どめを解除してほしい」という声があります。観光客などの安全性の確保を重視することはある程度理解できますけれども、火山と共生してきた地元としては、「通行どめが続けば、えびの高原の観光は死んでしまう」などという不安な声を聞きます。そこで、火口周辺警報の1キロ範囲以上離れている区間の通行規制のあり方をどう考えているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 福岡管区気象台の発表によりますと、おおむね1キロメートルの範囲では、飛散する大きな噴石に警戒するとともに、風下側では、降灰及び風の影響を受ける小さな噴石に注意をすることとされておりますことから、1キロ以上離れている——これは1キロから約80メートルほど離れておるんですが——自然遊歩道についても、利用者の安全を第一に考え、立ち入りを規制しているところでございます。現在、避難誘導、情報伝達などの安全対策につきまして、えびの市と協議を進めているところでありますので、今後の規制のあり方については、安全対策を確認した上で、関係部局も含めて検討してまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 今回のえびの高原の硫黄山の火口周辺警報が出されたのは、御嶽山の大火害の影響が大きいと感じております。硫黄山が危険な状態だったのは、8月20日の火山性地震が7分間続いたときではなかったのでしょうか。なぜ10月24日になって火口周辺警報は出されたのか、今でも疑問に思っております。警報が出された以上は、行政として対応しなければいけませんけれども、国、県、関係市町村と連携し万全の態勢をとりつつも、火山との共生に

配慮した観光産業の地域振興にも全力で取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

次に、土地行政について再質問を行います。県土整備部長から答弁がありましたとおり、土地の未登記により、本来であれば1人の印鑑で済むところを、何十もの同意の印鑑が必要となり、1人でも同意の印鑑がなければ登記ができない状況であります。かなりの行政コストがかかってしまっております。また、同意に必要な方が見つからず、やむを得ず公共工事がストップしてしまう事例もあるようであります。今後、人口減少が進めば、土地登記の未登記がふえ、いざ行政が何か起こそうとしても、ストップしてしまう要因になるのではないかと懸念しております。ことしから始まりました、農地を集約して担い手に貸し出す中間管理機構では、相続未登記の農地でも、知事特認で担い手に貸し出すことが可能になるようですけれども、具体的にはどのような手続が必要なのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(緒方文彦君) 農地中間管理事業における相続未登記の農地の取り扱いにつきましては、共有持ち分の2分の1を超える相続人が同意すれば、農地中間管理機構が利用権を取得できることとなっております。ただし、遊休農地の場合には、共有持ち分の2分の1を超える相続人が判明しない場合でも、市町村農業委員会が所有者等を確認できない旨の公示を行い、相続人が名乗り出なければ、知事の裁定によって機構が利用権を取得できることとなっております。いずれにいたしましても、相続人が多岐にわたる場合や県外在住の場合等には大変な労力を伴いますことから、市町村等の協力を得ながら進めているところでございます。

○丸山裕次郎議員 県土整備部長、農政水産部

長からありましたとおり、相続未登記によりかなりの行政コストがかかっております。そこで、現在の土地登記手続の法的な取り扱いはどうなっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(成合 修君) 不動産登記法によりますと、土地建物の相続があった場合には、相続人はその登記を申請することができるかとされているところであります。したがって、法的には相続人に登記申請の義務を課すものはなっていないところでございます。

○丸山裕次郎議員 総務部長の答弁にありましたとおり、相続登記は義務ではないため、今後人口減少が進む地方において、土地の価値が下がり、さらに登記に対する意識がなくなり、いざ何かを起こそうというときに行政コストがかかってしまうのではないかと心配しております。地方創生でも、東京の一極集中是正ということで、移住促進として空き家の利用策とかを進めようとしております。これまでの所有という視点でなく、利用という視点で活性化を図るべきだという考えが地方創生にあるようであります。また、東日本大震災からの復興がおくれている要因として、土地取引のおくれがあると聞いております。そこで、土地行政に関する課題について、知事の所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 土地行政ということでもあります。今、保有から利用という話がございました。私は平成7年、8年に国土庁の土地政策課で仕事をしまして、当時、地価バブル対策というものが非常に問題になったときに、余りにも私有権というもの、土地所有権というものを重視する——その資産価値に着目してということから、もっともっと利用していこうという取り組みを進める土地政策推進要綱などをまと

めたところではありますが、まだまだ課題が残っているということを実感しておるところでございます。

今議論がございました相続未登記の問題につきましては、今後、人口の減少や高齢化が進むことによって、土地利用施策上、ますます顕在化してくるものと考えられます。また、この問題は、御指摘のとおり、東日本大震災の復興事業における用地買収においても顕在化するなど、幅広い分野に及ぶ全国的な問題であり、本県としても、その実情、問題点について国に伝えていく必要があると考えておるところでございます。憲法における私有財産の保障の取り扱いにも留意する必要がありますことから、これについては、まず国レベルでの十分な議論が必要であると考えておるところであります。

○丸山裕次郎議員 知事のほうから言われましたとおり、土地には所有権という大きな壁があるということは、私も十二分にわかっておりますので、先ほど言いましたように、所有という視点ではなく、利用という視点を重視した土地行政としての法制度ができないかを含め、国と議論を深めていただきたいということを要望しておきます。

最後に、包括外部監査について再質問を行います。先ほど代表監査委員から答弁がありましたとおり、毎年、包括外部監査人から指摘・要望事項等があります。決算のときに、これまで通常監査で指摘事項があったものについて、県当局では、対応状況について議会に報告していただいておりますけれども、包括外部監査人からの指摘・要望については、県当局ではどのように対応してきたのか、総務部長にお伺いいたします。

また、議会への報告についてもあわせてお伺

いたします。

○総務部長(成合 修君) 包括外部監査人からの指摘・意見につきましても、監査委員からの指摘・注意と同様に、再度指摘を受けることのないように、速やかに改善を図っているところでもあります。また、基本的な事務に関する指摘も数多く見られることから、職員一人一人の自覚を促すとともに、事務処理に当たって、入念かつ複層的な確認に努めております。

次に、議会への報告についてであります。平成25年度分につきましては、包括外部監査事項に選定された県出資団体の財務状況に関して、毎年度議会に報告しております県出資法人の経営状況の中で、その指摘内容と対応状況を記載したところではありますが、今後とも、監査事項や指摘内容等に応じて、その報告のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 包括外部監査の監査範囲は、規定により財務に関する事務の執行が主になっております。本来の目的は、住民の福祉の向上に努め、最小の経費で最大の効果を上げることであり、また、組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図ることであるのに、監査できる範囲が余りにも限定的でありますので、本来の目的が達成できないのではないかと考えております。そこで、包括外部監査ができる範囲の拡大ができないのか、代表監査委員にお伺いいたします。

○代表監査委員(宮本 尊君) 包括外部監査の範囲についてであります。現在、国において、地方公共団体の監査制度全般について見直しの議論が行われており、その中で、外部監査制度については、監査委員と外部監査人との役割分担や協力関係などが論点となっております。私どもといたしましては、引き続き国の動



向を注視するとともに、さまざまな機会を捉え、監査委員としての意見を国に対して述べていきたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 包括外部監査人と契約している知事に要望しておきます。包括外部監査が始まって15年余りになっておりますけれども、一度も制度改正を行っておりません。ぜひ、監査の目的が十分果たせるように、監査の範囲が拡大できるよう、地方自治法改正の議論が進むように要望しておきます。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○押川修一郎副議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 初めに、知事の政治姿勢に関し伺います。

県政の次期かじ取り役を選ぶ選挙まで残すところもいよいよ1カ月となりました。口蹄疫からの再生、そして復興を初め、幾つもの大きな課題を抱えた中での知事職への就任でありました。自来4年間、東九州道を初めとするインフラの整備や東アジア経済戦略等、幾つもの課題へ、その努力を多としてまいられたところであります。

ところで、知事は選挙に際してのマニフェストとも言える政策提案「ともに築こう 「みやぎ新時代！」」を先般公表されましたが、その中で御自分の政治姿勢について、知事に必要とされる大きな役割は、ビジョンを明確に提示できる「構想力」と、それを力強く推進する「実行力」であるとし、「新たなテーマへの果敢な挑戦」と「迅速な決断」を軸に県政を進めるとしておられます。

さて、私も自民党は、次期知事選挙においてはあなたを推薦することを決定し、既に投票日に向けての動きの中にあります。ところが、

そのような動きの中で時折、周囲より大変気がかりな声が寄せられます。それは、知事、あなたのリーダーシップに対する懸念であります。この懸念に対し、今、知事がとるべき行動はただ一つ、それは今回の提言にある力強い実行力、そして果敢な挑戦、この実践にこそあると考えますが、この4年間の実績を振り返られるとき、このような声を含め、何を評価され、何を積み残した課題として整理されるか、その総括をお伺いいたします。

次に、地方創生についてであります。

地方の活性化政策としては、過去にも、田中内閣時の日本列島改造計画や竹下内閣時におけるふるさと創生事業、さらに広義的には全国総合開発計画や国土形成計画など、さまざまな取り組みがなされてきております。そのような中、今般、安倍内閣は、地方における人口減少問題が深刻化する中、国民がこの問題への認識を共有し、そしてこの困難な課題を克服していくべく、地方の人口減少問題に当たる長期ビジョンと2020年までの総合戦略を策定するための組織として、地方創生本部を設置しました。

ところで、今回の地方振興政策の大きな特徴は、経済財政諮問会議が、50年後に人口1億人台と、我が国が維持すべき人口を、政治レベルでは初めて数値目標として明示したことであります。そして、もう一点、人口問題は東京一極集中問題と関連していると断言し、これを同時に解決できる共通の答えを地方再生として、その総合戦略を地方みずからの考えで策定させるとしたところにあると考えます。なお、本構想に関しては、自民党としても次の総選挙における最優先の公約として掲げることになると思われれます。

ところで、これに関し地方が求めている自由

度の高い交付金制度については、地方が策定する総合戦略のできばえに応じて交付する制度を導入するとの意向を、石破地方創生担当大臣が去る12日に示しました。つまり、地方が策定する戦略等については、その質の高さが極めて重要な意味を持つこととなります。また、これを策定するのに残された時間についても、余裕豊かなものではありません。市町村の総合戦略策定への関与のあり方とあわせ、県の人口ビジョン及び総合戦略についてはどのようなになっているのか、知事にお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、後は自席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、4年間の総括についてであります。知事就任直後から任期の前半におきまして最も力を入れてきましたのは、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火という未曾有の大災害からの再生・復興であります。また、我が国全体としては東日本大震災もあったわけであり、特に口蹄疫の発生は、畜産業への直接的な影響にとどまらず、商工業や観光業など本県の経済全体に深刻な影響を及ぼしたところであり、二度とこのような事態を引き起こさないよう、日本一の防疫体制づくりや、耕畜バランスのとれた産業構造への転換など、さまざまな課題を真正面から受けとめ、復興へのシナリオを明示しながら、疲弊した本県経済、雇用の立て直しに全力を傾けてまいりました。まだ道半ばであり、課題は残されておりますものの、こうした取り組みにより、宮崎牛の日本一連覇を経て、口蹄疫からの再生・復興に一定の道筋をつけることができたものと考えております。

また、任期後半となる昨年度からは、「復興

から新たな成長へ」と軸足を移し、フードビジネスや東アジア市場開拓などの成長産業の育成加速化に取り組んできたところであり、今後の発展に向けた礎を築くことができたものと考えているところであります。その一方で、本県の将来を担い、地域や産業を支える人材の育成や、郷土への理解を深め、その魅力を再発見することで、誇りや愛着といった県民共有の価値観を醸成し、発信していくような取り組みに、もっと力を注ぎたかったという思いもあります。

これらにつきましては、県民の皆様へに次期県政への御負託をいただけますならば、今後とも全身全霊を傾けて、本格的な人口減少社会の到来の中にあっても、本県が将来に向けて発展し続けていけるよう、私が先頭に立って、県民の皆様とともに「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指して邁進してまいりたいと考えております。

次に、県版人口ビジョンと総合戦略についてであります。今回、国が人口減少や東京一極集中の問題に正面から取り組むことは、大きな転換点であると評価しており、県や市町村としましても、この機を捉え、地方創生に向けた取り組みを自主的、積極的に進める必要があると考えております。

本県では、現行の県総合計画において、人口減少を県政の最重要課題として取り組んできたところでありまして、現在行っている総合計画の改定作業におきましても、その成果や知見を生かし、市町村と連携しながら作業を進めているところであります。今後策定をします本県版の人口ビジョン・総合戦略につきましても、国の総合戦略や改定中の県総合計画と整合性をとりながら、市町村の意見を反映し、本県の特性

や課題を十分に踏まえたものとしてまいりたいと考えております。

また、市町村におきましても、国及び県の総合戦略等を勘案した人口ビジョン・総合戦略の策定を進めていくこととなりますが、県内市町村には、それぞれ置かれた状況や特性に違いがありますことから、県としても国と連携をしながら、実効性のある戦略となるよう、きめ細かな情報提供や積極的な支援を行ってまいります。以上であります。〔降壇〕

**○坂口博美議員** 口蹄疫からの復興に関してですけれども、県では復興方策の一つとしてファンド事業に取り組んでこられたわけですが、この事業については大変対象範囲が広いということとか小回りがきくということで、県民からも大変人気のある、期待の大きい事業でありました。しかし、これが来年度をもって終了、満期となるわけでありまして。ただ、今の答弁で知事は、口蹄疫からの再生・復興に一定の道筋をつけたと言われましたけれども、それは畜産のあしたに明かりが見え始めたということで、もろもろの産業の立ち上げというのは、まだまだこれからだと思っております。ですから、ぜひこの事業については、引き続いてまた運用していくことができるように、国に強く申し入れをやるべきと思っておりますけれども、知事の考え方をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、口蹄疫からの再生・復興、宮崎牛の全共2連覇を初め、一定の成果を上げてきたと考えておりますが、再生・復興を確実なものとし、本県経済のさらなる発展に結びつけていくためには、まだまだ多くの課題を抱えていると認識しております。現在、フードビジネスの推進や畜産新生など、復興から新たな成長に向けた取り組みを、

関係団体と一体となって積極的に進めているところであります。そのような中で、この口蹄疫復興ファンドにつきましては、農業だけではなく、商工・観光など、さまざまな分野の事業に対して幅広い支援を行ってございまして、大きな役割を果たしていると考えております。御指摘のとおり、27年度で終了することとなっているところであります。28年度以降の対応について、現在、同様のファンド等を持ってございまして他県の状況調査を行っておるところであり、延長の可能性も含め、今後のファンドのあり方につきまして、しっかりと検討し、国とも協議をしておきたいと考えております。

**○坂口博美議員** ぜひ、お願いしたいと思うんです。中には10年という長いスパンのファンドもありますし、また高い金利のときは1.2%ぐらいの金利で運用しているところもあるんです。本県は0.6%ぐらいだったんですかね。ぜひこれは力を入れていただきたいと思っております。

地方創生についてお尋ねします。県の地方創生本部は、全国トップクラスの本県の合計特殊出生率、これをまずエンジンとして、人口の社会増あるいは自然増対策を実現させるとして、地方創生の「みやざきモデル」というのを策定されました。その中で自然増対策として、今、1.72、この出生率を5年後には0.1ポイント上げる、そして2030年にはこれを2.07に持っていくという目標であります。何としてもこれは実現させなければいけないんですけれども、それを実現させるためには、今の1.72、これを支えている背景をしっかりと分析していくことが必要だと思っております。それがないと、見通しというものなかなか確定的なものにならないと思っておりますけれども、どのように考えておられるのか、福祉保健部にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県におきましては、これまで、家庭・地域・企業と行政が一体となった「未来みやざき子育て県民運動」の展開や、幼稚園や保育所の改築・耐震化等による子育て環境の整備、さらには仕事と家庭の両立支援などに取り組んでまいりました。このような取り組みによる保護者の子育てに対する不安感、負担感の緩和や、待機児童ゼロの継続などが、合計特殊出生率の高い要因として挙げられるのではないかと考えております。今後、これまでの取り組みの一層の充実はもとより、県民の結婚、出産、子育てに関する意識や、温かい県民性、地域のきずなが残る風土といった本県の子育て環境の優位性についても、しっかりと現状分析を行った上で、合計特殊出生率2.07の達成に向けて、施策を推進してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 まさしく今、県民性とかきずなと言われたんですけれども、そこがやっぱりポイントになるんじゃないかと思っているんです。今回の人口ビジョンというのは、全ての自治体が数値目標、出生率というのをそこにはめ込んで策定するわけです。それを全国で競っていく、そして宮崎の提案に軍配を上げさせるという作業なわけですから、そのところの説得力というのがすごく問われることになると思います。

例えば全国で一番出生率の高い2.81、鹿児島県の伊仙町、ここに自民党の地方創生本部の河村建夫本部長一行が視察に行ったんですね。その折、徳之島の若いお母さん、東京から移住してきているお母さんですけれども、その方が、なぜここは高いんだろうという問いに率直な感想を述べているんですけれども、ここは子は宝という、そういった雰囲気というんですか、そ

ういうものが浸透している、だから安心して産めて安心して育てることができる、それがやっぱり出生率につながっているんじゃないかということをおっしゃっています。ほかにたくさん言っているんですけども、自民党の本部というのは、これはまさしくそうだ、全国のモデルにすべきことだということで、それを政府に提言する中に盛り込むということをおっしゃっています。党本部へ持ち帰ったんです。

ですから、宮崎県ですけれども、そこだと思っただけです。例えばお隣を見てみますと、九州で一番高いのが宮崎県、次に高いのが熊本県、1.65です。長崎県1.64、鹿児島県1.63、かなりの差があります。同じ九州で、むしろ子育て支援策は充実しているかもわからない。何が違うのかということ、私はやはり宮崎の県民性だと思っただけです。ちょっと表現は当たらないかもわからないけれども、じゃがじゃが、てげてげ、そっでいいがというようなところで、やはり安心するんだと思っただけです。宮崎の人は、例えばよそから入り込めば、自分から標準語で話そうとしますよ。よそはそれぞれの方言で、何かそこに壁をつくる。そういったものは鳥の巣をかけるのと一緒だと思っただけです。そのクヌキにも、見えないところにかけてますよ。だから、そういった県民性を徹底して解析していく。

例えば宮崎という一つのコミュニティーエリアを考えれば、熊本、鹿児島あたりと比べて、宮崎県同士で結婚した夫婦の出生率、宮崎県と他県からの夫婦の出生率、他県で結婚して宮崎に来た人の出生率、それを各県で比べていったら、そのところの一つ見えるものがあるかもしれないわけでありまして。ぜひ、さまざまな方向から今のきずなを分析していただきたいと思

います。これは要望です。

移住促進策についてですけれども、同じく「みやざきモデル」では、高齢者の移住受け入れについても促進するとされておりますが、これについては、介護保険費用の問題という一つの障壁が、市町村受け入れに際してあるんじゃないかと心配しています。このことについての考え方を福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 現行の介護保険制度では、住民が市町村の区域を越えて転居された場合、自治体間で財政上の不均衡が生じないように、転居後に直接、介護保険施設等へ入所する場合には、前の所在地を保険者とする住所地特例制度が設定されています。しかし、この制度ですと、都市部から本県に転居され、通常の生活を送られた後、介護保険施設等に入所された場合は、県内自治体の負担となります。このため、今回の提言では、現行の住所地特例制度を拡充し、全国一律での保険料の支払い期間である40歳から64歳までの間に最も長く居住した自治体が介護費用を負担する仕組みとしたところであります。

**○坂口博美議員** その考え方だと不公平が出ると思うんですね。例えば、今、適用になる住所地特例、これは、いろんなところに住んでいて、宮崎に今回誘導する、そうすると、同じサービスを同じところで受けながら、その方がそれまでに納めてきた保険料はすごく違うと思うんです。県内でも宮崎市は月額5,450円です。一番安い五ヶ瀬町3,650円です。1,800円差がある。それを1年にすると2万1,600円、10年にすると21万6,000円、その負担が違ってきて、なぜ一緒なんだという疑問。それから、県を越しますと、一番高いのが沖縄県5,880円、一番安いのが栃木県4,409円なんです。こういった、納めて

きたお金の長いスパンの中での不公平があって、サービスが一緒という……。それからもう一つ、宮崎県からの提言で新たに拡大させるんだと、それにかからない人にもと言われるけれども、今度はいろんな町を、さまざまな移動を促進させるわけだから、生涯の中でいろんなところを転々とする。その中で一番長く保険料を納めたところが全てを払いなさいということですよ。そこが払ったら、ほかのところで収納したところは、その収納したものを出す機会を免除されるわけですね。こんな不公平なのを——今までなら例外的な措置として特例をやるならいいと思うんです。今回はそれを政策として誘導するから、やはり本則の中でそういうものに対応できる——特例じゃだめだと思うんです。提言ももう一回練り直して、本当にこれから制度を変えるときにふさわしい提言かどうかというのを検証していくことが必要だと思うんですけれども、これは政策的なことですから、考え方を知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の提言は、今後、急速に都市部で高齢化が進み、そこでは介護等も含めて対応し切れない状況がある、それを国全体でどう考えていくかという問題意識のもとに、都市部から地方への移住を促進する上での大きな課題の一つであります、地方側の財政負担の増大をどう解決するかという観点から、介護保険制度の見直しを国に求めたものであります。議員御指摘のように、負担と給付の不公平感などが生じる懸念もありますので、国全体としてどのような制度設計を図るか、今後、国民的な議論を深めていく必要があろうかと考えております。

**○坂口博美議員** そしてまた、大学の誘致というのも盛り込んでおられますけれども、大学4

年間通過していただけじゃ、看護大と一緒に思うんです。それ以前にやっぱり雇用の場の確保と思うんですけれども、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 県内に若者などの働く場を確保し、都市部への人口流出を食い止めるためには、地場企業の振興と企業立地を車の両輪として、各種施策に取り組んでいく必要があると考えております。このため、地場企業の新技术や新商品の開発、販路拡大等の取り組みや新規創業を支援するとともに、本県ならではの資源やポテンシャルを生かすという観点から、食品関連や医療機器関連産業の集積促進、さらには東九州自動車道の全線開通を見据えた自動車関連産業の振興により、新たな成長産業の育成を図ってまいりたいと考えております。また、企業立地につきましては、企業の地方移転を促進する税制措置を国へ働きかけるとともに、豊富な農林水産資源を生かした食品関連産業や、多くの雇用が期待される情報サービス産業などの分野について、積極的な立地活動を展開してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 次は、農政問題について伺います。

宮崎県は、以前は台風銀座と呼ばれるような時期があったんです。本県の自然というのはそれほど厳しい。それを相手にやる宮崎の農業というのは大変なわけですが、防災営農計画に基づいて頑張ってきた。そして、たくさんのブランドというのを作出してきたわけですが、こういったものをやり遂げたというのは、一つには、宮崎の農家というのが、どんな作目、品目にも即座にそれを自分らで栽培していくことができるという高い技術を持っていたということ、もう一つには、例えばマンゴー

でありますとか地頭鶏というような、非常に付加価値の高い品種の開発をやる技術でありますとか、特に日本一と言っている残留農薬の判定機、こういったものを開発するだけの試験研究のレベルが高かったということ、これらが相まっての今の産地づくりだと思うんです。ただ、これからは、今、議論しておりますように人口減少期という時期に入っていきます。結局、消費パイというのが縮んでくる。その中で宮崎の農業振興となると、今までどおりにはいかないと思うんです。

申し上げましたように、宮崎の農業というのは大変高い技術がある。マーケットが求めるものに即座に応え切れるだけの力を持っていると思うんです。やっぱりここを売っていかねばいけないと思うんです。相手が求める条件を満たすものをまず提供して、そのかわり、宮崎の生産者というのは、値段はこちらで決めるんですよと、こういった商談が成り立つような農業というものを今後は成立させていかねばいけないと考えるんですけれども、こういった時代にあつての新たな農業振興方策を示すべきと考えるのですが、知事の考え方をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、議員の御指摘がありましたように、本県の農業は、これまでもさまざまな困難、また厳しい課題に直面しながらも、先人のたゆまぬ努力により、日本のモデルとなるような、ここまでの生産体制を築いてまいったというふうにご覧いただいております。昨今、国際競争の激化や生産コストの上昇、担い手の不足など、多くの課題に直面している状況ではありますが、先人の努力に学び、しっかりと、農業というものをさらなる成長へ結びつけていく努力が必要であろうと考えてお

ります。

そして、このような課題を克服し、国の農業政策の見直しにも対応しながら、本県農業が生産者の所得をしっかりと確保して日本をリードする成長産業になるためには、まずは1つとして、マーケットニーズに対応した競争力の高い産地を形成していくこと、そしてJAや県内市場、農業法人が連携した新たな販売システムを構築していくこと、また大消費地から遠いというハンディを克服する物流の改革、こういった3つの柱を立てながら、新しい本県の農業の形を築くのが極めて重要であろうかと考えております。新しい総合計画や農業農村振興長期計画などに反映させますとともに、地方創生に係る「みやざきモデル」の柱として推進することによりまして、農業を核とした地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** やはり技術力というものに報いる農政をやってほしいと思うんです。ただ、そのときに問題なのが、営業力、販売力だと思うんです。県内の農産物の営業となると、辛うじてJA経済連が中央市場を通しての営業活動を行っている程度で、県内にある市場でありますとか、企業あるいは法人となると、マーケットニーズを捉えるだけのアンテナすら持っていないのが現状だと思います。そういった中で、農産物の商流あるいは物流というのは、まず大型量販店でありますとか、あるいは加工メーカー、こういったところにだんだん取れんされていって、しかもロットもだんだん大きくなってきていると思うんです。ですから、まず販売戦略と思うんです。販売力強化あるいは産地構造の改革は待たないかと思うんですけれども、これに係る農政水産部長の御所見を伺います。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農産物の流通

が多様化する中で、本県農業の生産力、競争力を維持し、農業所得を向上させていくためには、実需者と産地との契約取引により、生産・流通・販売の各段階において、利益配分をしっかりと交渉できるマーケットイン型の産地経営への転換を図る必要があると考えております。このため県では、JAや県内市場、農業法人等と連携いたしまして、これらの組織が有するマーケット情報を共有できる体制の構築、多様な契約取引先に対応できる組織の育成や産地間の連携促進、産地分析等に基づく経営ビジョンの策定等の産地構造の改革に集中的に取り組むことで、変革の時代に対応できる産地の育成を推進してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 本県の販売農家戸数は3万958戸ですけれども、その中の99.5%、3万813戸というのは、家族労働力を主とする、いわゆる小規模経営体なんですね。そこの年間出荷額というのは、県全体の71.5%を占めている。ですから、これは無視できない。まさに宮崎の農業振興上ここが鍵を握っていると言ってもいいんです。この人がいる地域、ここの産地の組織力をしっかりと固めて、そして経営力をいかに強化するか、これが大きいと思うんです。

県は、平成4年ですか、僕らの地元の児湯郡地域を中心とするところをアグリトピア構想に指定しました。ここをまず日本の農業のモデル地帯にするんだということだったんですけれども、やったことは、まず農業大学校をつくったこと、そして今、これは大きなお荷物と言わざるを得ないんですけれども、農業科学館をつくったこと、それで終わりなんですね。こういった政策性のなさ、それを批判されても仕方がないような状況なんですけれども、今こそ、この尻切れとんぼになった構想をいま一度復活

して、特に人材づくり、今後の地域農業の推進役となるこういった人材を育てていくことが不可欠だと思うんです。部長の考え方をお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** これからの農業人材育成におきましては、マーケット情報や多様な技術革新情報等に高いアンテナを持ち、戦略的な産地経営に取り組む農業経営者を育成することが重要な課題となっております。このため、農業大学校や、来年度から指定管理の導入を予定しております農業総合研修センターを次世代農業の総合研修拠点と位置づけ、民間企業や先駆的な農業経営者等と連携を図りながら、先端技術や経営ノウハウを学び、実践できる場を提供することにより、次世代の本県農業を担う人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 次は、松くい虫について環境森林部長に伺います。

県の推測なんですけれども、平成25年度の宮崎県の国有林を除く森林の松の立木数は1,694万本とされております。その中の松の被害木は2万286本、全体の0.120%です。この推移を見ますと、平成14年度から平成23年度までは大体、立木数が1,800万本前後で推移しております。平成14年度は1万8,368本、全体の0.102%で、年々減ってきているんです。平成20年度、1万2,719本で、全体の0.069%まで来ているんですね。効をなしてきているなどと思ったら、これを機にまた上がり始めて、平成23年度から24年度に、立木数が100万本余り減って、1,800万本から、さっき言いましたように、同じく24、25年度は1,694万本になっているんですけれども、その中の1万7,774本、0.105%が24年度で、25年度についてはさっき申し上げました

とおりになんですけれども、2万286本。こういった状態なんですけれども、県にはそれなりの考え方があると思うんですが、例えば、僕らの町に新富町富田浜公園という公園があります。それから一ツ葉有料道路、この周りも相当目立ってますね。こういったことでいいのかと心配しているんですけれども、松くい虫の被害についてのこれまでの推移と現状について、そしてまた松くい虫対策については、まず基本的にどんな考え方を持ってどういう取り組み方をしているのか、具体的な手法でありますとか、規模でありますとか、あるいは時期や効果などについてお伺いをいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** まず、被害の推移と現状であります。松くい虫による被害は、被害の推定本数で見ますと、御指摘にありましたとおり、平成14年度から減少しておりましたが、21年度以降、増加傾向にあり、特に24年度、25年度につきましては、前年に比べましてそれぞれ14%ずつ増加しているという状況でございます。特に昨年度は、夏の記録的な猛暑・少雨によりまして、海岸沿いの松林を中心に、まとまった被害が発生しております。今年度も継続的に被害が発生しております。御指摘の新富町富田浜公園周辺や宮崎市の一ツ葉海岸周辺の松林につきましては、本年も被害が激しく、その拡大が懸念されますことから、国庫補助事業等を活用してできるだけ早く、来年の5月までには全木伐倒駆除を重点的に実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、対策の方針、取り組み等についてありますが、松くい虫の被害対策の方針といたしましては、海岸松林を中心に、約1,200ヘクタールを保全すべき松林として位置づけをいたしまして、薬剤散布による予防対策と、被害木につ



いては伐倒した上で焼却、薬剤散布を行って、予防と駆除という2つの対策をとっております。

まず、予防でございますが、薬剤散布は、いわゆる松枯れの原因と言われるマツノザイセンチュウの運び屋でありますマツノマダラカミキリが羽化する5月から6月にかけて、空中散布を約520ヘクタール行っており、薬剤の効果が2～3週間であることから、同じ場所を繰り返し2回散布しております。また、畑の近くなど空中散布では薬害があるところにつきましては、薬効が8週間の薬剤を用いた地上からの散布を6月に1回、約180ヘクタールを実施しております。さらに、薬剤散布が不可能な道路沿いの重要な松につきましては、樹幹注入、これは薬効が7カ月と聞いております。以上が予防対策として実施していることでございます。また、薬剤散布を実施した後に被害が発生した場合には、秋口以降に被害木を伐採し、現場での焼却処分や薬剤の散布を行っております。

このような一連の取り組みによりまして、「日本の白砂青松100選」の一つであります本県の海岸の維持保全に一定の効果があつたものと考えております。しかしながら、伐倒後の薬剤処理につきましては、薬剤を均等に散布することが非常に難しく、翌年度の被害につながることもありますことから、今年度はバイオマス発電施設等も稼働いたしますので、その施設と連携しながら、伐倒後の全ての被害木を燃料として有効活用していこうということで検討を進めているところでございます。以上でございます。

**○坂口博美議員** これには力を入れてほしいと思うんです。空中散布ですけれども、3週間効果を見ましても、2回では6週間ですね。そう

なると、今、温暖化現象で、マツノマダラカミキリの羽化期間というのが5月から7月いっぱい、3カ月間ぐらいあるんです。そうなると、やっぱり4回から5回散布しないと、その時期、駆除することができない。1回飛び立ちますと——大体1万匹ぐらいセンチウを持っていてと言われてますね。センチウが植えつくと今度は爆発的にふえてくる。カミキリは15匹ぐらいしかふえない、卵でそれぐらいというんですけれども、飛び立つときは徹底してやるということ。その間にやられなかった焼却処分のものですけれども、マツノマダラカミキリが卵を産みつける、それが7月ぐらいとしまして、枯れ始めて、それから羽化が終わるのが、年越して脱出までがまた6月ぐらいだから、11カ月間ぐらいは有効なんです。これはぜひ総力を挙げさせていただきたい、これは要望にとめておきます。

それから、お礼も言うんですけれども、きょう、松くい虫の被害を本数で出させていただきました。全て国の資料も立米数なんです。口蹄疫だってそうですよ。どこで何匹発生した、発生源がどれぐらいふえているか、実際は見当がつかないですよ。これを解析してみたらふえてきているということになったわけですね。だから、ぜひ本数で明示するというのも検討していただきたい、これも要望しておきます。

知事に、水産問題ですけれども、漁業センサスを見ました。25年11月1日現在の本県の漁業経営体数は1,153経営体であります。これは前の調査、20年と比べると17.8%減で、昭和24年に始まって以来、最大の減少なんです。最悪の事態だと思っています。売り上げを見たら、まず全体の28.3%が年間100万以下です。29.3%が100万から300万、こんな状況で

※ 115ページに訂正発言あり

す。後継者を見てみたら、個人経営で——会社経営は除くんですけれども——985経営体の中の148経営体、15%が後継者がいる。残りは、なしです。こういったセンサスの結果を見て、知事はここから一体何を感じられるか、お聞かせいただきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 漁業センサスの結果につきましては、御指摘のとおり、漁業経営体や就業者が大幅に減少しており、大変重く受けとめておるところでございます。中身を見ますと、階層別でいいますと、10トン未満の沿岸漁業層における減少が顕著となっていることでありまして、資源の減少、魚価の低迷、また近年の燃油高騰などが要因と考えておるところであります。いずれにしましても、後継者や新規就業者の確保が困難な状況が続いておりますことから、本県水産業の将来にとって、切迫した極めて厳しい状況であると認識をしているところでございます。

一方で、県内におきましては、漁業経営がうまくいき、若い後継者がふえ、子供がふえ、そういう地域もございますし、養殖も含めて輸出等に取り組もうと意欲的な経営者もいらっしゃるところでございます。漁業というものは、県民の食を支えるとともに、地域経済にとって重要な産業であるという認識のもとに、私としましては、今後とも、水産業のポテンシャルを生かし、フードビジネスの展開を図りながら、漁業の再生に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** よく油代の高騰で片づけるんですけれども、沿岸の小型船というのは、揚がっても金額にしたらそんな大層なものじゃない。だから、やっぱり基本のところ。魚をふやす、高く売らせるということ、これは政策

的に進めなきゃだめだと思うんです。

今、水産物のポテンシャルと言われたんですが、魚を食べてもらえる余力がまだまだあるよということだろうけれども、そこに宮崎の魚を載せ切れるかというのと、今、センサスのような状況でしょう。県外あるいは国外の魚が並ぶんじゃないかなということで随分心配をしております。これに今後どうやって取り組んでいかれるおつもりか、農政水産部長の見解をお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県の水産振興につきましては、漁港や漁場の整備を初め、つくり育てる漁業や資源管理の推進など、漁業生産の維持増大や漁業経営の安定に、これまで努めてきたところであります。しかしながら、御指摘のとおり、資源や藻場の減少、魚価の低迷などにより、収入の減少に歯どめがかからず、近年の燃油高騰も相まって、収益性がより一層低下している状況であります。このような状況を克服するため、的確な資源評価と、これに基づく効果的な放流の実施による資源の維持増大、地元での直販や県域的な系統組織による販売力の強化、収益性の高い漁業モデルの構築と漁業情報の充実による沿岸漁業の効率化などを進め、これまで以上に、漁業者はもとより漁協及び系統団体と一体となって、着実に漁業経営の改善が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 10年前と一緒なんですね。目標を設定してでも——僕が議員になってから経営体は半分どころか3分の1に減りましたよ。何らかの工夫をしなきゃ、このままでは先が大変思いやられるというか、心配になります。ぜひ、総力を挙げていただきたい。

引き続き、今度は川南なんですけれども、

平田川淡水漁協の共同漁業権に関して、部長にお伺いをします。ここの漁業権については、平成25年9月の切りかえだったんですけれども、当該漁協から組合員が減少したということ、それから魚資源がなくなったということで、次の権利は取らずに、免許は取らずに漁協を解散するという報告が、漁協長から県に上がったということですね。そしてまた、町長からもそういう旨の、それはやむなしという回答が上がってきたということで、この免許の切りかえの前提条件となる県の計画の中の漁場計画原案へ県が盛り込まれなかったということです。

しかし、その後、ここは積極的に放流事業をやって子供と触れ合ったり、ごみ片づけをやったり、あるいは年末あたりの密漁の取り締まりまでやったりするしっかりした組合なんですけれども、そこがそのことを知って騒ぎ始めた。組合員が足りないんだということで、今、80人ぐらい集めています。それで、免許が欲しいということを県に申し入れたけれども、県としては、トーン的には一旦喪失した免許というのはまず与えない、国の技術的指導だよというようなことで、現地の理解というのは、これはもらえないということになっているんです。そのところについて詳しく教えていただきたいんですけれども、このてんまつについて、まず部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 共同漁業権につきましても、漁業者や遊漁者による採捕の実態が継続している河川等に限って、県が、水産資源とその採捕状況を確認した上で、地元の意向も踏まえ、原則として10年ごとに免許しているところがございます。

平田川につきましても、免許の申請予定者である地元漁協から、漁協を解散し、免許の申請

を行わないとの意向が示されたことを受けまして、免許申請の前提となる県の漁場計画から平田川を除いて公示したところがございます。その後、漁協事務局より意向撤回の申し入れがありました。漁場計画公示後であるため、今回は免許できないこと、また期間途中の免許は現時点では非常に困難であるが、今後の漁協の状況等により総合的に判断する必要があることを回答したところであります。県といたしましては、現在も漁協が存続し、水産資源の増殖の意思があることを踏まえまして、今後、地元との意見交換を行うなど、平田川の漁業のあり方について適切に指導してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** どういう説明をしたかわからないけれども、現地は、それはだめなんだという受けとめ方なんです。

それから、漁業権をなぜ何の目的で与えるかということ、魚をその人にとってもらうためだけじゃないんですね。それを与えることによって、県の河川管理推進方策とか、そういう方向に沿って自己完結で、入漁権を取ったりさまざまなことをやって運営しながら、しっかり河川を守ろうという、大きな多面的な機能を守るという役割が漁業免許権者には与えられているんです。

そこで、本当にだめなら、では、今までやっていた役割は、誰がどういう形で河川を守っていくのか。県の河川管理の推進方策というのが、県土整備部も含めてあると思うんです。そこらの裏もとらずに、上がってきたものを、これだけの大切な免許なら本当にいいのかという再度確認もやらずに、後は与えないぞというようなトーンで物を言っているということは、大きい問題だと思うんです。知事は免許権者なん

ですけれども、不可になるんなら後をどうやろうということを考えておられるのか。そしてまた、これは一般論としてでもいいんですけれども、内水面漁協の共同漁業権に対しては基本的にどう考えておられるのかを知事に伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 内水面の共同漁業権があります。御指摘のとおり、免許を受けた漁業協同組合に採捕及び遊漁料徴収の権利が与えられる一方、放流等によります水産資源の増殖が義務づけられておまして、このような資源の利用と保護の均衡を図るという重要な役割があるわけでありまして。そもそも内水面というものが、水産物の供給や自然に親しむ機会の提供など、豊かな県民生活にとって重要な役割を果たしているものでありまして、こうした内水面の機能がしっかり維持できるように、この免許につきましては、期間の途中ということも含め、適切に判断をしてまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** やはり総合的な判断で、県民のためになる免許だったら積極的に考えるべきだと思うんです。ぜひ、詳しく調べていただいて善処をお願いしておきたいと思っております。

次に、内田副知事に、いわゆる改正品確法に関連してお伺いしたいんですけれども。公共事業の競争が行き過ぎてしまった感があるとか、あるいは担い手が不足してきたといったような受注者側が抱えている問題、それから定数が減ったことなどによる、そんな中で事務量が増大したこと、こういった発注者側のマンパワーの不足、担当職員の現場経験不足などから、受注者からさまざまな質疑が上がってくる、これに対する回答がおくれてしまう。あるいは、不合理な説明をしてしまったり対応してしまったり、こんなことに対する不信や不満、こう

いったもの、さらには維持管理業務の様態とかニーズが随分変わってきた、これにも的確に答えていけない。こういった背後の事情をもって、5月だったですか、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部改正がなされました。

今回の改正のポイントですけれども、一つは、公共資本の品質の確保については、完成時点だけではなく、将来の使用に係る長い期間について品質を保証していくことが求められるんですよということ。もう一つには、施工実態にしっかり合ったように、先ほどの過当競争をやらせるなどか、ダンピングをやらせるなどということ、そして品質を確保しろということで、施工実態に率直に従った予定価格、工期をしっかりと確保しなさいという、こういった内容。あるいは入札制度にしても、随分時代が変わった、多様な入札の中から適切な入札方法を選びなさいというような、大きい改革だと思います。

基本法ですから、この理念等を尊重しながら運用指針、方針というのが今後策定されていくということになるんですけれども、地方がたくさんのお悩みを持っていました。まずは指針等の策定に対して、問題点をしっかり抱えながら、この際、これを解決するためにも、この作業に関しての県の積極的な関与というのが求められていると思うんです。この改正法に対しての評価、これをどう思っておられるのかということ、まず内田副知事にお伺いしたいと思っております。

**○副知事(内田欽也君)** 今回、品確法、それから入契法、建設業法という3つの法律が改正されたわけですが、今、議員から詳しく御紹介いただきましたように、今回の法改正というのは、インフラの品質確保あるいは品質

を確保するための担い手の確保、こういう観点からも大変画期的な改正が行われたのではないかと考えているところでございます。

一方、主に理念を定める法律でありますので、やはり今後、この運用を具体的にどうしていくのかということが大変大事になってくるわけでありまして。これについては、県といたしましても、例えばこれまで、私自身も含めて、実態を把握すべく、建設業協会あるいは市町村からの意見も踏まえたりしまして、そういう意見をきちんと国に伝えるという取り組みはしてきているところでございますが、この運用指針の中で、地域の実情というのがきちんと反映されることが大事だと思っておりますので、きちんと反映されますように、引き続き努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○坂口博美議員** この基本理念の中に、一番の本県の悩みとして、施工実態に即した予定価格を設定するということを求めているんですけれども、申すまでもないんですが、工事現場というのは、施工性を含めてですけれども、一つとして同じ条件の現場というのではないわけですね。この法律の求めに応えるためには、そういった状況を思うときに、設計の際にいかに正確に施工現場の条件というものを設計書に盛り込むことができるか、これにかかっていると思うんです。

具体的には、工事の進捗というものの効率に対して示される標準的な歩掛かり、その歩掛かりを施工制約条件等を見ながらどれだけ補正していくことができるか、これがなければ、幾ら法律が変わっても、誰が積算しても、今のダンピング、過当競争のもとになる予定価格しか設定できないですね。単価とかそういったものは、入って出ていくものですから、要は、施工

性を勘案したこの歩掛かり、そこだと思いうんですけれども、国がまず標準歩掛かり、平均的な歩掛かりをつくります。まず、これを補正しなきゃならんのですけれども、これは勝手に県がやったら、会計検査院への説明がつかないと思うんですね。その参考というか、手引になるものが必要だと思うんです。そのためには、こういうときにはこういう補正をやるんだよという条件と補正率をどこかの時点で明示させること、まずはその精神を運用指針に盛り込ませることが絶対不可欠だと思うんですけれども、部長はこれにどう対応していかれるおつもりか、お聞かせください。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 現在、工事の発注に当たりましては、現場の諸条件を踏まえた積算を行い、必要に応じて設計変更も行っているところですが、現場の状況によっては、議員おっしゃいましたとおり、採算が厳しい工事があるということも承知しているところでございます。

運用指針の骨子案では、「最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す」とされておりますが、予定価格の積算につきましては、国の標準歩掛かりを用いているところでありまして、工事規模や地形・地質などの現場条件に応じた適用基準が、運用指針において明確化されることが重要であると考えております。このため、県や市町村が適用しやすい運用指針等となりますよう、国に強く要望してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** そうだと思います。例えばのり面なんかは、高さで40メートルを超したら、下がったら、歩掛かりが変わる。あるいは、率直に参考にできるかどうかですけれども、コンクリート打設とか、面積によって効率を考えた

歩掛かりが変えられる。こういうものが示されないと、標準歩掛かりだけでは、それをばらして組むということは、地方自治体の裁量の限界——標準歩掛かりにうたってあることなんかを見ると裁量はあるんでしょうけれども。でも、それをやり切れるということが難しいかなと思うから、これは今回の改正の、県としては一番重く受けとめて、何としても達成させるべき部分だと思うんです。ぜひ、よろしくお願ひします。

それから、もう一つなんですけれども、県では、いよいよ来年度の4月から地域維持型の契約を導入するということが公表されております。一般的に道路巡回業務のような維持管理業務を受注すれば、一般的には業者の人は赤字よなということ(2回目ブザー)、全てのそういった受注に際して赤字だということが言われます。その原因であります。県の維持管理型業務については単価契約、だから単価と出来高とを掛けて支払い精算していくという方式での契約になっているんですけれども、問題は、その単価の積算体系の中に、直接工事費、それから共通仮設費、そしていきなり一般管理費となっているんです。現場管理費というのが抜けているんですね。だから、このところがおかしいと思うんですけれども、そもそもこの現場管理費というのは、その2つの共通仮設費と一般管理費にはめ込まれていないけれども、工事を進める上では必要なもの——例えば、そこで使うトラックの税金でありますとか、保険でありますとか、それから県は総合評価なんかでも厳しく言う夏の日射病、熱射病の防止のための衛生管理、あるいは福利厚生、娯楽といったようなもの、そういったもののもろもろの経費は現場管理費でしか見るところがないんですね。

これが抜けている。だから赤字が出るはずですよ。そここのところを今回見直されるときに——そしてこのことは、やはり今回の改正品確法もかぶるんですね——適切な、しっかり裏づけのある予定価格を構築しなさいということは、ここにも当然かぶってくるんですけれども。こういったことを踏まえた上で、今回の地域維持型契約について、どういった視点から制度設計をなされることになるのか、県土整備部長にお伺ひをいたします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 地域維持型契約につきましては、地域に根差す中小の建設業者が雇用の受け皿となり、ひいては地域の災害対応力の強化につながるよう、品確法の改正後としましては、来年度から全国に先駆けて取り組むこととしております。

具体的な制度設計につきましては、道路や河川などの維持管理を包括して行うこととし、現場等で必要となる諸経費を計上するなどの見直しを行うほか、地域の建設業者で構成します事業協同組合や共同企業体による共同受注が可能なものとしております。また、年間を通じた維持管理体制を評価する入札方式としまして、サポート体制や過去の実績、建設機械の保有状況などを評価項目とした総合評価落札方式を採用することとしております。

**○坂口博美議員** ぜひ、お願ひします。これは今回のチャンスを逃したら、ないと思うんですね。こここのところをしっかりお願ひをしまして、時間ありますので、質問を終わります。

**○環境森林部長(徳永三夫君)** 坂口議員の松くい虫の質問の中で、樹幹注入に使用する薬剤の薬効が7年間のところを7カ月というふうに答弁いたしましたので、訂正しておわびさせていただきます。

平成26年11月19日(水)

○押川修一郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時0分散会

11月20日（木）



# 平成 26 年 11 月 20 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲次郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

まず最初は、川内原発再稼働問題における知事の責任について伺いたいと思います。鹿児島県の伊藤知事が、九州電力川内原発再稼働について同意されました。しかし、これで地元の同意が得られたなどと到底言えるものではありません。福島第一原発の現状と、原発事故からいまだに12万5,000人もの方々が避難生活を余儀なくされているこの苦しみを直視すれば、原発を動かすなど到底考えられないものです。一旦事故が起これば、その被害は必ず宮崎県民にも及ぶことは明らかです。再稼働容認に係る地元の判断、意見表明が原発立地自治体のみ委ねられていることについて、知事はどうお考えですか。

安全な原発など存在せず、人類と共存できないという教訓をしっかりと学んで、住民の苦しみや犠牲を無駄にすることなく、河野知事は、県民の命と暮らしに責任を負う知事の責務として、川内原発再稼働中止の立場を明確にし、原発から直ちに撤退することを求めるべきではないでしょうか。知事の明確な見解を求めたいと

思います。

次に、日米共同訓練について伺います。秘密保護法の強行、集団的自衛権行使容認閣議決定、そして日米軍事協力指針、いわゆる日米ガイドラインの改定へと、戦争する国づくりが加速する中、新田原基地で先月10月18日から31日にかけて、日米共同軍事演習が実施されました。今回のタイプⅡによる訓練は、米軍200名、F15戦闘機12機と、航空自衛隊による過去最大規模の訓練でした。地元住民がこうむる騒音と危険性は甚大で、沖縄県民同様、負担軽減を求める住民の声が寄せられました。知事は、この日米共同訓練、軍事演習をどのように受けとめておられるか、お伺いしたいと思います。

以上で壇上を終わります。後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

原発再稼働に関する地元の判断についてであります。川内原発につきましては、鹿児島県と薩摩川内市の両方の立地自治体において、経済産業大臣からの「川内原発の再稼働へ向けた政府方針」の説明を受けて、「状況を総合的に勘案し、再稼働はやむを得ない」と表明されますとともに、九州電力との安全協定に基づく原子炉設置変更許可申請に係る事前協議を了承されたところであり、同意を必要とする自治体の範囲については、明示されているものではありませんが、鹿児島県知事の判断は、国の説明を受け、熟慮された上でのものであり、非常に重たいものであると考えているところであります。

次に、原発再稼働に対する私の立場についてであります。川内原発に関しましては、県として、県民の安全・安心の確保という観点から重

大な関心を持って対応し、これまでも、万一に備えた情報連絡体制の整備等に取り組んできたところでもあります。また、県として、九州電力に対し、安全性等の考え方について説明を求めてきたところでありまして、九州電力からは、原子力規制委員会が定めた厳しい新規制基準に真摯に対応してきたこと、さらに、今後も引き続き、安全性に係る努力を継続していくとの説明を受けたところでもあります。私は、福島原発事故の現状を踏まえ、将来的には可能な限り原発に頼らない社会の実現が重要と考えておりますが、一方で、安定的な電力供給やCO<sub>2</sub>排出等を考慮しますと、今すぐ原発をゼロにすることは現実的ではないと考えております。

なお、原子力規制委員会におきましては、工事計画認可等の審査中であることから、引き続き慎重な審査をお願いするとともに、再稼働に関しては、最終的には国が責任を持って判断すべきものと認識しておりますので、国は、国民の不安の声を真摯に受けとめ、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと考えております。

最後に、今回実施された日米共同訓練についてであります。日米共同訓練につきましては、日米両政府で合意された在日米軍再編計画に基づき、沖縄県嘉手納基地等で実施していた訓練の一部を、地元市町の了解を得て、平成19年から新田原基地でも受け入れているところであります。今回の日米共同訓練につきましては、国と地元市町で締結した協定の範囲内で実施されておりますが、県としましては、事故防止や騒音の軽減などについて万全を期すよう、九州防衛局に対し、文書及び口頭で要請したところであります。外交・防衛の問題は、国の専管事項であり、国の責任において処理されるものであ

りますが、私としましては、県民の安全・安心を確保する観点から、今後とも、必要に応じて、しっかりと対処してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 では、先に原発の問題から再質問させていただきたいと思っております。今、知事は、最終的には国の責任のものだというお話でしたけれども、それ以前に県民に被害が及ぶようでは、知事としての責任は全うされないというふうに私は思います。安全な原発が存在しないという点では、国がどこまで責任を持てるのかということも、今、全く不明であります。国が示す放射能の影響基準30キロメートルですが、これで宮崎県民の安全が守られると考えておられるのか。

そしてまた、県が県民の不安をもとに原子力災害対策編に位置づけた、県の避難計画、住民避難の具体的なものを示していただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 原子力災害に関する県民の安全確保であります。原子力災害に関する国民の安全確保につきましては、原子力規制委員会が、科学的・技術的知見に基づき、原子力災害対策指針を定めているところであります。この指針は、地方公共団体等による対策を円滑に実施するために定められているものでありまして、原子力発電所からおおむね30キロ以内の区域について、具体的な対策が規定されております。本県は30キロメートル圏内に位置してはおりませんが、万が一の場合に備えて、再稼働の有無にかかわらず、本年3月に、宮崎県地域防災計画の中に原子力災害対策編を新設したところであります。現在、原子力規制委員会では、30キロメートルを超える区域について検討が行われているところでありますので、今後、

この検討状況を見きわめながら、地域防災計画のさらなる改正について検討してまいりたいと考えております。

次に、住民の避難についてであります。国が避難に関する計画を策定することを求めているのは、原子力発電所から30キロメートル以内の地方公共団体であります。現在、原子力規制委員会では、30キロメートルを超える区域について、その具体的範囲、防護措置の考え方の検討が行われているところでありますので、この検討状況を見きわめながら、今後、県民の安全・安心を確保する観点から、必要に応じた対応を図ってまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** では、県が原子力災害対策編に位置づけた県民の安全というものは、全く具体化されていないと。県民の多くは、何らかの形で、そういう避難計画、県民の安全を守るためのものができ上がっていくだろうと認識していると思っております。また、影響基準の30キロですけれども、これは全く科学的な根拠を持たないと言わなければなりません。安全性の確立していない原発の事故を想定することは、知事としては当然のことだと思えます。そうでなければ、知事としての責任は果たせないというふうに思うんです。繰り返しますが、県民の安全を守る知事の責任として、やはり再稼働は認められない、こういう立場を今、明確にすることが、知事としての責務を果たすことになると思えます。再度、御答弁いただきたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 原子力発電に関しましては、現在、科学的・技術的な知見に基づいて、原子力規制委員会等において、さまざまなチェックがなされているものと考えておるところでございます。繰り返しになりますが、将来

的には、可能な限り原発に頼らない社会の実現というものが重要であると考えておりますが、たちまちゼロにするということは現実的ではないという認識のもとに、こうした我が国における最先端の科学的・技術的な知見に基づいて、しっかりとした安全性をチェックしていただいた上で、国においてしかるべき判断をしていただきたい、そのように考えておるところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 極めて残念な御答弁だったと思います。私は、将来に本当に禍根を残さないためにも——今、川内原発が突破口になろうとしているんです——川内原発の再稼働の中止を求めることが、やはり知事としての責任だと思っておりますので、このことを強く申し述べておきたいと思えます。

次に移ります。日米共同訓練についてです。御存じかと思えますが、今、新田原基地は強化が図られております。滑走路のかさ上げ、米軍宿舎の建設——200名規模の——宿舎を使って、今回も米軍の方々が訓練されました。米軍が常駐できるという体制が今つくられてきている、整えられてきているんです。新田原基地の米軍基地化の方向が見えているというふうに私は思いますが、知事はそのことをどう思われますか。また、軍備の強化で、さまざまな紛争や問題の解決が図られると思っておられるのか、あわせて御答弁いただきたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 日米共同訓練であります。国と地元2市3町で締結した協定の範囲内で実施されているものであります。新田原基地につきましては、米軍再編に伴う日米共同訓練に対応するため、これまでに滑走路の補強工事や、米軍が使用する宿舎の整備が行われておるところであります。国からは、米軍の常駐

化はないという説明を受けておるところでございます。また、この共同訓練は、日米両政府で合意された在日米軍再編計画に基づきまして、沖縄の負担軽減等の観点も踏まえた、訓練の一部の受け入れということで取り組んでおるところでございます。地元市町の理解を受けての取り組みでございます。大局的な観点から、国の外交・防衛の方針のもとに、地元の理解を得て行われているものというふうに認識しております。

**○前屋敷恵美議員** 普天間基地の負担軽減ということが言われておりますけれども、実際のところ、普天間での演習が全国各地に移転して、負担軽減のように見えますけれども、そこにまた新たにほかの基地から訓練機が来て、そこで演習するという状況になっているというのが今の実態で、全くそれは、負担軽減どころか、全国にこういう訓練をまき散らす、そういうことになっているところは非常に問題だと思います。今回の日米共同訓練も含めてですが、ますますふえる騒音と事故の危険性が、基地周辺、地元住民を苦しめることとなります。半世紀以上にわたって被害をこうむってきた、この住民の負担、苦しみを、知事はどのように受けとめておられますか。

**○知事（河野俊嗣君）** 新田原基地周辺の皆様の騒音等に関する負担は、大変大きなものがあると認識しております。私も、訓練が行われているときに近くを通ると、大変大きな音であるということを実感し、住民の皆さんの負担に思いをはせておるところでございます。県としては、安全対策や騒音の軽減等について、国に対して申し入れを行っているところでありますが、今後とも、地元の要望に適切に対応していただけますよう、地元市町と連携しながら取

り組んでまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 半世紀以上にわたって騒音と一緒に暮らさなければならない、この地元の方の苦しみは、本当に大変なものだと思うところです。ぜひそういう思いをしっかりと受けとめて、その軽減に努めていただきたい、このように思うところです。知事は、軍事演習は国の専権事項だ、どうしようもないんだというような立場での先ほどの御発言だったかと思えます。しかし、軍事演習は国の専決事項であっても、その被害で苦しむ県民の負担は、国の専決事項でも何でもないわけです。この苦難は取り除いてこそ知事の役割だというふうに思います。安全な暮らしを保障することは知事の責務ですので、この認識をしっかり持って、知事の任をこれからも全うしていただきたい、県民の苦しみに心を寄せて、その解決のために尽力していただきたいと強く申し上げておきたいと思えます。

次に移ります。次に、医療・介護総合確保推進法の問題について伺います。

6月に成立しました医療・介護総合確保推進法における県の対応について伺っていきたく思います。医療・介護総合確保推進法は、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、入院ベッドの削減や介護抑制を本格化させる内容を含んでおります。今まで受けておられたサービスが受けられなくなる一方、保険料や利用料の負担が増すことや、病院から施設へ、施設から在宅へと流れをつくり、高齢者に在宅での自立を求める内容になっているところです。現在、さまざまな策定作業の途上にはありますが、利用者や事業者、市町村に先の見えない負担を強いています。

まず、介護保険の変更について伺います。要

支援1・2の方の訪問介護、通所介護を、全国一律の保険給付から外し、市町村の単独事業（地域支援事業）に移すとしています。現在、要支援1・2の方は約1万5,000人おられますが、その受け皿はどうなるのか、市町村の受けとめと準備について伺います。また、このことは、市町村でも違いが出てくることは歴然としています。今、市町村がどういうふうを受けとめて準備をしておられるのか、お伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県におきましては、地域支援事業への移行に向けて、これまで市町村に対し、制度改正の内容や先進事例等についての情報提供、ヒアリング等を通じての助言など、支援に努めてまいりました。これを受けて、市町村においては、現在、関係機関を交えた検討会やニーズ調査、既存のサービスの担い手等の把握を行うとともに、国の示すガイドラインを参考に、サービス量の目標や実施時期等について検討するなど、移行に向けての準備作業が進められているところであります。

**○前屋敷恵美議員** 事業所や施設から要支援1・2の方が外されるということになりますと、実質、事業所や施設での利用が減ることになって、事業所は経営的にも苦しい状況になり、県の指定する事業所の縮小、また閉鎖が出る心配はないのか。また、要介護者の方で施設を利用しておられる方に影響は出ないのか。さらには、予防給付のうち、訪問介護、通所介護の費用は26億7,600万円ですが、市町村の単独事業になると、財源の確保はどうなるのでしょうか。市町村が多様なサービスに応えられなければ、地域での安全な、また安心な暮らしが保障されないということになります。それでは全く介護保険の意味はなくなってくるわけですか

ら、そういう心配の声にどう応えるというのでしょうか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今回のいわゆる地域支援事業への移行によりまして、現行の全国一律のサービスではなく、市町村の判断で、NPOやボランティアなどの多様な主体による地域の実情に応じたサービスの提供が可能となるものでございます。これによりまして、サービスの利用者にとりましては、従来に増して選択の幅が広がることとなります。また、既存の介護事業者につきましては、現在と同様のサービスの提供に加え、例えば、市町村の指定を受けることで、調理や洗濯等の生活援助のみの提供も可能であります。何よりも、これまで培っていただいた専門性や経験を生かして、今後増加が見込まれる要介護の高齢者に対応することが期待されるところであります。また、財源につきましては、これまでの予防給付と同じく、国、県、市町村による公費負担と保険料となっております。

**○前屋敷恵美議員** 一律の介護保険の中から外されるということで、今、部長は選択の幅が広がるというお話だったんですけれども、私は、決してそういうことにはならないと思うんです。NPOや地域包括支援センターなどといったところに、これまで公的な支援でサービスが受けられていた、そういうところが移行されるわけですから、不十分な形でのサービスにならざるを得ないと私は思うところです。ですから、そうした実際受けられていたサービスが減るということにならないように、そのところはしっかり担保できる形での、まず市町村への援助も含めて、進めていかなければならないと思います。

また、障がい福祉サービスを受けておられる方が65歳になると、介護保険の利用が優先する、こういうことになって、サービスも制限され、また新たに1割の利用料負担が生じてくるようになります。まさにそういう負担がふえるということで、これまで十分なサービスを受けて暮らしておられた、そここのところが崩されることになると思うんですが、こういう状況について、部長はどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 障害者総合支援法におきましては、障がいのある方が65歳以上となられた場合、原則として、介護保険の適用を優先的に受けることとなります。しかしながら、介護保険で必要なサービス量が確保できない場合や、介護保険に必要とするサービスがない場合など、市町村は、個々の利用者の状況を踏まえて、適切に障がい福祉サービスの支給決定を行うことになっております。県としましては、市町村への実地指導等を通じて、制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 障害者総合支援法そのものにもやはり問題があると思うんですが、さらに、今回の法改定で、仮に要支援となっても、サービスが市町村事業に移されるということになれば、本当に必要なサービスが受けられずに、これまでの安定した暮らしが保障されないという現実が出てくると私は思うんです。本来、障がいと高齢化による介護と福祉の両方が受けられてこそ、高齢の障がい者の方は生活の安定が図られると思います。ですから、ここには県としての新たな改善策が求められていると、私は思うんです。今度の障害者総合支援法、そしてまた、今回の法改定の中で、十分なサービスが

受けられなくなるというところをなくしていくためにも、県の独自の新たな施策、そういった改善策が必要だと思いますが、どのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今回の障害者総合支援法あるいは介護保険法の改正、これは国全体での大きな課題にいかに対処するかということで、いろんな改善がなされております。県独自でというのは、なかなか財源的な確保も難しゅうございますので、制度の利用者サイドに立った適切な運用に、県としても取り組んでまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** そここのところは、十分注意を払うといいますか、全体をしっかりと見据えた方向が必要だと思います。

次に、特別養護老人ホームについて伺いますが、今回の法改定では、特養ホームの入所を原則要介護3以上にするとしました。現在、要介護1・2で入所待機をされておられる方は、入所資格そのものを失うということになりますが、これにどう対応するのでしょうか。現在の待機者の中で、要介護1・2の方は1,610人おられます。また、特養ホームの入所待機者全体では4,088人おられるという状況ですが、本来ならば、こうした方々にしっかりと担保しなければならないことでもあります。

今回の法改定の中で、特養ホームの入所については、特例入所という位置づけがあると伺ったところなんですけれども、入所申請者、入所を待っておられる方は、どなたも在宅では生活が困難な特別な方なんです。ですから、市町村とも協議を重ねて、県としての独自の支援を行って、特例入所という考え方そのものを強く打ち出して図っていく、施策に持っていく、そういうことが必要だと思いますが、今後の介護

施設の整備計画について伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 御参考までに申し上げますが、今回の入所要件の改正に関しましては、国の入所指針案では、要介護1あるいは2の方でも、認知症あるいは虐待が疑われるケースなど、やむを得ない事情がある場合には、市町村が関与することで特例的に入所できると示されておりますので、県としては、この指針に沿って、事業所や市町村に周知徹底を図るなど、適切に指導していくことが重要と考えております。

また、特別養護老人ホームの整備につきましては、現在、市町村と連携しながら、第7次の高齢者保健福祉計画を策定しているところでありますので、その中で地域の実情を踏まえながら、必要な整備を検討してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 第7次計画の中で、本当に必要な方が入所できるという方向で進めていただきたい。強く要望しておきたいと思います。

次に、地域医療について伺います。国民総医療費削減のために、都道府県に病床機能報告制度と地域医療構想が今回の法改定で義務づけられました。初めて医療機関に義務づけられた病床機能報告制度とはどのような内容で、どのように地域医療構想に活かされていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 病床機能報告制度は、医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの機能に区分して、病棟単位で都道府県に報告する制度であります。その活用につきましては、今後、国から示されますガイドラインの中で明らかになると考えておりますが、地域の実情を

踏まえた医療機能の分化と連携を推進するため、平成27年度以降に策定する地域医療構想にこの報告を生かしていくことになると考えております。

**○前屋敷恵美議員** 政府は、看護師の配置が厚い7対1看護の病床について、2年間で9万床の入院病床の削減を打ち出しております。今回の総合法で、都道府県に病床再編計画によって、ベッド削減を推し進める仕組みが盛り込まれました。私は、国が言うこの方向で、県が病床削減を行わないことを強く求めておきたいというふうに思います。

また、今回の医療・介護総合確保推進法で、介護保険料は2割負担の導入も盛り込まれました。医療の窓口負担が増すこと、また年金の削減、消費税増税などで、今、本当に高齢者の皆さんの置かれている暮らしは大変な状況です。こういうことで、必要なサービスの抑制を引き起こすことにつながっていくのではないかと、私は懸念するところです。2025年の高齢化のピークに備えるというのであれば、公的保険による介護・医療は、抑制ではなく充実こそ求められているのではないかと思います。今後、介護難民、また医療難民の問題は、一層深刻化が懸念されるところです。こうした高齢者の生活実態を見ない制度に対して、本来の介護保険、医療制度に戻すべきだ、公的保険制度の精神を生かすべきだと思いますし、このことを国にも、しっかりと県民の暮らしを踏まえた上で意見を言う、要求していくことが大事だと私は思いますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** さまざまな制度が見直しをされる、変更されるときには、いろんな不安も広がるわけではありますが、情勢変化に対応して、機敏に、機動的に制度の見直しをしてい



くことは、大変重要な取り組みであろうかと考えております。医療・介護を取り巻く環境というものが、急速な高齢化による医療・介護費用の増加や、高齢者のみの世帯等の増加に伴う家庭の介護機能の低下などによりまして、今後、大きく変化することが予測されているわけであり、今回の改正というものが、こうした状況の変化に備えまして、地域医療介護総合確保基金の創設、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、及び地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等に取り組むものでありまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、持続可能な社会保障制度を確立するために必要な改革であると考えておるところであります。

**○前屋敷恵美議員** 高齢者の老後を安心できるものにすることは、国の責務でもありますし、また、県の責務でもあると思うところです。高齢化社会の中で、こういう状態はとうから予想されたわけですから、予算の位置づけをはっきりされることが大事だと私は思います。そういった中で、国民の支援も得て、介護保険制度など公的な保険ができたわけですから、その精神がしっかりと生かされる、そういう方向が望ましい——望ましいというより、そうしなければならないと思います。知事も、高齢者の皆さんの老後の暮らしをしっかりと守るという立場での自治体の役割をしっかりと果たしていくことを、強く求めておきたいと思います。

次に、県内における雇用の状況、雇用の問題に移りたいと思います。

労働者の平均賃金が今、1997年のピーク時から年間約70万円も減っております。労働者の3人に1人、若者や女性では2人に1人が非正規労働者です。そのほとんどが年収200万円以下の

ワーキングプア（働く貧困層）です。国民の所得が長期にわたり減り続けていることが、日本経済がデフレ不況に陥った最大の要因です。賃上げと安定した雇用を実現して、労働者、国民の所得をふやし、暮らしと経済の再建を図ることが求められております。このことは、まさにこの宮崎県で実現していかなければならない課題でもあります。そこでまず、県内の雇用の実態、正規や非正規の状況について伺いたいと思います。まず、県の職員の中での状況、県の誘致企業、指定管理事業所、また民間企業における正規・非正規雇用の実態をお伺いしたいと思います。総務部長、そして商工観光労働部長に御答弁いただきます。

**○総務部長（成合 修君）** まず、知事部局における職員の状況についてであります。職員数につきましては、平成26年4月1日現在で3,772人となっております。また、臨時・非常勤職員につきましては、例えば、職員の育児休業時の代替や事務補助などの業務に従事いただいておりますが、平成25年度の任用実績で見ると、勤務日数や時間数が極めて少ない県営林監視人や統計調査員を含め、非常勤職員は1,548人、臨時的任用職員は、月によって変動がございますが、平均すると211人となっております。

次に、指定管理者における雇用者数は、平成26年4月1日現在、23の指定管理者において585人が雇用されており、そのうち、正規雇用が400人、非正規雇用が185人となっております。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 県内の正規・非正規雇用の実態につきましては、国の「平成24年就業構造基本調査」によりますと、役員などを除く雇用者44万1,100人のうち、「正規の職員・従業員」が26万9,200人で61%、パー

ト、アルバイトや契約社員などの「非正規労働者」が17万1,900人で39%となっております。なお、立地企業につきましては、平成21年度から25年度の過去5年間に立地認定した149の会社を対象に聞き取りした本年4月1日現在の状況では、約5,600人が雇用されており、そのうち正規雇用の割合は、推計値で申し上げますと、約6割となっております。

**○前屋敷恵美議員** 県内においても、非正規雇用、そういう状況が明らかに示されております。今、就業構造基本調査の結果を御答弁いただきましたが、これは5年ごとの調査ですけれども、その数字から見ても、5年前と比べて、非正規の割合が5.9%増加している。前の5年間を見ても、それはより顕著にあらわれているという数字が示されているところです。非正規雇用は、いわゆるパートやアルバイト、派遣社員、契約社員といった、まさに不安定雇用そのものです。低賃金で社会保障も十分ではなく、経済的な困難を抱え、暮らしは安定しません。こうした非正規労働者の増加についての見解と対策について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 就業構造基本調査によりますと、県内の非正規労働者は、平成19年の14万3,700人から平成24年には17万1,900人と、2万8,200人の増加となっております。非正規労働者につきましては、雇用が不安定で賃金が低く、能力開発の機会が乏しいなどの課題があると認識しております。このため県では、若者が最初の職を離職すると、非正規労働者に転じることが多いと考えられますことから、まずは若者の離職防止対策に取り組む必要があると考えておまして、新卒者のマッチング支援を行うほか、若年労働者や使用者に対する広報・啓発に取り組んでおります。また、

国におきましては、非正規労働者から正規労働者へ転換を促す助成金などの支援を行っているところであります。今後とも、労働局と連携しながら、対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** いろいろ対策も講じておられるというお話でしたけれども、非正規雇用がふえる一方で、確実に正規雇用の割合も減っているということですので、ぜひ、そのところはしっかりと安心できる雇用体系が図られるように、これは国の課題でもありますが、県としても、そういう指導も含めて図っていかねばならないと思っています。

また、国会でも問題となりましたブラック企業の問題ですけれども、全国で調査も行われました。本県でも調査がなされたということですので、その結果、どういう状況だったのかお聞かせいただきたいと思います。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 宮崎労働局によりますと、昨年度実施した過重労働重点監督で、苦情や通報等をきっかけに、若者の使い捨てが疑われる県内67事業所を対象に重点的に監督指導を実施し、このうち53事業所で何らかの労働基準法違反があり、是正を指導したとのことでありました。違反の内訳としましては、労働時間に関するものが36事業所、賃金不払いの残業に関するものが18事業所であり、重大・悪質な違反は確認されなかったと聞いております。

**○前屋敷恵美議員** 政府は今、地方創生ということで、地方に仕事をつくり、地方への人の流れをつくるとして、地方、各県に再生・創生のためのプランを求めております。しかし、なぜ都市部・首都圏への一極集中が起きて地方が衰退してきたのか、その反省が根底になければな

らないというふうに思います。そして何より、地元で働き、暮らすためには、安定した所得が不可欠です。非正規や生涯派遣労働を認めるような政府の姿勢を改めない限り、暮らしは守れません。県もその認識をしっかりと持って、仕事起こしや若い世代の暮らしや子育ての希望がかなえられる地元・宮崎にするために力を尽くしていただきたい、このように思うところです。よろしく願いいたします。

次に、放課後児童クラブ待機児の解消について伺います。

共働き家庭やひとり親家庭などの子供たちの放課後や夏休みなどの生活の場である放課後児童クラブ、いわゆる学童保育ですが、この県内の待機児童は現在327名。これはことし5月1日現在の数字ですが、この数は東京や大阪などに次ぐ全国10番目の多さとなっています。子供たちの安全のためにも、待機児童の解消を図ることは不可欠ですが、現状と対策について伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 放課後児童クラブの利用希望は増加傾向にあるため、各市町村は受け入れ体制の充実に努めてきたところでありまして、利用児童数は、平成21年度の6,342人から平成26年度には8,152人となりましたが、利用を希望する全ての児童の受け入れには至っていないところであります。こうした中で、平成27年度からスタートする予定の「子ども・子育て支援新制度」の円滑な運用に向け、各市町村では、現在、住民のニーズを踏まえながら、「子ども・子育て支援事業計画」を策定中でありまして、その中で、放課後児童クラブの受け入れ体制の充実策についても盛り込むこととされております。県としましては、事業実施主体

である市町村と協議しながら、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 市町村が主体で計画をつくって、県も援助していくというお話でしたけれども、国は来年度から、受け入れ対象を6年生まで、全学年に広げるという方向を示しております。こういうことで対応ができるのか、伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 先ほども申し上げましたとおり、現在、市町村でニーズの調査をしていただいております。今後、27年度から5カ年間の計画の中で、そのニーズにいかに対応するかということで、今、市町村で知恵を絞っていただいておりますので、その結果を踏まえながら、県としても適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、必要な児童が、希望する児童が、放課後児童クラブで安全・安心な毎日の生活が送れるように、しっかり対応していただきたいと思います。

また今回、待機児童の解消とあわせて、子供たちに、安全な施設で安全な生活を保障していく、そういう意味では、運営費の助成だとか、また施設整備の助成だとか、こういう経費を、多くの運営しておられる方々が求めておられる、こういうお話を私は伺っているところなんです。ですから、県もそういったところを把握していると思いますけれども、ぜひこういった声にも応えていただきたいということで、お話をさせていただきたいと思います。

運営費補助金を増額してほしい、こういう要望が寄せられておりますが、これは、県が予算を組んで国に申請すれば、放課後児童健全育成事業というので、国の助成もあわせて受けられる仕組みになっています。しかし今、県は国の

基準額を運営費約3割程度減額して支給しているということを聞いていますが、せめて国の基準額どおり支給すべきではないかと思うところです。本県同様に子育て同盟に加盟する佐賀県や広島県は、国の基準額どおりの補助にとどまらずに、国の補助対象外の小規模クラブにも県単独での補助をしている、こういう状況を伺っているところです。

また、施設整備の補助金についてですが、今、県内でも、施設の老朽化や安全面から移転建設をしたいと要望も出されております。築47年、床の傷みによる子供たちのけがや、いまだにくみ取りトイレが残っているという衛生面での問題、それから、施設が狭くなって、利用している子供たちが1日平均で何と53名もいて、室内は子供たちであふれ返る、こういう状況の中で子供たちが放課後を過ごす、こういう状況が報告されております。さっきも申しましたが、県がこうした要望をしっかりと認めて補助予算を組まないと、国の補助は出ないということになっておりますので、ぜひそういった点も認識していただいて、期待に応えられるようにしていただきたいと思っております。

厚労省によりますと、過去3年間で施設整備費の補助金を活用していない県は、宮崎県と神奈川県だということも聞いておりますけれども、ぜひ、子供たちに寄り添った施策を遂行していただきたい、県の努力を惜しまないようにしていただきたいと思っております。何より子供たちのことを考えて、早急に待機児童の解消を図ると同時に、こうした設備も十分に整えていく、その役割を県が果たすことが大事だと思っております。宮崎県が「子育て日本一」を掲げておられるならば、その目的達成に値する取り組みだと思っておりますが、知事の御見解を賜りた

いと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 県民を挙げて子育てに取り組んでいこうと、「未来みやざき子育て県民運動」に取り組んでおるところでございます。財政的な制約、厳しい状況がある中で、今後とも、可能な限りの工夫を、国のいろんな制度も活用しながら取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ努力していただきたい、そういうふうに思います。

最後になりますが、特別支援教育の充実について伺いたいと思っております。

現在、市町村で行っている特別支援教育事業は、特別支援講師派遣事業や特別支援学級ティーチングスタッフ派遣事業など、さまざま取り組まれているところです。障がいを抱える本当に援助が必要な子供たちをしっかりと育てていこう、教育していこうという立場で、市町村は頑張っておられるわけです。特別支援学級の在籍児が増加している傾向にありますし、また、障がいの多様化に見合った条件整備はどうしても今求められているところです。こうした状況に今、県の支援が強く要望されているんですけども、この点について、なかなか県からいい回答は返ってこないということも聞いておりますが、教育長は、その辺をどのように受けとめておられるか、お伺いしたいと思います。

○教育長(飛田洋君) 特別支援教育支援員についてということですが、市町村立小中学校において、障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員につきましては、平成19年度から、国において所要の地方財政措置が講じられているところであります。この支援員の方々につきましては、県内の市町村でも年々増加し

ているという状況でございます。県教育委員会といたしましても、市町村立小中学校に在籍する障がいのある児童生徒の支援というのは、非常に大切なことだと考えておまして、実は国に対しまして、この支援員に係る予算の拡充はもとより、特別な支援を要する児童生徒のための予算確保について、繰り返し繰り返し要望させていただいているところであります。

**○前屋敷恵美議員** 県にも、また市町村にも、地方交付税措置がされているという中身ではありませんけれども、いわゆるひもつきという形ではないので、そこは各市町村の裁量に委ねられるという状況があるかと思えます。そういった意味では、特別支援教育に専門性のある教員の方、支援員の方の配置や研修を保障することも必要で、まさに財政負担を伴うわけですね。そういった点では、県の支援というのは本当に不可欠だと私は思うんです。各市町村が独自に取り組む事業だということではありますけれども、そこに、県民、県の子供たち全体に責任を負うという県の役割をここで果たしていただきたいと私は思うんです。全ての子供の教育を受ける権利を保障する上で、障がいのある子供たちの成長を丁寧に支える体制づくりや教育条件を改善するためにも、今言ったように、国の支援はもちろんのことですが、県の支援を求めたいというふうに思います。もう一度、教育長に、前向きな方向で御回答いただきたいと思えます。

**○教育長(飛田 洋君)** 特別な支援を要する子供たちの状況というのは、さまざまでありまして、本当に一人一人の子供たちを大切にしたいという思いです。財政的な措置は、簡単にはできるかというのと、なかなかできる状況ではありませんが、県としても、例えば、国の事業を

使ってエリアコーディネーターを設けるとか、いろんな努力に今取り組んでいるところであります。それから、こういう支援を要するような子供たちについては、高等学校でも事業化できたのは、まだ数年しかたっておりません。また、大学についても、こういう思いを持っている子供がおるということを、機会があるごとに私もお伝えしているところですが、いろんな発信をしながら、やれることをやっていきたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 全ての子供たちに寄り添った形で、教育が十分に受けられるように配慮していくことは大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

今回の質問も、全て県民の皆さんの暮らしに直接かかわる問題を取り上げさせていただきました。原発の問題もそうですし、医療・介護の問題もそうですし、子供たちの教育の問題もそうです。県政運営のかなめというのは、いかに県民の皆さんの暮らしに寄り添った形で、施策を、行財政運営をしていくかということだと思います。いよいよ総選挙、知事選挙、そして来年、我々も一斉選挙と、県民の皆さん、国民の皆さんから審判されるという選挙がやってきましたけれども、本当に国民誰もが、県民誰もが安心して暮らせる、そういう社会を、県政をつくっていく上では、重要な役割を担わせていただくものというふうに思います。あくまでも県民の立場に立った県政運営、しっかりと位置づけていただきますよう、重ねて強く要求して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○福田作弥議長** 次は、内村仁子議員。

**○内村仁子議員〔登壇〕(拍手)** おはようございます。自由民主党県議団の内村仁子でござ

います。寒い中、本日は、私の地元から、そして友達、たくさんの方が傍聴においでいただきました。ありがとうございます。皆様の力をいただきながら、通告に従い質問をしてみたいです。

東日本大震災から3年8カ月がたちました。私は、8月4日から県議会自民党部会で、気仙沼での宮崎県漁業関係水揚げの状況や東日本大震災の復興の様子、一関市の木造建築物の様子など、調査に行きました。なかなか復興の見えない中、気仙沼漁港では、日南漁港所属の船から生きのいいカツオの水揚げがされ、4キロ近くする大きなカツオもあり、活気を感じましたが、燃油の高騰で経営は厳しいとの話も伺いました。また、被災地では、今までに経験したことのない区画整理、高台への集団移転、これからのまちづくりについて、工事が始まった箇所も見受けられましたが、津波で流された住居跡地の基礎部分だけが残されている悲惨な状態が続いております。

自然災害を含む大きな災害も発生し、広島での土砂災害、御嶽山での噴火等による災害等、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げますとともに、救助に当たられた自衛隊、警察、消防、ボランティア等、従事された皆様に感謝申し上げます。

しかし、暗いニュースが続く中、県内では、国民体育大会の天皇杯19位、全日本剣道大会では高岡町出身の方が優勝され、また国内では、ノーベル賞の物理学賞を3人の日本人研究者が受賞されるなど、温かいニュースにも浴することができました。そこで、今議会でも、私の定番である「女性の立場から、小さな声も届ける」ために質問してみたいです。

いよいよあす衆議院が解散されると報道され

ております。安倍総理は、日本の未来のために、デフレ脱却に向けた経済政策、アベノミクスの信任を問う考えも出されました。今議会では、8人から地方創生事業についての質問が出されております。私は、やっと地方の時代が来るのかなと期待しました。今後の地方創生に向け、さらなる地方の声を届けたいと思っております。

知事は、この4年間、口蹄疫等多くの困難を克服、県民の幸福を願い、生活向上に懸命に努力してこられました。今月9日にアズムホールで開催されました食育・地産地消フェスタでは、出店の若い高校生に「知事、知事」と囲まれ、知事へのフィーバーぶりを感じました。そこで、今期締めめの議会として、「平成27年度事業を検討するに当たっての視点」の4つの項目について、知事の見解を伺います。

次に、教育長にお尋ねします。真の地方創生を実現する「みやざきモデル」の提言では、東京一極集中の解消とあります。しかし、私たちは、県のスポーツ施設が宮崎一極集中と感じています。今、都城市では、大型アリーナ建設の要望が出ておりますが、この大型アリーナを都城市に建設できないか伺います。

次に、県内には、難病で苦しんでおられる患者さんがたくさんおられます。私は以前、難病の方を支援するボランティアグループで支援をし、その苦勞を肌で感じてきました。現在の難病医療助成の受給者数と、来年1月には難病医療法の施行に伴う新制度となりますが、その新制度について、県の対応状況を福祉保健部長に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から質問いたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えしま

す。

「平成27年度事業を検討するに当たっての視点」についてであります。厳しい財政状況の中で、特に優先すべき取り組みとして4つの項目を掲げております。1点目は、「人口減少問題の克服」、2点目として、「将来の発展と地域を支える人財づくり」、3点目、「本県の更なる発展に向けた長期的・継続的取組」、4点目、「宮崎のおもてなし」の磨き上げと魅力の発信」、この4つの項目を掲げたところであります。

まず、最重要課題である「人口減少問題」であります。国の地方創生の取り組みも活用しながら、本県ならではの提案、また独自の取り組みを進めることにより、その克服に真正面から取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「人財づくり」につきましては、人口減少社会にありまして、人こそが何よりも重要であり、本県の将来を左右するものと考えております。そして、地域の持つ特性や可能性がしっかりと発揮されますよう、「人財づくり」に加えまして、地域に根差した成長産業づくりや安全・安心で魅力ある地域づくりなど、「長期的・継続的に取り組むべき課題」を柱としたところでございます。

先ほど、食育のイベントでの高校生の話を御紹介いただいたところでございますし、大震災の被災地の訪問の話がございました。先日、産業教育フェアにおきまして、宮崎海洋高校の生徒が気仙沼を訪れたその様子の発表を聞いたところでございますが、子供たちがしっかりと被災地にさまざまな激励を届けるとともに、海洋高校の子供たちもいろんなことを学んでいると、大変心強い思いがいたしたところでございます。このような「人財づくり」、また「長期

的・継続的に取り組むべき課題」ということで、産業振興なども、しっかりと図ってまいりたいと考えております。

さらに、4点目の関係では、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等2020年を見据え、スポーツ人財の育成や、訪日外国人などに対する取り組みにつきましては、「宮崎のおもてなし」で、時機を失することなく取り組みを進めてまいりたいと考えております。これらの点は、いずれも本県が将来にわたり発展していくために欠かせない視点でありまして、今後とも「豊かさを実感できる宮崎」の実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答えいたします。

難病医療法についてであります。県内において、難病医療費助成を受けている患者数は、平成26年3月末で9,248人となっておりますが、難病医療法の施行により、対象疾患が56から約300に拡大することから、平成27年度末には約1万5,000人程度になると見込んでおります。県の対応状況ですが、法施行により、診断書に当たる個人調査票の作成は、都道府県が指定する難病指定医のみができることとなりますので、患者の方々が、より身近な医療機関で受診できるよう、現在、難病指定医の指定作業を進めているところであります。また、医療費の患者負担額等も変更になりますので、新制度の概要について、新しい受給者証の交付にあわせて、年内には全ての受給者に文書で案内を行うこととしております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

大型アリーナの整備についてであります。県

有スポーツ施設のほとんどは、昭和54年の宮崎国体前に、県体育館や県総合運動公園など、宮崎市に整備いたしております。また、県大会や全国あるいは国際レベルの大会におきましては、交通の利便性がより高いことや、施設が集中して運営しやすいことが求められておりますので、その後も県総合運動公園を中心に整備してきているところであります。スポーツに関する多くの施設が30年以上を経過いたしておりますが、厳しい財政状況の中、新たな施設の整備は難しく、定期的な改修等により維持管理に努めてきているところであります。

一方、各市町村におきましては、国体後に多くのスポーツ施設が整備されており、新たな整備予定についても伺っているところであります。今後の本県スポーツ施設の整備のあり方の検討に当たっては、既存施設の状況や市町村の整備計画など、十分に調査していく必要があると考えております。以上でございます。〔降壇〕

**○内村仁子議員** 福祉保健部長に再度お尋ねいたします。難病医療費助成の対象が、現在の56疾患から約300疾患にふえる見込みということで、今、答弁いただきました。患者の方々は、医師も減少しており、適切な医療を受けられるか、心配しておられます。このことへの対応について、再度お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 患者の方々が適切な医療を受けられるようにするためには、法施行に伴う制度改正と対象疾患の拡大にしっかりと対応していくことが大切であると考えております。このため現在、難病指定医の指定とあわせて、難病指定医療機関の申請受け付けを行っているところであり、現行制度の56疾患につきましては、患者の方々がこれまで受診され

ていた医師及び医療機関を、制度改正後も指定できるめどがついたところであります。県といたしましては、今後、新たに対象となる疾患に対応するために、指定医や指定医療機関の一層の拡充に努めてまいりたいと考えております。

**○内村仁子議員** 難病に対しては、これからもどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、感染症対策について福祉保健部長にお尋ねいたします。3月にギニアで集団発生し、世界中で恐怖を感じたエボラ出血熱について、お尋ねします。欧米にも飛び火、日本でも水際対策が重要度を増しておりますが、宮崎県でも、海外からの観光客や帰国者など国際化しております。県内でもしエボラ出血熱患者が発生した場合の対応はどのようになっているのか、伺ひます。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 国内あるいは県内でエボラ出血熱患者が発生した場合の対応についてであります。事前の対策として、患者等との接触に備え、保健所や医療機関における防護服の着脱訓練を行うとともに、搬送等の実地訓練を計画しているところであります。また、エボラ出血熱の発生地域からの入国者・帰国者で、発熱等の症状がある疑い患者が発生した場合は、国と協議し、県外の第一種感染症指定医療機関に搬送することになりますので、現在、熊本県や佐賀県、大分県と調整を行っているところです。さらに、疑い患者が発生した際は、接触者調査を行い、感染が拡大しないよう、接触後21日間、健康観察を行うこととしております。また、県民への適切な情報提供を行うとともに、発生国から入国し、1カ月以内に発熱等の症状が出た場合は、まずは保健所に連絡するよう周知徹底を図っているところであります。



○内村仁子議員 エボラ出血熱について再度伺います。先日の報道では、全国にこのエボラ出血熱患者を受け入れる第一種感染症指定医療機関が設置されていない県が8県あると報道されました。その中に宮崎県も入っていると、赤い地図で示されました。この未設置となっている、今後に向けた取り組みについてお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 第一種感染症指定医療機関につきましては、厚生労働省から未指定の都道府県に対して、早急な指定を強く求められているところであります。このため、本県といたしましても、万一の患者発生に備え、早期に当該施設の整備及び指定を行う方法がないか、検討を進めているところであります。

○内村仁子議員 国内では、流行国から帰国後に発熱症状を訴えた患者が、渡航歴を伏せて一般の医療機関を受診した例が報告されております。いかに検疫を強化しても——「すり抜け」という言葉が使われておりますが——すり抜けて懸念が広がっております。21日間の潜伏期間に、風邪の症状として一般の医療機関に行かず、保健所に必ず届けることを徹底して、これはいろんなメディアを通じて報道していただきたいと思っております。最初は風邪の症状と間違った例が多いということですから、1カ月以内ということは今答弁いただきましたけれども、その間に広がるおそれもあるということを一応頭に入れておいていただけたら、ありがたいと思います。

続きまして、今、県では、妊娠・出産啓発事業として、約325万円の事業について協議しております。この事業の内容はどのようなものか伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ただいまお尋ねの妊娠・出産啓発事業であります。思春期や若い世代を対象に、命の大切さや妊娠・出産に関する正しい知識を啓発することを目的に実施するものであります。具体的には、啓発パンフレットを作成し、助産師等が講師となって、中学生や高校生、大学生、さらに企業等に勤める若い世代を対象にした出前講座において活用することにしております。また、ことし12月に、若者の性に造詣の深い県外の産婦人科医をお呼びして講演会を開催し、若い世代に、自分の体を知ることや命の大切さを踏まえながら、妊娠・出産について、わかりやすくお話をいただく予定であります。

○内村仁子議員 啓発パンフレットについてですが、私はその案を見せていただきました。確かに、今、部長は命の大切さとおっしゃいましたが、この内容を見ますと、命の大切さが欠如していると感じております。避妊についての内容が過激で、疑問視する声も聞いております。これまで出版されている「ハッピーファミリープラン」が、昨年12月改訂で出版されております。これは19年に発行されてから、7年間に5回改訂されております。それと全く同じ内容ではないかと。内容の記事を見ても、こちらからこちらに移った、縦書きの書類が横書きに移った、それぐらいとしか考えられないような内容に感じております。今回のパンフレットの内容はどのようになっているのか、避妊のためだけのパンフレットとしか受けとめられません。

また、避妊用ピルについては、死亡者等も出ており、削除してほしいと話をしましたが、掲載の方針は変わりそうにありません。このピルをどのように認識しておられるのかも、あわせ

てお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 啓発パンフレットの内容であります。命の大切さや妊娠・出産に適した年齢、避妊方法、女性専門相談窓口等について紹介する予定としておりまして、この作成に当たっては、これまで2回開催し、今月末にもまた開催いたしますが、若者にも十分伝わるように、産婦人科医や養護教諭等の専門家あるいは関係者に加え、高校生や大学生にも参画いただき、皆様からの意見を集約し、より効果的でわかりやすいパンフレットを作成することとしております。

次に、ピルについてのお尋ねですが、現在使用されている低用量ピルは、医師の処方、指導を受けた上で使用するものであり、避妊や治療に用いられているものであります。いずれにしましても、本人の正しい理解のもと、その判断により使用していただくことが重要であると考えております。

○内村仁子議員 命の大切さを若い人にとにかく伝えてほしい。このパンフレットは2万部つくって、中学生などの若い方に配るという予定になっております。そして、11月末には、3回目の協議でこれが決定しようとしております。公的なものを出す機関が、このような過激なものをつくられていいものか、私は疑問に感じております。授かる喜び、産む喜び、そして育てる喜び、これが女性としての、男性にはない喜びを感じるものだとも思っております。

私は、市役所勤務時代、「広報都城」の発行に携わっていました。公共での出版物として、このパンフレットがふさわしいのか、どうしてこんな過激な記載をしなければならないのか、疑問を感じ、今回、県内の高校に行きました。保健室を見せてもらいました。ある高校では、

目を覆いたくなるような過激なポスターが、保健室の真ん中にどーんと2枚張ってありました。内容は口では申し上げられません。そして、また別な高校では、全然そういうのは見当たりませんでした。学校にばらつきがある、そして指導者に、保健の先生によって違いがあるんじゃないかなと思いました。以前、国会の場でも、山谷えり子先生が、人形を使った過激な、過度な性教育がされていると述べられておりました。保健室のあり方と、学校における性に関する指導はどうあるべきか、教育長の見解を伺います。

○教育長（飛田 洋君） 学校の保健室は、子供たちの健康づくりの中心的な役割でありまして、学校の保健指導で、言うならば、子供たちにとってはオアシスみたいなところだと思っております。そのため、子供たちが気軽に相談に来られるよう、温かい雰囲気づくりや、子供たちそれぞれの発達段階に応じた指導・啓発資料を掲示するなどの配慮が必要であると考えております。また、学校における性に関する指導は、このような保健室の取り組みを初め、学校のあらゆる教育活動の中で、生命のとうとさを基盤として行っていくことが大切であると考えております。今後とも、子供たちが、自分や周りのかけがえのない命を大切にすることができるよう、心に響く保健指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

保健室の掲示物とか、学校にはいろんな掲示物がありますが、掲示物をどこに掲示するのがふさわしいのか、事前にどういう指導をするのがふさわしいのか。同じ資料を授業の中で使うのか、保健室で使うのか。例えば授業の中だったら、事前に十分指導して、資料を見せた後も十分指導する。本県の若い世代のいろんな状況

も加味しながら、どの場が指導するのに一番ふさわしいか、そういうことを考えながら、また現場の指導をしていきたいと考えております。

**○内村仁子議員** ありがとうございます。教育長、教育委員長おそろいで、県内の高校、まず県立ですけれども、ぜひ一回、保健室を見てほしいと思っております。年代の違いと言われればそれまでですが、私たちの年代でとても見られるようなポスターではありません。それが正面、真ん中に張ってあるということ自体が——私は女性ですから男性の気持ちはわかりませんが——かえってあおるようなポスターになるんじゃないかなと思っております。そういうものが張っていなかった高校の先生は、「そのようなポスターがどこから来たんでしょうかね」という表現もされました。そのように違いがあるということで、これからぜひ、学校を、生徒をあおるようなポスターは避けてほしいと思っております。よろしく申し上げます。中には、中学校でも張ってあるところがあるそうです。とてもまともには見られません。そこだけは、はっきり申し上げておきたいと思っております。

続いて、福祉保健部長にお尋ねいたします。県内でのあんまマッサージ指圧師等の国家資格の有資格者が開設の事業所数、カイロプラクティック等の無資格者が開設の事業所数を伺います。また、ある週刊誌では、無資格者が起こした事故も報道されています。赤ちゃんの死亡事故とかも出ておりますが、事故の報告がされているのか伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** あんまマッサージ指圧師等の有資格者が開設している施術所につきましては、平成24年12月末現在が最新のデータであります。848施設となっております。

国家資格を有していない者が開設している事業所数及び事故の状況につきましては、開設者に届け出や報告の義務がありませんので、把握できておりません。

**○内村仁子議員** 鳥取県の例を申し上げますが、鳥取県では、このあんまマッサージ指圧師等の施術所に対して、木製看板による証明書が発行されております。あんまマッサージ指圧師、鍼灸師の資格者には、視覚に障がいのある方が多く、生活が圧迫されるおそれがあることへの支援ということや、国家資格の有資格者の施術所と無資格者による施術所との区別を明らかにするためとなっています。本県でもそのような取り組みを行う考えはないか、お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** あんまマッサージ指圧師等の施術所に対する届け出事実の証明につきましては、本県では現在、開設の届け出を受理した時点で、全施設に届出済証を交付しているところです。御質問の看板等による別途の証明書の発行につきましては、今後、その効果を含め、他県の状況等を研究してまいりたいと考えております。

**○内村仁子議員** 鳥取県の例をもう一つ申し上げますと、「正確な情報を県民に提供するとともに、無資格者の医業類似行為による公衆衛生上の健康被害を防止することを目的とする」ということも目的の中に含まれ、これはもちろん有料ではありますが、このような制度をとっておられるということも紹介しておきたいと思っております。御検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、介護保険についてお尋ねいたします。今、介護保険において、これからの制度改正について出されております。介護保険料の見直し

は、3年ごとにされるようになっております。今、すごく高い地域とそうでもない地域とがいろいろ分かれております。今回、介護報酬改定の議論の中で、特別養護老人ホームの報酬引き下げが出ていますが、これを引き下げることによって、職員や利用者への影響が懸念されます。県としてどのように考えておられるか、お尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 特別養護老人ホームの介護報酬につきましては、本年6月24日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」の中でも、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すこととされておりますので、その方針に基づき、現在、議論が進められているものと理解しております。改定の具体的な内容は、これから明らかになると思いますので、県としましては、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

**○内村仁子議員** 特別養護老人ホームは、なかなかあきがありません。受け入れ先を探すのに、私も大変苦勞しております。病院から養護老人ホームに行くときに、なかなかあきがなく、目的は在宅介護に進むものと思っております。しかし、在宅介護には限界があります。私も4年間、母をきょうだいで在宅介護いたしました。認知症であったためにどうすることもできなくて、施設にやっと入れてもらいました。このようにして、特別養護老人ホーム、そして認知症についても、家族には限界があるということも申し上げておきたいと思っております。介護というものは、やった者にしかわからない大変な苦勞があると思っております。また、職員の労働は大変な状態です。しっかりこの動向に対応していただくよう、お願いしておきたいと思っております。

次に、都城・西諸地方では医師不足が懸念さ

れ、私は、これまでも2回、議会で一般質問をしております。医師確保について質問しております。来年の春には、都城インターの近くに市郡医師会が新しく移転いたしますが、大分完成に近いような状態の建物が見受けられます。しかし、県西地区の医師不足は大変苦慮するところではありますが、医師不足に対して、その後どのように取り組んでいただいたか、お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 医師確保につきましては、県西地区はもとよりでございますが、県全域にわたる大変重要な課題でございます。いろいろな対策をこれまでもとっております。例えば、宮崎大学医学部への地域枠等の設置や医師修学資金の貸与、地域医療・総合診療医学講座への支援を行っております。また、若手医師等の確保・育成を図るため、県内の臨床研修病院が合同で病院説明会に参加するなど、臨床研修医の確保に取り組むとともに、地域総合医育成サテライトセンターの運営や県内で働く医師のキャリア形成支援を行うなど、さまざまな取り組みを推進しているところであります。

**○内村仁子議員** さっきのスポーツ施設と同じであります。宮崎には県病院もありますし大学病院もあります。しかし、都城には、都城病院は以前の国立病院として残っておりますが、県のこういう病院、医療関係がありませんので、ぜひ医師の確保だけでも、これから先、頑張ってくださいたいと思っております。

続きまして、学校での伝統芸能について、教育長にお尋ねいたします。県内の小中学校では、日本の伝統芸能をどのように学習しているのか、人材づくりとして重要なことであると思っておりますので、答弁をお願いいたしま

す。

**○教育長（飛田 洋君）** 日本の伝統芸能を子供たちが学び継承していくということは、日本の心を学ぶことにもつながると思いますし、日本人としての自覚を育成する上で、大変意義の深いことだと考えております。日本の伝統芸能につきましても、小中学校では、音楽科の授業で、和楽器（日本の楽器）を演奏したり、民謡を歌ったり、映像を使って古典芸能の能や歌舞伎などを鑑賞したりする学習を行っております。また、総合的な学習の時間などにおいて、地域に伝わる伝統芸能、例えば神楽あるいは棒踊りなどについて調べたり、運動会や敬老会など、学校や地域の行事の機会を捉えて、伝統芸能を発表したりいたしております。これらの学習を通じて、伝統芸能への興味・関心を高めることもできると同時に、ふるさとへの愛着も育んでくれているものと考えております。

**○内村仁子議員** ありがとうございます。棒踊りとか、地域に伝わる郷土芸能、こういうものも非常に大事なことであります。私の地域の大王小学校では、毎年、運動会の際に俵踊りを地域の方が教えて、5年生が運動会で踊っております。先般も地域のふれあいまつりのほうで、親子4代にわたって出ていらっしゃるところが、小さい子供さんまでも練習をしていらっしゃるということで、こういう地域のもの、伝統的なものを残すということは、大変重要な人材づくりにつながっていきますので、これからも、そこのところを学習の中でしていただけたらありがたいと思っております。

私は、11月11日、都城市立笛水小中学校に行きまして。ここは小中一貫校で、全校生徒22人の小さい学校ですが、ここで観世流による家元の指導がなされました。それを鑑賞

に行きました。前日の10日には、家元と、中に入っている方と私と、市長のところに面会に行き、これからの伝統文化についてのお願いということで話してきました。私はざっとして行きましたけれども、その方たちはちゃんと紋付はかまで来られて、びっくりしたところでした。申しわけない感じもしたんですが……。指導された家元から、笛水小中学校の子供さんがすばらしい生徒であったと絶賛の言葉をいただきました。日本一じゃないかという言葉もいただきました。

というのは、中学1年生も一緒に舞ったわけですが、その中学生がぴしゃっと正座して話を聞く、今度は周りの下級生もぴしゃっと正座して話を聞く、そして練習に入る、大きな声で能の謡をしながら踊っていくという、すばらしい情景を私は拝見いたしました。児童生徒22人の小さな学校ですけれども、10人の児童生徒と先生が1人入られて、はかまを着て堂々と舞台上で舞われました。そして、私たちが学校から帰るときは、全員が整列して「ありがとうございました」と頭を下げ、元気よくお礼の言葉を言ってくださいました。そのときの子供たちの目の輝き、笑顔はすばらしいものでした。古典芸能の本物のよさに直接触れる機会があった子供たちは幸せだったなと私は感じたんですが、もっと多くの学校でもこういう事業ができないか。これは文化庁からの事業で、自治体の持ち出しはゼロということでしたので、教育長の答弁をお願いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 古典芸能である能や歌舞伎などに直接触れたり、家元など一流の方々に教えていただいたりする生の触れる体験というのは、子供たちにとって、古典芸能のすばらしさを十分に味わい、大きな感動につながる

本当に貴重な機会となっていると思います。そういう思いを持って、県教育委員会では、先ほど紹介がございましたが、古典芸能などすぐれた文化芸術を子供たちに届ける文化庁主催の事業に、学校から希望をとりまして、それをもとに文化庁に申請し、演奏会とか公演を行っています。

また、教職員とそのOBで組織する宮崎県教職員互助会の協力を得て、子供たちが古典芸能に触れる機会となるスクールコンサートも実施いたしております。これまで多くの学校の子供たちが、これらの事業によって、本物のよさに直接触れる体験をしてきているところであります。今後も、このような事業をうまく活用させていただきながら、古典芸能の本物のよさに直接触れる機会ができるよう努めてまいりたいと考えております。

**○内村仁子議員** 次は、農政問題に移らせていただきます。高齢化、過疎化により、農家の減少が進む中、農地中間管理事業の現状について、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農地中間管理事業につきましては、旧市町村単位を基本に63のモデル地区を設定しまして、地区での話し合い活動を通じた「人・農地プラン」の作成・見直しとあわせ、制度の周知と事業の推進を図っているところであります。本事業では、農地の出し手と受け手の掘り起こしが必要であります。受け手につきましては、7月と10月に借り受け希望者を公募し、10月分については精査中でありまして、合わせて約700名から、4,000ヘクタールほどの応募があったところでございます。また、農地の出し手につきましては、現在、モデル地区を中心に掘り起こしを進めますとともに、受け手とのマッチングを

行っているところでございます。農地中間管理事業の最初の認定は、年内を予定しており、また、12月には3回目の公募を行う計画であるなど、順次手続を進めているところでございます。

**○内村仁子議員** ことしの稲作についても、食用米、飼料米、加工米と、私のうちの田んぼの周りでは、いろいろな米がつくられました。用途によって早く刈り取ったり、遅くまで田に稲が残ったりと、防虫にも大変苦慮しました。何よりも一番困ったのは、ジャンボタニシでした。この繁殖にはすごいものがあって、私は大きいタンクで持ち出しました。飼料米は早く刈り取られます。残ったところに虫がついたら、これがわっと広がる。今度はそれで、防虫、駆除ができないということも実際に出ております。今後、農地中間管理事業についてどのように進められていくのか、お尋ねします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農地中間管理事業の推進に当たりまして、生産の効率化や所得の向上といった農地の集積・集約化の効果を最大限に引き出すためには、経営力のある担い手の確保といった担い手対策や、生産振興品目ごとのゾーニング等による生産対策、さらには、基盤整備事業等を一体的に取り組む必要があります。このため、モデル地区における取り組みを十分検証し、担い手対策、生産対策と結びつけた優良事例の研修会や、事業推進マニュアルの作成・配布等を行うことによりまして、県全域での機運づくりを進め、来年度からの本格実施につなげてまいりたいと考えております。

**○内村仁子議員** 今、ゾーニングという言葉を言っていただきました。これは大変ありがたいことだと思います。つくる作物を決めていくと

いうことで、これにより防虫もできますし、そういうふうに進んでいけたらありがたいなと思っております。

続いて、畜産についてお尋ねします。全共2連覇をなし得た宮崎牛の認知度向上や販路拡大に向け、どのように取り組んでいかれるのか伺います。先般、東京在住の方から、「宮崎牛を食べたいが、どこに行けばいいのかわからない」と言われました。これは宣伝が足りないのではないかと思います。このことについて答弁をお願いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 現在、全共2連覇により得られました「日本一」の称号を活用しながら、関係機関と一体となり、国内外で、宮崎牛の販路拡大に向けたさまざまなプロモーション活動を実施しているところでございます。また、大消費地である東京、大阪、福岡において、PRイベント等を開催いたしますとともに、テレビCM等の広告媒体を活用した認知度向上に取り組んでおります。特に、25年度から東京食肉市場への生体出荷を本格的に実施しておりますが、継続した取り組みによりまして、関東の卸売業者からの宮崎牛の評価も高まってきており、取扱店の増加にもつながってきておりますので、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、引き続き、首都圏での販路拡大等に取り組んでまいりたいと考えております。

**○内村仁子議員** 先月、高千穂町で開催されました県畜産共進会は、屋外でのすばらしいロケーションでの開催をされました。私も前日から行き、出品者の皆さんや関係者の方々との交流も深めることができました。皆さんの意気込みも大変感じましたが、この結果について、県として、今後どのようにしていかれるのか、どう

捉えられたか伺います。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 先月の県畜産共進会は、平成29年開催の第11回全国和牛能力共進会を見据え、肉用種牛の部が昨年度に引き続き開催されたところであります。今回は、高千穂町で初めての開催でありましたが、県内各地から多くの方々が来場され、また、地元自治体やJA等の御協力もあり、大いに盛り上がったところであります。共進会では、開催地である高千穂地区の出品牛がグランドチャンピオンに輝きましたが、他の地域からの出品牛も甲乙つけがたいすばらしい仕上がりであり、各地域の出品に対する取り組み意識の高さと団結力を強く感じますとともに、第11回全国和牛能力共進会に向けた関係者の機運がさらに高まったものと考えております。

**○内村仁子議員** では、平成29年に開催される第11回全国和牛能力共進会に向けて、今後どのような取り組みをされるのか伺います。前回の長崎での共進会には、私は電車を乗り継いで行きました。あの感動を県を挙げて味わうためにも、取り組みをお尋ねいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 第11回全国和牛能力共進会に向けましては、県、全国和牛登録協会宮崎県支部及び関係団体で構成いたします推進協議会を設立し、関係機関が一体となつて、出品対策を進めているところであります。このうち、今年度は、枝肉を審査します肉牛の部に出品する候補牛を作出するため、口蹄疫後に造成した若い種雄牛の中から指定交配する種雄牛を選定し、今月末からは、県内各地の産肉能力のすぐれた繁殖雌牛に指定種雄牛を交配することとしておりまして、出品対策にとって大変重要な年となっております。今後とも、推進協議会を中心に、生産農家を含めたチーム宮崎

として、「日本一の努力と準備」を合い言葉に、しっかりと出品対策を行ってまいりたいと考えております。

**○内村仁子議員** 私は今回、環境農林水産常任委員長として、高千穂の県共進会にも行かせてもらいました。今月の子牛の競り市では高い値がついたと、私の近くの生産農家では大変喜んでおられます。そこで、知事に、全国和牛能力共進会3連覇——15年になるところですが——に向けた意気込みについて伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 5年に一度の全国和牛能力共進会ではありますが、特に<sup>※</sup>3年前の長崎での全共で2連覇を達成できたということは、口蹄疫で大変な思いをした直後だけに、和牛のチャンピオンを決めるということだけにとどまらず、県民に大きな感動と元気を与えてもらったのではないかという思いがしております。それに対して県民栄誉賞の贈呈もあったわけですが、そういう口蹄疫から立ち上がる大きな力となったということ、さらには、「全共2連覇」という称号を前面に出すことによりまして、大都市や海外でのトップセールス、さまざまなプロモーション活動において、宮崎牛の認知度向上、さらには輸出量の増加——昨年は122トンで過去最高の輸出の増加があったわけでありまして——このような実績に結びついていくところがございます。

宮崎牛が今後とも日本一——日本一の和牛ということの世界一であるということは今言いつけておるところであります——こういうチャンピオンブランドとして確固たる地位を築き、特に6年後の東京オリンピック・パラリンピックを考えまして、「日本一」の称号を活用していく上では、全共3連覇を何としても勝ち

取らなければならない、そのような強い覚悟であります。

ただ、今回の宮城県で行われます全共というものが、口蹄疫後の種牛を使わなければならない、大変厳しい条件がありますとともに、長崎と比べても遠距離での開催ということでもありますので、大変厳しい戦いになるのではないかという思いがございます。そういった状況をしっかり関係者と分析した上で、日本一を目指すべく、日本一の準備をしてこれに臨み、3連覇を、総力を結集することによって勝ち取ってまいりたい、そのような決意でございます。

**○内村仁子議員** 今、ありがたい言葉をいただきました。前の長崎での大会、日本一のときのパレードに私も参加させていただき、ここの橋通りをずっと黄色いジャンパーを着て歩きました。沿道にいらっしゃる方から、私たち歩く者に対して「ありがとう」という言葉をいただいたんです。それぐらいみんな宮崎県の方が一緒に喜んでもらったということですので、この感動をまた味わえるように、次の第11回に向けても、ぜひ一致して皆さんで頑張っていたきたいと思っております。

最後になりましたが、都城志布志道路の県施工区間の進捗状況についてお尋ねいたします。この道路については、議会の一般質問のたびにお尋ねしておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 都城志布志道路の県施工区間につきましては、全体延長約8.6キロメートルのうち、五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間約3.2キロメートルを供用しております。残る約5.4キロメートルの区間を、現在、梅北工区、金御岳工区として、整備を進めているところであります。梅

※ 144ページに訂正発言あり



北工区につきましては、地元の皆様の御協力をいただき、集団調印で用地取得が進められたことなどによりまして、平成29年度の供用を目標に、現在、橋梁工事や道路改良工事などを実施しているところであります。また、金御岳工区につきましても、先月、集団調印を実施するなど、順調に用地取得を進めており、今後は、埋蔵文化財調査等を順次実施してまいりまして、早期の工事着手に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。都城志布志道路について、中郷地区の皆さんが集団調印に携わってくださったということには、大変ありがたいと感謝したいと思っています。なかなか集団調印ということは厳しい現状だと思います。しかし、これは中郷地区の皆様のままとりのよさ、この道路に対する思いが大きいと思っております。

今回、都城、曾於市、志布志市の女性で、道づくりを考える都城広域女性の会を立ち上げました。医師会関係、薬剤関係、そして商工会関係、JA関係、多くの女性が集まって、一般の主婦も入りながら、県境を越えての女性の会は初めてであります。一緒に九州地方整備局や国土交通省への陳情を行っております。今回、都城志布志道路早期完成促進民間協議会、これは商工会議所の岡崎会頭が会長になっておられますが、そちらのほうと一緒に、1カ月間で30万人もの署名を集め、陳情いたしております。一年でも早く、一日でも早く、前倒し前倒しで全線開通に向けて、私どもも取り組んでおります。今回、平塚と南横市インターのところは30年完成ということで、ある程度のめどはつけていただきました。あとは直轄の部分が残っておりますけれども、始まってから20年たっており

ます。「生きているうちに」というのが、みんなの要望で、合い言葉でありますので、全線開通に向けた知事の元気ある、ばしっとした意気込みを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 元気に頑張ります。都城志布志道路の重要性について、これまでも事あるごとに、国、また関係者に要望を重ねてきたところでございます。先月、今御紹介がありましたような、早期の全線開通を求める30万人を超える署名を非常に短期間で集めていただいた、地元の皆さんの強い思いと熱い思いを、私も受けとめたところであります。先日も、太田国交大臣、また国土交通省道路局長のところに要望に参りまして、整備に向けて、強くお願いをしてきたところでございます。何としても、「防災の道」「医療の道」、また「経済の道」という意味で、非常に重要な道路であろうかと考えておるところでございますので、引き続き、全体的な公共事業予算の確保をお願いしながら、その中でも優先的な配分を声を上げてまいりたいと考えております。

これまでも、県議会を初め、商工関係団体、その上に道づくりを考える女性の会の皆さんの力強い応援をいただいております。女性の会の皆さんは、本当に、大臣室に入りましても全く遠慮されない、女性パワーで押しまくっていただきますので、大変ありがたいところでございます。先日も、高速道路の開通効果をアピールするということで、日向市でつくられました、黄色いハンカチを持って喜んでおりますというポスターを、女性の会の皆さんが大臣にお見せし、道路局長にお見せして、高速道路の開通をこれだけ喜んでるんだ、そして我々はそれを待ち望んでいるんだということを、強くアピールしていただいたところでござ

います。今後とも、そういう県民の総力を結集して、この道路の早期整備に努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほどの答弁で1点修正させていただきます。長崎での和牛能力共進会、3年前というふうに言ってしまいましたが、2年前の誤りでありました。おわびして訂正させていただきます。

**○内村仁子議員** 今の知事の言葉、大変力強く感じました。都城志布志道路は、南海トラフ巨大地震が起きたときの後方支援として、都城は位置づけられております。志布志から、そして宮崎から、いろんな物資を運ぶ、その後方支援としても位置づけられておりますので、ぜひ何としても一日も早く完成するというごこと、お力添えを賜りたいと思っております。私も何回となく国交省に行って、技監のところなどに行くんですが、私たちが行くと、「宮崎の女性ですな」と言ってもらえるぐらいに顔を覚えていただく、ありがたいところになっておりますので、これからも、私たちが心して頑張っていくたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

地方創生事業では、人口減少が大変心配であり、いかにして人口をふやすかが課題であるということになっております。しかし、片方では、子供を産まない施策も進められている。望まない妊娠のために、中高校生、若い人向けに、避妊のためのパンフレットを2万部つくろうとしておられます。これは、もっと命の大切さを教える教育も必要であり、もっと検討してほしいと思っております。出版することには、それぞれの意味があつての事業だと思っておりますが、公的機関で、これほど過激な言葉を使って、これほど過激な写真を載せて、これほど反

対があるものをつくっていいものか、そこを、これからもぜひ検討していただきたいと思っております。11月30日に決定するわけですから、まだその期間はあると思っております。委員の方の話を聞きながら、ぜひこの内容について検討をお願いしたいと思っております。

また、人口減少・中山間地域の「宝」の情報発信というのが、地方創生の中で出されております。空き家、耕作放棄地等の利用等が掲げられております。しかし、過疎化の原因の一つには、高齢化が進み、近隣の樹木の成長により、それを伐採できない、そして住む人がそこにいなくてよそにいらっしゃれば、その木の陰で生活できない人が周りにいらっしゃるということもわからない。そういうごこと、今まで生まれた土地に住んできた中山間部では、住めない状態が進んでおります。人口増——誰もが住みなれた地域で生活できる環境を整備していきたいというの、きのうからも、おとといからもずっと出されておりますが、この環境整備は創生事業の一つと思っております。これからも、このような声に寄り添う、そして真の地方創生を実現する「みやざき」を目指していただきたいと思っております。

寒くて木が生い茂って家に住めない、ガス・灯油代も物すごくかかる、こういう高齢者が宮崎県の山間地域には多いということも考えていただいて、伐採については、民間の問題ではありますが、そういうごことへの指導が何かできて、みんなが明るいところでの生活ができないか、これも宮崎県の課題かなと感じております。また、これから先、委員会でもこういうものも検討できたらと思っております。

今回もたくさんの質問項目となりました。以上で、私の今議会での一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時0分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の松村悟郎でございます。

一般質問も10名の方が登壇され、折り返し点を過ぎたところでございます。皆さんもお疲れのことと思いますが、おつき合いをよろしくお願ひ申し上げます。

宮崎市のデパートでは、もう50回になるようですが、北海道物産展が開かれています。サケやカニ、イクラなど北海道ならではの食材が販売され、大変な人気で、連日たくさんのお客様でにぎわっております。デパートによりますと、一年中で一番、来客数の多いイベントということで、ブランド力の持つ力を改めて強く感じさせられました。

また、きょうはダンロップフェニックストーナメントの開会日であります。ゴルフマンスもいよいよスタートいたします。世界で活躍する松山英樹選手、石川遼選手など、国内外の一流プレーヤーがこの宮崎に集い、日本中に宮崎でのプレーが発信されます。読売巨人軍などのプロ野球の春のキャンプと並んで、スポーツランドみやざきを強くアピールしてくれるものと思います。冬場でも温暖な気候の宮崎に、ことしもたくさんのゴルフプレーヤーが来県されることを期待しております。

それでは、質問に入ります。

知事の政治姿勢についてであります。

まず、真の地方創生を実現する「みやざきモデル」について質問いたします。人口減少社会の課題や、東京一極集中にあらわれるような都市と地方との格差が著しくなってきました。早急に地方の活力を取り戻す必要があります。そういう意味でも私は、今回提言された地方創生の総合戦略に大いに期待をしているところであります。全国知事会のアンケートによりますと、自治体が柔軟に使える新たな交付金創設を求める意見が多いなど、財源の裏づけ等の今後の制度設計に不安はあるものの、大方は期待を寄せているようです。知事も、人口減少は地方にとって待ったなしの課題として大いに期待すると回答されています。

今回提言された「みやざきモデル」の中で特に私が注目したのは、「地方創生を支えるシステムづくり」に挙げられた、「地域と地域が連携・協力するシステムづくり」であります。都市部、海外の自治体との連携による産業・文化・教育の交流や、都市部の企業と中山間地域とのパートナーシップの推進など、一極集中の東京を飛び越して、地域と地域が連携・協力した活力ある地方づくりが期待できるのではないのでしょうか。そこで、今回、タイムリーにも本県は、川崎市と包括的な基本協定を締結しましたが、今後どのような展開を図っていこうとしているのか、知事にお伺いいたします。

後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

川崎市との協定につきましては、川崎市が公共施設等へ木材利用を推進していきたい、そのような取り組みを考えておられるということ

きっかけとしまして、さまざまな協議を重ね、先般、福田市長にも本県にお越しいただきまして、基本協定を締結したところでありまして、本県に来ていただきましたときに、福田市長には、木の花ドームや綾中学校などを視察していただいたところでありまして、本県の木材利用技術を、世界に誇る最先端技術であると大変高く評価をしていただいたところでありまして、また、思ったほど建設コストもかからないというようなコメントももらえたところでありまして、積極的な今後の利用を期待しておりますところでございます。この協定の内容としましては、木材の利用技術や県産材の活用促進にとどまらず、産業や人づくりの面まで含めた幅広い連携を構築する包括的なものとしたところがございます。

現在、地方創生というものが大きな課題となり、東京一極集中の是正などが叫ばれるところでございますが、私は、都市と地方というものを対立の構図で捉えるのではなく、都市と地方の共生として捉えまして、互いの持つ資源や強みを生かした連携によりまして、新たな相乗効果を発揮できるものと考えております。この川崎市との連携は、宮崎、川崎ということで「崎崎（さきさき）コンビ」、一歩先を行く「先先（さきさき）コンビ」ということを申しておりますが、全国に先駆けた地方創生のモデルとなるよう発展充実をさせてまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

**○松村悟郎議員** 川崎市長に本県の木材利用を高く評価していただいたということで、大変うれしく思っております。これからの連携、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、11月16日の宮崎日日新聞には、「木で宮崎の未来をつくろう」という全面広告が出て

おりました。住宅や家具などの材料として古くから親しまれた木材、特に本県は23年連続日本一の杉素材生産量があり、県産材のさまざまな取り組みが紹介されたものでありました。中でも、大規模建築物への利用など、今後の県産材の新たな活用について期待が膨らむ内容でした。そこで、今回の本県と川崎市との基本協定の中に、「国産木材等を活用した豊かなまちづくり」が掲げられていますが、県としてどのようなことを期待しているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 本県では1日大体12軒ぐらゐの木造住宅が建築されておりますが、一方で、本県の山の杉は1日に80軒分成長、太っております。このような森林資源が充実する中で、県内需要には限りがありますことから、県では、首都圏等大消費地での需要開拓に重点的に取り組んでいるところであります。

このような中で、今回、首都圏にあって木材利用に関心の高い川崎市と本県が、行政間での連携協定を締結し、川崎市からは、大都市における建築ニーズや課題を収集し、本県からは、すぐれた木材利用技術と県産材をセットにして販路の拡大につなげていくこととしております。このことによりまして、今後、民間企業や団体等の相互の連携へと波及し、大都市における木材利用モデルの創出と、県産材の需要拡大が図られるとともに、川崎市の企業と本県中山間地域との間で、森づくりを通じた人的交流等が促進されることを期待しているところでございます。

**○松村悟郎議員** 木材利用に関しては、地方創生「みやざきモデル」の中で、成長産業の育成としてCLT導入の促進が掲げられています。直交集成板、いわゆるCLTは、欧州を中心

に、一般住宅から大規模施設、また10階建てまでの中層集合住宅に利用が急増しているということがあります。我が国でも、ことし、CLTのJAS規格が施行され、製造業者へのJAS認定が進められようとしています。CLTを活用した中層木造建築の法整備も近々なされると聞いております。

そこで、在来工法の建築材として活用されてきた本県の杉材も需要に限界がありましたが、ここに来て、CLTを活用した枠組みパネル工法による木造住宅が普及することで、本県杉材の飛躍的な需要が期待されます。さらに、プレカットやパネルユニット製造など、大きな産業が生まれるものと思います。大径集成材技術など木材技術先進県の宮崎から、CLT産業を発信していただきたい。そして、川崎市から首都圏に販売される日が来ることを大いに期待しております。

次に、地域と地域を連携する取り組みとして、姉妹都市交流があります。例えば、昭和41年に締結された宮崎市と奈良県の橿原市など、定期的な交流がなされていると聞いています。そこで、県内市町村の姉妹都市提携の状況について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長(成合 修君)** 県内市町村の姉妹都市提携につきましては、総務省の調査によりますと、本年4月1日現在、県内の17市町村が、国内、国外合わせまして39の都市などと姉妹都市提携をしております。

**○松村悟郎議員** 県内17市町村が姉妹都市提携ということがございます。姉妹都市提携により交流を推進することは、行政間の相互訪問や教育交流、それぞれの地場製品の販売など、地域が元気になるための一つの方法と考えられますが、県としてはどのように考えているのか、知

事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** まさにそのとおりでありまして、今、県内で行われている姉妹都市提携におきます交流というのは、これまでの歴史ですとか、文化、自然、さまざまなつながり、御縁から、双方の自治体の合意に基づいて自主的に取り組まれているものであります。姉妹都市の提携をきっかけに、例えば、東日本大震災の被災地へ職員を派遣したり、児童生徒が相互訪問したり、相互にお祭り、イベント等に参加をする、また特産品のPRをするというようなことで、それぞれの相乗効果を発揮しながら、活性化に資しているものというふうに考えておるところであります。

**○松村悟郎議員** 姉妹都市交流は、取り組みへの温度差は市町村で多少ありますが、それぞれよく取り組まれていると思います。

私の地元高鍋町は、串間市、山形県米沢市、福岡県朝倉市と提携しており、それぞれ学校間交流や文化祭、産業祭など、人、物の交流を続けています。中でも米沢市とは、ロータリークラブや商工会議所、あるいは民間企業などとも姉妹盟約を締結しています。例えばある畜産企業は、それまでは南九州一円で子牛を購入していましたが、姉妹都市交流をきっかけとして、既に7～8年になりますが、毎年約300頭の子牛を児湯畜連で購入し、米沢牛とは別の、上杉鷹山公にちなんだ「鷹山牛」のブランドを立ち上げておられます。また、それぞれの藩校の歴史を感じさせる、高鍋高校と米沢興譲館高校との学校間交流も始まっています。都農町の産業まつりや道の駅には、沖縄県糸満市や北海道佐呂間町の物産が並んでいます。県内市町村の取り組みにさらに磨きをかけることは、地域と地域の連携で活力を生み出します。県も、このよう

な取り組みの後押しをすることで、県が目指す地方創生の推進になると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

地方創生に関して、もう一問、知事に質問いたします。この「みやざきモデル」の中で、海外と地方を結ぶ交通ネットワークの整備について提言されています。先般、宮崎—香港間の国際定期便が、早ければことしの12月下旬、または来年の2月に就航するというのを聞いておりますが、今後の就航の見通しについて知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 香港線の就航であります。東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」を目指す本県にとって、大きな前進となるものでありまして、現在就航しておりますソウル線、台北線とあわせ、アジアのハブ空港である香港国際空港を通じて、東アジアのみならず、世界に向けた航空ネットワークが一層充実することになると、大変期待をしておるところでございます。この香港線につきましては、本年12月もしくは来年2月の就航を目指していたところではありますが、ライセンス取得時期との関係もありまして、同路線に就航する香港航空から、就航日を来年の3月28日で調整しているとの連絡を受けているところであります。

県では、香港線の就航に当たりまして、香港におきます本県の知名度の向上や香港線の就航に向けた機運の醸成を図るため、来月、現地でのプロモーション活動を行う予定としておるところでございます。この就航が効果を最大限発揮できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 3月28日、ようやくめどが立ったようでございます。就航に向けて準備が

円滑に進むよう、よろしくお願いしておきます。また、関係者の皆様にもしっかりと対応していただきますよう、要望をしておきたいと思っております。

次に、農政問題についてお伺いいたします。

昨年12月、国は、今後の我が国の農林水産政策の基本構想となる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表して、輸出の促進や地産地消の推進などによる国内外の需要拡大、6次産業化の推進による農林水産物の付加価値向上、農地中間管理機構の創設や米政策の見直しなどによる生産現場の強化、日本型直接支払い制度の創設などによる農業の多面的機能の維持・発揮の4つの方向性を示したところであります。この動きに合わせて県も、農業の成長産業化を図る趣旨で「宮崎県農業成長産業化推進会議」を設置し、8回にわたる協議を経て、先日、推進会議から「農業の成長産業化に向けた提言」を受け取ったと伺っております。

私は、地元で、畜産や園芸で規模拡大を進めている農業者の皆さんと接する機会が多いのですが、彼らは、農業技術に加え、企業経営者に通じるような経営者マインドや社会性を持っているように感じております。このようなことから、県が進めようとしている農業を成長産業化していくポイントは、人材であると考えます。そして、第一に、農業経営者一人一人のマネジメント能力の向上を図ること、すぐれた農業経営者を質、量ともにふやさなければならないと思います。また、9月定例議会の環境農林水産常任委員会における委員長報告にも、この点について、「儲かる農業を実現するためには、よいものをつくと同時に、どのように売るか」という経営者の感覚を持つことが大変重要であるため、そのような視点に立った担い手の育成を

丁寧にやっていただきたい」との要望もなされているところであります。

そこでまず、農業成長産業化推進会議の提言を受けて、本県農業の成長産業化をどのように進めようとしているのか、またどのように担い手を育成していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県農業の成長産業化を図っていくためには、JAの品目別部会や農業法人等が組織する産地の生産力や競争力の一層の強化を図る必要があります。このため、JAや法人の垣根を越えて多様なマーケット情報を共有できる仕組みづくりや、契約取引先に対応できる産地組織の強化、産地間の連携の促進等により、マーケットイン型の産地づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、これらの取り組みを進める上では、御指摘のとおり、担い手の育成が大変重要であり、県としましては、産地の核となる担い手が、みずからの経営や産地を分析し、強みや弱み、改善点を把握しながら、それぞれの発展ステージに応じて必要なスキルを習得できるような環境を整備することにより、次世代の農業を担うトップリーダーの育成はもとより、新規就農者の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 次に、成長産業化というイメージや現在の農業経営者の年齢構造などからしても、これからの農業を担う経営体は、大幅な規模拡大と生産性の向上を図る必要があります、その経営をつかさどる農業経営者のマネジメント能力は、従来の生産技術の教育に加え、資金や会計への知識、社会での多くのステークホルダーとの付き合い方など、社会性を持った経営者

教育が必要であると考えます。また、このような農業経営者のマネジメント能力の取得については、これまでのような農業教育や営農指導では対応が難しくなっているのではと思います。そこで、担い手育成の中でも経営感覚を持った経営者を育成することが重要であると思われませんが、その育成の考え方について農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 経営感覚を持った担い手の育成につきましては、それぞれが目指す経営計画や達成すべき戦略を明確にし、実践できるよう、ニーズや付加価値を踏まえた生産・販売、財務分析による的確な投資や資金運用、雇用者の適正配置や、やる気を引き出す労務管理など、いわゆる経営マネジメント能力を高める必要があります。このため、第一線で活躍する実務経験者等から経営者精神やその経営事例について学び、民間企業や金融機関等のノウハウも活用しながら、実践的な研修を展開していくこととしております。また、普及・営農の指導者側につきましても、同様に研修機能を強化し、スキルアップと、より効率的かつ高度な指導体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 人材育成について続けさせていただきます。全国に先駆けて農業経営者育成校の指定を受けた高鍋農業高校に、本年度、農産物の生産から加工・流通・販売・消費に至るまで総合的に学び、農業の6次産業化に向けた人材を育成するフードビジネス科が新設され、先般、待望の販売実習棟が完成いたしました。私もオープン式に参加させていただきましたが、地域の消費者の方もたくさん来店され、私同様、期待されていることを実感いたしました。そこで、この販売実習棟を今後どのように

活用しようとしているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 高鍋農業高等学校の販売実習棟は、去る10月28日にオープニングを迎え、当日、初めての生産物即売会を行い、地元の方々を中心に、県民の皆様方に施設を披露させていただいたところであります。この販売実習活動は、エンドユーザーと生徒が直接接触し、消費者の潜在的なニーズは何かなどをつかむ力等を培うことのできる絶好の機会であり、今後も随時実施してまいりたいと考えております。また、日常の学習では、この施設において消費者の購買意欲を高めるような商品のレイアウトのあり方やラッピングの方法、効果的な店内表示のあり方などの学習を行ってまいります。商品の販売に関連する幅広い知識や技術を習得するために、このような販売会や日ごろの学習活動を有機的に組み合わせさせた指導を行うなど、フードビジネスの担い手の育成のために、この販売実習棟を有効に活用していきたいと考えております。

○松村悟郎議員 地元住民も本当に期待をしております。また、あわせて、この施設を活用して有効な指導をよろしく願っておきます。

フードビジネス科は、本県の農業や地域産業に従事する人材、特に、フードビジネスの展開や、6次産業化を担う人材育成を目的としておりますが、高等学校3年間で、農業の担い手として必要な資質やキャリアをどのようにして高めていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) フードビジネス科では、生産から加工・流通・販売までの一貫した経営を行う攻めの農業について体系的に学ぶことができるよう、従来の農業高等学校で勉強しておりました農業に関する知識・技術の習得に

加え、商業分野の科目である「マーケティング」や「商品開発」などの学習を2年生から、さらに家庭分野の郷土料理や地域の農産物の活用に関する科目である「フードデザイン」の学習を3年生から取り入れることにしております。また、販売実習棟での実習に加え、学校外の店舗等での販売実習、関連企業や施設等への実践的な就業体験を行うことにより、消費者ニーズを先取りするマーケットインの感覚や付加価値を生み出す力を身につけた、経営感覚にすぐれた農業の担い手を育成していくことを目指しております。

○松村悟郎議員 農業高校は、地域農業の生産を担う即戦力として、長年にわたり人材を輩出してきましたが、就学人口が年々少なくなってきたことや、時代とともに農業を目指す子供たちが減少していることなど、農業高校も学校・学科変更を余儀なくされ、単独校としては現在3校という状況にあります。環境保全型農業などの高度な生産技術や加工・販売力など、儲かる農業を担ってもらう人材づくりには、多くの知識や技術の習得が必要であります。基礎的な総合力を身につける高校3年間だけで十分な技術力は発揮できるのでしょうか。農業を生涯の職業として起業していくというマインドを育てる教育機関として、さらにレベルアップする 때가来ていると思います。そこで、農業経営者のプロフェッショナルを育成するためには、農業大学の役割が大事になってきます。高鍋農業高校と農業大学校が今後どのように連携していくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 現在のように産地間競争の激しい中であって、儲かる農業の担い手を育成するためには、先ほど御指摘がありましたように、高校の学習の上にさらに専門性や実



実践力を高める必要があります、農業高校と農業大学の連携は極めて有効であると考えております。そのようなことを踏まえながら、高鍋農業高校と農業大学校両校は、教員の指導力向上や生徒実習の専門性の向上を図ることを目的として連携協定を締結し、実習指導について教員の相互交流を現在行っております。また、両校の教員で組織する「高大連携推進委員会」では、5年間を見通した、より効果的なカリキュラムの作成や、進路指導のあり方などの検討を進めているところでもあります。今後とも、農政水産部と連携を図りながら、両校のこのような取り組みを他の農業高校にも広げていけないかと考えているところであります。

**○松村悟郎議員** 農業高校と農大校5年間の連携プログラム、教育委員会と農政水産部が連携して、プロフェッショナルな人材を育成していただきたいと思っております。

さて、先週の土曜日には高鍋農業高校で、毎年恒例の生産物販売を中心とした「島田祭」が開催されました。10時開場にもかかわらず、食品加工ブースなどでは朝の6時半から並ばれるなど、たくさんの来場者でにぎわうイベントとなりました。私も毎年楽しみにしており、生徒さんたちが一生懸命販売されており、思わずたくさん買ってしまったところでございます。農業高校の生産するジャム、ケチャップなど農産加工品は、地元では大変人気があり、また牛乳は「農高牛乳」として大変親しまれておりました。また、畜産においては、県の和牛能力共進会でグランドチャンピオンをとるなど、競り市場で高い値段で購買されております。

昨日の山下議員の質問の際にも話題に上りましたが、先日開催された、乳牛の質を争うホルスタイン共進会の九州大会に、生産農家にま

じって、都城農業高校、高鍋農業高校の2校から8頭が、宮崎県代表として出場しております。都城農業高校が第3部、第5部の2つの部門で1位となる「名誉賞」、そして高鍋農業高校も第4部の3位となる「優秀賞2席」を獲得するなど、大変優秀な成績をおさめております。このように農業高校はすばらしい製品を出しております。今こそ打って出る農業高校、ブランド力は確かなものがあると思っております。本当に感心したところであります。

最近、完全養殖マグロの商品化の取り組みで、近畿大学が話題をひとり占めしておりますが、大学ブランドの農水産加工品がデパートの専用売り場で販売され、大変な人気を得ていると聞いています。養殖技術や機能性食品など、本来の学術研究の場から、研究の成果を社会に直接フィードバックする取り組みとして、流通から販売まで手がけるようになってきています。また、話題とともに社会からの高い評価もあり、大学の人気度ランキングも上がっています。消費者ニーズをも考えた大学教育の取り組みにもつながり、フードビジネスを担う起業家も多く誕生するのではないのでしょうか。そこで、農業高校で生産される加工品を農業高校ブランドとして全国に向け販売してはどうかと思っておりますが、教育長の考えをお伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 各農業高校では、それぞれの学校が特性を生かした加工品の販売の実習に取り組んでおります。今お話のありましたブランドとしては、例えば高鍋農業高校では酸乳飲料「ラクミ」というのがあり、地域に親しまれております。それぞれ、そういう高校がつくったものは、即売会などで地元の方々に好評をいただいているという状況にあります。また、全国に向けた販売ということでは、昨年度

の例を申し上げますと、東京にある新宿みやぎ館KONNEや福岡のデパートにおいて生徒が直接、県外の消費者に生産物を販売するなど、より多くの方々に農業高校の加工品を知っていただく取り組みを行っております。生徒にとりまして、みずからが生産にかかわった製品を全国の方々に販売し、喜んでいただくという経験は、学習意欲を高め、経営感覚を備えた担い手育成につながるものでありますので、例えばいろんなことを考えてみたい——現在、県内の高校では、業者と一緒に商品が全国ネットに載せるといような取り組みをしている学校もあります。したがって、農業高校でつくった製品を同じように全国へネット販売ができないか、そういう可能性などさまざまな工夫をしていけないか、研究してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** ネット販売というのは大変おもしろい取り組みだと思いますので、実現に向けてぜひ頑張ってくださいと思います。生産から販売まで、農業高校は学ぶ場でもありますけれども、実際に企業として農業高校がどれだけもうかるかというような視点でも販売して、お客様の信頼を得るような教育をするのも一つだと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、環境保全型農業についてお伺いたします。9月15日の宮崎日日新聞に、県においては、化学農薬だけに頼らないで天敵などの利用を組み合わせた病虫害防除技術に、適正な施肥やかん水などの健全な作物をつくるための技術を体系化した総合的な作物管理技術、いわゆる「宮崎方式ICM」を確立し、施設園芸を中心に普及が進んだことで経営が向上する効果が出ているという記事が出ていました。

私は、先般の6月議会の一般質問においても質問しましたが、農業は環境と一体の産業であり、国民や県民の環境に対する関心が高まる中、環境への負荷を低減する農業を確立することが、将来の環境保全への貢献にもつながるとともに、ひいては、食料供給県としての地位を確固たるものにすると考えております。この県が推進する「宮崎方式ICM技術」について、これまでの取り組みと今後の方向性について農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 「宮崎方式ICM」につきましても、環境の保全や安全・安心な農産物の生産につながる本県オリジナルの重要な基本技術として、県内全体に広く普及を図っているところであります。このことにより現在は、キュウリ、ピーマン及びトマトにおいて技術の確立が図られるとともに、生産現場への普及が進みつつあり、化学農薬使用量の低減や、例えばキュウリでは収量が約30%増加するなど、経営の向上につながる事例が見られるようになっております。今後は、コスト低減等のさらなる技術開発に取り組むとともに、露地品目や果樹、花卉等に対象を拡大してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 新聞記事においては、鹿児島県や高知県では、同様の技術を展開しながら、天敵を利用した防除などの環境保全型農業の取り組みを販売面で生かそうという事例が紹介されております。一方、本県では、産地での技術普及に当たって、農家間の取り組みに差があることや、JA系統外の農家への技術普及が進めにくいといった問題も起こっております。このような環境保全型農業の取り組みは、一部の限られた取り組みではなく、本県産農産物において広く普及することでイメージアップにつながる

り、さらにそのことを販売面において消費者へ強くアピールを促すことが大事だと思います。そこで、本県が先進的に確立と導入を進めている「宮崎方式 I C M 技術」を農産物の販売面に利用できないか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県におきましては、本年度からみやざきブランド産地で導入が進みつつあります農業生産工程の記録、点検、評価を行います「宮崎県版 G A P」とともに、「宮崎方式 I C M」を産地全体へ確実に普及し、生産拡大を図ることとしております。この2つを組み合わせた取り組みによりまして、宮崎県で安全・安心な農産物が生産されていることを流通業者や消費者に広く P R していくことで——その P R 方法につきましては今後検討してまいりますけれども——将来的には本県農産物の有利販売につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 この I C M 技術は、宮崎県は全国より一歩も二歩も先に進んでいる技術を持っている県だというふうにお伺いしております。これをどうやって消費者に意識づけしていくか、それがどうやって農家にフィードバックできるかということでございますので、どうぞ P R のほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、観光農園についてであります。観光農園の取り組みは、私が子供のころにも体験しておりますので、随分歴史があるものと思います。生産される農家が直接、農場で収穫を体験してもらい、販売するフードビジネスの先駆けとも言える取り組みです。県内では、小林や児湯地域などで、ナシやブドウなどの観光農園が盛んだと思いますが、フードビジネスの中で、

農家所得のアップにも貢献すると思われるこの取り組みについて、本県での広がりはどのようになっているのか、その現状について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 観光農園は、生産から販売、場合によっては加工まで総合的に取り組む、まさに6次産業化の取り組みであり、御質問にありましたとおり、農家所得の向上はもとより、観光など他産業への波及効果や地域の雇用拡大につながることから、フードビジネスを推進する上でも大変重要な取り組みであると考えております。本県の観光農園の状況につきましては、西諸県地域や児湯地域を中心に、ナシやブドウ、イチゴやブルーベリーといった品目で80経営体ほどが取り組みを行っておりまして、その販売額は平成24年度で3億3,600万円と徐々に増加しております。

○松村悟郎議員 数年前からライチの栽培を始めた地元の農家から相談を受けました。栽培も軌道に乗り、県内のスーパーや一部通信販売による取引も広がってきており、次は観光農園としてフードビジネスを拡大したいとのことでありました。そこで、儲かる農業の一つとしてこの観光農園を広げてもらいたいとは思っておりますが、今後、県としてはどのような取り組みを行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 観光農園につきましては、そのメリットとして、生産者と消費者がじかに接することによりの確に消費者ニーズが把握できること、みずから価格設定が可能であること、さらには収穫の手間や出荷経費の一部が軽減できることなどがございます。しかしながら一方で、多角経営に対応できる管理能力が求められることに加えまして、栽培管理

と接客が重なる繁忙期の労働力確保、集客対策といった観光農園ならではの課題もございます。

県といたしましては、農業改良普及センターや6次産業化サポートセンターを中心に、観光農園に取り組む、あるいは取り組もうとする農業者に対しまして、経営管理能力の向上やPRの手法について研修やアドバイスを行うとともに、農産物の直売や加工販売等の取り組みとあわせて、6次産業化に向けた支援を実施してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、高騰が続く重油価格に左右されない農業経営を目指す施設園芸農家の木質ペレット暖房機の導入についてであります。燃料費高騰対策の一つとして、県も導入時の農家負担を3分の1にする補助事業を開始し、日本一となる500台の導入を目指していますが、さらに導入を促進するためには、高価な木質ペレット暖房機に課題があると思います。そこで、県内の幾つかのメーカーで開発が進められていると聞いておりますが、木質ペレット暖房機の低価格化への取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 木質ペレット暖房機につきましては、その価格が10アール規模のもので重油暖房機の約3倍の360万円程度となっており、低価格化が今後普及を図っていく上での課題であると認識しております。このため県では、県内の暖房機開発企業で構成されている「宮崎県木質バイオマス暖房機普及促進協議会」に対し、暖房効率が高く、より低価格な暖房機の開発を依頼したところであります。当協議会を構成する3社におきましては、本体価格200万円台を目標に開発を進めておりまして、現在、施設園芸の現場において実証試験が行わ

れているところであります。

○松村悟郎議員 県の事業を活用して木質ペレット暖房機を導入した、都農町のトマト農家を訪ねました。燃料代が明らかに安くなり、価格に振り回される重油と違い、ペレット代は年間を通して変わらず、経営を組み立てやすいこと、また灰出し等の暖房機の管理もさほど手間がかからないことなど、導入の効果について話を伺いました。一方、あるトマト農家では、木質ペレット暖房機は高価で手間がかかるものと思ひ込み、取りかえ時期に来た暖房機を使いなれた重油暖房機にする予定との話も聞きました。その農家に初期導入の補助制度やランニングコストのことなどを話すと、ペレット暖房機に興味を持っていただきました。暖房機の更新期を迎えた農家はたくさんいらっしゃいます。積極的にペレット暖房機導入による燃油対策を勉強している農家は別として、ほとんどの農家は、導入のメリットを深く理解されていないのではないかと感じました。そこで、施設園芸農家にどのようにきめ細やかな周知を行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 木質ペレット暖房機の導入を促進するため、県ではこれまで、各種研修会や現地検討会等を行うとともに、先日、宮崎市で開催された日本施設園芸協会主催の「施設園芸新技術セミナー」において、木質ペレット暖房機を導入している生産者の事例発表や、開発された低価格暖房機の展示を行うなど、周知に努めてきたところであります。今後、導入を一層促進するために、市町村、JA等の広報紙を活用して情報提供を行うとともに、地域の生産者部会等が現地実証中の低価格暖房機を見学する研修会などを開催し、これらの機会を捉えて、補助事業などのきめ細

やかな情報を的確に提供してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 同じく都農町で建設が進む木質ペレット燃料製造工場は、来年の2月ぐらいには試験生産ができる予定です。ただ、同時期に、地域内にバイオマス発電施設も稼働することから、ペレット製造メーカーでも、原材料の確保や価格の上昇を大変心配されています。農家でも、今後、ペレット価格の値上げを心配され、ペレットを少しでも安く使える環境を整えてほしいと話をしておられました。そこで、木質バイオマス発電の進出などにより未利用材の需要が高まる中、農業用暖房機向けの木質ペレット原料の安定供給に向けた取り組みについて、県の考えを環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 木質ペレットの原料につきましては、木質バイオマス発電の燃料とのすみ分けをしながら、安価な原料を安定的に供給していくことが必要であり、具体的には、高い売電価格が見込めない木材や製材工場のおが粉や製材端材などが原料として使えるものと考えております。このため県では、ペレット製造業者と製材工場の間で安定供給協定を締結させるなど、その連携を進めるとともに、ペレット製造業者などが直接、林地残材を集荷する取り組みに対しまして、支援を行っているところであります。今後とも、地域地域の原木供給体制の実情を踏まえながら、個別具体的な対策を講じ、農家の方々が安心してペレット暖房機の導入が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 木質ペレット暖房機の普及に当たっては、施設園芸農家に本当に理解していただくということがまず第一でございます。そ

して、何よりも長く安く安定した供給をしていくことが大事だと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、土砂災害についてお伺いいたします。

今月の9日、地元高鍋町の水除地区で、日南市鶴戸に次いで夜間津波訓練が行われました。日曜日の夕方から訓練に参加していただきました稲用副知事には感謝申し上げます。ありがとうございました。一般質問初日に河野議員から質問がございましたので、副知事への答弁は求めておりません。

この夜間訓練は、防災士ネットワークなどボランティアの皆さんの協力もあり、大変有意義な訓練ができたと思います。真っ暗な夜道を懐中電灯の明かりのみで避難する難しさを体験し、いろいろな課題を確認することができたのではないのでしょうか。私も20分かけて、最も近い海拔40メートルの高台まで避難をいたしました。道の狭さや障害物の多さ、路肩、斜面の崖崩れの危険など、豪雨災害だけではなくて、地震による土砂災害の危険性を改めて感じたところであります。

さて、ことし8月、広島で発生した土砂災害により甚大な被害が出たことは、記憶に新しいところであります。全国的に、これまで経験したことがないような集中豪雨が発生する中、本県においても同様の災害が起こるおそれもあります。そこで、特に急傾斜地崩壊危険箇所の整備は大変重要だと思いますが、その整備状況について県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 土砂災害危険箇所には、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の3種類がございまして、このうち急傾斜地崩壊危険箇所の整備率は、平成26年3月末現在で28.7%であります。

○松村悟郎議員 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」ができたのは昭和44年、既に45年が経過しようとしております。崩壊を防止するため、擁壁や排水施設などの崩壊防止施設の整備というのが求められています。今お聞きした答弁によりますと、整備率はまだ3割未満ということでございますけれども、このような長期間、なぜ整備がおくれているのか、今後の取り組みについて県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 急傾斜地の崩壊から住民の生命を守るためには、施設の整備を着実に進めていくことが重要でございます。このため、今回、土砂災害防止法が改正されたわけでございますが、今回の改正によりまして、住民が危険な箇所をより早く知ることができ、土砂災害に対する住民の危険意識が高まり、土砂災害の区域指定が加速するものと考えております。県としましては、法改正の趣旨を住民に十分周知しまして、理解を得ながら、市町村、国ともさらに連携を図り、ハード・ソフト両面から、総合的な土砂災害対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、先般の広島県の土砂災害は、土砂災害防止法に基づく区域指定がおくれていたことが、被害を大きくした原因の一つであると言われております。改めて、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定の目的について、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 土砂災害の区域指定は、土砂災害から住民の生命を守ることを目的として、県が行っております。具体的には、まず土砂災害のおそれのある区域につきまして、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定することにより、市町村は早期避

難のための体制を整備することになります。さらに、土砂災害警戒区域のうち、住民の生命に危害が生じるおそれのある区域につきましては、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定し、住宅等の立地を目的とした開発行為等は制限されることになります。

○松村悟郎議員 広島の災害では、転居して数日という方も犠牲になっておられます。また、自分の住んでいるところが土砂災害が起こるような危険な箇所とは知らなかったという住民もいたと聞いております。土砂災害警戒区域等の指定は、住民の円滑な避難に有効な手段であるということですが、その情報をどうやって周知するのか、土地、建物など不動産取引の際に重要事項として明記し、説明していくことも重要だと考えます。本県における土砂災害警戒区域の指定状況について、またどのように住民に周知していくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 本県には、土砂災害危険箇所は1万1,826カ所ありまして、このうち土砂災害警戒区域につきましては、平成26年8月末現在で2,876カ所を指定しており、その指定率は24.3%、全国で39番目となっております。また、指定された区域につきましては、県庁のホームページで公開しておりまして、市町村や土木事務所などにおいても図面等で確認することができます。なお、不動産業者は、宅地または建物の売買等に当たって、物件が区域内にある場合には説明を行うことが義務づけられております。

○松村悟郎議員 時間も来たようでございますので、飛ばして最後に、このような状況を踏まえて、警戒区域の指定を促進するために改正土砂災害防止法が成立いたしました。本県も急傾

斜地崩壊危険箇所のハード整備とあわせて、警戒区域の指定についても急がなければなりません。「災害は待たなし」とよく言われますが、まさにハード、ソフト両面から備えが重要であります。知事の言われる常在危機であります。法改正を機にさらに対策を徹底していただきますようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○押川修一郎副議長 次は、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の清山知憲です。

知事選挙まで2週間となりました。この間の10日前の日曜日は、知事と自民党国会議員で山形屋前で街頭演説会を行い、私もお手伝いいたしました。そばを行き交う人々に対して、知事が恥じらいながら小さく手を振っておられた姿がとても印象的でした。街宣車の上立つのは初めてだとおっしゃっていましたが、この4年に一度の選挙というのは、直接、大勢の県民の皆さんと触れ合うことのできる貴重な機会だと思います。ぜひ、どンドン表に出て行って、大勢の県民の皆さんが今どう感じておられるのか、広く酌み取っていただきたいと思っております。

知事は2期目に向けて政策提案というものを示しました。その中で、「くらしの豊かさ日本一」を築いていくとし、お金にかえられないものを大切にする、宮崎らしい真に豊かな暮らしを実現すると書いてあります。対外的に県のよいところをとりわけ発信していくのはよいことだと思うのですが、一方で、知事がよしとする豊かさをどうしても感じるできない県民も大勢いらっしゃることは、忘れてはならないと思います。

例えば県内での生活保護者の世帯数は、平

成20年度1万75世帯から平成25年度は1万3,482世帯、高齢者世帯と、働くことのできるその他世帯の増加傾向が見てとれるんですけれども。ほか、県内の身体障がい者の数は、平成18年度5万9,715人から平成25年度6万5,848人、特別支援や通級指導を要する何らかの障がい、いろんなものを背負った子供の数というのは、平成18年2,209人から平成26年には3,877人と、少子化にもかかわらず1,500人以上ふえております。いずれも、新しい豊かさの前に、さまざまな課題に直面している県民の姿を示しておられます。しかしながら、知事は政策提案の中で、こういった高齢者介護、障がい者福祉、児童福祉という面では、ほかの分野と比較して、ほんの少ししか触れられていないように見受けられます。また、目新しい施策も特に拝見することはできません。新しい豊かさを唱える前に、こうした切実な課題に直面している県民の皆様のために、こういった分野においてどういう施策に取り組んでいかれるのかお伺いし、以下、質問者席よりお伺いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

政策提案についてであります。先日の街頭演説に関しましては、いろんな御指導をありがとうございました。後で写真を見てみましたら、清山県議の手の挙げ方と私の手の挙げ方が全然違うことに気がついて、一政治家として、またさまざまなことを勉強しておるわけでございます。この政策提案は、政治家河野俊嗣として、県民の皆様と一緒にどのような宮崎を目指していこうかといった、私が思い描く政治理念や県政運営の基本姿勢、そして今後取り組むべき政策など、私の考えを広く知っていただくた

めに作成したものであります。限られたページ数の中で、総花的にならず、いかにめり張りを付けるかに腐心したところであります。御指摘のありました高齢者介護、障がい者福祉等につきましては、改めて申し上げるまでもなく、いずれも重要な課題というふうに考えておるところでございます。

政策提案におきまして、宮崎の目指すべき社会像として示しました「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を築くためにも、女性や高齢者、障がい者の方を含め、あらゆる方が生き生きと生活し、活動していくことが極めて重要であると考えております。このため、引き続き、高齢者福祉計画や障がい者計画に基づく施策をしっかりと推進するとともに、子供の貧困問題に対しましては、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、新たに県の計画を策定し、総合的に施策を展開してまいりたいというふうに考えておりますし、産業振興策全般はこういった貧困問題についても資するものというふうに考えて、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上であります。〔降壇〕

**○清山知憲議員** ちょっと厳しいことを申し上げるかもしれませんが、介護や福祉という分野では、知事の行動からも姿勢がなかなか見えてこない部分があります。例えば、知事は4年間の任期中、海外も含めて本当にさまざまなお出かけになられたと思いますけれども、こういう介護や福祉の分野でどれほど見ておられるかという、平成23年と25年に福祉施設を訪問されておりますけれども、大体それぐらいで、ほかは、放課後児童クラブを1日訪問されておりますけれども、やはり知事が呼ばれるところは、式典とかいろいろ物事がうまく回っているところが中心になりがちです。ぜひ、知事

みずからが強い問題意識を持って、見に行かれては困るようなところも積極的に、知事からこういうところを見ていきたいというようなことで、病や障がいや生活苦を抱えた方々の姿も見ていただきたいと思うのですが、その点について一つ確認をお願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今御指摘がありましたのは、恐らく公務として整理された訪問の状況かというふうに思っております。政務の活動の中でも、さまざまな福祉施設等の訪問も行い、また個別に意見交換なども行っておるところでございますが、御指摘も踏まえ、しっかりとその辺についても、現場主義というものが私の基本姿勢でありますので、徹底をしてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** よろしく申し上げます。

次に、政策提案の中で新しい施策を打ち出しておられるので、ちょっと触れたいと思うんです。人財育成の中で、海外留学制度を創設してグローバル人財を育成していくなど書いてあります。隣の熊本県でも、海外チャレンジ塾というようなことをやっておりますが、知事はどういう具体的な像を描いておられるのか、教えてください。

**○知事（河野俊嗣君）** 具体的な制度設計はこれからということですが、人づくりというものが、地域づくり、県づくりに極めて重要なものということで、これまでも人財づくりを掲げて取り組んできたところでございます。特に、今、グローバル人財ということに関しましては、置県130年の記念式典のときに、高校生にプレゼンをしていただきましたが、外務省の井ノ上さんの例を引きながら、海外に飛躍していく、そのような県民を支援する県政に対する要望もあつたところでございます。これまでの



先人のそういったいろんな活動を考えるに当たり、本県は伊東マンショという例もあるわけでございます。海外に開かれた人財、グローバル人財を築いていくこと、育てていくことは大変重要ではないかという思いのもとに掲げておるところでございます。英語を中心とした会話力の強化や国際的なセンスを磨くということで、県内大学との連携ということも考えられますし、海外留学制度の創設といったところも今後検討してまいりたい、そのように考えております。

**○清山知憲議員** 続いて、産業人財の育成ということで、みやざきビジネスアカデミーを創設したいと書いてありますけれども、これも高知県なんかは土佐MBA、土佐まるごとビジネスアカデミーというような取り組みがありますが、具体的に教えていただければと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 高知のそういう事例も参考にさせていただいたところがございますが、本県の場合はフードビジネスを現在取り組んでいる中で、多くの企業や事業家の方々から、中小企業において経営戦略を練る人材でありますとか、企業創業をする人材、また新たな販路開拓を行う人材を育成する必要があるという現場の声をいただいたところでもあります。これを生かしながら、現在、フードビジネスの分野におきまして、経営の初心者や若手経営者のスキルアップ、事業承継など、企業の成長段階などに応じた経営マネジメントでありますとか、国内外の大規模市場をターゲットとした実践的な販路開拓、また商品やおもてなしのブラッシュアップという3つの分野で構成する人材育成プログラムに取り組んでいるところでありまして、こういったプログラムを拡大発展させていくことにより、全般的なビジネスアカデ

ミーということでの展開を図ることができないか、そのような思いで提案したところであります。

**○清山知憲議員** 我が県は経済学部を持つ大学もないし、もちろん、社会人が経営学を学ぶような経営大学院のようなところもありませんから、ぜひ、フードビジネスに限らず、本格的なMBAコースに迫るような人材育成の場にしていただきたいと、期待を込めてお願い申し上げます。

次に、知事の政治姿勢として、一昨日、追加で提案された議案についてお伺いします。実は、人事委員会委員長にもお伺いしたかったんですけども、これは通告締め切り後に追加提案された議案でしたので、質問することができませんでした。総務部長にお伺いしますが、今回の議案は、職員の給与改定に伴う補正予算案と関係条例の改正ということですが、給与改定の内容について教えてください。

**○総務部長(成合 修君)** 今回の給与改定の内容についてであります。一般職につきましては、ことしの人事委員会勧告等を踏まえまして、給与等の月例給を平均0.24%、特別給を0.15月、ことしの4月にさかのぼって引き上げるものであります。具体的には、給料表について、若年層に重点を置いた引き上げを行うとともに、医師及び歯科医師に支給されます初任給調整手当及び交通用具使用者に係る通勤手当について、それぞれ引き上げ改定をするものであります。また、勤勉手当の支給月数につきまして、0.15月引き上げるものであります。

次に、特別職につきましては、国の指定職や特別職の改定状況を踏まえまして、期末手当の支給月数を、一般職と同様に0.15月引き上げるものであります。

○**清山知憲議員** 知事へお伺いしますが、この2年間、株高や円安といった恩恵は、主に大きな企業とか都市部においてはありましたけれども、地方においては、物価高なんかもあって、なかなか厳しい状況が続いています。また一方で、我が県の財政課からも毎年口酸っぱく、我が県の財政は厳しいというメッセージが発せられている中で、今回、我々議員も含めた公務員の給与や期末手当を引き上げるに当たって、「人事委員会勧告がございましたので」の一言では、説明としては不十分かなと感じるんですけども、知事としての今回の思いをお伺いいたします。

○**知事（河野俊嗣君）** 国も地方の職員の給与にしても、恣意的に上げ下げするというものではございませんで、制度的な説明になりますが、県職員の給与については、地方公務員法によりまして、県内の民間給与の状況や、国、他の地方公共団体の状況等を考慮して定めることとなっております。

このたび人事委員会が、ことし4月の県内民間給与の実態について調査を行いました結果、県職員の給与が民間の給与を下回っていることから、この較差を解消するために4月にさかのぼって引き上げ改定を行う、こういう人事委員会の勧告が出されたところであります。私としましては、この勧告を受け、国の改定や他県の状況、給与改定による影響なども総合的に考慮しまして、勧告どおり県職員の給与を引き上げることが判断したところでございます。

また、今回の給与改定に当たりまして、議会や県民の皆様、どの程度の予算が必要なのかということをお知らせする観点から、条例の改正案とあわせて、補正予算案についてもお諮りをしているところであります。今後とも、県職

員の給与につきましては、県民の皆様の理解と納得が得られるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** ありがとうございます。この議案に関しては、後にも総務政策常任委員会等で審議がされることと思いますので、次に地方創生のことについてお伺いいたします。

地方創生の主眼は、人口減少社会、東京一極集中という極点社会を是正することにあると思いますけれども、今回、宮崎が提案した「みやぎモデル」においても、県内の出生率を上げる自然増対策と、人口流出を食い止める社会増対策の2つが大きく挙げられると思うんです。社会増対策のメインである、今回示されている県内の農林水産業を核とした成長産業の育成、中小企業の育成、観光産業の再生といった5本の柱による産業政策が示されております。いずれも、従来の政策の中で社会増対策になるようなものをまとめたような印象が否めないんですけども、今回、こういう政策をつくるに当たっての根拠について、できるだけ詳しく総合政策部長にお伺いしたいと思います。

○**総合政策部長（橋本憲次郎君）** 本県は、若年層の県外流出が顕著でございまして、大学等への進学というのが一つの要因ですけれども、もう一つは、高校卒業時の就職に伴う流出が特に大きな要因になっているというふうに考えております。すなわち進学と、その先にある就職、やはり雇用の確保というのが大事だという認識が大前提でございまして。

平成25年度の学校基本調査によりますと、本県の高校卒業生の就職者は3,356名いらっしゃいますが、その約4割に当たる1,351人が県外に就職しているという状況でございまして。県外就職先の産業別の内訳を見ますと、さまざまでござ

いまして、製造業が35%で最も多く、宿泊・飲料サービス業、また公務員というのが10%台、以下、建設業、卸売・小売業等というような形で、この仕事というような特化した形は、特に見受けられないところでございます。

一方で、こうした若年層の流出を抑えるためには、雇用の場の創出が不可欠という観点に立ちまして、本県が他地域に対して強みを持つ食品加工業を含むフードビジネス等の成長産業化、また企業立地の推進、観光の振興に従来から努めてきたところでございます。今後とも、魅力ある雇用の場を創出するため、県外在住の本県出身者や関係者等から広く意見をいただきながら、産業振興策に反映させてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** なかなか答弁では言い尽くせないかもしれませんが、もうちょっといろいろ根拠とかデータというものが欲しいところです。今お示しになったのは、とりあえず高卒で県外に就職された方々の動向ということですけれども、大学を卒業してUターンしてくる20代の若者というものも大きなボリュームとして存在している。

まずは、社会増対策として雇用をつくることの根拠としては、東京と各地域での有効求人倍率の差が、今まで歴史的に各地域での若者の人口流出と高い相関関係を示していたので、やはり有効求人倍率を高めていく、雇用をつくっていくことが大事だろうということは、大体コンセンサスがあると思うんです。では、雇用だったら何でもいいのかという点で、やはりもうちょっと詰めていかなければいけない点があると思うんですね。例えば、県内では各地域によって、小林市の場合は有効求人倍率が1.33、都城市は1.27と高く、宮崎市は0.86と比較的

低いんですけれども、実際に若年層の人口動態は求人倍率に引きつけられて動いているかというと、必ずしもそうではないところがあると思います。

また、日本経済研究所というところが2011年に作成したレポートによると、宮崎や延岡、都城といった各都市、ダムとなるような中枢拠点都市、そうしたところの産業構造というのは結構違って、宮崎市の場合は、サービス業や運輸・通信業、販売・小売業に特化係数が高く、それらのシェアも高い。都城市では、農業や製造業への特化係数が高いけれども、シェアとしてはサービス業が断トツ。延岡市は、水産、製造、建設、エネルギー関連の特化係数が高いというふうに、それぞれ特徴があります。

結局、それぞれの地域で適切な産業政策が必要でしょうし、また、どういった産業を伸ばす必要があるか、どういった雇用を用意すれば若者の人口流出を食い止めるのに最適なものなのかということ、戦略的に細かく詰めていく必要があると思うんです。そう考えると、「みやざきモデル」で本当に適切に対処できるのか、疑問を感じるところがあるんですけれども、この点について知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 宮崎県内だけをとってみましても、今言われたように、3大都市で、それぞれ産業構造なり得意分野といいますか、特徴が違うというのは御指摘のとおりでありまして、まさにその特性を生かして、それぞれの地域ごとに地方創生の取り組みを進めていこうというのが、今の課題であろうかというふうに考えております。

本県におきましては、平成23年に人口減少というものを大きな問題と捉えて総合計画を定め、さまざまな取り組みを進めてきたわけで

ございますが、今、新たな成長に向けてのフードビジネスでありますとか東九州メディカルバレー構想は、やはりそれぞれの地域の産業集積なり得意分野を生かして、雇用なり産業集積を図っていかうという取り組みであるというふうにご考えておるところでございます。こうした各地域の特色と強みを生かした産業振興に、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 知事にもう一つ確認させていただきましても、私が疑問を抱くのは、施策の根拠がいま一つ曖昧なところがあるからで、まとまりとしてはきれいに見えるんですけども、本当にこれで強い説得力を持って政府の心をつかむことができるかということ、そこはどうだろうか。先ほど総合政策部長も、若い人たちの意見をいろいろと聞いていくというふうに言われましたが、その点についてちょっと確認したいんですけども、知事も今おっしゃったように、強みを生かして、特性を生かしてそこを伸ばしていくのが本当に必要な戦略なのか、それとも流出している若年層の人たちのデータをとって、それを根拠として産業政策をつくっていくのか、それは結構発想が違うと思うんですね。そもそも社会増対策として、若年層が流出超過になっているような原因として、雇用情勢面で、しっかりとした事実と明確な論理によって、その原因はこれだからこういう解決策があるということが示されるのであって、病気の診断も正しくなされなければ治療法が生まれないように、そこをもっと詰めていく必要があると思うんです。

宮崎の場合は、県外に出ようとしている若者がどういう雇用を求めているのか、もしくは県外に一旦出て行って東京にいる若者が、どうい

う雇用、そして雇用環境を求めているのかというニーズをきちんと把握しなければいけないし、その把握なしで県側から一方的に、こういった雇用がいいだろう、こういう産業がいいだろうというふうに伸ばしていくというのでは、ともすると、非常にこちら側のエゴというか、マーケティングで言えばプロダクトアウトな発想に陥りがちだと感じるんですね。

例えば新潟県の場合は、Uターン、Iターンする人たちの、彼らが好む雇用環境というものを綿密に調査していますし、東京にいてUターン、Iターンを検討している人たちが何を考えているのかということ、結構大規模に調査されているんです。その中のたった1つですが、細かく挙げると、例えばIターンをする人たちはその多くが、44%が農林水産業といった産業に就業されていく。しかし、若者を中心としたUターン者は、農林水産業は低くて8.8%ぐらい、そのかわり、小売販売業とか情報通信業、金融・保険業といったほかの業種が上位に上がってくる。

我が県においても昨年11月に、「みやざきわけもんフォーラム」というところで、Uターン、Iターンをしてきた若者40人程度にアンケートをとって、そこでどういうことを考えてきたのか、そしてどう感じているのかというのをまとめたものがあります。私も、そういうところが参考になることがあったんですが、やはり机上でいろいろあれこれ論じるんじゃなくて、論より証拠で、今後施策を考えるのであれば、そういう動いている層の、若年層の考えというものを定性的、定量的にきちんと把握していくことが必要なんじゃないかと思うんです。知事の考えをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 何をもってそういう調

査を県がやっていないというふうにおっしゃるのかというのはわかりませんが、県におきまして、今、Iターン、Uターン等で帰ってこられる移住者などは、例えば本県であれば他県と違う特徴としては、サーフィンですとか、炭焼きだとか、農林業、そういったものを志向して来られている方が多いというところは把握する中で、そういった魅力をアピールしていくことは重要ではないかということ、移住政策の中では力を入れていこうかというふうに考えておるところでございます。

また、産業政策を行うに当たりまして、確かに、都市部の方々は何を求めて出て行かれるのか、その意向調査は大変重要であろうかというふうに考えております。この地方創生という取り組み、もしくは人口減少対策というのは、決してミニ東京とかミニ都市を地方につくっていくものではないのではないかというふうに思う中で、我々としては、自分たちの強みを生かしていくことが、地域の地域間競争力をつけることという思いのもとに、本県の強みである農林水産業を生かしたフードビジネスでありますとか、医療機器、また研究機関の集積を生かしたメディカルバレー、さらにはバイオマスとか太陽光を生かした再生可能エネルギーの取り組みなどに力を入れておるところでございます。御指摘も踏まえて、さまざまな形でのマーケティング調査といいますか、そういう意識調査も大変重要なことだろうというふうに考えておりますので、私どものそういう思いというものをしっかりぶつける一方で、またそういう声にも耳を傾けてまいりたい、そのように考えております。

○清山知憲議員 全然、ミニ東京を目指せと言っているわけじゃないんですよ。もし、実際

に動いている若年層の人たちの状況を定性的、定量的に把握している資料が宮崎県でもあれば、後でお見せいただきたいと思うんですけども。ぜひ、その点の取り組みも、今後、地方創生の取り組みはまだまだこれからだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問は、直接的に社会増対策になるかわかりませんが、宮崎県のオリジナリティーを出して今後経済成長を考える上でも、国際戦略というのは私は重要じゃないかと考えますので、お尋ねいたします。現在の東アジア経済交流戦略というのは、主にアジアでいかに宮崎県のもの売っていくか、そしてアジアから宮崎に来る人たちが一時的にどうお金を落としていくかという発想が主なものですが、そうではなくて、外国人の方々が実際に県内で定住して生活して働いて、しかも個人の観光客の方でも自由に動いていただいて、不便なく宮崎でおもてなしを受けるといった県内環境の整備というのも、非常に重要じゃないかと考えております。

細かい話、県内を見て回っても、多言語表記が進んでいるのは観光スポットだけであって、もし日本語が全くできない外国人が来て、こういう県庁みたいな役所とか、飲食店、ホテル・旅館、公共交通機関、医療機関、いろんなところを回って対応ができるかということ、なかなか難しいと思うんです。また、引っ込み思案な県民性もあるのか、日本語が全くしゃべれない外国人に対して、きちんとおもてなしができていくのかということにも、私はやや不安を感じるところでありますけれども、外国人を呼び込んで一緒に暮らすなり、仕事をするなり、もしくは投資を呼び込むなり、そうした面での国際戦略を打ち立てるべきではないかと考えます

が、いかがでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** まさに御指摘のとおりであるというふうに思っております。そのような思いで取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、私が宮崎に来て感じましたのは、外国人の姿が少ないということであります。留学生にしても、企業で働く人にしても、九州全体の中で見てみましても、少ない状況であろうかというふうに考えておるところでございます。昨日発表されましたが、海外からの観光客が、この時点でことしは1,000万人を超えたというような状況で、6年後の東京オリンピック・パラリンピック等を見据えながら、さらなる観光誘客に取り組む中で、本県としてもしっかりそれに取り組んでまいりたいということで、おもてなしプロジェクトの中に、今御指摘がありました、多言語表記でありますとか、外国語でのおもてなしの体制、さらには外国人の方が必要とされているWi-Fi環境の整備、そういったものに力を入れてまいりたいと考えておるところであります。

また、今御指摘がありましたように、当面、本県がいろんな事務所を置いている東アジア等を念頭に、国際戦略というものを進めてきたところでございますが、今後は、東アジアに限ることなく、ASEAN、さらにはイスラム圏、EU等も含めて広い視野で捉えるべきではないかという認識のもとに、「みやざきグローバル戦略」を策定し、世界を視野に——あっちにもこっちにもということではないんですが——重点的な戦略をもって、幅広く国際交流または海外からの観光客の受け入れ等に取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今、商工観光が先んじていますけれども、ぜひグローバル戦略を、県内環境

の整備という視点でも進めていただきたいと考えております。

次に、自然増対策として、福祉保健部長へお伺いいたします。元総務大臣の増田氏はその著書、「地方消滅」という本の中で、正確な妊娠に関する知識の定着というものは絶対に必要だというふうに述べておられますが、まさにそのとおりだと思います。年齢を重ねるほどに妊娠可能性が徐々に低くなることや、中絶や性感染症を繰り返すことによって妊娠できない体になってしまうということを、きちんと理解しておく必要がありますが、残念ながら、日本の男女の妊娠に関する知識水準というのは極めて低いというのが現状です。

平成23年にイギリスのカーディフ大学というところが実施した、国際的な妊娠に関する知識水準をはかる調査によると、18カ国中、日本人の男性は下から3番目の16位、女性は最下位のトルコに次いで17位だったということです。この調査を受けて、不妊女性の意識に詳しい聖路加看護大学の森教授という方は、「日本では、生殖の仕組みや女性の加齢に伴う体の変化について、学校ではほとんど教えていない。それらの知識は、自分の健康を守り、人生を設計していく上で不可欠だ」と述べておられますが、我が県として、妊娠に関する正確な知識の定着にどのように取り組んでおられるのでしょうか。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** ただいま議員から御指摘いただきましたように、妊娠についての正しい知識を身につけますことは、将来のライフプランを考える上でも大変重要であると考えております。このため県では、これまでも中学校や高校の生徒を対象に、助産師や思春期ピアカウンセラーの大学生による心と体の発達、命の大切さ、妊娠の仕組みや加齢に伴う体

の変化等の健康教育を行うとともに、妊娠・出産に関する相談窓口を設置し、さまざまな相談に対応しているところであります。また、今年度は、高校生や大学生などの意見も取り入れた妊娠・出産に関するパンフレットの作成、若い世代を対象とした講演会など、妊娠に関する正しい知識のより一層の普及啓発を図ることとしております。

**○清山知憲議員** この質問は内村議員と重複しておりましたが、内村議員の指摘がありましたので、表現には配慮しながらも、決して知識や理解が欠落することがないように取り組みをお願いしたいと思うんです。こういった不妊に悩む女性や、子供を産めない体になってしまった女性、もしくは中絶せざるを得なくて涙を流す女性というのは、産婦人科の現場では壮絶なものがあって、彼らの声というのは決して表には出てきませんので、ぜひそうした点も踏まえながら、子供を産みたい女性が安心して子供を産めるように、教育委員会もぜひ協力していただいて、取り組んでいただきたいと思います。表現は配慮をいただきたいとは思いますが。

次に、話題を地方創生から教育の話へ移したいと思います。私は15年前に県立高校を卒業しましたので、恐らくこの議場の中では一番記憶が新しいかもしれませんが、私が高校生のときは、大体朝7時25分に朝課外のために登校して、高校3年生の総体が過ぎると夕課外も加わって、夕方6時まで10時間半学校にいました。それに加えて、各教科の日々課題という形で課題にも取り組みながら、中にはなかなか消化できずに自分のやりたいこともできないというような学生もいました。こういうことを大学に進学してから、関東の別の地域の人たち、

同級生に話すと、それはすごいね、ちょっとやり過ぎなんじゃないのというぐらい驚かれることもありました。恐らくそういう経験があられる県民も少なくはないと思いますけれども。先日、母校を訪問すると、昔よりは生徒の自主性を尊重したり、進学希望別に授業を選択するというようなことも取り入れられていたので、変化してきているなどは感じましたけれども、やはり課外や課題のあり方というのは、そこまでは変わっていないのかという印象も受けました。

県の高校教育の方針というのは、教育整備計画に、知識や技能を生かして課題解決型の学習を図っていくというようなことが書かれていたけれども、いまだに我が県の高校教育の現実というのは、量や知識重視の習得型学習が中心となっているのではないのでしょうか。ここに持ってきたんですけれども、大宮高校を取り上げたベネッセの雑誌の2年前の記事がありますが、この中では、「宮崎県では伝統的に圧倒的な量を課して生徒の学力を伸ばしてきました。朝課外や日々課題はもちろん、徹底的に量を与えることが、教科担任の力量であるという雰囲気さえありました」というような記述もあるんです。現状をどういうふう認識されているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 知識習得を中心とする授業が行われているという点は、御指摘のとおり否定できない面があると認識をしております。例えば、掛け算九九を徹底して覚えるとか、アルファベットを覚えるとか、漢字を覚えるとか、そういう部分の基礎・基本は、学びの基盤であって、どの生徒にもしっかり教え込まなければならないということは、揺るぎないことだと思っています。

ただ、問題は、教師主導による知識の習得のみで指導が終始するならば、それは改善すべきだと考えておりました、先の読めないこれからの時代において、学習指導の究極の狙い、学校で教えることの究極の狙いというのは、自分で学べる生徒をつくるということだろうと思います。生徒みずからが習得した知識を活用し、みずから学ぶレベルまで、生徒の学びとか意欲を高めるような授業にすることこそ必要であると考えております。今後、生徒の自主的な学びや課題解決型の授業の一層の推進を図るよう、そういう方針も出しているところで、そういうことに努めてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 教育長は前、大宮高校の校長先生もされておりましたが、この雑誌の特集では、大宮高校では、それまでの量に頼る指導から授業の質を重視するような教育方針へ転換したというふうに紹介されているんですけれども、教育長はどういうふうにこの取り組みを捉えておられるのか、お伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 県の教育委員会として、6年前になりますが、平成20年度から大宮高校を教育課程に関する研究指定校として指定いたしました。いわゆる課題を解決するような探求的な学びをさせるにはどうしたらいいかということの研究したい、そういう一連の実践の中で、一律の課題の与え方や補習授業のスタイルを変更して、予習を前提にした授業を実施したり、生徒が自分に合った補習授業を選択できるようにしたりしながら、授業の質を高め、みずから学んでいく、みずから進んで学ぶ、そういう指導の充実に取り組んできたところであります。

県教育委員会といたしましては、基礎・基本はしっかりと身につけさせながらも、生徒の自

主的な学びを尊重し、思考力、判断力、表現力を高めていくための学習、すなわち習得した知識を活用した課題解決型の学習等が重要だと考えておりました、宮崎大宮高等学校の取り組みを検証しながら、主体的に学ぶ生徒の育成に一層取り組んでいきたいと思っておりますし、検証した結果をいろんな形で普及してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。私としては、課題解決型の先には、与えられた課題をただ解決するだけじゃなくて、自分で問いを立てていく力も必要だと思うんですね。これを探求型と呼ぶかもしれませんが、普通に大学に進学して、その後一般企業に就職して、終身雇用で人生を終えるというモデルはもう破綻して、自分で社会に出て行って、今までの前提を疑って主体的に価値を生んでいくような人材というものが今後生き残っていくと思ひます。まさにそうした意味では、教育委員会自体も、今までの教育のあり方をア priori に正しいというふうに捉えないで、そこに疑問や問いを立てていく形で検証を続けていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、総務部長へ質問を変えて、県内の自治体病院についてお伺ひしたいと思ひます。市町村立の病院というのは、役場の職員が病院経営という非常になれない業務を担っている上に、医師確保という難題を背負ってありまして、結局、各地の院長や首長さん方がそれぞれで、大学の医局や県に足を運んで苦勞されている現状があります。ここでは、まず端的に、県内の市町村立病院が抱える累積剰余金・欠損金の状況についてお伺ひいたします。

**○総務部長（成合 修君）** 県内には13の市町



村立病院がございますが、平成26年3月31日現在、累積剰余金がございましては5病院で、その剰余金の合計は9億2,349万円余となっております。一方、累積欠損金があるのは8病院で、同じく合計で47億1,834万円余となっております。なお、13病院の合計で申し上げますと、この累積剰余金と欠損金をプラスマイナスしますと37億9,485万円余のマイナスとなっております。

**○清山知憲議員** 経営がまだいいところもありますけれども、やはり医師不足で厳しいところは医業収益に大きく影響を与えますから、経営状況も厳しいというのがよくわかります。我が県では、延岡、宮崎、日南というところに県立病院がそれぞれあってやっているんですけども、こうした県病院のないところは市町村が頑張っている状況で、今までもずっと、同じ県内なのにそれは不公平じゃないかという議論がありましたし、多分、今後ずっと続いていくと思うんです。

ほかの県の状況を見てみると、鹿児島県の場合は県立病院が5つ、長崎県は11、沖縄県は22、岩手県は20を超える県立病院があります。一方で、大分県みたいに1つしかないところもありまして、県内の公的医療機関の経営主体が市町村であるか県であるかというのは、必ずしも今の状態が合理性があるというよりも、今までの歴史的な経緯で今の状態があるという部分がほとんどの地域で多いんです。ただ、最初に申し上げたように、病院経営というところは、小さな市町村がそれぞれで担っていると、例えば、医師確保上も非常に効率が悪いとか、後は医療資材、薬剤を買う上でも売り手に対する購買力を強く持つことができないとか、もしくは医療に対する理解の難しさ、それぞれの市

町村はそうした難しい課題を抱えております。

もし、そうした小さな公立病院が県のような1つの経営主体のもとで運営されれば、そうした規模のメリットや経営効率の向上も見込まれますし、医師確保もそれぞれで融通し合えるというようなこともできます。実際に長崎県では、長崎県と5つの市、1つの町で構成する特別地方公共団体である長崎県病院企業団というのを平成21年に組織して、11の施設を運営しておりますし、奈良県では、奈良県と1つの市、3つの町、8つの村が一緒になって南和広域医療組合というものをつくって、効率的に公的病院を運営していこうということで、3つの公立病院を運営しております。我が宮崎県でも、県が中心となって、そういう自治体が抱える公立病院の一体的運営、ネットワーク化を模索するつもりはないか、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 地方財政が大変厳しさを増している中で、地域に必要な医療サービスを提供していくには、今御指摘のような、病院の経営力強化という観点から公立病院のネットワーク化を図っていく、これも一つの有効な手段であろうかというふうに考えております。ただ一方で、今御指摘がありましたように、それぞれの県も、やはり歴史的な成り立ち、経緯、また地理的な状況、さらには各公立病院が置かれた規模や位置づけ、住民の意向、さまざまであろうかというふうに考えております。医師確保という意味では、今、同じネットワークではないにしても、県とさまざまな自治体病院が一緒になって、例えば東京や福岡での説明会を行ったり、いろんな共通の場を設定したり、そういう連携のやり方もしておるところでございますが、まずは医療機関相互の機能分担や連携などについて関係者で意見交換や協議を行うな

ど、さまざまな角度からの検討というものができるとは思いません。考えております。

**○清山知憲議員** すぐに方向性を出せる話ではないと思いますけれども、そこまで大局的に県内の医療提供体制をどうしていくのかというのは、引き続き検討していただきたいと思います。思っております。

次に質問を移しまして、警察本部長へお伺いたします。あんま、マッサージ、指圧というのは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」、いわゆるあはき法と言うんですけれども、あはき法によって国家資格を有する者しか業として行うことができないと定められております。しかし、この法律に違反して、そうしたマッサージといった業を無資格で営んだ業者が摘発された事例というのは、全国、そして宮崎県では今までどれぐらいあるのか、お伺いたします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」違反の検挙状況ですが、全国では平成21年に10件、22年4件、23年6件、24年5件、25年2件を検挙しております。本県では、平成16年に4件、平成17年に1件の検挙がありますが、平成18年以降の検挙はございません。

**○清山知憲議員** そうやって摘発されている背景には、国家資格を有していないにもかかわらず、即席の研修等で従業員を育て、実質的にはマッサージをやっている、しかし業者さんとしては、これはマッサージではない、ボディケアだと言い張っても、そこで当局が、いや、そこで行われていることはマッサージだと認識すれば、違法だとして摘発されるわけです。過去に摘発された事例の場合、厚労省はどういった見解をもって何をマッサージとみなしてきたの

か、お伺いたします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」違反の捜査を行うに当たりましては、事案ごとに施術の内容等を厚生労働省に照会した上で、違法性についての擬律判断を行っております。

平成16年に本県警察で検挙した事件における厚生労働省からの回答の内容は、「特定の揉む、叩く等の行為が、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」第1条のあん摩、マッサージ又は指圧に該当するかについては、当該行為の具体的な態様から総合的に判断されるものである」とした上で、「本件は、施術者の体重をかけて対象者が痛みを感じるほどの相当程度の強さをもって行うものであること等から、あん摩マッサージ師が行わなければ人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であり、あん摩、マッサージ又は指圧に該当すると判断される。したがって、無資格者がこれを業として行った場合には、同条に違反するものと思料する」というものでございました。

**○清山知憲議員** 体重をかけて痛みを感じる程度のものをマッサージとみなすと。参考になりましたが、我が県では平成18年度以降摘発事例は特になくはいいのですが、今後適正な取り締まりが行われるようお願いいたします。

続けて、福祉保健部長へお伺いしますが、国からは、あはき法で定められているマッサージが行われていない施設では、マッサージ等といった文言を使わないよう指導することを要請されております。こういった指導を行っていただけるかどうか、お伺いたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** ただいま御指

摘の国の指導の要請は、マッサージ等の広告をすることで、あたかもその施設で法により認められたあんま、マッサージ、指圧が行われていると一般の方が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないという場合は指導すべきであるとの趣旨であります。しかしながら、あんま、マッサージ、指圧以外の、いわゆる民間療法につきましては、届け出等の義務がないこと、また例えば、足つぼマッサージ、耳つぼマッサージなどのような、さまざまなマッサージの形態が多々見られますことから、その対応が難しいというのが実情であります。これまで、広告違反と思われる事例があった場合には、各保健所により事実確認や指導を行っているところでありますが、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ぜひ、適切にお願いしたいと思うんです。アロマやエステやボディーケアといったものは、医業類似行為と正式には呼ばれておりますけれども、そうした医業類似行為でも人体に危害を及ぼすおそれがあるものは禁止処罰の対象となるということが、昭和35年の最高裁の判決によって示されていて、実際にその事例は有罪になっております。あらゆる薬に副作用があるように、あらゆる物理的な刺激というものは人体に危害性を及ぼす可能性があると思うんですけれども、例えば、神経損傷とか、骨折、ねんざ、大動脈瘤破裂等、そういう可能性がゼロ%かというところ非常に難しいところだと思うんです。実際、我が県においては、どのようにそれぞれの医業類似行為が人体への危害性があるかどうか判断されているのか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 医業類似行為の危害性の有無の確認につきましては、具体的

事例で申し上げますと、匿名で、施術を受けた翌日に相談があり、保健所が事業所を訪問して、施術内容等について聞き取りを行ったところ、「リラックスが目的のサービスである」との回答があり、保健所としては、人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象になるとの注意喚起を行ったところですが、今後とも引き続き、健康被害等の具体的な相談があった場合は、各保健所がその事業所を訪問し、事実確認や指導等を行ってまいります。

なお、医業類似行為の危害性につきましては、その立証が難しく、事前の確認ができておりませんが、人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象になることを、さまざまな機会を通じて周知してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 相談があったときということですが、本日はこうした医業類似行為もきちんと行政がチェックしなければいけないことだと思っております。今、こういう施術所が物すごい数にふえているんですけれども、普通に県民から考えて、どこが国家資格を有している人がやっているマッサージなのか、そしてどこがそうではないのか、全く区別が難しい状況になっております。そういう有資格者が行うところに関しては、きちんと県民にとってわかりやすいように広報に努める必要があると思っておりますが、県としての取り組み、考えをお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術につきましては、今後、御指摘もありましたように、県のホームページ等を活用いたしまして、国家資格が必要である旨の県民への注意喚起や、有資格者が開設している施術所の一覧を

掲示するなど、広報に取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 資格を持った鍼灸マッサージ師は、3年間の時間をかけて学科や実習を履修して国家資格を得ます。そうした専門職が不当な不利益を得ないように、また患者さんが不利益をこうむらないような適切な行政のあり方というのを考えていっていただきたいと思いません。

続けて、福祉保健部長へ伺います。宮崎大学医学部の地域枠の出願要件についてお尋ねいたします。

今、出願要件としては、県内の高等学校を卒業するということが入っておりますけれども、これに加える形で、本人または保護者が県内に居住することといったことを要件に加えてはいかがでしょうか。というのも、れっきとした県の出身者でも、小学校、中学校を卒業して、意欲的に県外のラサールとか青雲とか、県外の高校に進学した学生にとっては、宮崎に帰ってきて宮大の地域枠に出願したいと思っても、現在の出願要件ではできない。実際、岡山県などでは、そういう形で広く出願要件を設定しておりますけれども、この点についていかがでしょうか。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 地域枠推薦入試制度は、本県の地域医療を担う医師を確保することを目的に、宮崎大学に要望し、創設されたところでもあります。現在の対象は、議員が今お話しのように、県内高校出身者となっているところではありますが、その要件に該当しなくても、県内出身者であれば地元に着し、地域医療への貢献が期待できますので、御指摘の応募要件の緩和も含め、本県の医師の確保につながるような制度運営について、関係部局や宮崎大

学と協議してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問の項目としては最後にいたしますけれども、オープンデータの取り組みについて、総合政策部長に伺ってまいります。

今、先進各国、そして総務省が推進している取り組みにオープンデータというものがあります。これは、行政が持つ膨大な公共データ、例えばさまざまな分野の統計データ、失業率とか、先ほど挙げた有効求人倍率もそうでしょうし、もしくは気象データもそうでしょう。もっと身近なことで言えば、地域の公共トイレ、避難所、消火栓の場所、AEDの場所、あらゆる公共が有するデータというものがあるわけなので、こうしたデータを広く公開して、しかも機械判読可能な形で、そして著作権も行使しないと宣言することで、広く民間の事業者が、そういったデータを活用してビジネスに生かすことができるという取り組みであります。静岡県では、防災や観光に関するデータを「ふじのくにオープンデータカタログ」という形で公開する取り組みをしておりますが、我が県における取り組み状況を教えてください。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** オープンデータにつきましては、まず県で保有するデータを把握するという段階から始める必要があります。現在、各部局に対し、保有データの調査を実施しているというのが現状でございます。この調査をもとに、公開に向けた課題、例えばデータ加工の必要性や法令による制限等を整理しながら、可能なものから順次公開を進めたいと考えております。あわせて、地域振興につながるデータの活用のあり方を研究するため、県内IT企業を中心とする利活用検討委員

会を立ち上げて、検討を始めたところでございます。

**○清山知憲議員** 宮崎県自身が、県が持っているデータをまずは把握するというので、まだまだこれからじゃないかなと思うんです。オープンデータとは、開放性の度合いによって5段階に分かれると一般的に言われたりするんですね。機械判読可能な公開データであるほど開放性の度合いが強いですけれども、まずそのファーストステップ、第1段階として、オープンライセンスのもとでJ P E GとかP D Fとか、まずは機械の前に、人間が理解可能な形のデータ形式で情報を公開するということがあります。しかし、我が県の場合は、オープンデータ5段階に行くどころか、第1段階目の情報公開すらなかなか心もとない状況です。今、部長がおっしゃったように、まずは県が、県は何を持っているのか把握するというのもそうですし、地域振興もそうですが、我々議員も、質問を考えたり県の議案を審議するときに、さまざまなデータを利用するんですけれども、例えば「みやざきモデル」の提言のファイルにしても、興味・関心の高い県民はたくさんいるんですが、これも今、ウェブ上では手に入らないんです。ほかにも細かく言えば切りがないんですけれども、ウェブ上で公開されているもの、公開されていないもの、非常にまちまちで、中には電子化すらされていない、文書でしか存在しない資料なんかもあるわけです。こういった県の持つデータや資料について、今の段階でも可能な情報公開や情報発信を進めていくつもりはないか、最後にお伺いいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 御指摘がありましたように、県が持つデータというのは非常に多種多様でございます、それを出せるか

出せないか、いわば情報の棚卸しをする作業から始めなければいけないという状況ではございます。その上で、議員御指摘のとおり、いかに使っていただくかという観点で今、この委員会を開始しておりますので、その考えに立って推進してまいりたいと思っております。

その中では、一つ、使い勝手という面では、どのように使うかの入り口になりますけれども、例えば県のホームページの見え方、今、どんどん階層が非常に奥に入ってしまうというような問題もありますので、いかに使っていただけるかという観点から取り組みをしてまいりたいというふうに考えます。

**○清山知憲議員** これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○押川修一郎副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

11月21日（金）

# 平成 26 年 11 月 21 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲次郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大田原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○押川修一郎副議長 ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党宮崎市選出の右松隆央でございます。

きょう11月21日は、衆議院が解散され、そして私の前後援会会長の命日でございます。特別な日でございます。しっかりと一般質問、頑張りたいと思っております。

今日の教育課題において決して避けては通れない大きな課題として、発達障がい・学習障がい児への理解と支援のあり方、そしてもう一つに家庭教育への支援のあり方があると、私は認識いたしております。今回はこの2つの課題に絞ってしっかりと議論を深めてまいりたい、そのように考えております。

後ほど執行部から具体的な数値で示してもらいますけれども、本県においても発達障がい児が顕著にふえているのが実情であります。「発達障がい」と一くくりにしておりますが、さまざまな障がい、そしてそれぞれの障がいに特性があります。例えば広汎性発達障がいの中にアスペルガー症候群というものがあります。聞かれた方も多いかと思いますが、このアスペルガー症候群の特性としては、自分が思ったことを周りにお構いなしに言いくるめて、平気で人が傷つくことを言葉にするわけであります。しかし、そういった面がある一方で、非常に高い

知的能力、IQを示す場合もあるのであります。発達障がいには、この広汎性発達障がい、自閉症スペクトラム以外にも、注意欠陥・多動性障がい——集中することやじっとしていることができず、衝動的に行動するといった、いわゆるADHDと言われるものや、学習障がい——読む、書く、計算する等のいずれかの能力が極端に苦手といった、いわゆるLDと言われる障がいがあります。文科省の定義において、例えばLDにおいては、「特定のものの習得と使用に著しい困難を示す中で、その原因としては中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推測され、環境的な要因、すなわち親のしつけなどが直接の原因となるものではない」とされております。特別支援教育の概要の中で、障がいの程度に応じて重いほうから、特別支援学校、続いて小中学校における特別支援学級があるわけですが、今回取り上げるのは、通常の学級で多く見られているアスペルガー症候群などの高機能広汎性発達障がい、そしてADHD、さらにLDにおいての本県の現状と教育行政の支援のあり方について問うてまいりたいと思います。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関して、2年前であります。文科省が調査結果を公表しております。担任教員から、全国の公立小中学校児童生徒の5万2,272人について回答が得られ、その中で、「知的発達におくれはないものの、学習面あるいは行動面で著しい困難を示す」とされた児童数の割合は、全体の何と6.5%という高い数値があらわされたわけであります。そこでまずは、本県の現状について、実態がどうであるのか。県内の小学校、中学校において、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数



並びにその割合を、教育長にお伺いしたいと思います。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。ありがとうございます。(拍手) [降壇]

**○教育長(飛田 洋君)** [登壇] お答えいたします。

学習面や行動面で著しい困難を示している児童生徒についてであります。本県におきましては、平成17年度に実施した「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」の結果、無作為に抽出した県内公立小中学校36校の通常の学級に在籍する児童生徒2,498人のうち176人が、「知的発達におくれはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示している」と担任教師が回答しており、その割合は7.1%でありました。発達障がいなどは、外から気づかれにくい、ほかの方から気づかれにくい障がいですので、この調査では、学習面に関し30項目、行動面に関し45項目について、学級担任と教務主任など複数の教職員で協議をして、学級の児童生徒の学習面や行動の様子を細かく観察し、細心の注意を払って該当するかどうか検討した上で、回答することとした結果でございます。7.1%という割合は、40人という単位で考えましたら、学習面や行動面で著しい困難を示している児童生徒がどの学級にも大体3名在籍しているということであり、通常の学級におけるこのような児童生徒への支援も非常に重要であると考えております。以上でございます。[降壇]

**○右松隆央議員** 今、教育長が答弁された本県の現状を受けて、知事の率直な現状認識を伺いたしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 障がいのある子供への支援につきましては、私も、特別支援学校を訪

問したり、また保護者の方々と意見交換を行うなど、常に関心を持っているところでございます。今話題になっておりますLD、ADHD、アスペルガー症候群などの発達障がいについては、今、教育長が答弁しましたように、通常の学級に数%程度在籍しているということをしつかり受けとめまして、改めて、発達障がいのある子供一人一人に寄り添いながら、十分な支援に努める必要があると感じたところでありました。発達障がいにつきましては、なかなか周囲に理解されにくいということもありますので、その特性について深く理解し、教育現場において適切に配慮することが重要であると考えております。今後とも、教育委員会と連携を図りながら、特別支援教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 文科省が発表した報告書の中で、この調査の座長を務めた全国特別支援教育推進連盟の大南理事長は、公表された数字以外にも、困難があり、教育的支援を必要としている児童生徒がまだいる可能性に言及をしております。教育長が示された本県の数字とともに、大南座長が指摘をされた実態もあわせて、私も深く受けとめる必要があると考える次第であります。

今から8年前に、学校教育法の一部を改正する法律案が可決され、翌、平成19年4月から特別支援教育が開始されております。2年前の文科省の全国調査は、特別支援教育が本格的に開始され5年を経た中で、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにするとともに、学校現場における支援のあり方や今後の施策を検討する基礎資料にしていくという意味合いがあったわけであり、今回は、その全国調査と本県の比較も

してまいりたいと考えております。そこで、学校での支援体制について伺ってまいりたいと思います。

まずは、校内委員会の設置状況であります。校内委員会とは、特別な教育的支援を必要とする子供の実態把握を行い、保護者の願いも聞きながら、関係機関との連携のもと、学校全体でより適切な指導・支援をするための組織であります。設置の形態は、新規で設置をする場合や、既存の校内組織に発達障がい の視点を加えて拡大するものなど、各学校の実情に合わせて設置をしていくものであります。また、構成メンバーも、校長や教頭、養護教諭に加え、特別支援コーディネーターを配置しつつ、必要に応じて臨機応変に構成していくものとされております。そこで、本県では小学校、中学校において校内委員会の設置状況がどうであるのか、教育長に伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 特別支援教育に関する校内委員会につきましては、平成19年4月に文部科学省から通知された「特別支援教育の推進について」の中で、全校的な支援体制を構築するために設置するとして示されたところであります。県教育委員会といたしましては、この通知を受け、各市町村教育委員会に対し設置を働きかけてきたところであり、本県におきましては、公立小学校243校、中学校136校の全ての学校に設置されております。各学校における校内委員会では、校長のリーダーシップのもと、担任が障がいのある児童生徒について状況を説明し、関係する教職員でその児童生徒への具体的な支援の検討が行われているところでございます。

**○右松隆央議員** 全てで設置をされているということは評価をさせていただきたいと思いま

す。ただ、文科省の、さきの全国調査結果に対する協力者会議の考察では、各学校の校内委員会が、特別な支援が必要かどうかの判断に関与していない可能性や、校内委員会そのものの機能性を問う声もあり、実態として、発達障がいを受け持つ学級担任が一人で悩み、奮闘されていたり、指導工夫の努力などで済まされているケースもあるのではと指摘をされているところであります。ぜひ、全ての校内委員会がその役割をしっかりと果たし、学校の支援体制の確立に組織的に寄与してもらうことを強く望む次第であります。

続いて、義務教育における特別支援教育の制度の一つに、通常の学級に在籍しながら、個別的な特別支援教育を受けることのできる制度として、「通級による指導」がありますが、この通級指導における本県の状況を伺っていききたいと思います。通級指導を受ける児童生徒数は激増している状況にありまして、全国では公立小中学校で7万7,800人以上に上り、過去最多を更新している状況であります。そこでまずは、本県における通級指導の対象となった児童生徒数のここ数年間の推移を、教育長に伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 通級による指導を受けている本県の小中学校の児童生徒数は年々増加いたしております。平成21年度が410名、22年度が519名、23年度が560名、24年度が595名、25年度が685名となっております。平成25年度の対象児童生徒数を21年度と比較いたしますと1.67倍となっており、全国は1.44倍で、全国より高い増加率であります。また、平成25年度の本県の通級指導教室対象児童生徒数685名が、県内の義務教育段階の全児童生徒数に占める割合は0.75%であって、全国の0.69%よりも高く

なっております。

なお、LD及びADHDのある児童生徒に通級による指導が開始されたのは平成18年度であります。平成25年度と18年度を比較しますと、対象児童生徒数は2.5倍にふえております。このような調査結果というのは、本県の教職員が、よりきめ細やかに子供たちを観察することで、LDやADHDのある児童生徒に気づき、通級による指導につなげたことが大きいと考えております。

**○右松隆央議員** 大変多くなっていることがわかる数字であります。文科省の調査でも、全国の推移が、調査を始めた20年前の6.4倍にふえておまして、20年連続の増加という数字が出ております。これは、学校側の支援体制が整備され、通常の学級にしながら学びにくさを感じている子供に目が届きやすくなったということもあり、さらに、学習障がいや発達障がいのある子供に対して特別な支援が必要だという認識が広がっていることを、理由として挙げられております。このことは、本県にも共通するところがあるのではと考えております。

通級には、自分の学校に設置された教室に通う「自校通級」と、他校に設置された教室まで出向く「他校通級」があるわけですが、通級担当教員の増員がままならない中で、全国状況では、約半数は他校通級を余儀なくされております。その中には、片道2時間もかけて通う児童生徒もおり、大きな負担となっている事例も出ているところであります。そのような中、島根県では、人口に比した通級指導教室の設置率が全国一で、巡回による指導もあり、山間部、離島も含め、どこに住んでいても通級による指導を受けることのできる取り組みが図られております。そこで、本県の通級指導を受けている

児童生徒の自校通級と他校通級の状況がどうなっているのか、教育長に伺いたいと思いません。

**○教育長(飛田 洋君)** 平成26年度の自校通級及び他校通級の状況につきましては、5月1日現在で、自校通級が小学校500名、中学校61名、合計で561名、他校通級が小学校174名、中学校10名、合計184名でございます。割合について本県と全国を比較いたしますと——平成25年度のデータとなりますが——小中学校合わせた数字ですが、自校通級については、全国が45.1%であるのに対して本県は72.6%、他校通級は、全国が49.4%であるのに対して本県は23.4%となっております。全国に比べ本県は、自校において通級による指導を受けることができる児童生徒の割合が非常に高い状況でございます。県教育委員会といたしましては、今後とも児童生徒本人及び保護者の負担軽減を図るために、できるだけ自校で通級による指導を受けることが可能となるよう、通級指導教室の設置に今後とも努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 自校通級が全国平均を上回っております。大変いいことだと思います。さらなる取り組みをよろしくお願いしたいと思っております。

続いて、学校現場で指導する教員の対応状況について考えてまいりたいと思っております。私の持つ統計資料では——これは少し前のものになりますが——学習障がいや発達障がいなど困難を抱える子供に対して、小中学校の教員の約7割が、適切な対応が難しく、できていないという数字が示されております。教員や学習支援員の専門性や、さらなる指導力向上の必要性が求められていると言っても過言ではないと考えております。学習面や行動面で著しい困難を示すと

された児童生徒が理解しやすいよう配慮された授業の改善や、それらの児童生徒を含めた学級全体に対する指導やマネジメントをどのように行っていくか、教員研修などで教員全体の専門性を向上させていくことが大事になってまいります。そこで、本県の小中学校の教員養成において、特別支援教育の資質向上のためにどのような取り組みをしておられるのか、教育長に伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 平成17年当時、実態を把握したいということで、本県が調査した小中学校教員の意識調査において、約7割の教員が、「発達障がいのある児童生徒に適切に対応できない」と答える状況がありましたことから、平成19年度から21年度まで3年間かけて、全教職員を対象として、発達障がいを正しく理解できるよう、特別支援教育に関する基本的な研修を実施してきたところであります。さらに、本県独自の取り組みとして、それぞれの地域の特性に応じたより専門的な指導ができるよう、県内7つのエリアごとに研修を実施するとともに、特別支援学校にチーフコーディネーターを、さらに各エリアの小中学校の拠点校にエリアコーディネーターを配置し、教員に対する巡回指導や支援を行っております。このように段階的に研修や支援に取り組むことで、全教職員の資質の向上が図られてきている状況にありますが、今後とも、発達障がいのある児童生徒を早期に発見し、早期に指導・支援できるよう、特別支援教育のさらなる専門性向上を図る研修の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 本県では、エリアコーディネーターの配置など独自の取り組みもなされているようですが、全国調査によると、児童生徒の実態把握は行っているものの、指導方

法については、教員が十分に理解できていない可能性や、具体的な対応がとれていないケースも多いようでもあります。細かな授業改善や個別指導、例えば座席位置の配慮やコミュニケーション上の配慮、習熟度別学習の実施や個別の課題の工夫など、優良事例などを収集し、教育現場の先生方と共有していくことの大切さを、本県もさらに周知していただきたいと、お願いをする次第であります。

さらに、充実した支援体制を考えていく上で非常に重要な存在となる「特別支援教育コーディネーター」について、問うてまいりたいと思います。特別支援教育コーディネーターは、発達障がいのある児童生徒を支援するために、教育機関や医療機関との連携、さらには保護者などへの相談窓口を行う専門職を担う教員で、特別支援教育を支えるキーパーソンとも言える存在であります。個別の教育支援計画や個別の指導計画においても、その作成のための協議にかかわる存在でもあります。そこで教育長に、本県の小中学校における特別支援教育コーディネーターの設置状況が今どうなっているのか、伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 文部科学省によりまずと、特別支援教育コーディネーターは、各学校の特別支援教育の推進のために教員の中から指名するとされておりまして、主に校内委員会や校内研修の企画運営、関係機関との連絡調整、保護者からの相談などの役割を担うこととされておりまして。本県では、県内全ての小中学校において特別支援教育コーディネーターを指名しておりますが、本県のコーディネーターは、文部科学省の示した役割に加えて、本県で喫緊に対応したほうが良いということで、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成につい

て、学級担任を支援したり、小中高等学校間の引き継ぎ——これは、子供が小学校、中学校、高校と上がっていくときに円滑に指導が引き継がれていくということでございますが——を行ったり、外部から専門家を招いて、支援が必要な子供について支援会議を実施したりすることなども、その職務として進めているところでございます。県教育委員会といたしましては、今後とも、特別支援教育コーディネーターのさらなる専門性の向上や、発達障がいのある児童生徒への取り組みの促進に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 全校に指名された特別支援教育コーディネーターを推進役として、支援を必要とする児童生徒の実態把握や担当教諭への具体的支援、校内研修会の実施による全職員への理解促進、さらには保護者や医療、児童福祉、スクールカウンセラー等の関係機関との連携を、各学校において組織的に行っていくことが極めて重要でありますので、取り組みのさらなる強化をお願いしたいと思います。

続いて、学校外において、学習障がいや発達障がい児が今どのような境遇にあるのか考えてまいりたいと思います。この子供たちにとって、そして働く保護者にとって、学校が終わり、放課後にどこに行くかというのは大変大きな悩みでもあります。受け入れ先としては、厚労省所管の児童館並びに放課後児童クラブ、そして文科省、各自治体の教育委員会が所管する放課後子供教室があるわけですが、この放課後子供教室の実施状況並びに行政支援の現状について、教育長に伺いたいと思います。

**○教育長(飛田 洋君)** 放課後子供教室は、市町村が実施主体となり、地域住民の方々を指導者等をお願いし、放課後等に学校の空き教室

や公民館などの子供たちが安心・安全な場所で、学習活動や各種体験活動等を提供するものでございます。平成26年度は、14市町村で取り組まれ、実施数は90教室でございます。参加している子供の数は、前年度実績値ですが、1日平均で約2,300人です。その90教室の中で、一部の教室では、発達障がい等特別な支援を要する子供の対応のために、指導者の補助をする職員を増員している教室もあります。この事業への行政支援につきましては、国、県、市町村が補助対象経費の3分の1ずつを負担することに加え、県教育委員会におきましては、指導等をしていただく地域の方々を対象とした研修会を実施するなど、円滑な事業実施が図られるよう支援に努めているところであります。

**○右松隆央議員** 実は、児童館や放課後児童クラブ、さらには今、教育長から答弁いただいた放課後子供教室に行っても、なかなか友達とうまくいかずに行き場をなくしてしまった、学習障がい、発達障がいの子供たちがふえてきたことを受けまして、平成24年度から「放課後等デイサービス事業」という新しい事業が制度化されております。そこで、この放課後等デイサービス事業の県内の実施状況、並びに行政支援の現状がどうなっているのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 放課後等デイサービスの指定の状況は、平成24年度末で23事業所、25年度末で37事業所、26年11月1日現在では、7つの障がい保健福祉圏域全てに計54事業所が開設されており、事業所数は平成24年度末に比べ約2.3倍となっております。また、市町村別では、事業所の約4割の23事業所が宮崎市にあり、11町村では現在のところ事業所が開設されていない状況であります。放課後等デイ

サービスは、発達障がいのある児童がふえる傾向にある中で、放課後を初め週末や夏休みなどにおける学校外の生活の場での支援ニーズが高まっていることなどから、今後ともその必要性は増していくものと認識しております。また、行政支援としましては、利用者負担を除いた残りのサービス利用に係る費用について、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の財政負担を行っており、県の負担額は、24年度が約1億600万円、25年度が約1億3,000万円となっております。

**○右松隆央議員** 今の部長の答弁からも、指定事業所数が大きくふえてきているとともに、まだ制度化されて2年半ということもありまして、県内の事業所分布に偏りが見られることがうかがえるところであります。また、これは同じ認識であります。当然、今後ますます利用者数の増加というもの十分に予測されるところであります。そこで、さらに県として、放課後等デイサービス事業に対して今後どのような支援の拡充を考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 現在、平成27年度から3年間の本県の障害福祉サービスの提供体制等を定める「第4期宮崎県障害福祉計画」を策定中であります。放課後等デイサービスにつきましても、この計画の中で、障がいのある児童数の推移や高まる支援ニーズの状況などを勘案して、市町村が算定するサービスの見込み量を踏まえ、7つの障がい保健福祉圏域ごとに数値目標を設定することとしております。県といたしましては、今後とも障がいのある児童が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、第4期計画に定める数値目標を踏まえ、十分なサービス提供体制の確保に向けて、市町村

や事業所に対し積極的に働きかけを行うなど、放課後等デイサービスを初めとする障がい児支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** ぜひ、今、部長が答弁されました「第4期宮崎県障害福祉計画」において、高まる支援のニーズが十分に勘案された目標設定を組み込んでいただいて、本県が、障がい児支援体制の充実に今後ともしっかりと取り組んでいくという姿勢を示してもらいますよう、お願いしたいと思います。

それでは続いて、今日の避けて通れない教育課題の2つ目として、家庭教育支援について取り上げてまいりたいと思います。

今、なぜ家庭教育がクローズアップされ、家庭教育の支援が必要だと言われているのか。社会の中で家庭教育の議論が盛んになるほど、それは今日の家庭教育が深刻な問題に直面している、その証左と言えると考えております。家庭教育を問題にしなければならない理由を、以下の4つの観点から申し述べたいと思います。

まず1つ目は、家庭の教育機能の低下であります。子供の問題の根幹である家庭が、今、家庭崩壊あるいは児童虐待、子育て不安や父親の父権喪失といった社会的課題として日夜取り上げられていることは、御承知のとおりであります。

2つ目は、地域社会における教育機能の低下であります。以前の地域社会の風土は、親も、自分の子供だけでなく、あの子もこの子もみんなの子という意識を持ち、地域の子供は地域で育てるといった土壌があったわけですが、近年、都市化や家族形態の変化、あるいは個人主義の浸透などにより、地域住民の連帯意識が薄れ、地域が心のよりどころになりにくく

なっているがゆえに、子育てや子供のことで悩みがあっても、地域の人に気軽に相談しにくい状況になっていると言わざるを得ないのであります。

3つ目は、親自身の問題であります。戦後、学校機能が発達するにつれて、教育を学校に任せる気風が出てきて、本来、親が家庭でやるべきことを学校に依存する傾向が強くなっていることは、否めない事実であります。また、少子化とも相まって、親たちの子供に対する過剰な期待、学校における成績への異常な関心、そのために勉強を強いるといった風潮も生み出されております。前回、私が9月の一般質問で取り上げましたが、体験活動推進の中でも、学力を伸ばすことも家庭教育の一つの目標として大変重要ではあるけれども、人格や豊かな心を育てるために、親としてやらなければならないこともたくさんあるわけでありまして。

4つ目は、社会の変化に伴う子供の問題であります。今日の子供の生活は、学校や塾での勉強、テレビ視聴や携帯型ゲーム機などの室内遊びが、以前より大きくふえております。インターネットや携帯に興じ、狭い世界に閉じ込められつつあります。以上の4つの観点から、子育て・家庭教育の見直しが求められていると、私は考えております。

家庭教育は、子供たちの生きる力の基礎的な資質や能力を育み、人格形成の基礎を培う上で、学校教育とともに極めて重要な役割を担っていることは、言うまでもないことであります。しかしながら、1つ目の論点で申し上げましたとおり、近年、その家庭における教育力の低下が指摘されており、家庭教育の充実を図ることが求められております。家庭教育は、本来的にはそれぞれの家庭が担う営みであるにして

も、未来の我が国や地域を担う人材の育成という観点に立てば、これは社会的課題と言ってもよいわけでありまして、とりわけ、行政の立場からの積極的な支援というものが期待されていると言っても過言ではないわけでありまして。まずは、家庭における教育力の低下、教育機能の低下について、教育長はどのような現状認識をお持ちか、率直なところを伺いたいと思っております。

○教育長(飛田 洋君) 子供たちに豊かな情操とか基本的な生活習慣、他人に対する思いやり、倫理観、社会的マナーなど、人格形成の基礎を育む上で基盤となるのは、何といたっても家庭教育だと考えております。そういう状況にありながら、今の御指摘にもありましたが、日本PTA全国協議会の調査においては、家庭で子供に十分なしつけをしない保護者がふえていることを、約8割の保護者が感じているというアンケート結果がございます。また、本県の社会教育委員会等におきましても、近年、核家族化、あるいは近隣の地域の人のつながりの希薄化から、これまで受け継がれてきた子育ての知恵が、親から子、さらに次の世代へと伝わりにくくなるなどの声が聞かれており、このようなデータや声に真摯に向き合い、受けとめる必要があると考えております。これまで以上に危機意識を強めて、家庭教育の大切さというものを訴えていくべきだと思っておりますし、いろんな支援をしていくべきだと、議員の先ほどの御指摘を共感しながら聞かせていただいたんですが、今、県教育委員会では、家庭教育サポートプログラムという体験参加型のプログラムを開発して、いろんな場所でやっていただいて、若い方、あるいは家庭の親、そういう方の親としての学びを支えようと思っております。そういう

施策もしっかりと取り組んでいきたいと、改めて思ったところでございます。

**○右松隆央議員** 家庭の教育力の低下について、国立教育政策研究所が、ある調査結果を公表しております。それによると、子供と同居する現役世代の親で、25歳から54歳までの男女のうち、家庭教育力の低下を、「全くそのとおり」「ある程度そう思う」と答えた割合が、実に67.2%にも上っております。また、内閣府の世論調査では、家庭の教育力が低下している理由の上位5つが、「過保護、甘やかし過ぎな親の増加」「しつけや教育に無関心な親の増加」「外部の教育機関への教育の依存」「親子が触れ合い、ともに行動する機会の不足」、そして「父親の存在の低下」が挙げられている次第であります。いずれの調査も、今日の家庭の教育力が低下しているという指摘を裏づけている結果と言えるものであります。全ての教育の原点であり、出発点であると位置づけられている家庭の教育力の向上において、行政並びに学校などの教育機関、そして地域社会はどう支援していけるのかをしっかりと考えていくことは、非常に重要な今日的課題であると確信をいたしております。

家庭教育に対する行政支援は、今から16年前に、文科省の諮問機関である中央教育審議会が答申した提言から、大きく動き出しております。その3年後、平成13年に社会教育法の一部を改正し、自治体が家庭教育にかかわる教育の機会を提供することを奨励して以降、積極的に推進していく姿勢が明確になってきたところがあります。またさらに、5年後の平成18年には、教育基本法において、家庭教育に関する条文を独立させ、家庭教育に関する国、地方公共団体の義務を「奨励」から「支援」に変え、父

母、保護者が家庭教育の第一義的責任を有すると明記されたところでもあります。そこで、本県の家庭教育の支援に関する施策、行政支援の取り組みの状況について、幾つか伺ってまいりたいと思います。

まずは、社会教育委員についてであります。教育委員会が社会教育委員を委嘱するに当たって、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の委嘱状況が、市町村別に現在どうなっているのか、教育長に伺いたいと思います。

**○教育長(飛田 洋君)** 今年度は、全26市町村の中で23市町村が、社会教育委員を委嘱しております。委員は、学校教育及び社会教育関係者、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」並びに「学識経験のある者」の中から委嘱することができるとされておりますが、市町村教育委員会への聞き取りによりますと、全体の22%に当たる45名が、主に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」ということであります。ちなみに、同区分の委員を3名以上委嘱している市町村は、日南市など6市町であります。なお、その他の社会教育委員の方々につきましても、例えば学校長であるとか公民館長であるとか、大多数の方が家庭教育の向上に関する高い見識をお持ちであると考えております。

**○右松隆央議員** 社会教育委員は、社会教育法で規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うことで、教育委員会に助言する役割も求められております。ぜひ社会教育委員の会議において、家庭教育に関するテーマを積極的に位置づけてもらいまして、会議の意見を、今後の家庭教育の向上のための行政施策に反映してもらうことを願う次第であります。

本県では、「子どもと子育てをみんなで支え、安心と喜びが広がるみやぎづくり」を基



本理念に、次世代育成支援宮崎県行動計画を策定しております。これは前期が平成17年から21年、そして後期が22年から26年となっているわけですが、目標達成に向けての進捗状況を、2項目について伺ってまいりたいと思います。1つは、総合評価指標である「子育てに関して不安感や負担感などを感じている県民の割合」について、そしてもう1つは、個別成果指標である「地域子育て支援拠点施設の実施箇所数」について、それぞれの進捗状況を福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 「子育てに関して不安感や負担感などを感じている県民の割合」については、平成20年度の67.5%を、26年度に50%まで引き下げる目標を立て、「未来みやざき子育て県民運動」などの各種施策を展開してきたところでありまして、25年度の実績は55.8%となっております。また、「地域子育て支援拠点施設の実施箇所数」については、平成20年度の52カ所を、26年度に70カ所とする目標を立て、25年度の実績は65カ所となっております。この施設は、子育て支援において重要な役割を果たすものでありますので、今後とも設置促進に向けて、実施主体である市町村に働きかけをしてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 2項目とも、あと4カ月を残し、若干、目標数値に届いていないようであります。この2つとも重要な評価項目でありますので、目標達成に向けて、最後まで全力で取り組んでいただきたいと思っております。

家庭教育支援における行政の役割としては、基本的には、あくまで条件整備を通じて、家庭教育力の充実を支援するということになるかと考えております。具体的施策としては、1つは、家庭教育に関する学習機会の提供、2つ

目として、家庭教育に関する情報の提供、3つ目に、子育てに関する相談体制の整備、そして4つ目に、子育て支援ネットワークの推進、5つ目に、親子のきずなを深める機会の充実、6つ目に、子育ての社会化を促す機運の醸成などが挙げられるわけであります。そういった施策の推進に当たって重要になってくるのが、家庭教育を担当する教育委員会と子育てを担当する福祉保健部が、それぞれに施策を展開するのではなくて、部局を超えて連携することが求められるわけであります。

今日、家族が多様化し、親の価値観や意見も多様化している中で、子育て支援と家庭教育支援を分けて捉えることができなくなってきております。子育て・家庭教育支援にかかわる部署や機関は、少し挙げただけでも、教育委員会、福祉保健部——こども政策局も含めて、さらに福祉保健センター、子育て支援センター、児童館や保育園、幼稚園、小中学校など、数多くあるわけであります。当然、これらが積極的に連携して横断的・総合的に施策を推進していくことが重要になってまいります。そこで、子育てや家庭教育支援について、それぞれの部局を調整し、中心になって施策を統一する組織として「子育て・家庭教育支援室」を設けることができないのか、知事に伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 行政が直面している課題、さまざまな組織横断的な課題があるわけでありまして、今御指摘のような「子育て・家庭教育支援室」を設ける、これも一つのやり方であろうかというふうに思っておりますが、そういう関連するものを一つ一つ組織をつくっていけば、例えば国であれば、ほとんどが内閣府になってしまうような状況にもあり、どうすればより効率的な仕事の仕方ができるのかという

ころが重要なポイントであろうかと受けとめておるところでございます。

現在、子育て支援につきましては、私を本部長とする宮崎県子育て応援本部が中心となりまして、福祉・保健・教育・労働部門など全庁的な連携に努めながら、総合的な施策に努めているところであります。

一方、家庭教育につきましては、教育委員会が中心となって、学校教育や社会教育と一体感を持たせながら、子供の生活習慣づくりに向けた運動を推進しますとともに、ことしは初めて、父親や祖父母を対象にしました「イクメン・イクジイフォーラム」を開催するなど、さまざまな施策を展開しておるところでございます。議員からお話がありましたように、またこれまでの議論でありましたように、家庭を取り巻く環境の変化や核家族化の進展などによりまして、子育て支援と家庭教育はますます密接な関係になってくるという問題意識のもとに、他県の状況なども参考にしながら、より効果的な子育て支援や家庭教育支援のあり方について、検討していく必要があるものと考えております。

**○右松隆央議員** 知事が大事にしている人材育成という面でも、家庭教育というのは非常に大事だと、そういう意味で私は今回、項目を絞ってやっております。ですから、優先順位の上ではぜひ上のほうに置いていただきたい。子育て家庭教育支援の施策を横断的・総合的に推進することにより、県民サービスにおいても、さまざまな有益な面が出てくると認識しておりますので、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思っております。

さらに、子育てネットワークの形成と活性化について問うてまいりたいと思います。私の得

たデータによると、本県における子育てサークルの組織率並びに子育て支援サークルの組織率は高く、かなりの市町村で組織されていることがうかがえたところであります。一方で、保護者へのアンケート調査で、自分が住んでいる地域に子育てサークルが「ある」と答えた人は41%、「わからない」と答えた人が52%もいるということが結果として出ております。子育てサークルや子ども・子育て支援ネットワークの活動の成果は、地域からも高く評価されており、それに対する行政支援においては、場所の提供であったり、あるいは事業の共催、後援などはしっかりとされていることだと考えております。しかし一方で、民間の声を伺うと、行政の課題としては、子育てサークルやボランティア団体の成長を図るためにも必要な、これらをネットワーク化していくコーディネート役割を務めていただき、かつ、これらのネットワークを有効活用する部分が一つの課題ではないかというふうな指摘もされているところであります。そこで、本県が今後、さらに子育てしやすい県づくりを目指す上で、民間の子育て・家庭教育を支援する団体のネットワークをいかに構築し、いかに有効活用していく考えであるのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 子育て支援等に取り組む民間団体のネットワークの構築は、子育てしやすい県づくりを推進する上で重要な要素の一つであると考えておりますが、現状としては、いまだ十分でないと認識しております。その中で、ネットワークを図る団体に支援を行うとともに、今年度においては、結婚、妊娠・出産、子育ての関係団体が一堂に会する少子化対策フォーラムを開催し、新たなネットワークの構築を推進したところであります。ま

た、子育て支援等に取り組む団体が中心となって開催しております「未来みやぎき子育て応援フェスティバル」においては、実行委員会を組織している団体数、出展団体数ともに年々増加するなど、構築されたネットワークを活用した施策の推進も図られているところであります。今後とも、子育て支援等に取り組む民間団体間のネットワークを図るとともに、県の施策におきましても、積極的にネットワークを活用してまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 今後さらに、民間のネットワークを活用して、県が進める施策の推進力を高めてもらいたいとお願いする次第であります。

時間が迫ってまいりまして、早口で行きたいと思っております。

続いて、学校教育における将来の家庭教育支援につながる取り組みとして、児童生徒の保育体験活動のさらなる充実を提言させていただきたいと思っております。さきの家庭の教育力の低下を問うアンケート調査にもあったのですが、近年、子供への接し方がわからない親が増加していることを踏まえ、小さいころから、乳幼児と接したり幼い子供の世話をする機会を持つことが大切ではないかと考えております。少子化になって、幼子を世話する経験が積みなくなっているがゆえに、なおさらのことだというふうに考えております。ぜひ、将来の家庭教育支援への投資と考えていただき、さまざまな団体や教育機関と連携して取り組んでいただきたいと思う次第であります。児童生徒に保育体験学習を行うことは、ひいては出生率の裏で起きている高い墮胎率の改善にも、性教育とはまた違った、心の教育という面で大きな役割を担うのではないかと考える次第であります。子供の誕生

は何ものにもかえがたい、とうとい生命の出現であり、この生命体を慈しみ育み、一人の人間として成長させることが親の責任であるということ、多感な児童生徒に本物の体験活動を通じて伝えていくということは、大変意義のある、未来に資する取り組みだと考えております。

教育長に伺いたいと思っております。10数年後には今の児童生徒が親となる時のことを見据え、学校関係者や教育委員会が、総合的な学習の時間や夏休みなどを活用して、質の高い保育体験を積極的に取り入れたり、家庭科や生活科の教科に家庭教育にかかわる内容を取り入れることを求めたいので、お考えを伺いたいと思っております。

**○教育長（飛田 洋君）** 子供は将来、大人・親となる存在でありますので、小中学生のうちから、自分の将来の姿に思いをはせ、希望を持たせながら、家族の大切さや子供を育てる喜びなどについて学ばせ、将来の親として必要な資質を身につけさせていくことは重要であると考えております。現在、家庭教育に関する学習として、小中学校では生活科や家庭科の中で、幼児との触れ合いや保育体験、家族の大切さなどについて理解させる学習が——なかなかカリキュラムは厳しいんですが——数時間行われております。議員の御提言の趣旨にもありますように、体験活動が単なる触れ合いにとどまらず、命の大切さを実感できたり、将来の家庭教育につながったりすることは大切であり、現在もそのような考えで進めているところではあります。今後、関係機関や民間団体などにも御協力をいただきながら、これまでも増して、より一層その充実が図られるような取り組みを推進していきたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、将来の家庭教育につながる質の高い保育体験活動の導入に取り組んでいただきたい、さらに進めてもらいたいと要望させていただきます。

さらに、学校や教育委員会による家庭教育支援の取り組みとして、学校種別を超えた、保護者、教員を対象とした情報交換並びに研修機会の充実を求めたいと思います。子育て・家庭教育を適切かつ効果的に進め、親が自信を持って子育て・教育に取り組んでいくためには、家庭と行政機関及び保育園、幼稚園、小中学校の教育機関相互が、それぞれの状況について情報を交換し、理解を深めることが大切であります。そのため、保育園から中学校に至る各校種が抱える課題やその解決に向けたプロセスを、関係機関が相互に学び合えるように、保護者や教員が研修する機会をもっと拡充する必要があると考える次第であります。そこで、家庭、行政機関、幼・保、小・中の教育機関が連携して、保護者や教員のための家庭教育支援に関する新たな研修・学習の機会の設置を求めたいのですが、教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 私は、ある中学校区で、小学校、中学校合同のPTA研修会の講師をさせていただいたり、大人と子供、PTAと一緒にあった研修会の講師をさせていただいたことがございますが、学校間の校種を超えて、例えば小学校1年生から中学校3年生までの保護者が一緒に学び合う姿、それに教師も入るといふ心地よさというのを肌で感じ、このような取り組みの推進が大切であると実感をいたしたところであります。このように、小中学校あるいは小・中・高校の保護者など合同の研修が県内で既に行われているということはありますが、実は、それに加えて幼稚園とか就学前も

入ってというのは、余り多くないんじゃないかなというような気がしております。議員の御提言の新たな研修・学習につきまして、県教育委員会では、県の社会教育委員会議や生涯学習審議会にて提案をさせていただき、御意見を伺いながら、今後、市町村と連携を図り、啓発を図っていただけると考えております。

○右松隆央議員 ぜひお願いしたいと思いません。

さらに、もう一つの提言をさせていただきたいと思えます。本県の課題として、学校教育にかかわる教育研修センターは存在するわけですが、他県のように、県レベルにおける生涯学習推進センターないし社会教育センターなどの、家庭教育や社会教育など学校教育外の教育問題について組織的・体系的に調査研究する機関がないのが、残念ながら本県の現状であります。そのために学校教育以外の喫緊の教育課題について、県レベルで調査研究して、その解決方法や対応について取りまとめ、市町村行政や学校、県民に対して情報を提供したり啓発する働きかけが弱いという認識をしております。そこで、子育て日本一を自他ともに認める存在へと本県が目指す上で、家庭教育や社会教育など、学校教育外の問題について調査研究する機関の設置を求めたいわけですが、知事の考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 一連の家庭教育に関する御質問の議論を伺う中で、自分の家庭のことをずっと考えておりました。自分が育った、祖父母も同居しての比較的大家族の中での教育のあり方と、今は親と子供3人という核家族化した中での自分の子供に対する教育——昔、自分が受けてきたものが提供できない、与えられないものがあれば、新しいものに取り組んでいる

というようなこともあり、それぞれの家庭での自覚を促すこと——研修・学習の機会という話もございましたが——が大事であるということと、社会なり家庭のあり方の変容に伴う問題が生じるのであれば、行政として、我々としていろんなものを提供することも必要ではないかということで、今お話がございましたような、家庭教育や社会教育に関する教育問題の調査研究も大変重要な課題であろうというふうな認識として受けとめております。

現在、みやざき人財づくり基金を活用しまして、人材育成の拠点施設として、教育研修センターの改築を機に再整備に取り組んでいるところであります。この中におきまして、家庭教育や社会教育を含む調査研究を行う部署が設置できないかということ、また、どのようにして調査研究を高いレベルにするかなど、他県の状況等を参考に検討してまいりたいと考えております。このような調査研究を行い、県内に情報発信していくことが、私が進めます人財づくり、また子育て日本一にも大きく貢献するものと考えております。

○右松隆央議員 ぜひお願いします。

時間がありません。前触れを省きますけれども、自治体の動きで、家庭教育支援条例の制定がいろいろ進んでいます。知事はどのような認識をお持ちなのか、最後に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 家庭教育支援条例は、幾つかの県で制定されているということでありまして、その趣旨は、各家庭が改めて家庭教育に対する責任の自覚とその役割を認識しますとともに、地域の役割や親になるための学びの推進など、家庭教育支援のさまざまな取り組みを総合的・継続的に推進していくためのもの——

理念、条例のような形であろうかというふうに思いますが、そのような条件が制定されているところでありまして、本県におきましては、「日本一の子育て・子育て立県」の実現を目指しているところでありまして、県民全体で子育てを応援する機運をより一層醸成してまいりたいと考えておりますので、こうした他県の条例の制定の状況、またその運用のあり方というものを参考にしながら、本県の家庭教育支援のあり方についてしっかりと研究してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 これまで家庭教育への支援のあり方をさまざま議論してきたところでありまして、条例を制定することで、本県のこれまでの家庭教育支援の施策がしっかりと位置づけられ、加えて新たな施策が実施されることで、本県における家庭教育支援がさらに強化されるものと、私は考えております。

最後になりましたが、今回の項目で立てた、今日の教育課題で避けて通れない、特別支援教育、そして家庭教育支援を練り上げていく上において、もと教育委員会に在籍され、学校長も務められた、私の後援会役員の方から多大な御協力を得ましたことを、この場をおかりしまして厚くお礼申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○押川修一郎副議長 次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。1年に2回という貴重な一般質問も今回で8回目、任期最後の質問となりました。県政における諸課題に対し、さまざまな議論をさせていただいたことは大変勉強になりましたし、この議場で繰り広げられる先輩議員の論戦には多くのことを学ばせていただきましたこと

に感謝しております。

さて、きょうは、ここに一つ記憶に残る議事録の一部を記してきました。読みます。「私の体格は非常に小柄で議会でも最軽量級、同期の若手議員の二見議員や渡辺議員と比べても半分ぐらいの容積しかございませんけれども、言論、中身については誰にも負けないつもりでございます」と。平成23年6月議会の一般質問で初登壇された清山議員の言葉でした。あのときの驚きは今でも忘れません。渡辺議員とはそれまで、会派は違う、選挙区も異なる、何の接点もなかったのですが、議場から退出し、一緒に歩きながら、ともにこの議員という職責を全うすべく決意を新たにしたこと、また、お互いの心が一気に近くなったことを、ついきのうのように覚えております。この出来事により、県勢浮揚のためには、立場は違えども、同じ世代、同じ時代を生きる議員として協力し合うことの大切さに気づかせていただいたことにつきましては、清山議員に感謝申し上げます。

さて、県政に話を移します。本県が直面する政治課題は、刻一刻とどまることなく待たなしの状況であるという危機感を持たなければならないということは、皆、同じだと思います。知事におかれましては、これからの県政のかじ取りをされるに当たり、各種政策を打っていくために、まず何より解決すべき課題は何なのか、その定義が重要であると考えます。本県の最重要課題は何か。これまでも幾つも知事に質問がされてきましたが、再確認のためにも伺います。また、その課題解決に向けてどのようなことに取り組み、また、どのような成果に着目し、政策評価していくのか、知事に伺います。

後は質問者席より行います。(拍手)〔降

壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

県政の課題、雇用から経済の問題、防災、福祉、さまざまな課題が山積しておるところでございますが、最重要課題はということで御指摘がありました。県のあり方、成り立ちにかかわってくるという意味において、やはり人口減少問題であろうというふうに認識をしておるところでございます。このため本県では、平成23年に策定した総合計画におきまして、全国に先駆けて人口減少対策というものを掲げて、この問題に真正面から取り組んできたところであり、平成25年2月には、さらに、「復興から新たな成長に向けた基本方針」を策定しまして、フードビジネスや東九州メディカルバレー、新エネルギーなど、ターゲットを絞って、地域経済や雇用を牽引する成長産業の育成加速化を図ってきたところであり、これらは、まさに本県の地方創生のあり方を先取りした取り組みでありまして、今回の「みやざきモデル」は、これをさらに発展させる形で取りまとめ、移住の促進や子育て環境の充実等とあわせ、国に対して提言を行ったところであり、この人口減少問題は、県政全般にかかわる大きな課題でありますので、総合計画の改定を行う中で、適切な評価指標を選定し、施策の効果を検証してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 フードビジネス、東九州メディカルバレー構想、新エネルギー、いろんな育成加速化を図るということですが、それだけで人が職を得られ、また、都市圏からの移住が促進され、社会減の原因とも言える若年層の本県への定着が進んだのか、その辺を評価

できる手法というのはまだ選定中のようですが、効果検証のためには早いうちに決めることが必要かなというふうに思っておりますので、その作業をぜひ早目に進めていただくようお願いいたします。

次に、本県の諸課題に対し、さまざまな施策を打ち出されているわけですが、各部局において多くの議論を積み重ねておられると思います。その場合、内部意見のみならず、広く県民、また、本県を訪れる県外の方々の意見というものが、時にはよい示唆をもたらしていただくことがあると思います。県に寄せられるそういった意見、情報、または苦情等もあると思いますが、これらの情報を集約し、施策に反映していく体制づくりは重要であると思います。どのようにお考えか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 県に対する御意見や苦情等につきましては、各担当部局に直接寄せられる場合もございますし、広報戦略室が所管する「県民の声」を窓口としてお受けするものもございます。このうち、「県民の声」に寄せられたものにつきましては、担当部局に対応を引き継ぐとともに、総合政策部内でも内容を共有し、政策形成にさまざまな御意見を反映させることができるように努めております。私自身も全て目を通しているところでございます。各担当部局に直接寄せられた御意見等につきましては、それぞれの部局で責任を持って対応いただくというような状況でございます。今後は、施策に反映すべき御意見等につきましては、例えば、担当部局にとどまらず、ほかの部局も承知しておいていただいたほうがいいというようなものもあると思いますので、庁内で内容を共有するような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 庁内で共有するのも大事でしょうけれども、やはり一番大事なのは総合政策部じゃないかなと思います。宮崎県全体を見渡せるような知識を有するといいますか、情報を集めるということ、そして、宮崎県にとって今一番必要な施策は何なのかということをご各局のほうに情報発信していくことが大事じゃないかなと思います。そのための総合政策部であるでしょうし、また、知事の一番の相談役といいますか、いろんな施策に対して相談とか情報提供ができるのもそこだと思っておりますので、よくよく御検討いただきたいと思っております。

次に、外部からの意見・情報について伺いたいと思います。今、御答弁いただきました中で、広報戦略室で受ける「県民の声」というものがあるようですが、できるだけ多くの方々の声を拾うことが非常に大事なことはないかと思っております。そこから、県民が、また当県を訪れた方々が何を思い、そして何を感じて、何に不満があるのか、それらを知ること、感じるものがまず大事だと思います。いろんな場面で情報を得られる環境づくりというものの必要性についていかがお考えでしょうか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 御指摘いただきましたように、一般の住民の方々の御意見、これは県内外を問わず、お伺いすることは、大変重要なことと認識しております。この観点から、広報戦略室でお受けする「県民の声」は、ホームページからのメールのほかにも、電話、郵送、来庁などさまざまな方法で、どなたでも御自由に御意見をお寄せいただけるという仕組みにしているところでございます。ただ、どちらかというと受け身になりますの

で、積極的にとりにいくという感覚も必要なのかなと、今お話を伺って思ったところがございます。施策や計画の策定に当たって御意見等を伺うパブリックコメント、また県民意識調査などを実施しているという仕組みもございますが、今申し上げたように積極的にという意味では、県職員のほうから出向いて県民と直接意見交換等を行う、例えばそういう切り口では、出前講座や各種地域会議の開催など、住民の皆様からの御意見をいただけるよう取り組んでいるという面もあろうかと思っているところがございます。今後とも、御意見等をお寄せいただきやすい環境づくりの部分、あわせて積極的な情報収集にも一層努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** まさに、受け身ではなくてアクティブに、どんどん出て行って情報をとることが大事だと思います。

ただ、その中で、森林環境税について各地域で意見交換会を開催されてきたと思いますが、先日、都城の土木事務所で開催されました勉強会に、私も参加させていただきました。そこでは、環境整備に取り組まれる民間団体、NPO、そして森林組合の方々などが参加されておりまして、いろんな環境保全の取り組みについての発表がありましたから、私も非常に学ぶことが多い機会になりました。

ただ、気になることが1点。それは、この意見交換会というのは、環境森林税というものが来年度までの期限ということになっておりまして、その継続・廃止についての意見交換をするという名目もありました。参加者が、その税を利用される方々ばかりであったことが非常に気になったのです。県民税に500円の加算をすること、また、法人にも一定の割合の税を課

すものでありますから、税制度の是非を検討するような意見交換会であるならば、その税の利用者だけで議論することほど無意味なことはないと思います。この県議会というのもよくその意味というものを問われますけれども、なぜ議会制が生まれたのかというその理由の一つに、課税権、徴税権というものに対する、権力に対抗するためにも、この議会というものはあると思います。今回実施してこられました意見交換会というのは、広い意味でいろんな情報を収集されるということで、私も非常にいい方向だとは理解しておりますので、意見を収集する方法については、また今後十分検討していただきたいと思っております。

次に、都市と地方の交流について伺いたいと思います。「地方創生」という言葉が数多く使われるようになりましたが、地方を再生するには、少子高齢化対策も必要ですが、何より、人口流出を食いとめる、過疎をとめなければなりません。かといって簡単に人がふえるものでもありませんから、非常に難しい問題ではあると思います。しかし、その切り口として、まずは都市と地方の交流、そこからいろんな糸口をつかんでいくことが第一歩なのかなと思っております。中山間地域と都市住民との交流について、県の取り組み状況を総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 県では、中山間地域でボランティア活動を行っていただく中山間盛り上げ隊を組織し、中山間地域の集落が行う祭りの運営ですとか、草刈り作業等のさまざまな活動を支援しながら、中山間地域の住民の方と都市に住まわれる住民の方との交流を推進するという取り組みを行っているところでございます。この盛り上げ隊の活動につきまし



では、年々活発になってきており、昨年度は延べ600名を超える参加を頂戴しました。県内各地域で109回の支援、交流が行われたという実績を上げているところでございます。こうした中、盛り上げ隊を受け入れた集落からは、「地域外の方との信頼関係も深まり、交流が図られている」といった声をいただいております。また一方で、参加した隊員の側からも、「中山間地域の方々や自然と触れ合って気持ちが落ちつく」といったプラスの声を頂戴しているところでございまして、中山間地域と都市住民との交流が着実に図られている例としていい方向だと考えているところでございます。

**○二見康之議員** 県内の交流についてはよくわかりましたけれども、では、今度は県外の方々との交流について伺いたいと思います。日本国においては、東京一極集中ということの是正をどうやっていくかということが重要なんですが、これに対して県はどのように取り組んでいられるのか、同じく総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 県外の都市部の方々との交流を促進し、人を呼び込むということは、地域活力の維持・増進を図る上で大変重要であると認識しております。また、先ほど申し上げましたように、都市部の方にとりましても、地域の豊かな自然環境や人との触れ合いなど、都市部にはない地域の魅力に接する機会となるなど、相互に価値があるものだと考えております。こうした観点から、市町村等とも連携しながら、宮崎ならではの特色、魅力を生かした、例えば農家民泊などの体験型ツーリズムの開発・普及など、観光の振興や地域間交流の拡大に取り組んできているところでございます。県では、人々の一層の交流を通じた人づくりなどの推進を含む――先般、知事から御紹介

させていただきましたが――県と川崎市との連携・協力の取り組みに関する基本協定を締結したところでございます。このような動きを通じて、今後とも、県外の都市部との交流が多くの分野で広がるよう努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 川崎市との連携・協力の基本協定締結というお話は、本県にとっては非常に心強いものではないかと思えます。いい例ができたんじゃないかなと思います。以前、木材利用技術センターにおられた有馬前所長がこのお話をまとめてくださったということを知っています。やはり、どんなに情報化社会が進もうと、最終的に鍵となるのは、人と人がつながるということが一番大事だと思います。知事におかれましても、いろんなところで人脈を持っていらっしゃるでしょうから、その中の一つでもつなげていかれるような、人と人の輪を広げていかれるような努力をぜひお願いしたいと思います。

続けて伺いますが、大都市圏においては、ふるさとに帰りたい、移住を希望するという方々、また若者もふえているようです。大都市圏からの移住促進に係る取り組みの現状と今後の取り組みについて、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 本県では、移住の促進のため、大都市圏での相談会の開催、また、ホームページ等による情報発信など、本県の魅力をPRするとともに、市町村が実施する取り組みへ支援を行うなど、各種の施策に取り組んできたところでございます。このような中、田舎暮らしを志向する田園回帰の動きなど、都市住民の地方移住に対する意識の変化と申しますか、ニーズの高まりがあると考え

ておりますが、一方で、地域間の競争が激化していると認識をしているところでございます。このようなことから、地方移住に対するニーズを本県への移住に着実につなげていくためには、大都市圏でのより直接的な働きかけや、県、市町村、関係機関が一体となって対応する組織づくり、また、移住された方々のその後のフォローアップの充実など、移住者の視点に立った各種の施策の強化を検討していく必要があると考えているところでございます。地方創生ということで、国におきましても、総合戦略の骨子案において、大都市から地方への新しい人の流れをつくるという方針を示しているところでございまして、この流れを踏まえ、今後とも、移住の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 今おっしゃったように、県と市町村と関係団体が一体となった組織づくりというのが急務なのかなという感想を持ちます。県内の自治体においては、早速そういったものに取り組んでいるところもあるみたいですし、やはり一地域だけで完結するのじゃなくて、希望者というのはいろんなところを見て回りたいというような思いもあるようですから、いかにその情報をうまく提供できるかというのも一つの鍵だと思います。知事が、そのところをうまくまとめていただいて、県内でのいい連携をつくっていただければと思います。

次に移ります。私が昨年度からいろいろと質問させていただきましたものづくり補助金について伺いたいと思います。他県に比べて、本県は2次産業というものが非常に弱いというようなデータも出ておりますし、2次産業に対する高率補助をするという経済産業省の施策だったんですが、先日、このものづくり補助金制度を

つくられたときの経済産業大臣であった茂木代議士も、この政策は非常に好評だったと、いろんなところでそういうお声を受けているようです。昨年、ことしと2年にわたって実施された事業であります。この2カ年の実績と評価について商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 国のいわゆるものづくり補助金は、24年度及び25年度にいずれも補正予算で予算化されたものであります。24年度の補正事業では、県内で71件が採択され、6億円余の補助金が交付されております。また、25年度の補正事業では、100件の採択を目標に、事業実施団体の中小企業団体中央会を中心に、県内商工関係団体、さらには県内金融機関などがオール宮崎の態勢で、事業の広報や企業の掘り起こし、申請の際のサポートなどに積極的に取り組んでいただいた結果、目標を上回る128件が採択されており、約12億円の補助金が交付される見込みであります。この補助金により、県内中小企業、小規模事業者の試作品開発や設備投資が着々と進んでおまして、その事業効果は高いと考えております。今後は、より効果を高めるため、関係機関と連携し、例えば、新商品・新技術開発に対する助言・指導などのフォローアップに取り組んでまいります。

**○二見康之議員** 昨年度が6億円余、そしてことしが12億円余ということですが、これは非常に大きな額で、一般の個人の企業ではなかなかできない金額だったんじゃないかなと思います。その取り組みに対して、出だしがちょっと遅かったというのは否めないんですけども、しかし、いろんな企業の方々から、県のほうからお電話いただいたとか、いろんなアドバイスをいただいたとか、非常にいい声をた

くさん聞くことができました。中小企業団体中央会の皆さんと県職員の皆さんが一体となって——特に商工担当の方々に、とにかく今、必死でやっていると血相を変えて言われたことがありましたので、どれだけ真剣に取り組まれたかというのは、私のほうにも非常に強く伝わってきたところでした。また、何より民間の方々からいい評価をいただいたということが一番よかったのかなと思います。

行政と民間との信頼関係をさらに構築していけるように取り組みを続けていきたいところなんですけど、採択された企業は、今回、いろんな事業に取り組むことができたわけなんですけれども、残念ながら採択から落ちてしまったところ、しかし、その取り組み内容というものについてはすばらしいものもあったんだと思われま。新たな分野にチャレンジしようとした試みというものをそのままにしておくのは非常に惜しいものであると思います。採択されなかった企業へのフォローについて取り組むべきと考えますが、商工観光労働部長のお考えを伺います。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 採択されなかった各企業に対しましては、支援機関とも連携して、専門家による助言・指導を行っておりますほか、新商品開発や販路開拓に係る他の支援制度、例えば、県単独の支援制度である経営革新補助事業などの活用を図ることによりまして、事業化に向けたフォローアップに努めております。また、ものづくり補助金につきましては、中小企業団体中央会が国に対して事業の継続を要望しておりますが、県といたしましても、この補助金は企業のニーズが高く、経済効果等もあることから、採択されなかった企業が再チャレンジできるよう、事業の継続、拡充を

国に直接働きかけておりますほか、九州地方知事会等を通じた要望活動も行っているところでございます。

**○二見康之議員** いろんなどころで景気のこととかの話も出るんですけど、景気がいいか悪いかというのは、ある意味、お金が投資のほうに回っていくかというところも一つの指標になるのかなと思うわけです。そういった中で、今回、2年間で一応終わった事業となっているわけなんですけれども、またさらに続けて国でも取り組んでもらえるような要望活動も必要でしょうし、また、ものづくりが本県は弱いということであれば、やはり地方創生の中でも、九州でいっても、結果を見れば福岡が一番多かったわけで、地方と都市部との格差があるわけですから、そこに対する配慮を求めていくというのも一つ必要なのかなと感じているところで

次に、若年層の社会減について伺います。昨日の求人倍率のデータのお話等を伺っておりましたが、若者の流出というのは、雇用の数だけではないというのは明らかかなと思います。若者にいかに魅力ある働く場を創出することができるか、それが重要なのだと思うのですが、このことについて商工観光労働部長のお考えを伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 本県において、若者に魅力ある働く場を創出していくことは、人口減少対策の上でも極めて重要であると認識しております。若者の流出防止とU I ターン推進の両面から取り組んでいく必要があると考えております。流出防止につきましては、フードビジネスや東九州メディカルバレーなど、成長産業の加速化や企業立地による雇用の創出とあわせ、女性が働きやすい、休暇がと

りやすいなど、働きやすい職場づくりを推進し、若者が県内にとどまることができるよう環境整備を進めているところです。

一方、UIターンにつきましても、通勤時間の長さ、安価な住宅、恵まれた子育て環境といった、給与水準などでは比較できない本県の優位性について強くアピールすることにより、多くの県外在住者を呼び込みたいと考えております。

**○二見康之議員** 続いて、雇用の創出を図る上では、新規の創業を支援していくことも必要だと思っておりますが、県はこの新規創業についてどのような取り組みを行っているのか、同じく商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 新規創業は、本県産業の活性化に寄与し、また、雇用の創出も期待できる重要なものと考えております。このため、宮崎商工会議所内に設置しました「みやざきスタートアップセンター」において、経営戦略から商品サービスのブラッシュアップや販路開拓まで、一貫した支援に取り組んでおります。また、創業間もない企業等を支援・育成するため、「みやざき新ビジネス応援プラザ」を設置しまして、低料金で利用できるオフィスを提供しますとともに、産業振興機構のコーディネーターによる経営に関する指導・助言を定期的に行っているところであります。県といたしましては、今後とも、新規創業への取り組みを支援するほか、地場企業の振興や企業立地の促進を図り、働く場の創出に努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 生活や子育てしやすい環境という風土というものもあるでしょう。それは、都会に比べて本県が誇れるいい魅力だとも思います。ただ、ことしの3月に発表された大学生

就職企業人気ランキングというものがあったので、そのデータを見てみましたら、人気のある業種というのは、旅行、空輸、広告、飲料メーカー、ゲーム関連業、ブライダル業、そういったところに人気が集まっているようです。また、企業の選択理由というものについては、やりたい仕事ができそう、安定している、業界上位である、将来性がある、社会的貢献度が高いなどというのが上位のほうに挙がっております。これらのニーズに対応していくということは非常に難しいことかもしれませんが、若年層の社会減という現実はどう対策を打っていくのかというのは、今、宮崎県が直面している課題なんじゃないかなと思います。

ある雑誌で、お隣の熊本県の蒲島知事の対談があったものですから、それを読んだところ、「危機下におけるリーダーシップには、好況下とは違うものが求められる。1つは価値観の転換、2つ目に課題解決、3つ目には夢を語る。そして、この難問という課題解決に挑戦するために知事になったのだ」ということが書いてありました。

知事に、最初の質問で、人口減少というものが最重要課題だというふうにお答えいただいたわけですが、本県の真の地方再生を実現するために国に提案されました「みやざきモデル」というものにおいて、これまで本県が取り組んできた政策をきれいに整理された形にはなっていませんけれども、人口減少という大きな課題に対して、ある意味、価値観の転換というところの視点がちょっと足りないのかなと感じるわけなんです。これまで一般質問の中でもいろいろと御指摘されてきたことであるかと思っておりますけれども、このことに対して知事のお考えを伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 価値観の転換という御指摘に関しましては、現在の総合計画につきましても、「新しいゆたかさ」というものを求めていくということを指摘しておるところであります。必ずしも経済的な豊かさ、金銭的なものに評価されるものではない豊かさというものを宮崎は追求していく。我々には、恵まれた自然、食、そして人情味豊かな県民性、いろいろあるわけでございます。それをさらに強化していくこと、子育ての議論も先ほど展開をされたわけでございますが、そういったことに、これまで挑戦をしてきたところでございます。おかげさまで、「いい子どもが育つ都道府県ランキング」で全国トップであったり、いろいろなものがございます。ぜひ、今の宮崎で育てている子供、また、宮崎で働いてみたいという人々には、そういう宮崎の豊かさというものをアピールしていきたい。私も政策提案で、今、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を目指したいということをお申しておりますが、それも、そのような問題意識に基づくものでございます。そういう価値観の転換も図りながら、本県の強みを生かして雇用・産業の振興を図っていく、そのような取り組みを進めることによって、本県の地方創生「みやざきモデル」というものを実現してまいりたい、そのように考えております。

○二見康之議員 恐らく、それは若者たちが求めている価値観じゃないと思うんです。私たちも、同じ世代の都会に行っている友人とかの話を知ると、帰りたくても帰れないというのが現状であって、子育てしやすい環境であるとか、それはみんな知っているんです。自分が育ってきたところですから、環境がいいことは。だけど、何が足りないかといったら、さっきの就職ランキングに出ているような――若者というの

は、いろんな夢にチャレンジしたいとか、新しいことに頑張ってみたい、そういった燃えるような情熱を持っている人が多いと思うので、そういう情熱を発散できるというか、活躍できる場をどうやってつくっていくかというところが一番大事なのかなと思います。宮崎県にある豊かさというものは、みんなが実感しているところであって、それはみんながわかっている。それにプラスして、都会にあるような娯楽があるとか、大都市化するのがいいことじゃなくて、自己実現ができるような環境整備というものをぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、林業公社について伺います。これまで4年間の経営責任者として、理事長である知事は、この公社の経営についてどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 私が理事長に就任した当時は、林業公社におきましては、第3期経営計画に基づき、経営改善に取り組んでいたところではありますが、木材価格の低迷などによりまして、計画どおりの事業収入を確保できず、大変厳しい状況、資金不足が見込まれていたところでございます。このため、このような危機的状況を回復すべく、経営責任者として、第3期の経営計画を1年前倒しで改定いたしまして、間伐材の販売方式の見直しによる流通コストの削減でありますとか、利息の軽減などの経営改善に努めてきたところでもあります。その結果、現在の経営状況につきましては、国全体の追い風等も受けながら、目標としております年度末資金残高を上回るなど、おおむね順調に進んでいるものと考えております。

○二見康之議員 続けて、公社経営について今後どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 県におきましては、今年度、改めて公社の今後のあり方につきまして、外部検討委員会や県議会などの御意見を伺いながら検討を行いまして、公社として存続させるという県としての方針を決定したところであります。公社では、この方針に沿いまして、これまでの経営努力に加えて、木質バイオマスを初めとする木材の需要増などを踏まえた新たな改善策にも取り組みますとともに、森林の公益的機能の発揮や雇用の確保など、公社に期待されております役割というものをしっかり果たしながら、改定計画の確実な実行に努めていくこととしております。

本県の林業は、現在、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の整備などにより、強い追い風が吹いていると考えておりまして、私としましては、この流れをさらに加速化させ、木材価格の低迷など、林業が抱える課題を解決していくことが、林業公社の経営改善にもつながるものと考えておるところでございます。先ほど議論がありました川崎市との提携というの、本県の林業の蓄積によるものが大きいところでありまして、まさに本県の宝であろうと考えておるところでございます。今後とも、本県林業の成長産業化に向けて、さまざまな施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 いろんな意味で追い風が吹いているんでしょうね。円安が進んだということも非常に大きな影響があったのかなと思いますが、いかんせん今の社会というのはいつ動いていくかわかりませんから、経営のあり方としては、まだ危ないといえますか、厳しいことには変わりないと思います。今回、26年度で存続するか廃止するかという決断をされるということでの話だったものですから。ただ、当初は、

たしか29年度で判断するという事だったと思います。引き続き、この経営については注視して、しっかりと経営がよくなっていくように取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、今回、県私立幼稚園連合会、私立幼稚園PTA連合会のほうから御相談がありました。まず初めに伺いますが、来年度から「子ども・子育て支援新制度」に移行する予定であります。今後、私立幼稚園に対する支援についてどのように取り組んでいかれるのか、知事に伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 子育て支援につきましては、幼稚園や保育所の改築・耐震化などによります子育て環境の整備や、「未来みやぎ子育て県民運動」の展開によります機運の醸成、さらには、結婚から妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援など、さまざまな施策に多面的に取り組んでいるところであります。その中で、就学前の子供の教育を担っておられます私立幼稚園に対する支援というものは、安心して子供を生み育てられる子育て環境を整える上での重要な施策の一つであると考えておるところでございます。私も3人の子供がそれぞれお世話になったところであり、まさに実感をしておるところでございますが、来年度から施行が予定されております「子ども・子育て支援新制度」におきましては、運営費の算定について、幼稚園や保育所などに共通の仕組みが創設され、職員の処遇や配置状況等を踏まえたさまざまな加算も設けられることとなっております。制度が大きく変わるときは現場の皆さんにいろんな不安があるということ、私も意見交換の中で伺っておるところでございますが、県としましては、こうした新制度の適切な運用を図りながら、引き続き子育て支援の充実に努めてまいり

たいと考えております。

**○二見康之議員** 今回、私が相談を受けましたことは、私が議員に就任した年から毎年、県のほうに要望してある事項だったと思います。まず1点目なのですが、障がい児等の就園を支える特別支援教育事業費補助金について、2点目は、共働き世帯増加に伴う預かり保育推進事業費補助金について、3点目は、私立幼稚園職員等の退職手当に係る退職金基金事業費補助金についてであります。まず、福祉保健部長に伺いますが、私立幼稚園に対する特別支援教育経費補助事業及び預かり保育推進事業について、当県における補助額の増額はできないものか。九州各県と比べても低い設定になっております。福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 幼児期の特別支援教育につきましては、障がいのある子供たちの心や体の自発的な成長を促す上で重要であり、また、保護者の就労の多様化に対応した預かり保育につきましても、仕事と子育ての両立支援を図る施策として有効であると考えております。このため、近年の対象幼児数の増加等に対応して、必要な予算の確保に努めてきたところでありまして、本年度の予算額は、特別支援教育経費補助金が約3,500万円、預かり保育推進事業補助金が約1億1,100万円となっております。県としましては、極めて厳しい財政状況ではありますが、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 当県においては、障がい児が1人いる場合は19万6,000円、そして、2人以上いる場合は1人当たり39万2,000円の補助となっていると伺っております。九州内における他県の状況としては、沖縄県は同じ設定となっておりますが、1人いる場合、倍額の39万2,000円、

2人以上いる場合は、福岡県以外は当県の倍の78万4,000円というふうに設定されております。この特別支援体制を整えるには、職員1人つけないと対応できないぐらい大変なことなんだと、現場のほうではそういうふうに伺っております。幼稚園においてしっかりとした特別支援体制をとってもらうためにも、他県並みの支援が必要だと思われれます。

また、預かり保育についてですが、時代の変化とともに夫婦共働き世帯が本当にふえてきています。幼稚園としても、この取り組みをしないわけにはいかない状況となっているのが現状であります。これについては、預かり担当の人数に応じて補助金額が決められていますが、同じく、九州各県と比較しても低い設定になっていると言わざるを得ません。「日本一の子育て・子育て立県」を掲げる宮崎県として、せめて他県並みには支援できないものでしょうか。重ねて福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** ただいまの議員の御質問の趣旨というのは、十分私も理解しておるところでございますし、これまでも、どのような支援の充実ができるのかということは、いろんな形で、いろんな関係者の御意見も踏まえながら検討はしているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現状においては、必要な予算の確保を進めていくしか方法がないのかなと考えております。ただ、来年度、新制度ができる中で、幼稚園本体の支援の部分、いわゆる基本的な支援の部分はかなり充実されますので、トータルとしては幼稚園の経営も充実するのかなと考えております。

**○二見康之議員** 新しい制度で本体部分の支援がよくなるのは、どこも一緒なんだと思うんです。これは、それぞれの事業について見

ていかなければならないのかなと思います。予算がない、財政的に厳しいのはよくよくわかっているわけなんですけれども、ちょっと角度を変えてお伺いします。特別支援について、障がい児1人の場合と2人以上いる場合で1人当たりの補助単価が違いますが、その理由を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** これまでいろんな国の制度改正がありました。何年前かわかりませんが、今の金額になったと思っております。県といたしましては、今の財政状況も踏まえますと、現行の基準額、いわゆる1人の場合は19万6,000円、2人の場合は39万2,000円、これは沖縄県と同額でございますけれども、これで設定をさせていただいているということでございます。

**○二見康之議員** 県が助成するに当たって、在園する障がい児の数によって障がい児1人当たりの補助金額の差があつていいものなのでしょうか。ここをちょっと知事に、そのお考えを伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** さまざまな財政状況が厳しい中で、それぞれの県において工夫がなされているというふうにとめておるところでございます。全体等を見て、今、御指摘のあつたこういう支援事業も含めて、しっかりとこれからいろんな形で工夫を凝らしてまいりたい、そのように考えておるところであります。

**○二見康之議員** 幼稚園に障がい児が1人いる場合、19万6,000円の補助、2人いる場合は78万4,000円になるわけです。となると、幼稚園にとっては4倍の差が出る、収入の格差が出るということなんです、これには、まず、親が病院に子供を連れて行って、障がいがあるということ認めなければならないという、一つの

ハードルがあるわけです。現実には認めたくないという親心があるわけです。認めるということはなかなか難しい問題であるわけなんです。

1人だけじゃなくて2人、3人と認める。軽い症状だけども、いろんな課題を持っている子がいる、そういうのが今の現状なんです。そのような現状において、1人しか認定されている子供がいない園においては、先ほど言ったように19万6,000円の補助、しかし、2人いた場合には4倍の補助を得られるようになってしまう。先生たちは、もちろん子供たちのためを思っているいろいろと教育・保育をされるわけなんですけれども、そのような環境というか現状を県のほうがつくってしまっているというのが、今の現実なんじゃないでしょうか。先生方に、2人以上いるからこの子たちは補助率が高い、1人だったらこの子は低いと、そんなことを頭の中で考えながら子供たちの教育を担わせようとしている今の県のあり方というものは、本当に子育て日本一を目指す県政であるのか。それが本当によい子育てにつながっているとお考えなのか、知事のお考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘を踏まえて、よく今後検討してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** よくよく御検討ください。障がい児が1人いるのか、2人いるのかによって全然補助金が変わってくるわけです。そういう設定の仕方というのは本当にいいのかと思うんです。御検討に期待したいと思います。

次に移ります。今度は3点目、退職金基金について伺いますが、幼稚園の退職手当資金給付事業の安定的な運営のために、平成17年度から年々、県の補助は減額が続いております。財団の運営に大変憂慮されております。補助率としては、平成16年度が1000分の31だったのが、今



年度では1000分の12.3と、約3分の1になっております。この助成には、私学教職員退職金補助金積算率1000分の36という地方交付税による手当てがされているはずですが、県の補助金は増額できないのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 本県の私立幼稚園職員等の退職手当につきましては、公益財団法人宮崎県私学振興会が、会員である学校法人等からの負担金、それと県からの補助金等を積み立て、給付事業を行っていただいているところでございます。御指摘がありましたように、私立幼稚園の退職手当や共済費等につきましては、給与等とあわせて、経常経費に対する経費として地方財政措置が講じられているところでございます。これを踏まえ、県といたしましては、大変厳しい財政状況であります。私立幼稚園の重要性に鑑み、全体としては相応の支援を行っているところでございますので、御理解を賜りたいと考えております。

**○二見康之議員** 理解ができないから要望されているんだというふうに私は思います。今まで県のほうに要望されていたのに、今回こうやって議会のほうにも相談に来られたということが、何よりの証拠じゃないでしょうか。総合政策部長は就任されてまだ半年少々ですから、幼稚園の実態というものについてまだお詳しくないかもしれませんが、この退職金制度、県と幼稚園がそれぞれ負担率に応じて積み立てていくものになっております。

平成16年度において、県の補助率1000分の31、それに対して幼稚園のほうは1000分の51ですから、年間1000分の82を積み立てることができたものが、平成25年度では1000分の63.5、そして26年度では、幼稚園が1000分の5上がったにもかかわらず、県がまた1000分の0.2減額し

ておりますから、本年は1000分の68.3と、10年前の約1.5%の減額となっております。13年前に、基金運営が厳しいということで幼稚園負担をふやしたわけでありましてけれども、それから県の補助は減らされ続けております。運営が難しいから増額したのに、さらに運営が厳しくなってきたのが事実であります。

退職金給付も、就業2年未満には不支給というように幼稚園業界のほうも対応されているそうです。それでもまだ厳しい状況なので、幼稚園のほうでは、来年度はさらに負担率を上げないと基金運営は継続できないだろうというようなことです。各法人の負担も限界に来ていると伺っております。宮崎県の補助率というものは、九州他県を見ても最低の金額となっております。

幼稚園の重要性に鑑み、相応の支援を行っていくので御理解をと言われましたが、年々県負担を削減していくことが相応の支援と言えるのでしょうか。知事は、対話と協働をモットーとされておりますが、どのようにすればこの基金運営を続けていくことができるのか、このことについて、知事はどれだけ対話をされてきたのか、相互理解を深める努力をされてきたのか、甚だ疑問であります。知事に、これまでの取り組みについてお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 先ほどより突然のお尋ねが続いておりますが、私も十分準備ができていないところでございますが、いずれにせよ、私立幼稚園の関係者の皆様から毎年要望いただいております。しっかり受けとめて、厳しい財政状況ということをお願いにしていけないということを思いながらも、しっかりとした私立幼稚園での教育が進むように、県としても研究・検討してまいりたいと考

えております。

**○二見康之議員** この問題はここ1年、2年の話じゃなくて、ずっと幼稚園団体のほうから上げてこられた要望事項なんじゃないですか。そのときに本当に検討されたんですか。きょうここで質問されるのに、聞いていなかったからという現実認識のあり方というのは、ちょっと理解に苦しむところなんですけど、幼稚園の中でも、いい先生たちを確保しよう、いい教育を子供たちに提供しようと、一生懸命頑張っております。その中で、先生たちは、退職金のこととか考えないで現場のほうに当たっていると思います。しかしながら、年々、宮崎県の退職金の補助のほうは下がっていく。先生たちの現状というのを本当に御理解いただいているのかなと。朝早くからバスに乗って子供たちを迎えに行き、昼間の仕事を終え、今の時期だったら、お遊戯会や発表会、そういったものの準備に追われて夜中まで頑張っているらしい。退職金のこととか考えていないと思います。だからこそ、政治のほうで、我々のほうで、しっかりといい働きやすい環境をつくっていくという思いで取り組んでいかなければならないと思うんですが、ぜひ、今後の御検討を期待したいと思います。

次の質問に移ります。9月議会で重松議員が骨髄バンクについて質問されました。骨髄移植を推進するためには、多くのドナーを確保する必要がありますと思いますが、これまでの経過を含め、県は今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 骨髄移植は、国内で年間1,300例程度行われておりますが、常時3,000人近くの患者が移植を待っており、移植を推進するためには、さらに多くのドナーを確

保することが重要であります。このため、県におきましては、保健所における登録窓口の開設、休日登録会の実施、10月の骨髄バンク推進月間に合わせた街頭啓発や、県広報による登録呼びかけを行っております。また、今年度はさらに、県本庁舎や総合庁舎での献血に合わせてドナー登録の呼びかけを行い、これまで22名の職員が登録を行ったところであります。県としましては、これらの取り組みを充実するとともに、地域のイベントやスポーツキャンプなど、多くの集客が見込める機会を活用し、啓発活動を実施するなど、ドナーの確保に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

**○二見康之議員** 骨髄バンクの皆さんはボランティアの方々が多くて、個人的に取り組んでいらっしゃる方が本当に多いです。一生懸命取り組んでいらっしゃいます。だけど、いろんなアイデアとかノウハウとかも持たないものですから、県のほうにいろいろ相談させてほしいという思いでいらっしゃるようですので、これからの取り組みに期待していきたいと。最近、赤十字も交えた会議を設けられたという話も伺いましたので、いろんな意味で情報交換をしながら、どうしたらさらにいい取り組みができるのか、考えていただければと思います。

次の質問に移りますが、先日も性に関する質問がありました。本年事業として福祉保健部が、安全・安心な妊娠・出産につなげる目的として、パンフレット作成や講演会開催などをされるようですが、そもそもこのような内容については、年齢に応じた性教育がしっかりと行われていなければならないのであって、このような分野にこそ、塾の講師ではない、子供の全体的な成長に責任を負う学校教師としての教育的役割が求められると思います。このような取り組

みを福祉の分野で施策を講じなければならない現状を真摯に受けとめ、性に関する指導について、学校教育においてしっかり指導することが必要であると思いますが、教育長のお考えを伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 望まない妊娠であるとか、性感染症の問題だとか、性に関する問題が深刻化している状況にある中、性に関する指導は、危機意識を持ちながらしっかりと行うべきだと考えております。そのような認識のもと、学校では、保健学習など教科の授業で性に関する科学的知識を理解させることに加え、道徳や特別活動等において外部から専門の医師を招聘し、命のとうとさに気づかせるような心に響く指導や、社会の一員としてのモラルや責任について自覚を持たせる指導などを行っております。本県では、性に関する指導は、命のとうとさを考える基盤となる、特に大切にすべき指導であると捉え、県独自で性に関する教育資料「かけがえのない大切な命」を作成しております。本資料の効果や内容を検証・改善しながら、発達の段階に応じた指導の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 教育委員長に伺いたいと思いますが、本県の重要な教育的課題というものは何か、また、その課題にどう取り組んでいかれようとしているのか。教育委員長のお考えを伺いたいと思います。

**○教育委員長（島原俊英君）** 大変変化の激しい現代社会の中で、社会で求められる人材も変わってきていると考えております。教育にはさまざまな課題がありますが、その中でも特に、本県というよりは全国的な、それから、本質的な、根本的な課題だと思っておりますけれども、与えられた問題を解決するだけではなくて、学ぶこ

とに高い意欲を持ち、みずから問題を発見し、困難に挑戦し、そして解決していくという力をつけていくことが大切だと考えています。それを一言で言うと「生きる力」というものになるだろうと考えていますけれども、子供たちに揺らぎのないものとしてどう身につけさせていくか、それが重要なことだと認識しております。そのためには、生きる力の基盤となる「確かな学力」を育むこと、それから、郷土を愛し、郷土を支え、誇りに思い、その発展に貢献する気概につながる「豊かな人間性」の育成、自立した社会人・職業人を育む「キャリア教育の充実」などが大切であります。学校、家庭、地域、企業が連携しながらしっかりと取り組み、本県の地域社会や地域産業の将来を支える人材を育成してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 実践的な教育というものはやっぱり必要だと思いますので、教育委員長にはそういったところで期待を集められているのかなと思います。また、前任の齊藤教育委員長にも同じような質問をさせていただきました。そのときに言われた課題について、まだ教育委員会の中でもいろいろと取り組まなければならないと思いますが、どのようにお考えか、教育委員長のお考えを伺います。

**○教育委員長（島原俊英君）** 齊藤前委員長は、家庭や地域の教育力の向上と教職員の資質向上の2つの課題を注視されていたと認識しております。私も、これらの課題が教育を支える基盤となるものであり、本県教育の向上についても非常に大事なものだと考えております。前教育委員長と同じ思いを持ちながら、今後とも継続して取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 私も当初から、教育において

は立腰教育というものを取り入れることを勧めておりました。今、本県では、立腰指導を第二次宮崎県教育振興基本計画の中に位置づけ、県の施策として取り組んでいます。現在、どの程度各学校において浸透しているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 腰骨を立てた正しい姿勢を身につけさせるというのが立腰指導であります。そのことにつきましては、体力向上を推進する具体的な施策の一つであることはもちろんですが、学ぶ上できちんと姿勢を正すという意味からも効果が高いことから、本県の施策として、23年度から組織的に取り組みを始めているところであります。今年4月に実施しました調査によりますと、平成25年度の公立学校における立腰指導の実施率は、小学校が83.7%、中学校が85.9%、高等学校が67.6%、全体で83%となっております。できれば100%を目指したいと考えているところであり、一層の普及を狙いまして、4月の体育担当責任者会の中で、公立全小・中・高等学校の体育の責任者に対しまして、総合的な体力向上も図られる、また、学習活動に対する集中力が高まるなどの立腰指導の効果や、指導方法等を具体的に示すなど、全ての学校で取り組みが行われるように周知徹底を図っているところでございます。

**○二見康之議員** あわせて、しつけの基本と言われる「挨拶をする」「返事をする」「履物をそろえる」というしつけ教育の徹底も、これまで訴えてまいりましたが、ここに焦点を当てて取り組んでいくことはできないのか、同じく教育長にお伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 御指摘の「挨拶をする」「返事をする」「履物をそろえる」といった習慣につきましては、まず、家庭において

しっかりと身につけさせるべきものと考えておりますが、これらは、子供たちの生きる基盤である基本的なマナーを育むという点で非常に重要なことでもありますので、これまでも各学校において指導がなされております。基本的な生活習慣の中でも、特に挨拶は何より大切であると考えておりますので、第二次宮崎県教育振興基本計画において、本県教育が特に目指す姿として示した10の重点目標の中で、まず第1番目に「あいさつができる子ども 日本一」を掲げ、指導の徹底を図っているところでございます。本県の子供たちを、一人残らず社会でしっかりと通用する人に育てたい、また、社会で愛される人に育てたい、そういう思いを持っておりますので、今後とも、基本的な生活習慣の確実な定着が図られるよう、取り組みを進めていきたいと考えております。

**○二見康之議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ことし6月に内閣府が発表した「子ども・若者白書」2014年版において、「今を生きる若者の意識～国際比較からみえてくるもの」ということで、世界7カ国の若者、満13歳から満29歳までの男女の意識調査の結果が発表されました。「あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか」という問いに対し、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と答えた割合について、日本では61.6%、韓国では86.4%、アメリカでは91.1%、イギリスでは89.8%、ドイツでは82.4%、フランスでは83.3%、スウェーデンでは90.8%という結果でありました。今の日本がどのような現状に置かれているのか、これを知る一つの示唆ではないかと思ひます。本県に生まれた多くの子供たちが明るい将来の希望を持てるように、これからも県勢発展のために頑張っていきたいと

思いますし、知事にも御尽力いただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。(拍手)

○押川修一郎副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 県民連合の鳥飼でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

「誰の知的影響も受けていないと信じている実務家でさえ、誰かしら過去の経済学者の奴隷であるのが通例である。虚空の声を聞く権力の座の狂人も、数年前のある学者先生から(自分に見合った)狂気を引き出している」これは、掲題書の74ページに引用されたケインズの言だ。書かれたのは1936年だが、今や問題はさらに大衆化し拡散している」

以上は、9月14日付の毎日新聞「今週の本棚」に掲載された藻谷浩介氏の伊東光晴著作「アベノミクス批判」への書評の一部であります。藻谷氏は続けて、第1の矢である大胆な金融緩和、第2の矢である10年間で200兆円を投じるとした国土強靱化という名の公共事業、第3の矢である成長戦略、そして安倍総理が日本を取り戻すとした隠れた第4の矢である集团的自衛権と特定秘密保護法に触れた後、こう述べています。「評者も懺悔しなければならない。心筋梗塞で生死の境をさまよう経験をされながら、命を削って発信を続ける著者の思いに、力

足らずの後進のはしくれとして、よく応えられていないことを。若者よ、集団幻想を抜け出し、勇気を持って事実を語ろう。若ければ若いほど、真珠湾攻撃にも似て出口戦略のない無謀な金融緩和の、頓挫した後の世界を生きていく時間は長いから」と続けています。そこで、知事に、アベノミクスに対する認識と評価についてお尋ねします。

以上、壇上からお尋ねします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

アベノミクスであります。大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢によりまして、デフレからの早期脱却と日本経済の再生を目指すものでありまして、労働市場の活性化、円安による輸出産業の収益増加など、我が国経済の活性化に一定の成果をもたらしたものと考えております。一方、先日発表されました7月から9月期の四半期別GDP速報値は、2期連続のマイナスとなったところであります。その要因としまして、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や、夏場の天候不順による個人消費の不振、企業在庫の調整などが挙げられているところでありますが、景気の動向や経済状況の評価につきましては、長期的な視点による分析が必要であろうと考えております。

私も、県内各地を回り、県民の方々の間に景気回復の実感がなかなか感じられないという声があることについては、十分認識しておるところでありまして、経済の好循環を実現するためには、アベノミクスの効果を全国津々浦々にまで届ける必要があるものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 あんまりアベノミクスの評価と認識にはお答えになっていないのかなというふうに思いますが、次に移ります。

次に、アベノミクスの地方への波及についてであります。知事は、先日の田口議員への答弁で、「地方においては、景気回復の実感が得られにくい状況にあり、円安による原料価格や燃油価格の上昇から、農林水産業や中小企業での収益悪化が懸念されています」と答弁されていますが、県民も同じように感じているのではないかと。給料は少しは上がったかもしれないが、物の値段がどんどん上がる、そんな感じではないかと思っています。アベノミクスが地方に波及しない理由について、どのように考えておられるのか、知事にお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 本県経済の現状を見ておきますと、雇用情勢においては、有効求人倍率が平成4年以来の0.9倍台を維持しているということ、また、金融面においては、法人向けの貸出金が前年を上回って推移していることなど、改善が進んでいるところではありますが、個人消費などで一部に弱さが見られているところでもあります。中小企業が多く、農林水産業を基幹産業とする本県のような地方におきましては、円安に伴う原料や燃料等の輸入品価格の上昇によりまして、事業者等の収益悪化が懸念されるなど、都市部と比較すると、なかなか景気回復の実感が得られにくい状況があるのではないかと考えております。

こうした中、政府は、景気の好循環を確かなものにし、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせるということで、地方の活性化に重点を置いた経済対策の検討を始めたところでもあります。今後、地方創生の動きとも連動させつつ、必要な予算確保を含め、県としても、しっ

かり取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 日銀宮崎支店の直近の宮崎県金融経済概況によりますと、「宮崎県の景気は最終需要面に弱さが見られるものの、基調としては持ち直しの動きが続いている」としておりますけれども、実感と合わないというのが私どももの感じでございます。

次に、第4の矢であります集团的自衛権についてお尋ねします。安倍内閣は7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行いました。その要点は、歴代自民党内閣で憲法第9条のもとでは許されないと解されてきた集团的自衛権の行使に関する従来の政府見解を変更し、その行使が第9条解釈上も許されるとしました。これは実質的な憲法改定であり、憲法第96条により手続を行うべきと思われまますが、知事の認識をお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 世界各地におきまして、さまざまな紛争が起こっており、我が国近辺においても、同様のいろいろなリスクが高まっている状況におきまして、安全保障環境が大きく変化しているということを踏まえますと、我が国の安全保障のあり方を議論することは、極めて重要であろうと考えております。この問題は、国の根幹にかかわる極めて重要な課題であると考えておりますので、今後、関連法令の改正等に関して議論が行われることと存じております。政府におきましては、その背景や内容を十分に説明し、また、国会におきましては、国民の幅広い意見を十分踏まえながら、丁寧かつ慎重な議論を行っていただきたい、そのように考えておるところであります。

○鳥飼謙二議員 これもあんまりお答えになっていないというのが正直な実感でございます

が、後で申し上げるとしまして、次に、特定秘密保護法についてお尋ねします。昨年の12月5日、参議院国家安全保障特別委員会で、怒号と悲鳴が飛び交う中、希代の悪法である特定秘密保護法が強行可決され、翌日、参議院本会議で可決・成立いたしました。県議会の当時の3会派、社民党、民主党、共産党は、山形屋前交差点で共同の街頭演説を行うなど、暴挙に抗議してまいりました。以降、私どもは、毎月6日に抗議の街頭宣伝を行っています。その後、法案の中身は若干修正されたようですが、根幹は変わっておりません。同法は、国民の知る権利を脅かし、報道・取材の自由、表現の自由を規制することで、国民主権そのものを侵害するおそれがありますが、特定秘密保護法についての知事の所見を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 特定秘密の保護に関する法律に関しまして、防衛・外交など我が国の安全保障に関する事項のうち、特に漏えい対策が必要な情報を特定秘密に指定して保護するものでありますが、安全保障を取り巻く環境が厳しさを増し、情報漏えいのリスクも懸念される状況の中で、我が国及び国民の安全確保のためには、機密漏えいを防止する法律の必要性はあるものと受けとめておるところであります。しかしながら、一方で、国民の知る権利を制限することにもなりますことから、これまでその兼ね合いが議論されたところでもあります。また、公開すべき情報まで秘密にすることにならないかなど、さまざまな課題も指摘されてきたところでもあります。

これらのことを踏まえ、今般、特定秘密の指定基準やチェック体制などを内容とする運用基準が定められたところでありまして、今後、法の運用に当たっては、安全保障と知る権利との

バランスがいかにとられていくのかというところが大変な議論になるということでございまして、これを注視してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 集団的自衛権と特定秘密保護法をお尋ねしたわけですけれども、国の根幹というものが、近代国家は、国民一人一人の意思によって成り立っているだろうと思っているんですね。ですから、憲法を変えるときには国民の声を聞く、国民が変えようじゃないかと言うときは、その声に基づいて変えていくというのが、当然、近代国家としてのありようではないかと思っています。そのことを抜きにして実質的に改定するというのは、日本は法治国家であることを捨てたのではないかとと言われてもやむを得ないと私は思っています。

日本人の習性を、哲学者の久野収は頂点同調主義と厳しくただしています。それは、「組織のトップの首をすげかえれば構成員は自然に新たなトップに従う。権威ある者に極端に弱く、みずから進んでなびいていき等質化しようとする。異を唱える者は仲間内で排除する。「お上」への同調を競い合う」、私たちは、この日本人の習性をしっかりと見詰め直さなくてはならないと思っております。「よらしむべし、知らしむべからず」では、国民主権は実現しません。総選挙での有権者の審判を仰いでいかななくてはならないと思っております。

では、次に移ります。子供の貧困対策についてであります。

先日、石井十次没後100年記念シンポジウムが宮日会館で行われ、私も参加してまいりました。法政大教授で社会活動家の湯浅誠氏は、「知った者の責任として子どもの貧困を考える」と題した講演で、「日本では、相対的貧困

児童は全児童の16.1%、328万人になっている。テレビもあり食べるものもある。学校にも行けると、一見問題がないように見えるが、クラスの中で、修学旅行に行けない、進学で夢を諦めるなどでスティグマとなり、本人の可能性を閉じ込めてしまい、社会の持続可能性に大きな影響を与えることが問題だ」と強調しておられました。

その後、湯浅さんや高校の先生、民間団体宮崎キワニスクラブの方、それから県庁からも来ておられましたけれども、パネルディスカッションが行われ、子供の状況が議論されまして、充実したものになったのではないかと考えておりますが、私は、もっと大人の貧困についても議論してほしいなというふうに思ったところでございます。今、満身に食事をとれなかったり、また入浴していないなどの絶対的貧困を含め、子供の貧困は深刻であります。子供の貧困についての現状をどう認識しているのか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 本県における子供の貧困の現状について、例えば生活保護世帯で見えますと、当該世帯員のうち18歳未満の受給者数は、平成20年7月の1,440人から平成26年7月の1,995人と増加しております。また、母子世帯については、国民生活基礎調査において、平均所得が全世帯の半分以下との結果が出ておりますが、本県の実態調査によりますと、母子世帯数は、平成19年9月の1万5,294世帯から平成24年11月の1万5,675世帯にふえております。さらに、児童養護施設の子供の大学等の進学率を見ますと、平成25年5月1日時点では、全国が12.3%、本県は0%となっております。今後、現状分析を深めてまいります。現時点で総じて言えますことは、子供の貧困の状

況は、本県においても全国と同様にあり、その対策が必要であると認識いたしております。

**○鳥飼謙二議員** 子供の貧困に関する法律第8条に基づき、8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。大綱では数値目標等も示されず、極めて不十分ではないかと思っております。県は、国が策定した大綱を受けて、子供の貧困解消に向けてどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 子供の貧困対策については、ことしの1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、去る8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。この大綱では、当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つが示されました。これを踏まえ、県としましては、新たに子供の貧困対策の計画を策定することとしておりまして、先般、庁内関係部局や市町村の担当者による会議を開催し、法の趣旨や大綱の内容について説明し、現在の取り組み状況等に関する意見交換を行ったところであります。今後、これらの会議を活用しながら、本県の子供の貧困に関する現状と課題の分析を深め、必要な対策の立案に取り組んでまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** ぜひしっかり取り組んでいただきますように、お願いしておきます。

次に、就学援助についてであります。学校教育法は、経済的理由によって就学困難な児童に対して、学用品費や修学旅行費、医療費、学校給食費等を支給すると定めています。25年度の就学援助の児童生徒への実施状況は、小中学校の要保護児童生徒数は1,044名で、全体に占める



比率は1.13%、準要保護児童生徒数は1万2,556名の13.59%となっています。特別支援学校を含めた全児童生徒数9万3,100人のうち、実に14.99%、1万3,957名が受給しており、平成21年度以降、この数字は一貫して増加していますが、教育長の現状認識をお伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 公立学校の義務教育段階にある児童生徒に対する就学援助につきましては、生活保護世帯等の要保護児童生徒と市町村民税非課税世帯等の準要保護児童生徒の保護者を対象として、学用品費や通学費等、就学に係る経費を給付することとなっております。先ほど、議員のほうで25年のデータを御紹介いただきましたが、21年度から25年度、5カ年について見ますと、就学援助の対象となる児童生徒数は、昨今の経済状況等もあって増加傾向がございます。就学のための援助を継続していく必要があると認識いたしております。

**○鳥飼謙二議員** 一貫して増加してきているということは、子供の貧困状態といえますか、厳しい状況が進行しているということですか。そこをしっかりと押さえて対策をとっていただきたいと思っております。

次に、奨学金についてお尋ねします。すぐれた資質を有しながら経済的事由により修学が困難な学生生徒に育英資金を貸与して、将来有能な人材を育成するとして、宮崎県育英資金制度があります。同制度は、一般育英資金とへき地育英資金があり、学習成績の平均評定値が3.0以上、家計基準は日本学生支援機構に準じるとし、公立高等学校で自宅通学の場合、最高月額1万8,000円、私立高校で月額3万円、大学国公立で自宅外通学の場合、最高月額5万円、私立大学6万3,000円などとなっています。いただいた資料では、25年度は4,082名、13億822万6,000

円が貸与されているようでございます。

一方、償還率を見てみますと、25年度、現年度・過年度合わせて64.1%と、年々悪くなってきています。これは、非正規社員が40%、年収200万円以下の勤労者が1,100万人になるなどの雇用環境の悪化があるのではないかと考えております。償還率の低下は、返済条件が現状にそぐわなくなっているのではないかと考えられますが、現状をどのように認識しておられるのかお尋ねします。

**○教育長(飛田 洋君)** 育英資金の償還率につきましては、平成24年度以降、64%台で推移しております。そういう中でありますが、未返還者につきましては、きめ細やかな対応をさせていただいているところであります。具体的に申し上げますと、返還を要請する訪問などにより、仕事についていない方や就労していても非正規雇用の方、正規雇用であっても収入が少ない方などの状況を把握し、その状況に応じた対応を行っているところであります。一方で、未返還者の中には、返還できるのに返還しないなど、返還意識の低い方も見受けられるところであります。その方々には強く返還を求めているところであります。個々人の状況へは細やかに配慮しながらも、限られた財源の中で、進学のための資金を必要とする子供たちが諦めることなく学び続けられるよう、制度を維持していくことが重要であると認識しております。

**○鳥飼謙二議員** 確かに資力はあるながら返還しない場合は厳しくやらなくてはならない、当然でございますけれども、その環境にないという場合は、返還猶予なり、いろんな対策を講じていく必要があると思います。そういう対策を制度としてとらない限りは、償還率がだんだんと低下するという数字となって、何をやってい

るんですかということになりますので、そこをもうちょっと工夫していただきたいなということをお願いしておきたいと思っております。

次に、日本学生支援機構についてでありますけれども、奨学金には有利子と無利子がございます。無利子で月額5万4,000円の貸与を受けると4年間で259万2,000円となりまして、返済額は同額の259万2,000円、15年で返済すると月額1万4,400円の返済となります。有利子で月額5万円の貸与を受けると4年間で240万円、返済額は256万1,012円、15年で返済すると月1万4,227円となります。しかし、いずれにしましても、卒業時に多額の借金を背負って社会人になるわけでありまして、これで果たして奨学金と言えるのだろうか、疑問を感じるわけでありまして。現状は、日本学生支援機構というのは金融業になっているんじゃないかというような感じもするわけでありまして、日本学生支援機構の奨学金制度の現状についてどのように考えているのか、教育長にお尋ねします。

**○教育長（飛田 洋君）** 日本学生支援機構の奨学金事業は、大学生や大学院生などを対象に、無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金により実施されております。第一種の無利子奨学金につきましては、一定の学力要件はあるものの、収入の少ない方が利用しやすい制度設計になっていると考えております。また、有利子奨学金の貸与条件につきましては、無利子奨学金より学力、収入の要件が緩和されていることによって借りやすくなっており、これまでも奨学金を必要とする多くの学生に貸与できておりますことから、一定の成果があるものと認識しております。国においては、「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」を設置し、無利子奨学金の貸与人員の拡充などについて検

討されていると聞いておりますが、よりよい制度を求めての取り組みだと考えております。

**○鳥飼謙二議員** いずれにしましても、卒業して多額の借金を抱えて社会に出る。それが一定の所得があれば返済できるわけですが、近年の状況では必ずしもそうはなっていないところがあるわけで、本来の奨学金としてのあるべき姿に日本学生支援機構も変わっていくべきではないかなと思っております。

次に、宮崎県育英資金制度についてですけれども、返還不要の奨学金制度を創設するとか、返済猶予等の制度の充実を図るべきではないかと思っておりますので、お尋ねします。

**○教育長（飛田 洋君）** 返還不要の奨学金制度の創設につきましては、財政的には非常に厳しい中にあるんですが、低所得世帯の高校生に対する教育費の負担軽減を図ることを目的に、今年度より、返還を要しない公立高等学校等奨学給付金制度を創設したところでありまして、給付に向けて今準備を進めており、書類のチェック等を進めているところであります。返還猶予につきましては、本人からの相談や、返還要請のための電話や訪問時の聞き取りにおいて、病気で仕事につけないなど返還が困難であると認められる場合には、猶予申請をされたらどうですかと促すなど、柔軟に対応しているところであります。今後とも、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 今答弁にありました返還不要の公立高等学校等奨学給付金、額は国公立で3万2,300円、これは月額じゃなくて年額なんですね。ここをもうちょっと充実できないかと思うわけでございますけれども、いずれにしても、制度の趣旨を、子供さんたちといいますか、高校生や対象児童に徹底していただきますように

——今取り組み中ということですから、今どれぐらいありますかということはこの場ではお聞きしませんので——よろしく願い申し上げます。

次に、難病対策についてお尋ねします。

我が国の難病対策は、1972年(昭和47年)、難病患者の救済策として、法律に根拠を持たないまま予算措置により実施されてまいりました。昨今、患者さんたちの強い要望等もあり、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が小児慢性疾病とあわせて成立し、来年1月より施行されることとなっています。法制化に対する評価について、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 難病対策につきましては、法律ではなく国の要綱に基づき実施されてまいりましたが、難病患者団体の御意見や請願を受けて、医療費助成対象疾患の拡大などについて、国に機会あるごとに要望を続け、県議会におきましても、平成23年9月に国に意見書を提出していただいたところであります。今回の法制化により、医療費助成対象疾患の大幅な拡大などが実現したことは、これまでの関係者の長年にわたる要望活動が実ったものであり、県といたしましても大変喜ばしく思っております。

**○鳥飼謙二議員** 法制化に伴いまして、昨日の答弁でもありましたけれども、患者さんが増加することになる。宮崎県でも9,000人から1万5,000人が見込まれているということですが、今後、そういう意味では、難病患者団体との連携をさらに強化していく必要があると思っております。宮崎県難病団体連絡協議会との連携について、部長の考えをお尋ねします。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 難病患者団体

との連携につきましては、これまでも、知事や担当部局との面談などの機会を設けて、患者の抱える問題や難病制度に関する御意見をお聞きし、できる限り難病施策の充実に反映しているところであります。今回の法制化による対象疾患の拡大に伴い、患者数も大きく増加することが見込まれておりますので、これまで以上に患者団体と連携をさらに密にして、情報収集を小まめに行うなど、患者の方々に寄り添った取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 制度の内容を患者さんにもよくわかっていただくという面からも、患者さんの団体が充実していく、それに県も協力するということは、県の施策の推進にもつながるということになりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、難病患者の支援を行うために、現在も保健所単位で協議会等が設置されているとお聞きしておりますけれども、活動状況についてお尋ねします。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 難病患者の支援につきましては、患者の抱える多岐にわたる問題について、支援に当たる関係者が共通認識を持って取り組んでいくことが大切でありますので、保健所を中心に、関係機関や患者及びその家族により構成される連絡会議等を設置しております。その活動内容は、例えば医師を講師とし、訪問看護師やケアマネジャーなど関係者の資質の向上を図るための研修会の開催や、患者の療養生活の質を向上させる方策等について検討を行っております。また、在宅療養を行っている患者を支援するために、難病訪問相談員を派遣したり、患者の医療及び日常生活に係る相談や助言等を行っております。

**○鳥飼謙二議員** 最後に、患者団体の活動拠点

の整備についてであります。患者団体の活動拠点として、平成17年9月に、県福祉総合センター内に宮崎県難病相談支援センターが開所し、現在、常勤職員1名が配置され、支援相談員による電話相談や面談が行われ、患者さんのよりどころとなってきました。患者・家族からは、昨年度1,414件の電話相談や面談が行われたり、また、延岡市や串間市などでの出張相談や、リハビリ教室を実施するなど、活発に活動されております。しかし、活動拠点となっている難病相談支援センターが狭すぎて、十分な活動ができない状況になっています。難病新法の施行に伴う活動を充実させるためにも、同センターの充実が求められていますので、お尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 宮崎県難病相談支援センターは、患者の日常生活の相談や支援、患者家族の交流の促進及び就労支援を行うなど、患者支援の拠点施設として、大きな役割を担っております。今回の法制化に伴い、患者数が大きく増加することが見込まれますし、センターの充実を図る必要性については理解しているところですが、お尋ねのセンターの拡充は、場所の確保の問題もありますので、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。難病患者さんは、各地に点々として闘病生活を送っておられます。そういう方がたくさんおられます。都市部だけではなくて、そういう人たちの声を聞いていただいて、今後、施策に反映していかれますようお願いしておきたいと思ひます。また、患者団体との意見交換についても、知事も積極的に受けていただいておりますが、今後とも、よろしくお願ひ申し

上げたいと思ひます。

次に、県立延岡病院についてお尋ねします。

県立延岡病院は、広大な中山間地を抱える県北地域の中核病院として、また医療資源が充実した宮崎市から遠距離で民間の総合病院が少ないという医療状況の中で、県北25万人の命と健康を守る最後のとりでとして、重要な役割を果たしています。また、県北地域は医師が少なく、西臼杵郡ではお産ができなかったり、日向入郷医療圏には小児夜間急病センターがなかったりするなど、県北の医療事情は厳しいものがあります。そこで、県北地域の医療の現状と県立延岡病院が果たすべき役割について、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県北地域の医療につきましては、医師不足や地域医療の担い手である開業医の高齢化などが大きな課題となっている中で、延岡市内の脳梗塞患者の受け入れや、延岡地区及び日向入郷地区の小児科の初期救急医療について、地元の医療機関などが協力して輪番制が構築されるとともに、いわゆるコンビニ受診の抑制に住民団体が取り組むなど、医師会や住民、行政が一体となって、限られた医療資源を有効活用し、地域医療を守る取り組みが展開されております。このような中、県立延岡病院は、災害医療や周産期医療を初め、がんや急性心筋梗塞の拠点病院であるとともに、ヘリポートを備えた救命救急センターとして、重症・重篤患者を積極的に受け入れるなど、県北住民の最後のとりでとなる中核病院として、大変重要な役割を担っていると考えております。

**○鳥飼謙二議員** 先日、太田清海議員と県立延岡病院を視察させていただきました。関係職員から、神経内科や眼科が休診中であることなど

概要の説明を受けまして、各病棟を回り、医師、看護師の皆さん方から御意見を聞かせていただきました。医師不足、看護師不足の中で、スタッフは懸命に患者さんの医療を守っておられることに感動さえ覚えたところでもあります。しかし、特に整形外科病棟では、患者数増加によるベッド数の不足、内科病棟では、医師が1名の上、看護師の病休等もあり、勤務体制に支障が出ていたり、産婦人科病棟では、救急搬送される患者の異常分娩等が多い上、助産師の不足もあるなど、総じて医師、看護師に極端な負荷がかかっている、綱渡りの状況であるように感じました。

また、昨年4月に救命救急センターが整備されましたが、同じ三次救急医療を担いながら、宮崎大学は医師20名で救急医療を担い、延岡病院は専任医師が1人で頑張っておられました。救急担当の竹智医師は、3階のヘリポートから近くにある医師公舎を示しながら、「延岡病院の規模では、医師数は1.5倍以上いるのが通常だが、近くに医師が住んでいることで、オンコールなどでがっちり協力しているから、何とか医療がやれています」というふうに話しておられました。本当に頭が下がる思いでした。以下、病院局長にお尋ねします。まず、休診中の神経内科、眼科の再開見通しについてお尋ねします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立延岡病院におきましては、現在、神経内科が休診となっているほか、眼科につきましても、常勤医師が不在のため、週1回の外来診療にとどまっているところでございます。特に神経内科につきましても、地域の医療機関に脳梗塞患者の輪番体制による受け入れをお願いするなど、厳しい状況が続いております。病院局といたしましては、従

来から医師の派遣をお願いしている宮崎大学に対して、派遣の要請を行っているところでございますが、大学におきましても、医師の確保が困難な状況が続いております。今後とも、病院長ともども粘り強く大学に働きかけるなど、さまざまな手だてを講じながら、休診科の再開に取り組んでまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 眼科の場合は、大分に行ったりとかしますし、神経内科は、開業医の輪番制により何とか回しているということですが、一日も早い再開をお願いしておきたいと思っております。

それから、特に血液内科や整形外科等の患者が多く、病棟での対応が大変な状況のように感じました。医師、看護師の確保はどのようになっているのかお尋ねします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立延岡病院では現在、宮崎大学及び熊本大学からの派遣などによりまして、55名の医師を配置しておるところでございますが、延岡病院の患者数を見ますと、さまざまな診療科で医師の増員を図らなければならないと考えております。延岡病院は県北の医療を支える中核病院でございますので、病院局としましては、医師を派遣していただいている宮崎大学及び熊本大学の医局に繰り返し医師派遣の要請を行うとともに、県外で活躍する本県出身医師への働きかけなど、さまざまな機会を捉え、医師の確保に努めているところでございます。延岡病院等の医師確保策は、なかなか先が見えない状況が続いております。一般的な地方創生事業で国が言います、従来の取り組みの延長線上でない異次元の政策、こういう政策を見出していく必要があると痛感しているところでございます。

また、看護師の確保でございますが、今年度

の採用試験において、延岡病院の地域枠25名を含め、昨年度と比べ17名多い95名の採用内定を行ったところでございまして、既に看護師免許を取得している方につきましては、10月から順次採用を行うなど、看護師の確保に努めているところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 医師確保等よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、救急患者のことですが、救急患者は平成19年度の1万308人をピークに減少しています。昨年スタートした救命救急センターでの救急患者の受け入れ状況と受け入れ体制についてお尋ねします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** まず、県立延岡病院の救急患者受け入れ件数でございまして、平成23年度が5,115件、24年度が5,034件、25年度が5,585件となっております。次に、救命救急センターの人員体制でございまして、11月1日現在で、救命救急科の専任医師1名、救急病棟の看護師16名の体制となっております。なお、平日夜間及び土日等の休日につきましては、各科の医師及び研修医2名、看護師3名で対応するとともに、オンコールにより必要に応じて専門医を呼び出す体制をとっているところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 救急患者が減少してきているということなんですが、ウオークインの患者も入院が減少しているんですね。コンビニ受診抑制で努力した結果であるとは思いますが、その行き過ぎで適切な医療機会を失うことがないようにお願いしておきたいと思ひます。というか、ウオークインでも入院する患者さんは今までもたくさんおられましたし、その患者さんも減ってきている、どこかに何か無理がいつているのではないかなとも思われたりし

ますので、御配慮をお願いしたいと思ひます。

次に、女性病棟では、救急搬送される妊産婦が多く、また異常分娩も平成25年度は64.9%と大変高くなっています。リスクの高い分娩等に適切に対応するため、医師、助産師の配置が重要と思ひられます。医師は定数どおり配置されているとのことですが、助産師が不足しているようであります。助産師の確保状況についてお尋ねします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 現在、延岡病院には26名の助産師がおりますが、育児休業による欠員、あるいは小児科等、産科以外への配置などによりまして、産科病棟には16名の助産師を配置しているところでございます。リスクの高い分娩に対応する助産師の確保は、延岡病院に限らず、県立病院全体の課題となっておりますので、今年度、特に助産師の不足が続く延岡病院の看護師1名を助産師養成学校に公費入学させるとともに、看護師採用試験案内に助産師資格を持つ看護師の募集を明記するなど、新たな取り組みを行ったところでございます。この結果、来年度の採用に向け、7名の助産師免許保有者及び取得見込み者の採用を内定したところでございまして、今後とも、必要な助産師の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 先日発表されました平成26年度の臨床研修マッチングについてでありますけれども、その結果は、前年度比10名増で、過去最高になったのではないかとと思ひます。県当局や関係者の取り組みを高く評価したいと思ひます。副院長を先頭に頑張っておられる県立延岡病院には、残念ながら応募がありませんでした。この結果をどのように考えておられるのか、病院局長にお尋ねします。

また、10月以降の2次募集の結果はどのよう

になっているのか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 病院局では、各県立病院の研修医確保のために、毎年、医学生に対し県外での病院説明会への参加や病院見学バスツアー等を行っているところですが、今回、延岡病院におきまして、基幹型研修病院としてマッチ者が出なかったことは、大変残念に思っております。医学生の意見等からその要因を考えますと、延岡病院は、県内研修医の多くを占める宮崎大学から遠く、学生から敬遠されやすいこと、あるいはまた、患者数が多い中で医師が充足しておらず、医学生の中に十分な研修が受けられるかといった懸念があるなど、さまざまな理由が考えられます。やはりまずは、医師の充実を図ること、そして、それが結果的に研修医の確保につながるものと考えております。

また、同病院につきましては、宮崎大学や熊本大学の協力型研修病院として研修医を受け入れておりますが、特に熊本大学からの研修医については、毎年6名程度が1年間にわたり研修しておりまして、基幹型と同程度の研修を実施しているところでございます。このような実績あるいは特徴等もPRしながら、今後とも、研修医の確保が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 2次募集につきましては、今年度末まで随時マッチングが行われますが、今のところ、マッチ者が出たという情報は伺っておりません。

**○鳥飼謙二議員** 研修医の確保、まず1名が大事かなというような気がしますね。そういう人がいて、それをまた後輩に引き継いでいくということが出てくるかと思えますし、また、住居の確保の支援とか、いろんな支援も考えていた

だきたいと思っております。

今、延岡病院について申し上げてまいりましたけれども、これらのモチベーションの高いスタッフにより支えられている延岡病院の現状でございます。医師確保に向けた知事の決意をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は就任以来、県内各地をくまなく回り、多くの県民の皆さんと意見交換する中で、医療の充実や医師確保についての切実な思いを直接伺ったところであります。一方で、医療現場で頑張っておられます医師、看護師の皆様は、県立病院のみならず民間病院も含めてであります。懸命な思いで強い使命感のもとに頑張っているということを実感しておるところでございます。こうした現場での医療従事者の負担を軽減し、県民の求める地域医療の充実を図っていくためには、医師、看護師等の確保に努めていくことが大変急務であると認識しておるところでございます。

このため、医師の確保につきましては、平成23年10月に宮崎県地域医療支援機構を設置しまして、臨床研修医の確保などに取り組みますとともに、平成25年4月には、県立日南病院に地域総合医育成サテライトセンターを設置して、総合医の育成を図ってきているところであります。また、ことしに5月に福岡で開催されました本県ゆかりの医師との交流会など、県内外の医師とのさまざまな交流の場にも私自身、積極的に参加しまして、本県の医療を担っていただくよう、さまざまな情報提供をし、またお願いしておるところでございます。さらに、先般、国に提言いたしました「真の地方創生を実現するみやざきモデル」におきましても、医師の地域偏在の解消などにつきまして、具体的な対応を要請したところであります。

医師の確保は一朝一夕に進むものではないと考えておりますが、地道で粘り強い取り組みが今後とも必要であると考えておりますので、宮崎大学、医師会、市町村としっかりスクラムを組みながら医師の確保を図ることによりまして、県民の皆様が安心できる地域医療体制の整備に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひ先頭に立って、これからもまた頑張ってくださいと思います。

次に、一ツ葉松林の松くい虫被害対策についてでございます。

一昨日も坂口議員のほうから、松くい虫対策についての質問がございましたが、私は一ツ葉海岸松林についてお聞きいたします。一ツ葉海岸松林は、約200年前に飛砂や塩害から住民の生活を守るために植栽されたと聞いています。その規模は、南北に約12キロ、最大幅で約1キロ、約830ヘクタールに及ぶ壮大な松林となっています。この一ツ葉海岸松林の枯死が目立ち、最近では、真っ赤といますか、茶色といますか、そんな状況になっておりまして、調査という大げさなものではありませんけれども、私が見ただけでも、県有林で数百本、国有林で数百本、また民間宅地等でも100本程度の被害が出ているようでございます。被害の実態について、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 宮崎新港から佐土原に至る一ツ葉海岸松林の松くい虫被害につきましては、昨年度は、夏の高温少雨の影響によりまして、まとまった被害が発生したことから、前年度の約2倍の伐倒駆除を実施したところでございます。また、今年度におきまして、継続的に被害が発生しており、調査の結

果、現在のところ、国有林内で約500本、県有林を含む民有林内で約800本、合わせて約1,300本の被害が確認されております。

○鳥飼謙二議員 松くい虫対策、マツノザイセンチュウ、これは飛んでいきますので、県、森林管理署、市町村が連携して対策をとる必要があると思うわけですが、その連携の状況についてお尋ねします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 松くい虫の被害拡大を防止するためには、松林の管理者が連携して行う必要があります。このために、管理者であります宮崎森林管理署、県、宮崎市及び駆除を実施する森林組合等で構成いたします「宮崎市森林病虫害等防除協議会」におきまして、駆除の時期や場所などの駆除計画や、駆除班の編成などを協議しながら、連携して駆除に取り組んでいるところでございます。

○鳥飼謙二議員 毎年6月になりますと、早朝5時ごろから、県の職員も含めて関係者の人たちがヘリコプターで薬剤を散布する準備をしておられまして、「御苦労さんですね」と声をかけたりするところでございます。

ところで、昨年秋から被害木が放置されたままになっているのを私自身も確認しているわけですが、相当数の伐採漏れ、伐倒漏れがあると考えられますが、どのような対策を講じておられるのかお尋ねします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 松くい虫被害の原因となりますマツノザイセンチュウを体内に抱えて運ぶマツノマダラカミキリは、5月下旬から7月にかけて羽化し、その後、生きた松の若い枝をかじって成長した後に、枯れた松の樹幹に産卵して、気温が低下する秋口に死滅するという一生を送っております。このために、伐倒駆除は秋口以降に行っており、駆除に当た



りましては、作業の効率化を図るために、ある程度枯れを確認した上で一斉にやるという方法をとっております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、松枯れによるのかどうかという判断がなかなか——濃い緑、緑、薄緑、黄色、茶色と5段階になりまして、なかなか薄緑の段階で切れるかどうか、その辺の判断が非常に難しく、伐採漏れがあることもあります。このような被害木は翌年度の被害につながりますことから、今後、被害木の調査・確認をさらに徹底いたしまして、適切な駆除に努めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 例えば、県民の皆さん方にパトロール隊員の委嘱とか、そんな工夫をしながら、伐倒漏れがないようにしていく必要があるんじゃないかと思っております。

それから、伐倒をやってきたと言われますが、予算の確保がちょっと不十分ではないのかなという気もするんですけども、その点はいかがでしょうか。

**○環境森林部長(徳永三夫君)** 松くい虫被害対策につきましては、これまで県単事業により実施してまいりまして、昨年度はまとまった被害が発生しましたことから、補正予算で対応させていただきました。ことしも被害が多いことから、国との協議を重ねました結果、国庫補助事業の活用が可能となりましたので、本年度は、県単事業とあわせ、駆除の徹底に努めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 枝ぶりのいい松が非常に少なくなってきたんですね。もうちょっと前といますか、昔は枝ぶりのいい松がたくさんあったんですけども、今は余り見かけなくなったというような現状ですから、白砂青松といますか、部長がおっしゃったように、そういう松を

しっかり守っていくということで、対応をお願いしておきたいと思っております。

最後に、ふるさと納税制度についてであります。

一般に納税者が国や自治体、NPO法人等に寄附した場合に、所得税及び住民税に寄附金控除が適用され、寄附金の額に応じて所得税及び住民税が軽減されることになっております。ふるさと納税は、この一般の寄附金控除の制度を前提としながら、自治体に対する寄附の場合は、さらに住民税を優遇するとしたものであります。一昨日の答弁では、昨年度は、県では46件の343万円と減少傾向、市町村では1万8,000件、3億2,293万円と急増しています。ふるさと納税制度の概要と意義について、総務部長にお尋ねします。

**○総務部長(成合 修君)** ふるさと納税制度は、議員のお話にもありましたように、県や市町村に対し寄附を行うことによりまして、翌年に確定申告をすることで、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と個人住民税から全額が控除されるものでございます。ふるさと納税制度は、本来、主に都市部の住民が、自分の生まれたふるさとや応援したい自治体に寄附を行うことで、その地方自治体のさまざまな取り組みを支援する趣旨のものでありまして、地方自治体の歳入の確保という観点はもとより、都市に集中する税源の偏在を是正するという観点からも、意義のあるものと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 寄附額の80%を限度に、宮崎牛というような牛肉とか旅行クーポン券などを寄附者に贈る自治体が増加しています。最近、制度の趣旨を逸脱しているのではないかなと私は思っております。500万あるいは300万以上の

寄附者には、寄附額の50%から80%までを物品で還元するなどの事例も出てきています。これは言いかえますと、納めるべき税金を納めずに、牛肉や旅行クーポン券等と交換もしくは購入することと同じでありまして、租税へのモラルを欠く行為ではないかと思うのでありますが、県としての見解をお示してください。

**○総務部長（成合 修君）** 議員の御指摘にもありましたように、最近のふるさと納税は、余りにも高額な特産品とか特典、お礼が話題となるなど、先ほど申し上げました制度本来の趣旨からすると、やや逸脱していると思われる状況も見受けられるところでございます。このため昨年度は、総務省から、この制度の適切な運用につきまして通知も出されたところであります。しかしながら一方で、地方創生の動きの中、地域のさまざまな特産品等を幅広く知っていただき、地域の活性化を図るために、この制度を活用することも一つの方策であると考えております。現在、ふるさと納税をめぐり、今御指摘のありましたものを含め、さまざまな御意見がございしますが、県といたしましては、制度の適切な運用に留意しながら、他の自治体の取り組みも参考にして、積極的な制度の活用について検討してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 500万の所得税を納める人といいましたら、かなりの所得のある人ですよ。普通の人にはそんなにない。ですから、高額所得者をさらに優遇するということになりかねないんじゃないかなと思っておりまして、制度の適切な運用について、制度をやっておる総務省については、そういう意見も上げていただいて、適切な運用をお願い申し上げたいと思います。

今回、いろいろ延岡のお話とかもしましたけれども、ぜひ今後の御尽力をお願い申し上げます。

私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○福田作弥議長** 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、25日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会

11月25日（火）

# 平成 26 年 11 月 25 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (37 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修 一 郎	( 同 )

## 欠席議員 (1 名)

20 番	蓬 原 正 三	(自由民主党)
------	---------	---------

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 議案第42号追加上程

○福田作弥議長 ただいまの出席議員35名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第42号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第42号を上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました補正予算案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正は、衆議院の解散により、12月14日に行われることとなりました第47回衆議院議員総選挙の執行等に係る経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計8億1,240万1,000円であります。これに要します歳入財源は、国庫支出金8億1,240万1,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,843億349万8,000円となります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔登壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の宮崎市選出、渡辺創です。

新聞各紙に「解散総選挙」「知事選」という単語が飛び交い、慌ただしい12月となりそうです。そのような中ではありますが、一般質問も最終日、河野知事を初め執行部の皆様には、前向きで建設的な答弁をいただきますようお願い申し上げます。

さて、私が初めて宮崎県議会を生で目にしたのは、4年前の9月議会一般質問でした。傍聴席を訪れまして、2日間ほど一般質問を拝聴させていただきました。登壇される議員がそれぞれ、東国原前知事に対して繰り返し繰り返し、次期知事選への対応を確認する質問を投げ続けておりましたけれども、明確な答えは出てこないというやりとりが続いていたことを記憶しています。テレビ等で雄弁に歯切れよく話している東国原前知事の印象が強かったものですから、全体的にいま一つ気迫の欠けるような答弁に、肩透かしのような気持を受けて傍聴席を後にしたことをよく覚えております。その後、知事となられる河野知事は、当時、副知事席でそのようなやりとりをどのような気持で見ているのか、質問はいたしません、興味のあるところです。

その後、河野知事は公選18代目の宮崎県知事に就任され、私を含め7名の1期生の県議は、追いかけるように4月の統一地方選で県議会での議席をいただきました。私どもの知るこの3年7カ月を振り返ると、河野知事は、鳥インフルエンザなど危機事象や、口蹄疫からの復興という急務に真摯に臨み、現在は、フードビジネスや東アジア戦略などを柱に、宮崎の未来・新

時代を切り開くための施策に取り組んでいるというのは、ふだんから知事もお話をされていますし、私どもの立場からもそう認識をしているところです。

議会においては、私たちが圧倒されるような迫力というテイストではありませんが、ソフトで丁寧な答弁に徹され、時には熱くなった質問者側がその勢いを持っていく場を失ってしまうというような雰囲気もなきにしもあらずでございますが、それも河野スタイルということかと理解をいたしているところです。

そのようなスタイルも含め、一定の理解をした上で、私ども民主党も、いよいよスタートまで残り10日を切った次期知事選において、河野知事の推薦を決定いたしました。先日は、知事室において、海江田万里代表からの推薦証を井上、田口両議員とともにお渡ししたところです。

神武様の初日だった今月1日に行われました知事後援会の事務所開きにも出席をいたしました。式では、県選出国會議員や各政党、経済団体の代表者などの挨拶があり、その挨拶の中で、今こそ「安定と継続」なんだという話が、いろいろな方々から繰り返し繰り返し行われたところです。松形知事の最後の任期から直近4期で4人の知事が県政を担ってきたという現状を考えれば、その空気感はよく理解できると思います。

ただ、河野知事にはぜひ、何のために安定と継続が必要なのかということをお考えいただきたいと思います。当日の挨拶の中でも申し上げましたが、幅広く、小さき声にも、また声を上げる力を持たない声にも耳を傾け、寄り添う姿勢を持つ、そのための「安定と継続」であると私どもは考えております。前回の選挙と

異なり、今回の知事選に向けて河野知事は、幅広い経済団体からの出馬要請を受け、支援を取りつけ、多くの政党からも推薦を得ています。推薦決定をした私どもが申すのも変かもしれませんが、知事の幅広い対話と協働という政治スタイルが、選挙戦を経て特定の団体や政党のみとの対話と協働へと変質することのないように、小さき声にも耳を傾け、県民のための本物の知事であり続ける、そういう姿勢を持ってこの選挙戦に臨んでいただきたいと、心から願うところです。今、るる申し上げてきましたけれども、申し上げたことをぜひお含みおきいただきまして、知事選を直前に控えた今の心境と今後にかける思いを、改めて知事にお伺いいたします。

残りの質問は自席にて行いますので、よろしくお願いたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私はこの4年間、現場主義に徹しまして、県内各地をくまなく回りまして、市町村や企業、各種団体を初めとした県民の皆様との対話と協働に努めてまいりました。さまざまな場所を訪れたところであり、知事の姿を見るのは黒木知事以来だというような声を伺ったところもあります。

皆様との対話の中で把握した行政ニーズを、的確に施策に反映させてきたところがございます。さまざまな声がございます。道路整備を初め、医療、さまざまな分野での後継者不足、鳥獣被害、いろんな声があり、これを事務方に伝え迅速に対応する一方で、現場に入りまして感じたことは、県の考えや取り組みというのがなかなか伝わっていないということでもあります。知事としての思いというものを直接語りかけ、

また県としての考え方を御説明する貴重な双方向のコミュニケーションの場にもなっていると考えておるところでございます。

次期県政におきましても、徹底した現場主義と対話と協働の姿勢を貫き、これまで築き上げてきた市町村、関係団体等との連携協力体制を活用しながら、県政を力強く前進させるとともに、対等な立場で連携協力する協働型の県政を推進してまいりたいと考えております。そして、本格的な人口減少社会の到来の中にあっても、本県が将来に向けて発展し続けていきますよう、構想力と実行力を発揮し、私が先頭に立って、県民の皆様とともに「くらしの豊かさ日本一」の実現を目指して、全身全霊を傾けて邁進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。17日間という長い選挙戦ですので、大変かと思えますけれども、しっかり今お話があったような知事の主張を唱えて選挙戦に臨んでいただきたいと思えます。

それでは、具体的な質問に移りますが、まず都市間連携・協力のあり方について質問させていただきます。

この11月議会でも松村議員や二見議員が取り上げておりましたけれども、先日、県は、神奈川県川崎市との間で県産材の利用に関する連携協定を結ばれました。協定の締結に至った経緯と今後の方針、さらに現時点で川崎市との間でのどのような連携のあり方が協議をされているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 今回の協定は、川崎市が木材の利用促進策を検討する中で、川崎市在住で、木材利用技術センターの有馬前所長を通じて、本県の木材利用技術に関心

を持っていただいたことが契機となり、お互いの強みと特徴を生かした連携を進めていくことを目的に協定締結に至ったものであります。

今後の方針といたしましては、川崎市の建築ニーズや課題を的確に把握しながら、本県の有するすぐれた木材利用技術を活用することにより、大都市における公共施設や民間施設などの木材利用モデルを創出いたしまして、県産材の需要拡大につなげていきたいと考えております。今後、民間も含めまして、具体的にどのような連携が可能か、現在検討を進めているところでありますが、まずは川崎市を初め首都圏の皆様、宮崎杉を初めとする県産材のよさや高度な技術について関心を持っていただくためのセミナーを、川崎市内で来年早々にも開催する予定でございます。

**○渡辺 創議員** 具体的な連携のあり方は、今後協議をしていくということで理解いたしました。

実は、今回の宮崎県と川崎市の間での取り組みは、宮崎のメディアよりも神奈川県のメディアのほうが非常に反応が早くて、かつ反応がいいという状況になっております。宮崎県と川崎市が方針を発表する以前の10月16日付で既に神奈川県の地元紙、神奈川新聞には1面の左肩、普通の新聞の価値判断でいえば、その日の2番目の価値のニュース、1面の頭というのは国内全体、海外のニュースも入ってくることでありますので、そういう意味では地元で一番重要なニュースという形で取り上げられています。見出しも3段立ってしまっていて、「宮崎スギ 公共施設に」「川崎市が積極利用へ連携」と大々的に報じられております。さらに、2回にわたって、1ページ分の4分の1のスペースを使う形で、「新モデルへの始動」「木材利用で川崎・

宮崎」という連載も行われていまして、木の花ドームや綾中学校、日南市の吾田幼稚園の写真もカラーで掲載されるということで、非常に大きな扱いをされているというふうに思っています。

記事によると、大規模施設の木造化にはさまざまな課題もあるということのようですけれども、既に半ば表明されているような形で載っているのが、川崎市では建設予定の市立小学校の内装を木質化することや、放課後児童クラブのような川崎市のやっている施設の木造・木質化も具体的に検討しているということになっております。ぜひ県も、また宮崎とは違う川崎の事情にも積極的に寄り添っていただいて、将来的に販路拡大や、さらに林業県宮崎というイメージを首都圏で浸透させるという役割も果たしていただきたいというふうに思います。

続いて、商工観光労働部長にお伺いしますが、この川崎市との連携を林業だけで終わらせるのは非常にもったいない話だというふうに思います。川崎といえば、かつては宮崎とのフェリーの航路もあって、一定のなじみもあったところですので、ぜひ今後の観光誘客、物産品の販路拡大、企業誘致など、さまざまな面で連携を強化していただきたいというふうに考えますけれども、今後の県としての取り組みの考え方をお願いします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 商工観光労働部としましては、今回の協定締結は本県の産業振興にさまざまな面で寄与するものと期待しているところであります。

本県はこれまで、首都圏の企業と協働で、宮崎の魅力をアピールする「みやざきweeeek!!」や百貨店等での物産展の開催等により、本県観光のPRや県産品の販路拡大に努めてきたとこ

ろであります。今後は、川崎市の協力をいただきながら、川崎市内の企業との協働を一層進めますとともに、相互に物産展やフェアを開催することも検討してまいりたいと考えております。また、協定締結を契機として、川崎市の企業と本県企業との取引拡大や本県への立地を促す取り組みに弾みをつけていくとともに、「川崎モデル」として知られる中小企業支援の先進的なノウハウ等を本県の産業振興に生かせないか等につきましても、検討してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今、川崎の企業との連携という話も出ましたけれども、これは頭の体操の世界ですが、宮崎県は東京に、宮崎の企業が東京での営業活動等を行うためのフロンティアオフィスを持っているかと思います。もちろん今、県の有している既存施設を使っただけの取り組みですから、すぐに拡大せよという意味ではありませんけれども、さらに可能性が広がる場合には、例えば川崎に宮崎のフロンティアオフィスを置くというのも考えられるかと思います。東京と横浜の中間にあって、東京駅まで20分、品川だったらもっと近いですし、新宿や池袋方面にも直通で行く電車もある。日産など横浜市にも大きな企業がありますので、その中間点としてまさにそういう活用もあるかなというふうに思っております。これはあくまでも提案にとどめますが、ぜひ今後、御検討いただきたいというふうに思います。

さらに、川崎との連携が強まることによって、修学旅行等の教育旅行の可能性も広がるのではないかと思いますけれども、現在、首都圏から宮崎への修学旅行、教育旅行等の誘致の現状を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 教育旅行



の誘致につきましては、アクセスや予算等の基準を考慮し、関西以西からの誘致に重点的に取り組んでいるところであります。こうした中、首都圏からの誘致につきましては、南九州3県合同による旅行会社や学校関係者へのセールス活動等に取り組んでいるところでありまして、誘致実績は、昨年度が3校、今年度は5校を受け入れる予定となっております。

なお、近年、川崎市からの教育旅行の実績はありませんが、今回の連携協定を契機に、川崎市からの教育旅行の誘致につなげていければと考えております。

**○渡辺 創議員** 川崎市からの実績は、残念ながら近年はないということでしたけれども、今度は逆に、小中学校の把握は難しいかと思えますので、宮崎の県立高校が川崎市に教育旅行で訪れているというケースがあるのかどうか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 平成25年度について申し上げますが、五ヶ瀬中等教育学校を含む県立高校39校のうち、修学旅行で首都圏を訪れた学校は33校ありまして、いろんな施設とか、キャリア研修等をいたしておりますが、そのうち川崎市を訪れた学校はありませんでした。

**○渡辺 創議員** 両部にお伺いをして、費用面や訪問先は学校がそれぞれ選定するという事情も考えれば、さまざまな課題があるのは想像できましたけれども、やはり都市と都市の交流を行う上で、人的交流というのは一番つながりも深くなる手法だろうと思っておりますので、ぜひ今後も御努力をお願いしたいと思います。

都市間連携・協力のあり方については、御記憶にあるかどうかわかりませんが、9月議会の一般質問でもかなりの時間を割いて取り上げました。その際には、横浜市を仮想モデル

にして、特定都市との連携をきっかけに、深く大都市圏での宮崎県の可能性拡大に取り組む方法論として提起をしたつもりです。まさに今回の川崎市との包括協定のようなイメージで話をさせていただいたつもりでございました。

今回、8月には川崎市の副市長が、そして先日の締結には福田川崎市長みずからが宮崎にお越しいただき、県内の各施設も直接見ていただいております。また、その際には、神奈川県地元紙や、地元のテレビ局であるTVKテレビ神奈川も同行して取材をしているという力の入れようだったそうです。先ほど答弁にもありましたように、今回の直接的なきっかけは、木材利用技術センターの有馬前所長がつくってくださったということですが、今回の連携をラッキーな出来事だったと済ませるのではなくて、前回の質問でも申しましたけれども、さまざまな縁故を積極的に探していただいて、同じような可能性の拡大につなげていくことは、改めて重要だというふうに思っています。川崎といえば、サッカーJ1の川崎フロンターレも宮崎でキャンプをやっています。そういう縁もございますので、今後の川崎との交流への期待、また新たな都市間連携の可能性について、知事の御所見を、9月議会に続いてですが、改めてお伺いしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 御指摘のように、川崎市との縁は木材利用技術、また県産材の利用拡大、そういったことに端を発して今回の協定に至ったわけではありますが、さまざまな可能性が、スポーツ、教育、経済にあろうかと考えております。首都圏と九州ということで、遠く離れているかのようなイメージがありますが、実は空港から市街地が非常に近いということで、時間距離の近いこの2団体であります。そう

いった強みを生かし、またこれまでのいろんな縁というものも、実は掘り起こすとまだまだ、もっともっとあろうかというふうに考えております。

先ほど商工観光労働部長が答弁をしました「川崎モデル」は、中小企業支援であります。まさに現場主義ということで、待ちの姿勢ではなく、職員が出張って行って、人と人をつなぐ、企業をつないでいく、これも本県の中小企業支援に応用できるのではないかと、大変楽しみにしておるところでございます。行政のこういう縁のみならず、経済界、さらには県民同士の、市民同士の交流に結びつけていくことにより、もっともっとさまざまな可能性が広がってくるのではないかとということで、やはり都市と地方の対立の構図ではなしに、お互いのよさを生かしていく、補完し合う、そのような都市と地方の共生と捉え、まさに地方創生の一つのモデルとして育ててまいりたい、そのように考えておるところでございます。

名前からとった、一歩先に行く「崎崎（さきさき）コンビ」「崎崎（さきさき）連携」ということを申し上げておるところでございますが、都市間連携、さまざまな地域間の連携のあり方もあろうかというふうに思います。これまでは逆に「宮宮コンビ」、宮城との連携、カツオ等のつながりを生かした連携も行い、これは東日本大震災の復興支援などにも生かされているわけでございます。今後とも、さまざまな可能性を模索して、本県の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。ぜひ、引き続きの取り組みをお願いいたします。

テーマを変更いたしますが、ネーミングライツなど新たな収入確保策についてお伺いをいた

します。

このテーマは、実は4年前といたしますが、2011年の6月議会でも積極的な活用を提案いたしました。今回、ネーミングライツの導入については、県立芸術劇場メディキット県民文化センターに続いて、県総合運動公園での導入が始まりましたが、芸術劇場については収支状況と導入効果、さらに県総合運動公園については今回の導入の経緯と収支状況をお伺いしたいと思います。総合政策部長と県土整備部長に、それぞれ御答弁をお願いいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 県立芸術劇場につきましては、県内施設で初めて平成20年度にネーミングライツを導入し、平成25年度までの6年間の収入額は1億2,000万円でございます。また、平成26年度からは3年間で3,000万円の収入を見込んでおるところでございます。ネーミングライツ導入時に要した費用でございますが、看板・サイン等の改修に約200万円を要したほかは、その後、特にランニングコストはかかっておりません。ネーミングライツの効果といたしましては、県立芸術劇場の指定管理料の貴重な財源として、文化振興のため有効活用させていただいているところでございます。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 県では、厳しい財政状況の中、歳入確保策の一つとしまして、全庁的にネーミングライツの導入に取り組んでいるところであります。こうした中、県土整備部におきましては、全国的にも知名度が高く、情報発信力がある県総合運動公園につきまして公募を行い、9月に霧島酒造株式会社と契約に至ったところであります。今回の契約では、年額4,000万円、本年10月から平成31年9月までの5年間で、総額2億円の収入を見込んでおります。また、支出としまして、今年度は、

サインや看板等の変更に要する工事費用として約2,300万円を予定しているところでありまして、来年度以降につきましては、全額、施設の維持管理に係る指定管理料に充当する予定にしております。

**○渡辺 創議員** ネーミングライツは、1980年代にアメリカで始まって、1990年代の後半から急速に広がったということのようです。国内では、2003年に東京都調布市の東京スタジアムが5年間で12億円ということで、最初のネーミングライツで「味の素スタジアム」になったというのは、話題としても記憶にあるところかと思えます。最高額が何なのかというのを調べてみたんですが、なかなかわからないんですけれども、平成17年に横浜市と日産の間で結んだ新横浜国際競技場のネーミングライツ料は年額4億7,000万円ということで、5年間でそれを掛け算した数字になるわけですが、非常に高額で話題にもなりました。ただ、その後は、日産の経営状況もあって、値下げがずっと続いているという状況に今もあると聞いています。その意味では、高い料金を何でもつければいいということではないと思うんです。県内の両施設において、どのような根拠で今回のネーミングライツ料の設定が行われているのかということ、再び関係両部長にお伺いしたいと思います。

**○総合政策部長(橋本憲次郎君)** 県立芸術劇場のネーミングライツ料につきましては、施設の持つ宣伝効果や他県の同種施設での事例等を総合的に勘案して設定させていただいたところでございます。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 県総合運動公園のネーミングライツ料金につきましては、プロサッカーチームのホームスタジアムである大分スポーツ公園総合競技場が年額4,000万円

ありましたことなど、九州内の同規模の運動公園等を参考にして設定したところであります。

**○渡辺 創議員** 身の丈に合わない価格設定でも、今度は受けるところがないという話になるでしょうし、逆に余り安い設定ということでは、県有施設の価値を十分に生かしていないということにもなるのかと思いますので、常に十分な検討をお願いしたいと思います。

また、ネーミングライツは、地方ではスポンサーがつきづらいという傾向もあるようで、価格設定を安くして、小さな額で多くの企業に受け入れてもらえるというような命名権設定を行っている手法もあるようです。余り行き過ぎると、施設の本来の目的が何だったのかがわかりづらくなっていく面もありますので、非常に難しい面もあります。ただ、行政が一生懸命、積極的に収入確保に取り組んでいるという姿勢を県民に示すことは、県政への理解であったり、考え方を浸透させる上でも非常に効果があるのかなというふうに考えているところです。その前提に立った上で、今後の導入について基本的な考え方を、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長(成合 修君)** ネーミングライツにつきましては、みやざき行財政改革プランや当初予算編成方針において、大変厳しい財政状況の中で、歳入確保の強化策の一つとして位置づけ、本県におきましても、先ほど答弁がございましたが、全国的に取り組まれている文化施設やスポーツ施設において、導入を進めてきたところであります。県といたしましては、今後とも、他県の事例等も参考にしながら、導入が期待される施設を対象に、積極的に検討してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。そ

のほかにも、県が新たな収入確保のために取り組んでいる事業はさまざまあるかと思っておりますので、その取り組み状況を、総務部長に引き続き御答弁いただきたいと思っております。

**○総務部長(成合 修君)** 本県は、地方交付税や国庫支出金などに大きく依存する脆弱な財政基盤でありますことから、財政改革の一環といたしまして、歳出の徹底した見直しとともに、自主財源の確保に努めているところであります。

具体的には、ただいま御説明いたしましたネーミングライツ以外に、市町村と連携した県税の徴収事務やコンビニ収納の導入等による徴収率の向上、さらには未利用地となっております県有地の売り払いや、公募方式による庁舎内の自動販売機の設置、また国債や債券などの基金の効率的な運用等による財産収入の確保、このほか、県ホームページや自動車税納税通知書の封筒を活用した広告収入、最近では、県庁本館正面玄関の庁舎案内板を活用しまして、広告収入の確保などに鋭意取り組んでいるところであります。これらの取り組み等によりまして、平成25年度決算では、財産収入が約16億円、広告収入が約1,100万円となっております。今後とも積極的に歳入確保策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございました。

テーマを移しまして、来年度予算の編成に関してお伺いをいたします。

いきなり各論で大変恐縮ですが、9月議会で取り上げた県立図書館の資料購入費についてです。先月の図書館関係者との「ふれあいフォーラム」の中で、知事は予算回復の意向を示されたという趣旨で報道等がっておりますけれども、そのお考え、報道で伝わっている意思に間

違いはないのか、知事にお伺いをいたしたいと思っております。

**○知事(河野俊嗣君)** 県立図書館で行った「ふれあいフォーラム」であります。県民との対話を行う「ふれあいフォーラム」は、それぞれ市町村ごとに行うものに加えて、こういう分野別のフォーラムを開催しておるところでございます。今回、図書館の資料購入費の削減というのが大きく話題となる中で、私が指示をして開催したところでございます。

人づくりを26年度予算の中で重点項目のイの一番に掲げる中で、資料購入費の削減になってしまった。予算のやりくりの中で、やむを得ざる部分もあったのかもしれませんが、大変残念な思いもありましたので、それを何とかしていきたいという思いのもとでこれを開催し、議論し……。この資料購入費につきましては、その削減されたものをもとに戻すといえますか、一定、戻す方向ということで検討したいというのはそのとおりであります。このフォーラムを開催したのは、そのことだけにとどまらず、ピンチをチャンスにという話がありますが、この機に、資料購入費の問題のみならず、司書の充実の話とか、市町村その他の図書館との連携の話など、まさに県立図書館がどうあるべきか、また、それ以外の図書館等を含めた図書環境というものをどう考えていくのかというきっかけにしたい、そのような思いであったわけでございます。今後とも、こういうフォーラムの議論——またその後も図書館でのシンポジウム等もございましたが、そこでいただいた御意見等を踏まえながら、この充実に向けてまいりたい、そのような考えでございます。

**○渡辺 創議員** 今、御答弁の中にもありましたけれども、新聞報道等々を通じて県民の皆さ

んから上がった声がある種、真摯に受けとめて、そういうフォーラムの開催も知事が決められたというのは、まさに幅広く、さまざまな声にきちんと耳を傾ける姿勢のあらわれかと思えますので、今後も引き続きお考えいただきたいというふうに思います。充実に向けてということですので、そういう取り組みであるというふうに理解をしたいと思います。

さて、先日、来年度の予算編成についての基本的な考え方は、我々にも示されているところですが、12月の選挙を勝ち抜けば、2期目の最初の年度の予算ということになるわけですので、現時点での来年度予算に対する知事の基本的な考え方と重点課題をお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の財政状況であります。今後、社会保障関係費、毎年、何十億というオーダーでふえているこういったものも含め、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策等の増加によりまして、さらに厳しさを増すことが見込まれておるわけですが、このような中であっても、本県が抱える政策課題に的確に対応していく必要があると考えております。

このため、平成27年度の当初予算につきましては、骨格予算として編成することになるわけですが、財政改革の着実な実行、優先度の高い施策に取り組むこと、役割分担等を踏まえた施策の推進というものを基本方針として編成することとしたところであります。

施策の構築に当たりまして、特に優先して対策を講ずべき視点として4つほど掲げております。1点目には、最重要課題であります人口減少問題の克服、2点目として、本県の将来の発展と地域を支える人財づくり、3点目とし

て、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた、「宮崎のおもてなし」の磨き上げと魅力の発信、4点目として、本県のさらなる発展に向けた長期的、継続的な取り組みというものであります。こうした柱をもとに、選択と集中の理念のもと、限られた財源の中ではありますが、めり張りをつけて、より効果的な施策展開を図ってまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今年度の予算の中では、ニュアンスとしては含まれていましたけれども、決して特出しされていなかった点で、今お話があった中で特徴的なのは、「人口減少」という単語が明確に前面に出されているということかと思えます。今日的な社会の空気感や背景もあって非常に特徴的なことなのかなというふうに理解をしております。

きょうの質問でお伺いしたかったのは、予算編成の基本的なやり方とか本筋のところにかかわる部分ではなくて、毎年毎年、知事も思いを込めて予算編成されるんだと思いますが、その込めた思いを、いかにして多くの県民の皆さんにわかりやすく理解してもらおうのかということ、いわば、どういうお化粧の仕方をして、どういう洋服を着せるかによって、通常の前編の説明ではなくて、わかりやすく県民の皆さんに理解してもらえんかということをお話をしたいというふうに思っております。頭の体操と思って聞いていただければ結構です。

例えば、宮崎県でも、予算の狙いをわかりやすく伝えるために、最近でも、ことしでいえば、「東九州の新時代へ～みやざき飛躍予算」というふうにタイトルをつけたり、重点施策を定めて関連する事業を引き出してまとめて示してみるなど、さまざまな工夫がされてい

ることは十分に理解をしております。全体の組み立てに関してどうのこうのというわけではなくて、これは何ら問題がないことだというふうに思いますけれども、その中でもさらに知事の政治的なメッセージであったりとか、予算額の高い低いではなくて、これは知事が一押しなんだと、未来に向かって宮崎に必要なチャレンジな事業なんだというようなものを、いわばもう一つ別の切り口で整理をし直し、設定をし直して示していくというのも一つの手法なのではないかなというふうに思います。予算額の高い事業を並べるというわけではなくて、メッセージのこもった事業を並べるという意味です。

例えば「知事の未来創造枠」と名前をつけて、成果が出るか、その保証はないけれども、未来の宮崎の可能性を開くためには重要だというふうに知事が判断した事業を10事業ほどまとめて示してみるとか、「知事のこだわり枠」というふうに名づけて、よく知事も答弁でおっしゃいますけれども、高校野球の支援事業のような、額は決して大きいわけではありませんが、宮崎県のこれからの豊かさ等々を考えていくときに重要なポイントだと知事が思っているようなものを列記していくとか、政治家河野俊嗣としてのメッセージを、予算編成全体を通してアピールするだけではなくて、あえて細かい事業を特出ししていくことによってメッセージを象徴的に伝えていく、そういうやり方もあるのではないかと思います。別に予算編成全体を見直せとか組み直せという話をしていくわけではなくて、整理の仕方を少し直すだけでそういうメッセージを送ることができるのではないかと考えております。あえて政策の種類や分野だけでくくるのではなくて、知事の思いでくくってみるということではないかと思いま

す。頭の体操として聞いていただいておりますけれども、知事の御感想がありましたら、お伺いをしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** しっかりと予算に対する思いというものを県民の皆さんにお伝えするそのやり方、ノウハウとして参考にさせていただきたいというふうに考えております。

予算全体に一つのネーミングをするということ、26年度予算であれば「東九州の新時代へ～みやざき飛躍予算」として、さまざまな柱を立てて整理をするということも、一つわかりやすくお示しするものでありますし。その中で特にこだわりのものということで示すと、実は、予算の記者会見のときに、そのような知事としての、私としてのこだわりのものはこういうものがありますというのを列挙したりというようなやり方はしておるところでございますが、もっとわかりやすく、いろんな形で工夫が必要なのかなということを受けとめたところでございます。

予算については、各報道機関が何回かの連載物で分野ごとに紹介をしていただく、その中で特にこういうものにこだわりがあるというような形で、県民の皆さんにお伝えすることができようかというふうに思っております。これからも、その伝え方、伝える方法、タイミング等も含めて、いろいろアイデアを凝らしてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今、知事のお話にもありましたように、既にそういう思いは各種事業の中に込められているものだと思いますから、そのくり方というだけの問題かと思っておりますので、御検討いただければと思います。

テーマを移します。今年度、県議会ではスポーツ振興対策特別委員会を設置して、国体誘

致、東京五輪、またパラリンピックに関連する本県の取り組み等についての調査活動を進めているところです。私も委員会の一員として議論に加わっておりますけれども、調査をすればするほど、国体誘致を考えたときにさまざまな課題があるということも見えてくるところです。国体の開催には種目ごとに施設基準があるというふうの説明を受けておりますけれども、県内の各施設は開催基準を満たしているのかどうか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 国体の競技施設の基準は、日本体育協会の「国民体育大会施設基準」に示されておりますが、その基準では、本年度国体実施の40種目のかなりの種目は、現在の県内の競技施設で実施が可能であります。しかしながら、一部ではありますが、冬季、つまり冬の競技だとか、あるいは水泳の一部種目、クレー射撃などの競技については県内に基準を満たす施設がなく、現在の本県施設では実施が難しいものもございます。

**○渡辺 創議員** 冬季種目とか、かなり特殊なものを除けば、それ以外は今も開催に十分に適應できるということかと理解をしました。

ただ一方で、特別委員会の活動等で県内でヒアリングを行っている、施設の不備を指摘する声がたくさんあります。また、新規の施設整備を求める声も上がっておりますけれども、市町村と連携した形での施設の新設も含めて、施設新設に対しての現時点でのお考えを、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 国体に向けた施設整備につきましては、直近に開催された東京都とか各県の状況を見ますと、施設整備の方針や基準を、国体の招致表明をなされた後で定めておられるというのが通例でございます。本県でも

それらの都県と同様に取り組むとすれば、市町村も含めた県内のスポーツ施設の状況や整備計画を把握し、国体の招致表明をした後に、各競技会場について各市町村との調整も行いながら、会場を決定していくことになろうかと思っております。

競技会場や施設の選定に当たっては、日本体育協会が定めている国体の基本方針で、競技施設については、「できるだけ既存施設の活用に努め、新設・改修に当たっては大会後の地域スポーツへの活用を考慮し必要最小限にとどめること」と定められておりますので、日本体育協会のそのような方針と県の厳しい財政状況を踏まえながら、総合的に検討していくことになろうかと思っております。

**○渡辺 創議員** 総合的に検討していくということでしたが、次は知事にお伺いしたいと思います。知事選に向けての政策提案の中では、国体誘致を明確に表明されております。県内を見て回ると、プールとか陸上競技場に関しては、その場しのぎの対応で済むのかわからないという本質的な問題を抱えている施設もあるかという気がします。知事が国体誘致を今回の提案の中でもおっしゃっているわけですから、その誘致に取り組む象徴として、新規施設の建設というのも政策判断としてはあり得るのかなという気もしますが、施設整備を含め、今後、誘致にどういうふうに取り組むのか、知事のお考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 県有のスポーツ施設の多くが、前回の国体以前に整備されて30年以上が経過しておるものでありまして、厳しい財政状況の中で、新たな施設の整備というのは大変難しいと。署名も含めて、いろんな施設の整備の要望を寄せられているところでございます

が、なかなか厳しい状況でありまして、何とか定期的な改修などにより、維持管理に努めているのが現状であります。

国体について、この議会でもさまざまな御議論がございますが、やはり各県が持ち回りをすることにより、競技力、またスポーツの振興を図りつつ、施設の整備も含めたスポーツ環境の充実を図っていこう、そのようなことが一つの大きな目的であろうかというふうに受けとめておるところでございます。

国体の招致に当たりましては、国体の各種目を県と市町村の既存のどの施設で実施できるのか、どのような施設の整備、改修等が必要なのか、また場合によっては、隣県のどのような施設が活用できるのか、また一時的な特設会場というものも考えられるのか——インチョンのアジア大会だったのでしょうか、大会で使って、その後の維持管理を考えて取り壊すというようなところもあるような、さまざまなやり方があるということでございますが、やはり国体の後の利活用ということも視野に入れた整備ということが重要ではないかというふうに考えておるところであります。こういったさまざまな観点を踏まえて、いろんなアイデアを出して総合的な検討を進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

スポーツ振興でのテーマを、総合型の地域スポーツクラブの話に移したいと思えます。

これまでも何度か質問をしてきているんですけども、スポーツランドみやぎきは、プロスポーツを間近で見るという環境だけではなくて、県民の多くの皆さんが、宮崎の温暖な気候等に加えて、スポーツを楽しむ環境をつくっていくということが大事かというふうに思っています。その意味では、総合型地域スポーツクラ

ブの支援というのは非常に大切なことだというふうに思っておりますけれども、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 総合型地域スポーツクラブは、いつでも、誰でも、いつまでもスポーツを楽しむことができる場としてスポーツの裾野を広げ、県民の皆さんが各地域で気軽にスポーツに親しめる環境づくりに大変重要な役割を果たしていただいていると考えております。

そのため、県教育委員会におきましては、ふだん、スポーツ、運動をする機会の少ない方々を対象にして、スポーツイベントや運動教室を開催しようとする総合型スポーツクラブに、補助金を出すなどの支援をさせていただいているところでもあります。今後とも、生涯スポーツの推進に向けて、市町村や関係団体と連携しながら、総合型スポーツクラブの育成を図ってまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** たまたまきのうも、某総合型スポーツクラブのミニバレーの大会があって、56チームが参加ということでした。申し込みは100チームほどあったそうで、それだけ熱心に地域の方々の、ソフトバレーですから、楽しむことも含めた環境の維持に大きく貢献しているクラブもある。もちろん、クラブとして名前をつけているけれども、実態として運営がままならない状況にあるというクラブもあるのは承知をしているところです。

今、教育長からも、重要性については認識いただいているという話がありましたが、やはり多くのクラブが経営上、運営上、必ずしも順調にいつているところではない。もちろん理念から言えば、できるだけ早い段階で自主的な経営、運営がしっかりできる環境をつくっていくというのが最も重要であり、大切な理念だとい



うこともわかっているわけですが、数年がたつと、t o t oの助成を含めてどんどんなくなっていくという環境の中で、非常に難しいところにあるのも事実かと思えます。

そんな中で、総合型にかかわる皆さんは、県の教育委員会も、たくさんクラブをつくれというふうに旗は振るけれども、では本当に支援というときにクラブの方々に心が通じるような支援になっているのかというところに、ちょっと不安というか、御意見がある方もたくさんいらっしゃるようです。クラブに対する直接の助成というのは、制度の理念から考えても、いつまでも行うことではないというふうに思いますが、さまざまな悩みや運営上の苦勞を持った方々が寄り合って、いろんなことを考える協議会等への支援というのは、もう一步充実があってもいいのではないかと。財政上の運営経費の支援も含めて、県からの支援があってもいいのではないかと御意見をよくいただきますし、私もそう感じるところですが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

**○教育長（飛田 洋君）** 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会というのは、県内全ての総合型クラブが加盟していただいている団体であり、本県の生涯スポーツの全県的な推進に貢献いただいております、大変感謝をいたしているところであります。

いろんなことが考えられますが、連絡協議会への運営補助をとということで申しますと、現在、連絡協議会の会合と県教育委員会が主催する会議をあわせて実施することなどにより、運営の負担軽減のお手伝いをさせていただいております。それから、県主催で、総合型クラブのアシスタントマネジャーの育成やその資質向上を図るための養成講習会を実施したり、県内全て

の総合型クラブが相互に研究・協議するための会議等を開催することにより、連絡協議会への側面的支援をさせていただいているところでもあります。それから、連絡協議会のほうでエンジョイスポーツフェスティバルをしていただいておりますが、教職員互助会——これは教職員OBと現職会員が会員となっている会ですが——のほうからも、ある程度の助成をさせていただいているというふうに聞いております。

総合型地域スポーツクラブ連絡協議会は、本県の総合型クラブの活動がより一層活発化するよう御尽力をいただいているということは十分認識しておりますので、どんなことが可能か、研究してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今回、質問の準備を進める中で、そういう協議会等への運営費の補助みたいなものは、どんどん枠が小さくなっていくということも伺って、そういう事情も理解はできると思いますけれども、研究というふうに言っていただきましたが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

次に、エボラ出血熱の対応について伺いたいと思えます。

アフリカで始まったエボラ出血熱の感染拡大が、徐々に世界に広がっております。日本でも感染を疑われるケースが出てくるなど、緊張感が高まってきていますけれども、まずは可能性のある患者さんを見落とさないという観点での対策、そして次には、仮に発生が疑われる例が見つかった場合にはいかに対処するのかということが重要になるかと思えます。現時点での県内で対応するための体制について、福祉保健部長に確認をさせていただきたいと思えます。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** エボラ出血熱発生地域からの入国者、帰国者に対しまして

は、検疫所が、入国時に発熱等の症状を確認するとともに、21日間、1日2回の体温などの報告を義務づけることによりまして、健康状態の監視をしているところでありまして、これらの情報は本県に提供されることになっております。

県としましては、これまで、県民へ適切な情報提供を行いますとともに、医師会や医療機関に対して、発熱がある受診者に対しては、1カ月以内の発生地域での滞在歴を確認するよう、周知を図っております。また、県内でエボラ出血熱患者が発生した場合は、国と協議し、県外の第一種感染症指定医療機関に搬送することになりますので、現在、熊本県や佐賀県、大分県と調整を行っております。

**○渡辺 創議員** 先日の内村議員の質問とも重なっていて大変申しわけないところですが、次に、首都圏での感染が疑われるケースがあった際には、患者さんといえますか、疑われた状況にあった方の搬送等の支援に警察の関与もあったように見受けられました。また一部では、誰が何を担うのかというところに混乱があったというような報道もありました。そのようなことも踏まえまして、県警として発生時の対応をいかに想定しているのか、県警本部長にお伺いをいたします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** エボラ出血熱の疑似症患者が確認された場合、県警は、関係機関が一体となつて行う感染防止対策に積極的に参画し、混乱等に伴う不測の事態に的確に対処することといたしております。具体的には、検疫所や医療機関等の警戒活動、感染者等の搬送支援、検体の搬送支援等を実施することとしております。

**○渡辺 創議員** もちろん、大都市部に比べ

ば、確率論の問題で発生の可能性は低いかもしれませんが、もし国内でもたくさんの感染が起こるような状況になったときに、県内でも不安が非常に増幅されるという可能性もありますので、対処のほどをよろしくお願ひいたします。

項目としては最後の項目にしたいと思いますが、豊かさの指標についてお伺いをいたしたいと思ひます。

知事が知事選に向けて公表された政策提案「ともに築こう「みやざき新時代！」」の中では、至るところで「豊かさ」ということが強調されているかと思ひます。サブタイトルから「くらしの豊かさ日本一の宮崎」というふうになっている点から見ても、そのことは明らかと思ひます。

知事はその政策提案集の10ページで、「みんなが心豊かに幸せにくらすためには、経済的な豊かさと、お金に代えられない価値との両方が調和した社会に変えていく必要がある」というふうに位置づけていらっしゃるし、「宮崎らしい「真に豊かなくらし」を実現するため、その指針となる「豊かさの指標化」を行う」というふうに政策提案の中に書いてあります。

豊かさというのは、個人の価値観によるところも非常に大きいものだというふうにするんですけども、指標化というのは、普遍的な価値として、宮崎における豊かさというのを規定しようという取り組みなのか。ちょっと私の勉強が足りないのかもしれませんが、もう一つイメージが湧かない面がございます。せつかく知事選の前のこの機会ですので、知事が考える豊かさはどのようなイメージであつて、また豊かさの指標化というのはどういうことなのか、知事にお伺ひしたいと思ひます。

○知事(河野俊嗣君) 価値観が多様化する中で、経済的な豊かさのみならず、心の豊かさが求められている。これはもう長年言われておるところであります、そのときに本県をよく考えてみますと、温かな県民性でありますとか、豊かな自然、農林水産物、また人や地域のきずな、伝統文化、ゆったりとした暮らし、さまざまな可能性、また豊かさに包まれている、そのように考えております。

県の現在の総合計画におきましても、経済的な豊かさと、お金にかえられない価値というのがうまく調和をした、「新しいゆたかさ」というものの実現を目標に掲げて、さまざまな施策の展開を図ってきたところでもあります。ただ、この豊かさというのは、なかなか具体的な数値やランキングとかで示すようなものではない。非常にそういう難しさ、伝えにくさというところがございますが、今回提案しております「豊かさの指標化」というのは、こういった意味での豊かさについて、ある程度の県民の目標みたいなものを掲げられないかということでもあります。

例えば、家庭での団らんを週にどれぐらい持ったかというようなこと、また仕事以外にどのような楽しみを持っているのか、またスポーツや文化、自然にどれぐらい触れ合っているのかという、きずなや心の豊かさにつながる項目でありますとか、子育てのしやすさ、通勤時間の短さ、住宅や物価の安さといった、暮らしやすさにつながる項目など、わかりやすい指標化ができないかということでもあります。そういったことを通じて、県民の皆さんが、本県の持つ本当の価値というものを見詰め直し、地域への誇りを育てていただく機会にできないだろうかということでもあります。

現在、「里山資本主義」の著書などで有名な藻谷浩介さんが宮崎日日新聞にコラムを書いておられますが、直近のコラムの中で、県民にとって当たり前の日常こそが、例えば都会の方にとってはこの上ない魅力なんだというようなこともおっしゃっておりまして、まさにそのとおりだという思いがしたところがございます。県民の皆さんが、そういう意味での豊かさと本県の持つ可能性というものを改めて見詰め直し、実感をしていただくとともに、県外に向けて、そういった経済的な数値だけでは比較できない本県の優位性とか豊かさをアピールしてまいりたい、そのように考えておるところであります。

この「豊かさの指標化」の具体的な検討に当たっては、さまざまな御意見をいただきながら、作業というものを進めまいりたいと思っております。そういう基本的な考え方のもとに、また今現在、豊かですね、いいですね、宮崎はいいところですねということを確認するだけにはなしに、その豊かさを維持するためには、いろんな努力が必要でありますし、さらにそれをよいものにしていく、そういう努力なり発展に結びつけてまいりたい、そのような思いで提案をさせていただいたところでもあります。

○渡辺 創議員 多くの県民が、自分たちが暮らすこの宮崎の豊かさを客観的に理解できて、それは守るべき豊かさであるというコンセンサスが得られて、それに取り組んでいくというのは非常にいい試みだろうと思うところです。

いずれにせよ、多くの県民が、それぞれの豊かさであったり、それぞれの幸せというのを享受できる、お仕着せの豊かさではなく、お仕着せの幸せではなくて、多様性を持って最大公約数が心地よく暮らせる社会を築き、その幅から

こぼれ落ちる人たちにも生きやすい社会をつくっていく。これこそが政治の原点ではないかというふうに私は考えているところです。きょうの質問の冒頭でも申しましたが、小さき声にも耳を傾けて、上げることすらできない声にも寄り添って県政の運営を行っていく、それこそが、今回の選挙で知事に、「安定と継続」の中で求められている思いではないかというふうに私は思うところです。どうかその思いを心にとめながら、選挙戦に臨んでいただきたいというふうにお願いを申し上げまして、一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) 今回の質問では、1期生の皆さんが本当にいい質問をするなと思っております。老兵は去るのみという言葉があるけれども、もうちょっと頑張らないかなかなと思っております。

それでは、質問に入りたいと思いますが、先月、特別委員会で長野県の伊那食品工業株式会社を見学しました。議会事務局の黒田君のお母さんのつてで見学に行きました。特別委員会で行った人、半分近くはみんな一緒に見てきたわけではありますが、本当に心が洗われるような思いでありました。その名のように、寒天でできた製品を売っている会社であります。敷地が3万坪ぐらいあるんですね。緩やかな丘陵、丘にできている、そういう会社であります。そこに社屋があるんです。最初は赤松だらけの林だったらしいんですが、赤松をちょっと取って、その間にいろんな木や草を植えてあって、本当にきれいな公園というところに会社があるんです。最初はプロがそれをやったのかと思ったら、そうじゃなくて、全部社員がやったとい

う話でありまして、本当にすごいなと思いました。その中に工場もあるんですが、美術館とか、植物園とか、レストランというのがありまして、そこで半日ぐらいは十分過ごせる、それぐらいの規模であります。今や年間35万人の観光客が来るんだそうであります。年間売上げが176億円で、寒天製造では世界シェア1位、48年間増収増益、そういう会社であります。

塚越会長、この人が立派な方なんです、この方が、利益というのは健康な体から出るうちみたいなものだ、こう言うんです。会社の社是が「いい会社をつくりましょう」なんですね。どういう意味かということ、よい会社じゃないんだ、いい会社なんだ、みんなから「あの会社はいい会社だね」と言われるような会社を目指しておりますというんです。塚越会長は、二宮尊徳の「遠きをはかる者は富み、近くをはかる者は貧す」という言葉を経営の糧にしているそうであります。寒天ブームが一度起きたことがあったんです。そのときに、大手スーパーから全国で展開しようという誘いがあったそうあります。そのとき、社員のみならず、やりましょうと、こういうことだったらしいんですが、塚越会長は、やらない、だめと。というのは、身の丈に合わないことをすると必ず失敗するということで断ったそうあります。急成長は敵であり、目指すべきは年輪経営だと言っておりました。年輪のように少しずつ大きくなっていくんだと。

社員は500人ですが、社員を本当に大切にする会社でありまして、会社は社員を幸せにするためにあるというんですね。社員が前より幸せになったかどうか会社が成長だと言っておりました。終身雇用、年功序列であります。リストラになった方はいない。この20年間、こ

の会社を嫌ってやめた人もいない。社員旅行は、ことしが国内旅行だったら、来年は海外旅行、だから2年に1回海外旅行に行けるシステムになっている。そのための予算として毎年4,000万円立てているということでありました。人件費はコストではなくて会社の目的だというのが彼の考えです。ボーナスは5カ月間出しますから、30歳になったらみんな一軒家を持つそうであります。

公園のように美しい敷地では、全て社員が大体1時間ぐらい前に出てきて、早くから掃除をするんですね。みんな強制されてやっているわけではない。みんな自主的に出てきてやっているわけです。高い松の木も、あれはどうするんですかと言ったら、我々がやるんですと。高い松の木まで全部自分たちでやっている。「うちはトイレでも食事ができます」と塚越会長が言っておりました。自慢しておりました。私もトイレに行ってみたら、食事ができるんじゃないかというようなきれいなトイレで、私は、用具入れはもしかしたら汚いんじゃないかと、用具入れをぱっとあけたら、やっぱりそこもぴかぴかに磨いてありました。

「やる気のある社員は、やる気のない人間の倍、働く。だから、うちは500人だけでも、1,000人いるようなものだ」と自慢をしておりました。塚越会長は、「私は性善説で行くんだ。みんなを信用する。だから、逆にみんなも私を信用してくれるんだ」と言うのであります。これは社員だけでなく、会社にかかわる全ての人たち、つまり取引のある会社の人たち、あるいはお客様、それらに対しても同じなんだと、こういうことですね。

この会社では、全社員の1割、つまり50人を商品の研究開発に充てており、常に新しい商品

を開発するなど市場をリードしております。この会社については、ベストセラーにもなった「日本でいちばん大切にしたい会社」——今、これは4版が出ていますけれども、最初のものに出しております。今どき、こんな会社があったのかと驚きでもありましたが、本当にすがすがしい気持ちでもありました。理想的な会社というのはこんな会社かなと思った次第であります。知事はこのような経営のやり方をどう思うのか、まずその辺をお聞かせ願えたらと思います。

後は質問者席で質問したいと思います。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

ただいまのお話を伺って、塚越会長の「みんなを信頼すると、みんなも信頼してくれる」という言葉に大変感銘を受け、またその姿勢に心を打たれたところであります。百田尚樹さんの「海賊とよばれた男」というのを思い出していたところでありますが、リーダーというものが従業員を信頼し、任せ、その従業員もリーダーの期待に応える、そういう信頼関係というのは大変重要であるということを改めて感じたところでございます。

私は本県に赴任してまいりまして、道ですれ違う知らない人に、子供たちも含めて挨拶をするということ、また困っている人たちに手を差し伸べる、そういう気風があることに非常に感銘を受け、新鮮な驚きも覚えたところであります。都市部では、知らない人に挨拶をしたらだめとか、子供がそう言われて育つ中で、子供のそういう姿勢、挨拶をする県民性というものが、多くの観光客の方も含め、県外の方に強い印象を与え、本県のイメージアップにも役に

立っている、寄与している、そういう状況であります。

このような県民性に触れることによりまして、私は、自分の考えというものを真摯に訴え、誠実に取り組めば、県民の皆さんとともにすばらしい県づくりができると信じて、さまざまな県民運動の展開を初めとして、県民の皆様とともに推進する県政に取り組んできたところでもあります。今後とも、このような信頼される県政の実現に努めて、県民の皆様とともに歩んでまいりたい、そのようなことを改めて心に刻んだところでもあります。以上であります。〔降壇〕

**○井本英雄議員** 本当にありがとうございます。知事がどんな答えを出すのかと聞いておりました。

この経営理念は塚越イズムというようなものだろうと思うんですね。しかし、ここには万古不変の大切なものがあるような気がします。それは、人を大切にすることです。人間中心主義とも言うべき考え方に徹すれば、全てうまくいくのではないかと、そういう見本ではないかと思うのであります。

今の日本は、全て経済中心主義に陥ってしまいました。経済のためには格差もやむを得ない。経済のためには非正規雇用もやむを得ない。経済のためには無縁社会だってしょうがない。経済のためには一極集中もしょうがない。こんな世の中になってしまった。人間が経済の家来になってしまっております。おかしな世界であります。

アベノミクスは、まさにこれにますます拍車をかけることにはなるのではないかと、私は心配しております。地方創生というけれども、その発想は経済による創生であり、相変わらず経済

中心の発想しかできておりません。経済中心の考え方がこのような社会をつくったのであって、この世の中を直そうと思ったら、別の発想でやらなきゃいかんのではないかと、これは当たり前のような気がするんだけど、しかし、やっぱりまた経済中心の発想で地方創生。もうぼちぼち、人間の幸せというのは経済だけではないんだということを考えないかん、思いつかないかんときが来ていると私は思うのであります。

前回、私に取り上げた里山資本主義、これも地方創生の一つの処方箋であると思います。地方創生のためには、経済中心ではなくて、「かんてんぱぱ」の経営のような、人間中心主義の政策が必要ではないかと思われそうですが、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 地方創生であります。我が国が抱える、直面する人口減少問題に正面から取り組むために、地方がその自主性と独自性を最大限に発揮しまして、それぞれの地域が抱える課題に対応しようとするものであり、その根底には、今、御指摘がありましたような、人口と産業の東京一極集中や、それを生み出した経済中心主義への反省があるものと考えておるところであります。

本県は、先ほど議論がありました美しい自然や温かいきずな社会といった、お金にかえられない豊かさに恵まれておるわけでありまして、これらの特徴を最大限に生かして、人を育て、人を呼び込む——先ほど新しい豊かさということで御説明をしたところではありますが、それは今、議員が御指摘をされた人間中心主義にもつながるものというふうに考えております。また、そういった取り組みというものが真の地方創生を実現していく、そういう道になるのでは

ないかと考えております。

先般、国に提言しました「みやぎモデル」におきましては、そのような思いのもとに、農林水産業を初めとする成長産業の育成を通じて、魅力ある雇用の場、人を大事にした取り組みを進めていこうということでありまして、本県版の人口ビジョン・総合戦略にも、そのような姿勢、理念というものを反映させてまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。知事は近ごろ、人材育成ということをよく言われるのでありますが、どのような人材を育てていきたいと思っているのかであります。予算をつけてセミナーをやれば、それで人材は育つ、そんなふうを考えているのかなという気もしますが……。この伊那食品工業では、塚越イズムと言われるものが会社の隅々まで浸透しておるんですね。だからこそ、いい人材が育っているのです。知事も政治家になったときは、単に名誉や地位のためではなく、何らかの理想を実現したいと思えばこそ知事になられたと思います。先日は誰かが、知事はリーダーシップがないと言われておりましたけれども、知事が人材育成と言われるのなら、まず知事みずからが何らかのイズムを持ち、それを部下に浸透させ、やる気にさせることが大切ではないのかなと思うのであります。

山本五十六は、「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かず」と言っております。上杉鷹山公は、他国でみずからくわをとって畑仕事をするることによって、部下たちを従わせたのであります。西郷隆盛という逸材も、島津斉彬が育てたのであります。知事は頭もいい、性格もいい、運もいい。しかし、立派な知事と言われるためには、これ

からであります。まずは自分の直属の部下を育てて、やる気にさせる、これが大切ではないか。そのことが下へ下へと伝播して、本当の人材育成につながるのではないかと私は思うのであります。知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 過分のお言葉を頂戴し、大変光栄に存じております。

この4年間、現場主義に徹してきたということをお先ほど答弁したところでありますが、県内各地をくまなく回りまして、県民の皆さんとの対話に努める、そこで把握した行政ニーズを施策に反映する、行政と県民の皆さんが対等な立場で協力・連携する協働型の県政を推進してきたところであります。こうした姿勢は、県職員に対しても同様でありまして、私は、部長以下の幹部職員に対しても、現場に足を運ぶように指示しておるところでございますし、今、県民の皆さんから御意見を伺いますと、県庁の職員と話しやすくなった、随分、県庁もいろいろ動きが出てきたというような声もいただくところでございます。職員一人一人が、県政の責任者としてみずから考え、動き、現場に足を運んでいく、そのような形で県庁全体の総合力を発揮できるような環境づくりを心がけてきたところであります。このような徹底した現場主義と対話と協働というものが、私の主義、議員の言葉をおかりすれば河野イズムではないかと考えておるところでございます。

そういった姿勢を伝えるとともに、特に考えますのは、私が県政を担う、また幹部職員にしても、県政に貢献できるのは実は非常に限られた時間でありまして。その後続く者をしっかりと育てていくことで、今、我々が取り組んでいる県勢の発展につながる思いというものを引き続

き、続けていくことができるということ、特に南海トラフの巨大地震・津波対策というものを考えたときに思いが至るところであります。決して、この10年、20年、何とかすればいいという話ではなしに、50年、100年、200年とそれを続けていく、それは、それ以外の県政の分野でも同様であろうかと思えます。そのような思いで、先ほど塚越会長のいろんな姿勢を御指摘いただいたところがございますが、今後とも、河野イズムを含めて、しっかりとした人材、人を育てていく、そして、それが次から次へと未来につながっていくような形に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。ぜひとも頑張ってくださいと思います。

次に、成長か成熟かについてお聞きいたします。

今、五木寛之の「下山の思想」という本がベストセラーになっております。30万部以上売れたと言っておりますが、この本には、今や日本は成長でなく成熟の社会ではないか、それを見きわめて覚悟することが必要ではないかということが書いてあります。

政治家にとって大切なことは先見性であります。そのためには、まず現状をどのように認識するかということが大変大切になります。日本は、まだまだ経済成長できると考えるのか、それとも、いやいや、成熟社会を迎えているんだと考えるのか、どう考えるかによって、今とるべき政策は大きく異なってくると私は思うのであります。

アベノミクスは、まだまだ日本は成長できると考える立場であります。小泉さんと同じ規制緩和による経済成長であります。いずれにせよ、規制緩和をすれば競争が生まれ、必ずそこ

には勝つ者と敗れる者が生まれます。そして、ますます格差は広がってまいります。非正規雇用者が40%などというのは信じられない世の中であります。アベノミクスでは、第1の矢、第2の矢まで何とか形をつけることができました。しかし、第3の矢である成長戦略は全く動いておりません。今月17日、内閣府が発表した7～9月期のGDP速報値を見ても、アベノミクスに陰りが見えます。今また成長戦略の一環として、地方創生という政策を打ち出してまいりました。しかし、これがどのくらい効果が上がるかわかりません。私は、既に日本は成熟社会を迎えているのではないかと感じております。そして、国民が今一番望んでいるものは、経済の成長ではなくて生活の安定ではないかと感じております。知事はどのように現状を捉えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 我が国はこれまで、人口増加や経済拡大を基調とします大量生産・大量消費などの社会経済システムの中で、経済的、物質的豊かさを手に入れてきたわけであり、キャッチアップに取り組んできた我が国にとって、それはそれで重要なことであつたと考えておるところであります。

しかしながら、その過程においては、東京一極集中を初めとする都市と地方の格差の拡大や、地域コミュニティーにおける人間関係の希薄化などが生じて、それらが、現在の人口減少問題を初めとしますさまざまな社会問題、また社会のひずみ、その要因の一つになっていると考えておるところであります。

一定の経済的豊かさを達成した現代社会においては、今、議員も成熟社会というふうにおっしゃっていましたが、まさにそのとおりでありまして、これまで以上に、人と人とのつなが



りでありますとか、自然やゆったりとした時間の流れなど、まさに心の豊かさ、成熟した社会というものが大事になる時代が到来した、そのように認識をしておるところであります。

**○井本英雄議員** 私と同じであります。では、知事は具体的にどのような社会をつくりたいと思っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 心の豊かさ、そういった新しい豊かさが大事とされる時代にありまして、例えば、心のつながりや地域の支え合いが強いこと、美しい自然、快適な環境に恵まれていること、そして安全・安心であることなどが大切な要素であろうと考えております。県民が安心して働き、希望どおり結婚や子育てができ、将来に夢や希望を持てる県づくりが求められていると考えております。本県は、そういった意味において大変優位性があるものと考えておるところであります。経済的には、また所得では、低いとか、おくらしているとか、いろんな言われ方がされているわけではありますが、今、この成熟社会、新しい豊かさが求められている中で、本県はある意味、トップランナーとなり得る、そういう可能性を秘めていると考えておるところでございます。経済的豊かさとお金にかえられない豊かさとがバランスよく調和した社会を実現させ、この宮崎で「くらしの豊かさ日本一」、まさに日本のモデルを築いてまいりたい、そのように考えております。

**○井本英雄議員** 具体的に、今度の総合計画ではどのようにそれを反映されているのか、その辺をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 総合計画につきましては、現在、総合計画審議会の人・産業・くらしという3つの専門部会におきまして、審議をい

ただいているところであります。

各部門における主な議論としまして、例えば人づくり部会におきましては、出産・子育てしやすい環境づくりや若年層の流出抑制、移住の促進などを通じた人口減少の歯どめ、さらに、産業や地域の中核を担う次世代の育成が論点となっております。

また、産業づくり部会では、中核となる企業の育成、農林水産業やものづくり産業の成長化による県内雇用の拡充、地域の資源・経済の循環や観光振興による地域の活性化という論点が議論されております。

また、くらしづくり部会におきましては、人のきずなや暮らしやすさなど、宮崎のよさを生かした共生社会づくり、文化やスポーツの振興、そして安全・安心な社会の構築といった議論がなされているところであります。

こうした議論を踏まえて、改定長期ビジョンを2月に取りまとめ、県総合計画の基本目標であります「未来を築く新しいゆたかさへの挑戦」に向けて、さらに前進をしてまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。

それでは次に、カーンアカデミーについてお聞きいたします。

カーンアカデミーという言葉は初めて聞いた方も多いと思います。私もたまたま本で知ったわけではありますが、カーンアカデミーとは、インターネット上にありますユーチューブを利用した学習法でありまして、サルマン・カーンというアメリカ人により設立され、ビル・ゲイツ財団の支援も受けながら、非営利で教育を世界的に行っております。

カーンさんは、ヘッジファンドのアナリストでありました。あるとき、遠隔地にいるめいが

数学を教えてほしいというので、最初はテレビ電話で教えていたわけでありまして。ところが、ある日、忙しさもあって、カーンさんが教える内容をビデオに撮って、ユーチューブに投稿して、それをめいに、あんたはこれを自分の時間のあいている、気に入ったときに見なさいというふうにやったわけです。そうしたら、格段に成績がよくなってきた。何でだろうということですが、テレビ電話のときは、そのめいも、わからんというのをなかなか言いにくかったんだけど、ユーチューブは何度も自分で繰り返し繰り返し見られるということで、本当にわかったらしいんですね。

これはなかなかおもしろいではないかということで、アメリカで学校単位で大規模な実験をやりましたところ、顕著な効果があらわれてきたということでありまして。しかし、これは教育には役立つわけでありまして、実際、収入があるわけではありません。そこで、篤志家ビル・ゲイツが資本を出すということになったわけでありまして。相変わらずカーンアカデミーは全然収入がない会社なんですね。

このメソッドの効果として、まず第1に、インターネットさえつながれば、誰でもどこでも無料で学べるということでありまして。要するに、端末機があればいいということです。第2に、わからなければ何度も何度も繰り返し理解できるまで見られるということでありまして。第3に、それぞれの理解に応じて進めていけるということでありまして。第4に、1つの講座で大体15分ぐらいなのでありますが、このぐらいの時間だったら子供が集中して見られるということでありまして。

アメリカのある学校では、これを利用して授業を進めております。次に進むときに、先生が

生徒に、まずこれから進むところを自宅でユーチューブで見てくださいと言うそうです。そして、次の日、学校に来たとき、それを今度は復習するというのでやっているそうでありまして。今までは、学んだことを復習させるために宿題を出していましたでしょう。それが全く逆なんですね。目からうろこことというのはこのことでありまして、既に2012年時点でこの講座は3,000を超えています。月々600万人以上が受講し、1億4,000万回以上視聴されており、この数は年4倍の割合でふえているそうでありまして。

今までの教育のやり方はプロセイン方式とも言うべきもので、そのときの教育者たちが目標にしたものは、できる限り優秀な生徒を育てることでは必ずしもなく、ほどほど知識のある、聞き分けがよくて標準的な市民、労働者をつくり出すことでありました。そのため、生徒が何を学べるかではなく、最低限何を学ぶべきかが重視されていたそうでありまして。

今や、このカーンアカデミーは燎原の火のごとく広がっております。教育方法のイノベーションとも言うべきもののような気がいたします。清山議員も取り上げておりましたが、知識詰め込み教育から考える教育へと、今、シフトしつつあると思います。国のほうで考えているアクティブラーニングもその一例であります。カーンアカデミーでは、まず自宅でユーチューブで知識を習得して、次の日、学校でみんなですれについて話し合う、そういう方法もとられているそうでありまして。教育長はこれについてどうお考えか、具体的に教育に取り入れてみるための実験でもしてみたいかと思っております。お考えをお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） カーンアカデミーで

すが、私も複数の教材を実際にネットを通して見てみました。先ほど御指摘もありましたが、これまでにない斬新な教材であるというふうに思います。具体的にこんなことを感じました。15分程度という短い動画ですが、この時間だったら、子供でも集中して見ることができる。子供が予習で動画を見ていれば、学校の授業で復習、質問等ができる。それから、必要な部分を選んで何度でも自分のペースで、わかるまで繰り返しで学習できる。ネットを通して確認テストがあり、知識の確実な定着が期待できることなど、さまざまなすぐれた特性を持つ教材であると感じました。

実は、県の教育委員会でも同様の狙いを持って、「ひむか学」というふるさと学習の動画等をインターネットを通じて配信しておりますが、カーンアカデミーは、もっとより創造的な取り組みでありまして、これからの教育を考える上で大切な視点でもあり、大変参考になるものであると考えております。カーンアカデミーは英語が中心ですが、日本語訳も少し出てきておりますので、日本語による配信の動きを注視しながら、本県教育の活性化に生かすことができないうか、研究してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

今、地方創生の案が国から求められておりますが、恐らく全国からいろんな案が出てきているんだろうと思います。私は具体的に見ていませんが、1次、2次、3次産業をつなげたようなもの、いわゆる6次産業化に似たようなものが全国から出てきているのではないかと思うんです。しかし、国は異次元の政策を持ってきてほしいと言っていますね。だったら、どうでしょう、知事、カーンアカデミーを地方創生

の宮崎県案に組み入れてみたらどうかという提案であります。カーンアカデミーの日本語版はまだ完成されておられません。この辺を他県に先んじて取り入れてみたらいかかかなと思う次第ではありますが、教育は国家百年の計であります。知事も人材育成に力を入れたいとかねがね言っております。知事の御見解をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) カーンアカデミーであります。インターネットというものが情報を発信し共有する手軽さ、迅速さ、低コスト、そういう特質、また動画の発信力、アピール力、そういったものを活用した取り組みでありまして、これまでの学び方の発想を大きく打ち破る斬新な取り組み、まさにイノベーションであろうかと考えておるところでございます。

地方創生の実現に向けて、独自性のある県づくりを進めていくためには、アンテナを高く持って、このようなさまざまな新たな潮流、イノベーションに積極的に挑む気概が必要だろうと考えております。教育委員会と連携しながら、カーンアカデミーを初めとするICTを活用した新たな取り組みなどにつきまして、その動きを注視しながら、本県の教育を力強く進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

それでは、4年間の総括質問ということで取り上げてみました。

まず最初に、ワークシェアリングの件です。文明が発達すればするほど機械化が進むんですね。IT化とか機械化する。そうすると、当然のことながら、人間がやる仕事というのは少なくなってくる。恐らく最終的な理想の世界は、人間は何もせんで機械が全部生産するという世界になるだろうと私は思うんです。それがどの

くらい先かわかりませんが、いずれにしても、文明が進めば進むほど、人間がする仕事は少なくなってくるのではないかと。そのときに考えられるのは、やっぱり仕事をお互いに分け合うということが大切ではないか。ヨーロッパの先進国では既にワークシェアリングを取り入れているところが何カ国もあるんです。日本は、みんな分ち合うという思想が発達しているわけですから、私は、ワークシェアリングをもっと取り入れてしかるべきではないかなと思っておりますが、これはやっぱり官庁が最初に先鞭をつけて見せなきゃ、みんなついてこないんじゃないかと思うわけでありまして。オランダなんかは、2人で1.5人分働くんだというんですね。ですから、2人で1.5人分、4人集まったら、要するに3人分ということで1人が余るわけです。1人分仕事が出てくるということですから。そういう発想は、もうぼちぼち日本にもあっていいんじゃないかなと思うわけでありまして、総務部長、御見解をお願いします。

○総務部長(成合 修君) 議員の御質問にもありましたように、仕事に対する価値観やライフスタイルが変化する中で、ワークシェアリングは、雇用の維持・創出に加えまして、一人一人が少しでも豊かな生活を送るという観点からも有効な手段の一つであると認識しているところでございます。

そのような中で、県におきましては、次世代育成支援、いわゆる子育て支援の観点から、育児休業等の代替職員の配置や職員の時間外勤務の縮減に取り組んでおります。また、県民の皆様との連携・協働の観点から、指定管理者制度を初めとするアウトソーシングにつきましても、積極的に推進してきたところであります。

議員の御指摘の県庁でのワークシェアリング

の導入につきましては、職員の勤務形態や公務の特性などにおいて課題もあるところでございますので、県が実施する仕事と家庭の両立などの各種の取り組みを進める中で、さらに引き続き研究してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、漁業の資源管理のあり方について、I Q方式を国に向けて提案すべきではないかということをお聞きいたしました。その後、何か動きがあったのかどうか、農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長(緒方文彦君) 国では、平成26年3月に設置した「資源管理のあり方検討会」において、今後の資源管理推進方策を検討し、7月末に報告がまとめられたところでございます。この報告の中で、御質問の漁船ごとに漁獲量の割り当てを行う、いわゆるI Q方式について、「有効な管理方法であるものの、多種多様な漁業が営まれる我が国においては、全ての漁業での導入は現実的ではなく、特定の魚種を選択的に漁獲でき、漁獲量のリアルタイムな把握が可能な漁業に対して効果や問題点を検証した上で、段階的に活用を図っていくことが望ましい」とされたところであります。これを受けまして、千葉県、茨城県沖を中心に操業するまき網漁船の一部において、マサバを対象として、本年10月からI Q方式が試験的に実施されている状況にあります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、公共事業における設計V Eの取り組み状況について、県土整備部長、よろしく申し上げます。

○県土整備部長(大田原宣治君) V Eとは、製品やサービスの機能を低下することなく、コスト削減等を実現するための手法でございまして、県では、公共事業で最もコスト削減効果が

高い設計段階、いわゆる設計VEに取り組んでいるところでもあります。

設計VEにつきましては、平成16年度から、県や市町村の職員を対象に毎年、研修等を実施しておりまして、これまでに600人を超える職員が参加し、コスト削減の意識が浸透してきているものと考えております。また、県土整備部ではこれまで、トンネルや橋梁などを含む大規模な事業を対象として8件の設計VEを実施してきておりまして、道路ルートや構造の見直し等により、一定のコスト削減が図られたところがあります。県といたしましては、今後とも、公共工事のコスト削減に取り組み、一層の効率的な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、県道浦城東海線の浦城工区の進捗状況について、県土整備部長にお聞きいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道浦城東海線の浦城工区の整備につきましては、道路幅員が狭く、通学路でありますことから、歩行者等の安全を確保するため、国道388号に接続する飛川橋から東側約700メートル区間の整備を進めているところです。現在、飛川橋の橋梁下部工事に着手したところでありまして、今後とも引き続き、地元の御協力をいただきながら、早期整備に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 同じく県土整備部長に、県道稲葉崎平原線の南延岡駅付近における渋滞対策の進捗状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道稲葉崎平原線は、延岡市の主要な都市計画道路でありまして、南延岡駅付近の渋滞対策につきましては、これまで市とも連携を図りながら、検討を進めてまいりました。その結果、旭化成柔道場

前から南延岡駅前を經由し平原町2丁目交差点に至ります、延長約1,400メートルの区間につきまして、現在の2車線から4車線の道路として整備することが最も有効な対策であると判断したところです。このため、今月10日に、関連する道路も含めました都市計画の変更を行ったところでありまして、今後、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 同じく県土整備部長に、祝子川河川改修の進捗状況についてお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 祝子川の河川改修につきましては、祝子橋から桑平地区までの9.3キロメートル区間において、平成17年度から事業に着手しまして、昨年度までに佐野地区や大野地区において、堤防や護岸等の整備を行い、治水安全度の向上を図ってきたところです。今年度は、鹿狩瀬地区におきまして橋梁工事を実施しており、桑平地区では、地元の協力のもと、困難と思われました共有地の用地取得が完了しましたことから、年内には堤防整備に着手することとしております。今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

県立病院の事務局長についてはプロパー職員化もしくは在職期間を長期化することが経営改善や病院運営に資すると思うがどうかという質問をしましたが、病院局長、お願いします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院の事務局長は、事務方のトップとして病院全体の組織マネジメントや調整能力、総合的な判断力が求められておりまして、従来から知事部局との調整のもとで、病院事業経験者や経営感覚に富む人材を配置しているところでございます。

一方、病院局では現在、経営形態見直しの検

討を行っているところでございますが、その中では、どのように病院経営にふさわしい人材を確保していくのかも重要な検討要素となっているところでございます。このため、医療現場の円滑な運営や診療報酬制度等を的確に踏まえた病院経営を行っていくための職員体制のあり方についても議論を行っているところでございまして、御指摘のありました病院事務局長の在職期間の長期化、あるいはプロパー化も含め、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

それでは、延岡しろやま支援学校の件ですが、できてから3年たちました。その目的としたものがあったと思うんですが、それはその後うまく達成されたのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長(飛田 洋君) 延岡しろやま支援学校は、「地域とともに子どもたちの自立する心と力を育み、未来を拓く総合的な専門教育の実現」を理念として、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由を対象とした総合的な特別支援学校として、平成24年度に開校いたしましたところでございます。それぞれの障がいに高い専門性を持つ職員が、子供たちの障がいに応じて適切な指導を行うとともに、異なる障がいの子供たちがともに活動するなど、3校統合による効果が見られているところであります。

また、理学療法士などの専門家が、子供の状態に応じた支援を行うとともに、就職支援のために配置された専門員の活動等により、就職率が開校前、統合した3校合計で13.9%でありましたが、2年後には13.9%から37.5%へと大きく向上いたしております。さらに、乳幼児の子

育て相談等を行う専門の相談センターを併設しておりますが、相談に来校いただいた乳幼児の保護者の方々に喜んでいただいているところであります。延岡しろやま支援学校は、地域の方々の本当に温かい御支援をいただき、現在、開校設置理念の確固たる確立に向けて着実に歩みを進めているところでございます。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

最後に、知事の基本姿勢についてお聞きしますが、知事も4年間務められて、もうすぐ選挙になります。知事はこの4年間で政治家として何が一番大切だと——大切なものはたくさんあるでしょうけれども、1つだけ挙げるとすると何なのか、知事、お伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど来より議論があったところでありますが、宮崎の持つ限りない可能性を大きく羽ばたかせ、豊かさを実感できる宮崎の未来を創造するための基本は、地域を支え、経済社会活動を支える人の力であろうかと考えております。人というものが、これまでも築かれてきた、今の県民というものも宝であり、これからを担う子供たち、これも地域の宝であろうと考えておるところでございます。子育ての県民運動に取り組み、またさまざまな産業分野の人材育成にも努めてきたところであります。先ほどは、県庁組織の中での人材育成という御議論もありました。今後とも、宮崎の未来を築いていく人づくりに全力で取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○井本英雄議員 本当にいい答えをありがとうございました。

以上をもって私の質問は終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕(拍手) それでは、一般質問を始めさせていただきます。今定例会最後の質問となりました。やっと順番が回ってきたという感じです。平成26年大トリの一般質問となります。気持ちよく年が越せるように、歯切れのいい答弁を期待しております。

順次質問してまいります。なお、予定しておりました出産難民の対応についてと木質バイオマス発電事業の展望につきましては、重複いたしましたので、割愛させていただきます。

それでは、まず初めに、児童福祉の課題と将来像についてお伺いします。

現在、さまざまな理由により親との生活ができない児童を預かる児童養護施設を取り巻く情勢が、歴史的な転換期を迎えています。厚生労働省の「児童養護施設等の社会的養護に関する検討委員会」及び「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」での検討を踏まえ、児童福祉施設及び乳児院の小規模化及び家庭的養護を推進する通達が出され、今後15年間で本体施設を全て小規模ケアにし、グループホームケアと里親及びファミリーホームによる地域分散化を図り、地域支援を拡大させていくという具体的方針が打ち出されました。現在、日本における社会的養護の必要な児童の約9割は施設に入所しており、1割が里親とファミリーホームで生活しています。この現状を、今後、本体施設入所をおおむね3割まで減らし、グループホー

ムを3割、そして、里親、ファミリーホームをそれぞれ3割までふやし、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係のもとで育てることを目指すといった画期的な方針が打ち出されています。わけあって施設に預けられた子供たちが、親元には帰れないまでも、家庭的な環境で生活できることは、健全な心身の発育に良好な結果をもたらすことは明らかで、今回出されました厚生労働省通達は、児童養護施設入所児の将来を明るく照らす政策であります。

しかし、私は、この国の政策転換には全く期待しておりません。国は、今までも福祉分野の改革に際し、大きな看板を掲げてきましたが、その都度、現場は期待を裏切られ、振り回されてきました。2000年に導入された介護保険制度においては、施設型福祉から在宅型福祉への転換を打ち上げましたが、10年以上がたった今でも高齢者施設への待機者は増加の一途で、保険料や消費税は上がるものの、在宅福祉の拡充は遅々として進んでおりません。また、2005年に導入された障害者自立支援法は、障がい者の社会参加を促すどころか、弱い立場にある方々にまで1割負担の利用料を強いることにより、それまで施設入所されていた方々が入所費用の支払いが困難となったり、職業訓練センターに通われていた方々が訓練を断念せざるを得ない問題が続出し、まさに障がい者を自立させない制度となっております。

今回の児童養護事業の方針転換も、外面は理想的ですが、内容が現場の状況に即しているものとなるのか、財政的裏づけはどれほどの程度のものになるのか、何より、子供たちや関係者のストレスを増大させるだけになりはしないかと、不安は拭えません。本県は、孤児の父と言われる石井十次のふるさとでもあります。国の

方針が出された今、全国に先駆けた事業展開を実施し、国を牽引する気概を持ってこの転換期に臨むことが、十次の精神を受け継ぐ我々の責務であると考えます。

そこでまず、県内の社会的養護を必要とする子供たちを取り巻く情勢がどうなっているのか。例えば、児童相談所における相談件数や施設入所児童数の推移、そして主な施設入所理由について、まず福祉保健部長にお伺いをいたします。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

**○福祉保健部長(佐藤健司君)〔登壇〕** 答えいたします。

児童の社会的養護についてであります。県内の社会的養護を必要とする児童の状況について、児童相談所の相談件数で見えますと、親の病気や児童虐待などにより、家庭での養育が困難な児童に関する養護相談については、平成24年度が825件、25年度が933件と、108件増加をいたしております。また、県内には、児童養護施設が9施設、定員6名の地域小規模児童養護施設が3施設、乳児院が1施設設置されており、平成26年11月1日現在の入所児童数は、児童養護施設及び地域小規模児童養護施設を合わせた数字で393名、乳児院に28名となっております。入所理由といたしましては、親などからの虐待によるものが最も多く、以下、家庭の経済的困窮や離婚、親の病気や死亡、行方不明などとなっております。以上であります。〔降壇〕

**○凶師博規議員** ただいまの御答弁で、児童相談所の相談件数は増加、また虐待に関する相談も増加しているという状況が示されました。また、あわせて入所理由についても、以前は貧困が多かった状況があるんですが、現在は虐待に

移行しているという内容が示されました。

それでは、その児童を可能な限り家庭的な環境において育てるという国の方針——小規模化し、また地域に分散して、今まで住みなれた地域で暮らしを続けてもらう、そのような計画を今後県は立てなくてははいけません。今後、前期の5年、中期の5年、後期の5年に区分した数値目標を設定し、現在機能している各児童養護施設と連携をしながら、里親や保育士などの専門職の計画的人材育成も求められています。来年度からこの改革は動き出さなくてははいけません。現在、その準備がどこまで進んでいるのか、計画の策定状況について、再度、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 国は、社会的養護を必要とする児童をより家庭的な環境で養育するため、里親委託の推進や、児童養護施設などの小規模化、地域分散化などの家庭的養護の推進に取り組む方針を示しております。これを受けまして、県におきましては、児童養護施設の設置が地域によって偏っているなどの本県の実情を踏まえた家庭的養護のあり方について、現在、児童養護施設や県社会福祉協議会などの関係機関から広く意見をいただき、検討を行っているところであります。

**○凶師博規議員** 先日も各地域の児童養護施設を回らせていただきまして、どういう計画の策定状況になっていますか、県との連携はうまくとれていますかという話を聞かせていただきました。協議はしておりますが、5年ごとの数値目標を立てるにはまだ至っておりません。それに対する国からの予算の規模なども示されていないがゆえに、計画の立てようがないんだというようなお声も聞いてきました。県は、率先して国との情報交換をした上で、現場が動きやす



い計画を早期につくっていただくことを求めます。

では次に、今回の児童養護施設運営の方針転換は、家庭的な地域支援を目指すものですが、子供が、本当の家で本当の親元で生活したい、親元へ帰りたく願う気持ちは当然です。しかし、子供が暮らしている環境に問題があり、その環境の改善なしに家に帰されることにより、再び社会的養護が必要になるケースや、施設利用以前よりも危険な状況に追い込まれてしまう子供も少なくはありません。ゆえに、親への、保護者への精神的・経済的支援とともに、受け皿となる地域社会全体へ働きかけるコミュニティワークが必要不可欠です。社会的養護された児童の家庭復帰に向けた保護者支援の取り組み、また、地域支援をしていくための地域への働きかけなどの取り組みが今行われているのであれば、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 入所児童の家庭復帰については、親子関係の再構築、あるいは家庭復帰後の虐待の再発防止などに向けた保護者への支援が重要でございます。このため、県といたしましては、児童相談所において、個々の家庭の実情に応じて作成する援助指針に基づき、保護者に対し、継続的な面談による問題解決のための助言や、適切な養育方法の指導を行うとともに、必要な場合は、医師や心理士によるカウンセリングを実施するなどの支援を行っております。また、児童養護施設におきましては、保護者への支援を行う家庭支援専門相談員が配置され、児童相談所と連携して、保護者に対し、早期の家庭復帰のための面談や一時帰省などの相談援助を行っております。家庭復帰後におきましても、必要に応じ、児童相談所や施設の職員による家庭訪問など、継続的な支

援を行っております。

**○図師博規議員** 今、御答弁にありました家庭支援専門相談員が配置されており、ファミリーカウンセリング等を行われているという現場も見てきました。ただ、専従者がやはり少ないんですね。ですから、今後、里親さんへのカウンセリングも含めて、専門職の増員というのは必要不可欠だと考えます。

それでは、もう一度、児童養護事業に関して伺います。さきにも述べましたように、今後、児童養護施設は平均的に地域に分散し、住みなれた地域での支援を中心とすることが示されていますが、現在、県内の施設所在地には偏りがあり、遠方の施設への入所を余儀なくされ、入所後、保護者との面会や地域とのつながりが断絶されてしまう子供もいます。特に、小林、えびの、西諸県の県西地域には、乳児院や児童養護施設は1カ所もなく、施設入所時の状況によっては県北施設への入所があり、均衡ある児童福祉事業推進のためにも、この施設偏在の解消策を講じる必要があると考えます。今後の施設整備に関する取り組みについて、福祉保健部長の見解をお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 小林、えびのなどの西諸地域におきましては、児童養護施設が設置されていないことから、県に対し、整備について要望をいただいているところであります。県としましては、児童養護施設などの小規模化や地域分散化を検討する中で、西諸地域への整備の必要性について判断をしてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 県西地区への児童養護施設整備については、財政局も格段の配慮をいただきまして、来年度以降、速やかに整備が進むことを求めるところであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、高齢者介護の質と安全性の確保について、再び、福祉保健部長にお伺いします。

在宅での家族の介護の負担を軽減するために、昼間だけ高齢者を預かり、食事や入浴、レクリエーションなどを実施する介護サービスが、デイサービスです。現在、このデイサービス、県内でも500カ所を超えるところで事業が実施されています。このデイサービスにおいて近年異変が起きています。昼間だけ介護サービスを提供していたデイサービス事業所に、そのままお年寄りを泊らせる「お泊まりデイサービス」といった新手の介護サービスを提供する事業所が、全国的に増加しているんです。このようにいびつな介護サービスが拡大しているということは、まさに介護保険制度が機能不全となっていて、そのあかしが今、現場に投影されているんです。行き場のない高齢者が、本来、宿泊目的で設置されていないデイサービスにまで追いやられているという実態があります。

このお泊まりデイサービスは、もちろん介護保険適用外でありますし、1泊1,000円から2,000円で宿泊させることに甘んじて、職員の配置も各施設でばらばらで、スプリングラーなどの設置基準すらありません。それどころか、宿泊のためのベッドがなくて、畳の上に雑魚寝状態で寝かされて、一晩中おむつ交換すらないお泊まりデイもあるとのこと。このような劣悪な環境下で高齢者が宿泊されているという実態が、県内の事業所で常習化していないのか。このあたりが大変危惧されるところであります。福祉保健部としては、このお泊まりデイサービスの現状をどの程度把握されているのでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** ただいまお話

しの、デイサービスの設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供する、いわゆる「お泊まりデイサービス」につきましては、法律に届け出の義務は定められておりませんが、県内の全ての通所介護事業所、総数565事業所に対して調査を行いましたところ、29事業所で実施されていることを確認いたしております。

**○図師博規議員** 今は届け出の義務もないし、福祉保健部としても数しか把握できていないということでしたが、以前、私は、同じく介護保険適用外である有料老人ホームの実態を質問で取り上げ、県が介護現場を管理・指導するための業務指針が必要なんですよということを指摘させてもらいました。そうしましたところ、速やかに対応していただき、「宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針」を策定していただきました。このお泊まりデイサービスにおいても、介護の質と安全性を確保するために、県独自の業務指針を示す必要があると考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 現在、国におきまして、利用者保護の観点から、実施状況の届け出を義務づけることや、利用定員、従業員の配置数などを内容とした指針を示すことなどが検討されております。県におきましては、今後、国の指針や本県の利用実態を踏まえながら指針を策定してまいりたいと考えておりますが、お泊まりデイサービスについては、利用者の尊厳の保持や安全性の確保に関して懸念される点もございますので、まずは全ての通所介護事業所に対し、注意を喚起する文書を送付するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 繰り返しになりますが、国を待つ必要は全くありません。国の指針が出てか

らでは、事故が起こる可能性も否めません。早期の県独自の指導指針の策定を求めるものであります。現在、29カ所がお泊まりデイを実施して、さらに増加傾向にあります。現場の、特にそのサービスを受ける高齢者が問題に巻き込まれないように、速やかな対応をお願いしたいと思えます。

それでは、次の項目に移らせていただきます。精神障がい者への処遇改善について伺います。

まず、今議会に上程されている県立宮崎病院精神医療センターでの医療事故に係る損害賠償に至った経緯について伺っていきます。平成21年11月20日、当時47歳の男性が精神医療センターを受診し、統合失調症で医療保護入院となりました。翌日から、体幹部と両手足の身体的拘束により隔離が始まりました。全身拘束ということです。それから5日間、食事以外は身体的拘束が続き、その間、頻繁に睡眠鎮静剤が投与され、入院6日目の午前4時55分に呼吸停止状態で発見され、心肺蘇生のかいもなく、1時間後に亡くなりました。この一連の経過の中、現場において適切な判断と医療行為が行われていたのか、病院局長にお伺いいたします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 本件は、患者の状況から、家族の同意による医療保護入院となったものでございまして、県立宮崎病院精神医療センターでは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に従い、精神保健指定医である医師の判断によりまして、適切な処置を行っております。また、患者への対応に関しましても、厚生労働大臣が定める基準に基づき、県立宮崎病院精神医療センターで作成した診療及び看護に関するマニュアルに沿って、医師による1日に複数回の診察を行い、拘束理由の説明や

看護師による15分ごとの観察等の必要な措置を行っておりまして、法に基づく適切な判断、対応を行っていたところでございます。

**○凶師博規議員** 御答弁では、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、いわゆる精神保健福祉法ですが、この法律、もしくはマニュアルに基づいた適切な判断と対応が行われておったということです。では、なぜ1,000万円もの損害賠償が発生しているのでしょうか。病院側には全く問題がなかったと言えるのでしょうか。また、47歳男性の死因は突然死とされているようですが、亡くなられた後の解剖によって明らかとなった死因は何だったのでしょうか、再度、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 今回の裁判では、経過観察が適切に行われていたかが争点となっておりましたが、看護記録やカルテは保存されているものの、死亡当日の観察記録や呼吸心拍のデータが保存されていなかったことが、裁判所が和解勧告を行った大きな要因と考えております。病院局としましては、精神保健指定医である医師の判断のもと、適切な処置を行い、経過観察等についても適正に対応していたと考えておりますが、それを明確に証明するデータ等の証拠がなく、立証が困難であったため、この和解勧告に従ったものでございます。また、死因につきましては、担当医師は、急性心不全による突然死の可能性が高いと判断し、解剖による死因の特定までは行っていないところでございます。

**○凶師博規議員** 亡くなられた日の看護師による15分置きの観察記録がなくなっている。さらに、呼吸心拍をデータでとるモニター、そのモニター記録も消失している。そういう重大な失態がありながら、家族の理解を得るための死因

を特定する作業も行われていない。この一連の流れは、単なる医療事故として見過ごすことはできず、果たして患者の人権は正当に守られていたのかと、強い疑念を抱かざるを得ません。この医療事故を受けて、どのような病院局としての現場への指導をされたのか、また、このような事故が起こらないための新たな対策はどう講じられているのか、再度、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 病院局では、本件を受けまして、改めて、医療の安全確保と診療情報等の保全につきまして、全職員に周知徹底するよう、各病院に通知したところでございます。各病院では、医療安全管理委員会や各種院内会議におきまして、医療安全対策マニュアルの徹底や診療データの保存等、医療事故対策について再確認したほか、院内研修などのあらゆる機会を通じまして職員意識の醸成を図ることとしております。病院局といたしましては、今回の事例を教訓としながら、県民の方々が安心して医療を受けられるよう、万全を期していきたいと考えております。

**○凶師博規議員** 今回の医療事故に至った経緯の中で留意すべき点の一つに、病室における長期間の行動制限の実態があります。特に、隔離及び身体的拘束においては、患者自身の心身に重大なストレスを負わせることから、その実施に際しては、精神保健指定医などの判断のもと、慎重かつ最低限度の実施が必要であることは言うまでもなく、精神障がい者の人権擁護の観点から、精神医療センターのみならず、県下の精神科医療病院でその実施が適切に行われなければなりません。そして、その上で、福祉保健部当局の厳正なる実地指導によって、このような事故が起こらないための、問題点があれば

速やかに指摘し改善させるというような体制がとられなくてはいけないんです。その体制をとることが精神保健福祉法上も義務づけられています。現在、この実地指導をする体制がどのように整えられているのでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 精神科病院に対しましては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、病院を管轄する保健所及び県が同行を依頼する精神保健指定医が、年1回立ち入り、実地指導を行っております。お尋ねの隔離や身体的拘束という行動制限については、院内で治療に当たる精神保健指定医の判断のもと、国の基準に基づき、適切に実施される必要があることから、実地指導における重点指導事項としております。具体的には、その行動制限が基準を遵守し、適切に行われているかについて、診療録などの書類審査や、入院患者の診察、関係者からの聞き取り、拘束の開始日・内容などを記載した台帳の確認などにより実態を把握し、必要な指導を行っております。

**○凶師博規議員** それでは、県立宮崎病院の精神医療センターで起こった事故に関して、福祉保健部からどのような実地指導が行われたのか、そのあたりをまたお聞きしていきたいところなんです。個別のケースにもなりますので、後の質問は常任委員会のほうでまたさせていただければと思います。

では、今、実地指導の体制がとられているという話でしたが、実際の精神科病院で行われている隔離及び身体的拘束の行動制限に限定した内容で、病院側に改善を求めた、もしくは早急にその処遇を見直しなさいというふうに指導された件数がどれくらいあるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 患者の隔離と身体的拘束について、改善を指導した件数であります。平成23年度は14件、24年度では11件、25年度では13件であります。

○図師博規議員 件数だけの報告でありましたが、その主な内容、例えば指導内容でどこをどう改善しなさいとか、どういうところが不備でしたよとか、そういうものの指導内容についても主なものを挙げてみてください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 指導の主な内容としましては、その多くが、診療録の記載内容が不十分であったものや、台帳への記載漏れ、台帳と診療録の整合性がないものなどあります。身体的拘束を行う場合においては、必要に応じて1日幾度もの診察をすることとされており、1日1回の診察にとどまっていたことなど、医師の診察回数などに対する指導も行っております。

○図師博規議員 今の現場での指導内容が直接患者の命を守ることに繋がってまいります。さらに厳正なる実地指導を行っていただきたいということを要望いたしまして、次の質問項目に移らせていただきます。

県内ダムの洪水リスクについて伺ってまいります。

近年の異常気象の影響により、河川が氾濫し、近隣地域に甚大な被害が出る洪水が多発するようになっており、その原因の一つに、ダムに堆積した土砂により本来の洪水調整機能が損なわれているということが、今、全国的に問題となっております。本県においても、2005年の台風14号で、耳川にある山須原ダムの上流で70戸が浸水するという被害が出ました。この山須原ダムは発電ダムであり、管理者は九州電力です。この被害が出た際、九州電力は、堆積土砂

が直接的原因ではないとしながらも、河川管理者である県当局はそれを覆して、ダムに流入した土砂の堆積が原因と認定したこの被害のことは記憶に新しいところです。

ダム建設においては、稼働後100年間でたまる土砂の量を想定して設計するようになっているようですが、その想定をはるかに超えるスピードで今、土砂はダムに堆積し続けています。そこで、県営ダムのうち、洪水調節機能を持つ多目的ダム13カ所と発電ダム3カ所の堆積土砂の状況がどうなっているのか、県土整備部長と企業局長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） ダムの堆砂状況につきましては、毎年、貯水池内の測量を行い、堆積した土砂の量を調査し、ダム建設時に計画した堆砂量と比較を行いまして、堆砂の割合を確認しております。県土整備部が管理している13ダムの平成26年3月末現在の状況につきましては、堆砂の割合が100%を超えているダムが7ダム、そのうち、渡川、綾北及び立花の3ダムについては200%を超えておりますが、いずれのダムにおいても、堆積している土砂のほとんどは、貯水池の下といたしますか、底の部分にありますので、洪水調節機能は十分備わっていると考えております。

○企業局長（四本 孝君） 企業局が管理している発電ダムは3ダムありますが、県土整備部が管理するダムと同様に、毎年、貯水池内の測量によりまして堆砂状況を確認しております。平成26年3月末現在の堆砂状況につきましては、堆砂の割合が100%を超えているダムは2ダムあり、そのうち西都市の寒川ダムについては、200%を超えているところであります。

○図師博規議員 土砂の堆積率が100%を超えているダムが9カ所、200%を超えているダムが4

カ所あるという御答弁でした。ただ、今の御答弁内容にもありましたが、堆砂容量が100%、200%を超えているからといって、ダムが全体土砂で埋め尽くされているというものではなく、あくまでも建設当初の堆砂見込みの量を超えていると。それはあくまでも貯水池の底の量の数値であるというように理解はできます。それでも、堆積土砂がふえればふえるほどダムの貯水容量が減っていくことは明らかであります。ですから、いつまでも放置できるというものではないということですね。進行している堆積土砂による洪水リスクを軽減するための対策としてどのような施策を考えていらっしゃるのか、両部局長にお伺いします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 堆砂の割合が200%を超えているダムのうち、渡川ダムにつきましては、貯水池周辺の地質が脆弱であるため、建設後、徐々に土砂が堆積していましたが、平成17年の台風14号により大量の土砂が流入し、洪水調節機能の低下が懸念されました。このため、平成17年度以降、継続的に土砂の除去を行っているところであり、さらに、洪水の前にはダムの水位を下げまして、洪水に備え万全を期しているところでございます。

**○企業局長（四本 孝君）** 堆砂の割合が200%を超えている寒川ダムでございますが、これは発電専用ダムであり、洪水調節を目的としたものではありません。また、このダムに堆積している土砂は、ほとんどが貯水池の底の部分にありまして、上流域の川底は上がっておりません。このようなことから、このダムの堆砂による治水上の支障はないと判断されますので、特段の対応はとっていないところであります。

**○図書館規議員** 県内には、県営ダムのほかに、九州電力が管理する発電ダムがあります。

同じくこの堆積土砂問題は日に日に深刻化しております。小丸川にある川原ダムにおいては、既に土砂が水面以上に堆積しており、中州のような、島のような形状にまで大きくなっています。ダム上流部には石河内地区があり、河川周辺に住む人々からは、少しの雨でも水面が家の近くまで来ることに恐怖を感じているという声も上がっています。県内の河川管理者である県当局は、九州電力の管理するダムの堆積土砂の状況をどの程度把握されているのか、また洪水リスクを軽減するために九州電力にはどのような対応を求めているのか、再度、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 発電ダムの管理者は、堆砂量や堆砂箇所などの状況につきまして、毎年、河川管理者であります国や県への報告が義務づけられております。県といたしましては、その状況を確認し、治水上支障のおそれがある場合は、ダム管理者に対しまして、堆積土砂の除去等の対応を要請することとしており、これまでも耳川や一ツ瀬川におきまして、九州電力にダムの堆積土砂の除去を行っていただいております。また、山須原ダムや西郷ダムでは、洪水時に流入してくる土砂を下流に流すための大規模な改造工事にも取り組んでいただいているところであります。

**○図書館規議員** 近年、想定外の大規模な洪水災害も起きております。今後も九電のほうとは連携をとり、住民の安全確保に努めていただきたい。

それでは次に、図書館行政についてお伺いします。

この項目に関しましては、6月の一般質問でも取り上げましたし、重松議員や渡辺議員も取り上げられており、図書館行政が今、縮小して

いることに警鐘を鳴らし続けているんです。特に、今年度、県の図書資料費が大幅に削減されたことは、図書館関係者のみならず、教育関係者など多くの県民の落胆を招いています。今年度の図書資料費は2,800万円で、前年度比35%減となっており、ちなみに宮崎市の図書資料費の3,300万円をも下回っており、本県より財政規模の小さい鳥取県が1億200万円もの予算を確保していることと比較すると、いかに本県の図書館行政が停滞、後退しているかは、この数字だけでも一目瞭然です。

9月議会において、教育長は、この現状に至った理由として、県立図書館のシステム改修などに費用を要したため、図書館予算を削らざるを得なかったと。また今後、この図書資料費の回復を含め、県立図書館を、県内市町村図書館のフロントランナーとしてその機能を拡充させていくという前向きな答弁もされているところです。そこでまず、図書館行政の現状と課題をどう認識されているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 県立図書館は、県民の課題解決を支援する施設、言うならば、課題解決の知恵にいざなうような「知の拠点」となる中核施設と言えらると思います。また、県内市町村の図書館のフロントランナーという役割と、もう一方では、伴走者というような役割や使命も担っていると考えております。このため本年度は、読書活動推進のために、著名人を招いたフォーラムを開催したり、県内の図書館職員の資質向上を図るために研修を実施したりするなど、これまでにないような新しい取り組みも行いながら、県民の皆様に対し、質の高いサービスの提供に努めているところでございます。課題であります資料の整備はもとより、県

立図書館と市町村立図書館とが共同して、県民の皆様 서비스에提供することが大切であり、県民の皆様の本を届ける物流システムや、適切な情報を提供するレファレンス機能の充実などの改善を図りながら、本県の人づくりと地域づくりに貢献できるよう、より積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 積極的に取り組むと意欲を示していただきました。しかし、現在、県立図書館の蔵書数は、全国堂々の42位です。蔵書が少ないがゆえに、県立図書館から市町村図書館への図書貸出数を全国と比較してみても、これも41位です。本来、県立図書館が担うべき「図書館の図書館」としての機能が果たせていないと言っても過言ではない状況です。佐賀県では、県内の全図書館を一つのビッグライブラリーと位置づけ、図書館同士の物流体制管理と、本を移動させる際にかかる費用を一手に県立図書館が請け負い、早くても1週間、遅いときは2カ月かかっていた本の物流の速度を、最長でも4日しかかけないというところまでのシステムを構築して、そのまとめ役として県立図書館が機能を発揮しています。本県において、本が少ないなら少ないなりに、図書資料物流に関してどのような対策をとられているのか、教育長に再度お伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 県立図書館の役割として、県立図書館の蔵書はもちろんですが、今、御提案がありましたように、市町村立図書館など県内各図書館の蔵書もあわせて、県民の皆様のために有効活用を図っていくことは大変重要なことであると考えております。現在、県立図書館では、移動図書館車「やまびこ号」が、市町村立図書館や僻地の学校などへ定期的に本をお届けいたしております。また、県立図

書館の蔵書を、地元の市町村立図書館等を通じて、県民の皆様が借りたりすることができる取り組みを実施いたしております。さらなる利便性の向上のために、市町村立図書館相互の蔵書の貸し借りや、県民から求められた資料をいち早く届ける物流システムについて、他県の取り組みを参考にしながらよりよいものにするように、県民の図書館として、広く県民の皆さんが貸し出しサービスを受けることができるための効率的な手法などについてしっかり検討していきたいと考えております。

**○図師博規議員** 移動図書館車「やまびこ号」の活躍は私も存じております。ただ、中山間地の学校に図書を届ける、片道4時間、往復8時間、滞在時間1時間、2時間というような実態もあるようです。それよりも、効率的な物流のシステムの再構築を期待しております。

それでは、続きまして知事にお伺いしますが、県は、読書活動推進のため、読書フォーラムを開催したり、図書館職員の資質向上のための研修会をされているなど、その内容は評価するものです。さらに、9月30日には、図書館関係者との「ふれあいフォーラム」を開いていただいております。その場で直接声を聞かれた内容もあるかと思われまして、11月9日には、片山善博元鳥取県知事を招いた読書フォーラムにおいて、片山元知事との意見交換もされて、積極的に情報収集をされているというその姿勢はうかがい知れます。では、知事は、それらの内容を踏まえて、今の図書館行政をどう捉えていらっしゃるのか、そのあたり見解をお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 私は、本県の将来にわたる発展を担い、地域を支える多様な「人財づくり」というものを重点施策に掲げまして、将

来世代の育成に取り組んでいるところであります。県立図書館というものが、県民の皆様への情報提供や、県民それぞれが持っている課題解決の支援を行うなど、「知の拠点」としまして、さまざまな分野の「人財づくり」において、大変重要な役割を担っている施設であると認識しておるところであります。そのような思いもあり、伊藤一彦先生に、このたび名誉館長にも就任をしていただいた。そういう中で、図書館行政、これまでも「Live! Library」ですとかビジネス支援を含めて、いろいろな取り組みを進めているところであります。その機能充実のために、市町村の図書館等との連携についてさらに議論を深め、文化・芸術の高揚や科学技術・産業の振興、人づくりや地域づくりなど、県勢の発展に貢献できる県立図書館づくりにこれからも取り組んでまいりたい、そのように考えております。

**○図師博規議員** 知事は、来る知事選に臨むに当たり、政策提案、マニフェストのようなものをつくられており、その中で、公立図書館と学校図書館の連携を深め、日本一の読書県を目指す、どでかい方向性、看板を出されています。本県の県立図書館の蔵書数は全国42位、市町村立図書館への貸し出しは41位、さらに、専任図書館司書数は43位、県民1人当たりの公立図書館資料費、いわゆる県民1人当たりに幾ら図書費を使っているか、これは42位なんです。軒並み全国の最低水準にあるこれらの状況から、どのように日本一まで引き上げていかれるのか、また、何をもって日本一とされるのか、そのあたりをぜひお伺いしたいと思います。今、知事が掲げていらっしゃる目標の中に、100万泊県民運動というものがありません。しかし、残念ながら、これはどのように検証していいの



か、我々がそれをどう後押ししていいのか、それがなかなか見えない。ぼんやりとしたものになってしまっています。そうではなくて、読書日本一というものを掲げられるのであれば、何をもってどう変えていくのかというところを知事のお言葉で聞かせてください。

○知事(河野俊嗣君) 政策提案の中にもさまざまな日本一というものを掲げておりますし、いろんなデータの中でも日本一はいろいろあるかと思えます。例えばキュウリの生産量が日本一、これは数字の上で明確に出るものであろうかと思っております。全国和牛能力共進会での日本一は9部門中5部門、そういうトータルでの日本一というものがあろうかと思えます。ここにおける「日本一の読書県」というところは、実はそういう意味での具体的な数値なりランキングを捉まえて、具体的なイメージを持って書いたものではございません。読書というのが、人が自立し、他者とかがわりながら豊かな人生を生きていく上で欠くことのできない大変重要なものである。「人財づくり」に力を入れて取り組む中で、読書というものが大変重要である。そのような思いの中での旗頭として、「日本一の読書県」という表現を使わせていただいたところでもあります。もちろん、今、議員から御指摘がありましたように、さまざまな指標があろうかと思っております。そういった指標をないがしろにするわけではありませんし、それを全て日本一に引き上げるというのは現実的ではないと考えておるところでございますが、読書の重要性というものを改めて県全体で捉まえて、もちろん県立図書館のあり方も重要でありますし、それ以外の図書館との連携というの、図書館の中の図書館としての県立図書館の大変重要な役割であらうかと思えます。そ

ういったものを改めて点検し、検証することにより、一定の目標も、いろんな形でこの政策を具体化する上では掲げる必要があるかと思えます。そのような読書に対する私の思いが込められた表現ということでここは捉えていただければと思っております。具体的には、ボランティアによる読み聞かせの普及でありますとか、学校における一斉読書の推進など、さまざまな場面で子供が読書に親しむ取り組みの充実に努めてまいりたいと考えておるところであります。

○図師博規議員 やはり日本一を目指すということをお県民に周知していくには、どこかで数字が伴うような政策をつくっていく必要もあるかと思えますので、今の知事のお気持ちが形になる予算措置を大いに期待するところです。

知事は、図書館関係者とのフォーラムの中で力強く言われているんです。予算の責任は全て私にあると。指摘内容を重く受けとめ、図書資料費を確保し、県立図書館機能を充実させると明言されています。それは県民には伝わっています。待っています。ぜひ、来る知事選後、2期目の県政運営の際には、県立図書館、また図書館行政の一層の拡充を期待いたしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

(拍手)

○福田作弥議長 以上で一般質問は終わりました。

---

○福田作弥議長 次に、今回提案されました議案第1号から議案第42号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

---

◎ 議案第30号から議案第33号まで採決

○福田作弥議長 ここで、教育委員会委員、収用委員会委員及び同予備委員の任命の同意についての議案第30号から第33号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第30号から第33号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第29号まで及び第34号から第42号まで並びに請願委員会付託

○福田作弥議長 ここで、議案第1号から第29号まで及び第34号から第42号までの各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

ここで、議案第42号に係る委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

---

午後2時19分開議

◎ 総務政策常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号を議題といたします。

ここで、総務政策常任委員長の審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件のうち、議案第42号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」についてであります。

これは、衆議院が解散されたことに伴い、第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査を執行するための経費を措置するもので、8億1,200万円余の増額補正となっております。

この経費については、全額国庫支出金として国から交付され、その内訳の主なものとしては、投開票経費やポスター掲示場費などとして市町村へ交付されるものであります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 総務政策常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議案第42号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

議案第42号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

平成26年11月25日(火)

あすからの日程をお知らせいたします。

あす26日から12月1日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、2日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時22分散会

12月2日（火）

# 平成 26 年 12 月 2 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋 夫
公 安 委 員 長	佐 藤 勇 拓
警 察 本 部 長	坂 口 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本 秀 繼
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第29号まで及び第34号から第41号までの各号議案、請願第57-1号から第68号まで、並びに継続審査中の請願第38号及び第56号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願3件の計14件であります。先般、11月25日に審査結果報告をいたしました議案第42号を除く13件について、慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第38号及び第59号は賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしました。

また、全会一致で採択いたしました請願第57-1号に基づき、「勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書」を、環境農林水産常任委員会と合同で発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及び

その他必要とする経費について措置するものであり、17億4,000万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰入金10億2,100万円余、国庫支出金6億7,900万円余であります。

次に、追加補正である議案第34号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

この補正は、職員の給与改定等に伴う所要経費について措置するものであり、14億7,200万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源は、地方交付税12億7,400万円余、国庫支出金1億9,800万円余であります。この結果、さきに可決されました議案第42号を含めると、補正後の一般会計の予算規模は5,843億300万円余となります。

このうち、総合政策部所管の予算は、2,000万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は147億3,900万円余となっております。

また、総務部所管の予算は、3億6,900万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,534億6,100万円余となっております。

このうち、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、特定非営利活動法人の設立の認証等に関する事務等、特定非営利活動促進法に基づく知事の権限に属する事務の一部を移譲する市町村として、今回、新富町と川南町を追加するため、条例の改正を行うものであります。

当委員会といたしましては、権限移譲により住民の利便性の向上や事務処理の効率化が図られることにより、地域における特定非営利活動

法人の活動が活発化することも期待されることから、移譲を希望していない市町村に対しても積極的に受け入れてもらえるよう、引き続き働きかけを行っていただくことを要望いたします。

次に、フードビジネス人材育成プログラムの実施についてであります。

このことについて委員より、「全国においてフードビジネスに力を入れている自治体が多い中、本県においてはどのような展開を考えているのか」との質疑があり、当局より、「本県のフードビジネス振興構想の推進施策の一つとして、フードビジネス関連事業者の成長段階や、国内だけでなく台湾やEUなど、ターゲットとする市場等に応じた実践的な長期セミナーを実施して人材育成を図ることにより、事業者の競争力の向上を図ってまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「次世代の経営リーダー育成等、各段階に応じたプログラムを実施することで、高い付加価値を生み出すことのできる人材育成に寄与することが期待できるので、積極的な事業実施に努めてほしい」との要望がありました。

次に、防災拠点庁舎整備基本構想についてであります。

このことに関して委員より、「今後、防災拠点庁舎周辺の各庁舎において、耐用年数等の状況により改修等の課題が出てくると思われる。防災拠点庁舎の配置については、本館や楠並木通り等との一体的な景観の創出、空間の活用、県民や観光客の集客性など、多様かつ長期的な視点を持って、将来の県庁舎全体のあり方を念頭に検討していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「6号館に移転することとなった文書センターについて、今後は、公文書の保管スペースの確保状況等を踏まえ、将来の県庁舎全体のあり方を検討していく過程において、当該センターのあり方についても再度検討を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、今後の行財政改革の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「県民サービスの質の維持や職員のワーク・ライフ・バランスの観点からも、これ以上の人員削減は厳しいと思われることから、人材育成に力を入れていただきたい。また、新たな行財政改革プランの策定に向けては、庁内のワーキンググループや広く県民に意見を伺う県民アンケートを実施しているとのことであるが、今後も、県民の意見やアイデアを十分に得られるよう、県の広報紙等あらゆる媒体を活用し、県民の行財政改革の取り組みに対する認知度のさらなる向上に努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、鳥飼謙二委員長。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件及び新規請願1件の計10件で

あります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で13億400万円余の増額補正であり、その主な理由は、地域医療介護総合確保基金への積み立てや、職員の給与改定等に伴うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,035億2,300万円余となります。

このうち、地域医療介護総合確保基金についてであります。

これは、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域において、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を図るため、国からの交付金等により基金を造成し、医療機関の施設・設備の整備や公的介護施設等の整備、在宅医療の提供及び医療・介護従事者の確保に関する事業を実施するものであります。

このことについて委員より、「基金事業については、毎年、県が地域の医療・介護関係者と協議の上、実施計画を策定し、国に提出することとなっている。地域において現在、顕在化している医療・介護問題に効果の及ぶ事業や、医療・介護従事者の確保など、長期的な取り組みが必要な事業もあることから、即効性と持続性のある事業展開をお願いしたい」との要望がありました。

次に、宮崎県高齢者保健福祉計画についてで

あります。

このことについて委員より、「在宅医療や介護に携わる人材は、今後さらに必要となってくるが、どのように育成・確保を図るのか」との質疑があり、当局より、「離職率が高いことが問題となっていることから、処遇改善に関する取り組みを引き続き行うとともに、今後は、新規参入や復職につながる取り組みを進めてまいりたい」との答弁がありました。

また、これに関連し、別の委員より、「少子化が進んでいる中、国内に人材を求めるだけでは限界がある。国外も視野に入れる必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「国外からの人材確保については、国において技能研修制度として検討していることから、その動向を注視してまいりたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画についてであります。

このうち、結婚・子育て意識調査結果について、委員より、「独身でいる理由に、「自由や気楽さを失いたくないから」「趣味や娯楽を楽しみたいから」などの理由があるが、このような人たちに、子供を生み育てる喜びを理解してもらう取り組みが必要ではないか」との質疑があり、当局より、「調査結果を踏まえ、今後とも意識の涵養に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、結婚、出産や子育ての喜び、楽しさについて、意識啓発に取り組むとともに、宮崎らしい施策の検討に当たり、調査結果のさらなる検証を要望いたします。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。



今回の補正は、職員の給与改定等に伴うものであり、病院事業費用1億2,800万円余を増額補正するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は300億8,700万円余となります。

次に、県立病院の新たな経営形態のあり方についてであります。

このことについて当局より、「今後の県立病院の果たすべき役割として、多数の診療科の連携による、総合性を生かした高度・急性期医療、また、不採算医療や、社会的要請により政策的に対応する必要がある医療、さらには、中核病院として、地域医療機関等との連携強化による医療について提供する役割があると考えており、その役割を果たすための経営形態について、現在の地方公営企業法の全部適用も含め、民間譲渡、指定管理者制度の導入、地方独立行政法人化、市町村への移管について検証を行っている。各制度にはさまざまな特徴があるが、本県の医療を取り巻く環境や、それぞれの県立病院の経営状況等も踏まえながら、ふさわしい経営形態について検討を進めている」との報告がありました。

当委員会といたしましては、県立病院として果たすべき役割を踏まえた上で、他県における事例についても十分に調査を行うなど、拙速に事を運ぶことのないよう、慎重な検討を要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件及び新規請願1件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴い、一般会計で1,600万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は450億4,400万円余となります。

次に、本県の製造業についてであります。

このことについて委員より、本県の製造業の事業所数の推移等について質疑があり、当局より、「工業統計調査によると、従業員4人以上の事業所数は、平成3年が最も多く約2,600、直近の平成25年は約1,500であり、約1,000事業所が減少している。一方、製造品出荷額は、平成3年は約1兆3,600億円、平成25年は約1兆4,400億円で約800億円増加している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「製造業は、本県の景気浮揚を図る上で非常に重要な産業である。事業所数等のデータを分析し、振興対策に取り組んでいただきたい」との意見があり、当局より、「中核的な製造企業をふやし、県外から県内に資金を取り込んでいけるような取り組みを行っていく必要がある」との答弁がありました。

次に、外国人観光客の受け入れ体制についてであります。

このことについて委員より、「平成27年3月に予定されている宮崎―香港線の就航により、外国人観光客の増加が予想されるが、県内宿泊施設の受け入れ体制はどうか」との質疑があり、当局より、「現在、主要なホテルでは、外国語が話せるスタッフは確保されてきているが、今後、外国人観光客の増加にも十分対応できるように、宿泊施設や関係機関と連携してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、経済効果の高い外国人観光客の誘客を促進するためにも、今後も受け入れ体制の整備に積極的に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億5,600万円余の増額補正であり、その主な理由は、国庫補助の決定や職員の給与改定等に伴うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は750億5,000万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

当局より、平成27年度に指定を予定している施設の指定管理候補者やその選定方法等について説明がありました。

当委員会といたしましては、制度の目的の「サービス向上と経費縮減」という観点に立った委員会審査がしやすくなるように、例えば指定管理候補者の概要を記載するなど、説明資料の充実に努めていただくことを要望いたします。

次に、地域維持型契約に係る入札の実施につ

いてであります。

このことについて委員より、「平成27年4月に実施予定の地域維持型契約は、採算等に不安を感じる建設業者もいると聞くが、入札不調・不落となるおそれはないのか」との質疑があり、当局より、「入札の実施については、新たに地域維持型の総合評価落札方式を導入することとしており、評価に当たっては、地域精通度などの履行能力に重点を置くとともに、評価基準の数値も、各地区ごとに実情を踏まえて設定している。今後とも、関係団体等と意見交換をしながら、十分に制度の周知を図り、不安の解消に努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、地域の建設業者の実情を踏まえ、将来の担い手確保や災害対応力の強化につながるよう、今後もさらに検討を加え、よりよい制度としていただくことを要望いたします。

次に、労働委員会事務局の補正予算についてであります。

これは、職員の給与改定等に伴うものであり、この結果、補正後の予算額は1億1,500万円余となります。

最後に、当委員会において、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願3件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

なお、採択いたしました請願第57-2号、請願第62号及び請願第63号に基づき、「農協改革」に関する意見書」及び「漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書」を発議することとし、「勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書」については、総務政策常任委員会と合同で発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,000万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は264億6,000万円余となっております。

このうち、議案第17号、18号、19号及び20号に係る「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「最小の経費で最大の効果を上げるためには、さらなる利用者の増加を図る必要があることから、新たな切り口で広報を行い、当該施設の知名度を上げる取り組みを進めていただきたい」との要望や、公募の状況について別の委員より、「応募団体数が少ないため、公平性の観点から、より幅広く周知していただきたい」との要望がありました。

また、委員より、「施設の設置目的を効果的

に達成するためにも、指定後の指導監督体制の充実を図っていただきたい」との要望があり、別の委員より、「経費の縮減は大変重要であるが、その結果として人件費の削減につながることはないよう、しっかり指導していただきたい」との要望がありました。

次に、建設工事に係る資材のリサイクルについてであります。

このことについて委員より、「建設工事に係る資材については再資源化が進められているが、リサイクル処理を施しても、保管する場所に苦慮していると聞く。例えば、再生クラッシュランのさらなる利用促進に向けて、関係部局と協議していただきたい」との要望がありました。

次に、「山村振興法」の延長及び地域林業・地域振興の確立に向けた施策の拡充を求める意見書」についてであります。

昭和40年に制定された「山村振興法」は、山村における経済力と住民の福祉の向上を図り、あわせて、地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、これまで国の政策支援が行われてきたところではありますが、山村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中、平成27年3月末にその期限を迎えようとしています。国においては、山村地域の現状及びその果たす役割を踏まえ、法の期限を延長するとともに、地域林業・地域振興の確立に向けた施策の拡充を強く要望するものであります。

当該意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億5,400万円余の増額補正であり、その主な理由は、国庫補助の決定や職員の給与改定等に伴うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は427億9,200万円余となっております。

このうち、議案第21号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園において、来年度から指定管理者制度を導入することとしたものであります。

このことについて委員より、「当該施設は、今後の農業を担う人材を育成する上で大変重要な施設である。指定管理者と連携を図りながら、本県が目指すべき農業のあり方を踏まえた人材育成を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、豚流行性下痢（PED）の防疫対策についてであります。

このことについて当局より、平成26年10月24日に公表された国のPED防疫マニュアルについて、現在、養豚関係機関及び養豚農場との調整や関係団体への周知を図っている旨の報告がありました。

このことについて委員より、「発生農場情報の共有も含めて、当該マニュアルの運用は開始されているのか」との質疑があり、当局より、「現時点で市町村や生産者団体との意見交換が終了したところである。12月上旬までには、各地域の養豚農家を対象とした説明会を開催する予定であり、その後、運用を開始したい」との答弁がありました。これに対し委員より、「流行時期を考慮した上で、少しでも早くマニュアルに沿った運用体制が構築されるよう、関係者

への周知等を進めていただきたい」との要望がありました。

また、委員より、「発生農場情報の共有については、スムーズな運用を危惧する声もある。運用後も随時点検を行いながら取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農業の成長産業化に向けた提言についてであります。

これは、農業施策全体を多角的に検証する場として設置された「宮崎県農業成長産業化推進会議」から、産地経営体構想を推進し、宮崎県農業の成長産業化を実現するための方策として、マーケットイン型経営への転換や、経営力と技術力の両面を支援できる指導体制の構築などについて提言を受けたものです。

このことについて委員より、「農家所得の向上のためには、農業を成長産業分野に押し上げることが重要であるため、提言については十分に検証し、目に見える形で結果を出していただきたい」との要望があり、別の委員より、「提言に対応した具体的な施策や事業を構築していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願5件の計13件で

あります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第64号については賛成多数により、請願第65号、第66号、第67号及び第68号については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

最初に、一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴うものであり、公安委員会所管で1億9,700万円余、教育委員会所管で9億5,700万円余のそれぞれの増額補正となっております。この結果、補正後の公安委員会の一般会計予算額は279億6,600万円余、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,106億2,600万円余となります。

次に、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴うものであり、電気事業会計で1,341万円余、工業用水道事業会計で78万円余、地域振興事業会計で1万円余の、それぞれの事業費の増額補正を行うものであります。この結果、各会計ごとの補正後の事業費は、電気事業は43億7,800万円余、工業用水道事業は3億6,100万円余、地域振興事業は2,100万円余となります。

次に、宮崎県警察音楽隊の活動状況についてであります。

このことについて当局より、警察音楽隊は、演奏活動を通じて県民と警察との融和を図るとともに、警察広報の重要な一翼を担っていること、また、平成25年中は、小中学校などでの音楽鑑賞教室や各自治体主催の地域安全運動のイ

ベント等に40回の派遣演奏を行ったことについて報告がありました。

これに対して委員より、「警察音楽隊の華やかな演奏活動は、県民から警察への親しみを持ってもらえる絶好の機会であるため、今後も県内各地の地域安全運動等に積極的に参加していただきたい」との要望がありました。

次に、企業局における平成26年度の上半期の状況についてであります。

当局より、「事業実績については、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の全てにおいて目標を上回っており、収益的収支についても、3事業ともおおむね順調に推移している」との報告がありました。

次に、教職員の不祥事についてであります。

教職員の懲戒処分件数については、近年、減少傾向にありましたが、ことしの9月以降、公立中学校の教職員がわいせつ行為により相次いで逮捕されるなど、教育に対する信頼が大きく損なわれる事態となっております。

当委員会としましては、教職員一人一人が、このゆゆしき事態を自覚するよう、引き続き、市町村教育委員会と一体となって、綱紀粛正及び服務規律遵守についての指導を徹底するなど、不祥事根絶に向けた取り組みを推進することを強く要望します。

次に、議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「次期指定期間から、施設の利用料金を指定管理者の収入にすることができるとなるが、利用料金収入は大きく変動することも考えられる。今後5年間の指定管理料は、どのような想定で決定されているのか」との質疑があり、当局より、「指定管理料については、施設の改修や口蹄疫の発生

等があった過去5年間の平均をもとに算出しており、さまざまな状況を想定した金額設定となっている。なお、災害の発生などにより利用料金収入が大きく減少する場合は、指定管理者と県で協議の上、改めて指定管理料の設定を行うこととなる」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

---

### ◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより、委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入ります。

質疑、討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 おはようございます。ただいま各常任委員長から御報告がございましたが、請願の審査について伺っていきたいと思います。

今回、新規請願として、商工建設常任委員会に付託されました第58号のカジノ合法化に反対する請願、そして、総務政策常任委員会に付託されました第60号の私学助成を求める請願、文教警察企業常任委員会に付託されました第65号から第68号の教育関連の請願が、いずれも不採

択との審査結果報告でありました。私はいずれも紹介議員でありますので、委員会でどのような審査の結果、即、不採択となったのか、それぞれの経過について御説明いただきたいと思えます。

○松村悟郎議員 委員会の審査におきましては、請願第60号も含めてでございますけれども、委員の皆様にお伺いし、そして、継続審査または採決を諮った結果、採決ということになりました。採決により賛否をお諮りしたところ、不採択ということになったものでございます。

また、どのような理由でということについてでございますけれども、委員の皆様には、個人あるいは会派におきましても十分議論され、そして、委員会におきましても、御意見を伺ったところでございます。ただ、その中で、委員会の場では特に意見はございませんでした。以上でございます。

○岩下斌彦議員 第58号に関してでございますが、請願は、県民の皆さんが行政について持っている要望や意見を文書にして提出されたものであり、県議会は、その県民の意思を十分受けとめて審議に付する必要があると思えます。

委員会の審査におきましては、委員の皆さんにお伺いし、継続審査または採決をするか諮った結果、採決となりました。採決により賛否をお諮りいたしましたところ、不採択となっております。以上であります。

○西村 賢議員 委員会の審査におきましては、委員会の皆様方に御意見を伺いましたところ、請願第65号、第66号、第67号、第68号について、特に意見は出ませんでした。本請願の趣旨につきまして各委員の皆様が十分に審査をした上で、委員会に臨んでいただいたと思ってお

ります。継続審査または採決を諮ったところ、採決との意見があり、採決となりました。また、採決により賛否をお諮りしたところ、不採決となったものであります。

**○前屋敷恵美議員** 今、お伺いいたしましたら、いずれの委員会でも意見は出なかったと受けとめたところでは、しかし、県議会としては、まずは、請願が出されたら、委員会で丁寧な議論を行うというのが委員会に課せられた任務だと私は思うんですけれども、委員会の中の論議が全くなされずに、すぐ採決に付されるということで結論が出されてしまう。特に新規請願については、その中で、十分に論議に値する資料などが見当たらないということであれば、それを求めるとか、十分中身を深めるといことが県民に対しての責任あるやり方だと思うんですけれども、委員長としては、それぞれ、そういうふうな論議の進め方といいますか、運び方には努められなかったのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

**○松村悟郎議員** 請願第60号についてでございますけれども、資料の請求その他につきましても、各委員の皆様にお諮りをいたしましたけれども、特別その御意見はございませんでした。また、委員会の規則にのっとりまして、それぞれの議員の皆さん、各会派におきましても、十分な理解がされた上での委員会だと思います。県民の請願、要望に対する思いは、十分県議会として理解した上での委員会だと思っております。

**○岩下斌彦議員** 本請願の趣旨について、各委員の皆さんが十分理解した上で、当委員会の審査結果に至ったものだと思っております。また、委員会に臨む前に委員として十分それぞれ協議した上で、委員会に臨まれて、採決に至っ

たものだと考えております。慎重に審査をした結果の委員会の総意として認識いたしております。

**○西村 賢議員** 審査に必要であれば、資料の準備等さまざまな方法があったと思いますが、委員会ではそのような議論は特にありませんでした。委員会に臨む前に各委員がそれぞれに調査を行った上で、臨んだ結果だと思います。

**○前屋敷恵美議員** それぞれの考え方や立場が違うわけですから、委員会の中で、それぞれの考えが出されてしかるべきだと思うんです。でも、委員長の結果報告では、そういう論議の中身、反対の理由などが述べられていないことは非常に残念だと私は思います。やはり県民に対する真摯な態度での委員会の論議が必要だと。論議のあり方についても今後検討が必要じゃないかと思うところです。この後の討論で、その理由なりも明らかにしていただきたい、このことを期待して質疑を終わります。

**○福田作弥議長** ほかに質疑の通告はありません。

以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

---

## ◎ 討 論

**○福田作弥議長** これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員**〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました議案及び請願について討論を行います。

まず、議案第1号、第3号及び第26号について、反対の立場から討論をいたします。

議案第1号「平成26年度一般会計補正予算

(第3号)」及び議案第3号「宮崎県地域医療介護総合確保基金条例」についてです。

政府は、ことし6月、高齢化のピークとされる2025年度を目標年度として、医療・介護給付費を抑制する目的で、供給体制の再編計画を進める医療介護総合確保法を成立させました。私は一般質問でも明らかにいたしました。要支援者向けサービスの大半を占める訪問・通所介護を地域支援事業に置きかえることで、要支援と非該当との制度上の垣根をなくし、要支援者を事実上、介護保険の枠外へ追い出していくことや、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定し、要介護1・2の人は、一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されること。さらに、入院用ベッドを抜本的に再編・削減する計画では、入院病床43万床削減を打ち出し、一般病床では、特に看護師の配置が厚い7対1病床について、2014年から2015年度の2年間で9万床の削減を行うとしています。また、入院期間を2～3割短縮することも示されており、治癒率の低下や患者になれない病人の増加を招くことにもなります。

この法律は、多くの高齢者を要介護サービスの対象者から除外し、入院患者の病院からの追い出しをさらに強化するなど、公的介護、医療保障を土台から掘り崩す大改悪法です。

また、病床再編計画を促進するため、病床再編や在宅医療・介護の拡大などの事業を対象に、新たな財政支援制度を法定化し、2014年度は、約904億円の地域医療介護総合確保基金が予算化され、各県での基金設置が行われることとなり、本県でも今議会に、同基金条例とともに8億8,600万円余の基金積立金が提案され、同時に、この基金を活用しての事業が提案をされています。各事業は、医療体制を強化する上で必

要なものでありますが、この基金を使って医療機関を病床再編へと誘導していく計画は認められないものです。

医療介護総合確保方針は、医療・介護の総合的な確保を掲げておりますが、示されているのは、限りある社会資源の効率的・効果的な活用で、地域に必要な医療・介護サービスを確保していくという方針は全く見られません。

2025年の高齢社会を見据えて大事なことは、国の公的責任で地域の医療の実態に応じて、さまざまな医療機能に対応できる入院病床や介護施設、住まいなどを確保することです。政府の一連の改革がこのまま実施されれば、新たな医療難民、介護難民、さらには、みとり難民が生まれ出されることは確実であり、医療介護総合確保法そのものに反対の立場を表明するものです。

次に、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

同議案は、県営住宅について、宮崎、日南、串間、都城、小林、高岡、西都、高鍋の各土木事務所管内の県営住宅84団地の管理を、宮崎県宅地建物取引業協会に委ねるというものです。

この指定管理者制度は、行政コスト削減などを目的に、官から民への構造改革路線の一環として導入され、あらゆる部署で進められています。

今回は、議案第12号から第27号の議案で、104の施設について新たな管理者の選定議案が出されています。私は、特に公営住宅については、これまでも、指定管理者制度はなじまないとして反対をしてきました。公営住宅制度は、国や公共団体が、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給し、暮らしと福



祉に寄与することを目的にします。それだけに、公営住宅は、他の公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの確保という重要な役割を担っています。特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されているのかも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくないと考えます。

したがって、今回提案された県営住宅の指定管理者の指定については、反対するものです。

次に、請願について、委員長報告で不採択とされた新規請願第58号、第60号、第65号から第68号について、不採択に反対し、採択を求めて討論を行います。

第58号は、カジノ合法化及び宮崎県への誘致に反対する請願です。ギャンブル依存症の社会的問題が深刻な中、賭博行為としてこれまで刑法で禁じられてきたカジノを合法化することに道理はなく、豊かな自然を生かした宮崎の地にふさわしい文化、教育、スポーツ観光の宮崎としての発展を願う請願者の思い、県民の願いは受けとめるべきと思います。

また、第60号及び第65号から第68号については、私学助成の増額、全国一斉学力調査の廃止、教員免許更新制度の廃止、高校授業料無償制度の復活、30人学級の実現など、いずれの請願も、子供たちの学びのための環境整備や教育費の負担軽減、学校現場で直接子供たちと向き合い、指導・援助に携わる教職員の真の資質向上を求めるものなど、子供たちに行き届いた教育を求め、子供たちの健やかな成長を願う立場からの請願ばかりです。

今回提出されたこれらの新規請願を即、不採択などとせず、請願者の子供たちへの思いを県議会がしっかり受けとめることが重要ではないでしょうか。同請願の採択を強く求めるものです。

議員各位の良識と賢明な御判断を切に求めて、討論を終わります。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第3号及び第26号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第3号及び第26号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号、第4号から第25号まで、第27号から第29号まで、及び第34号から第41号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第2号、第4号から第25号まで、第27号から第29号まで、及び第34号から第41号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

---

◎ 請願第58号採決

○福田作弥議長 次に、請願第58号についてお諮りいたします。

〔退場する者複数あり〕

○福田作弥議長 本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

〔入場する者複数あり〕

---

◎ 請願第59号採決

○福田作弥議長 次に、請願第59号についてお諮りいたします。

〔退場する者複数あり〕

○福田作弥議長 本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

〔入場する者複数あり〕

---

◎ 請願第60号及び第65号から第68号まで採決

○福田作弥議長 次に、請願第60号及び第65号から第68号までの各請願について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は不採

択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第57-1号、第57-2号及び第61号から第63号まで採決

○福田作弥議長 次に、請願第57-1号、第57-2号及び第61号から第63号までの各請願について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第38号、第56号及び第64号の各請願について、一括お諮りいたします。

各請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、各請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉

会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福田作弥議長** 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ **議員発議案送付の通知**

○**福田作弥議長** 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成26年12月2日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 総務政策常任委員長 松村 悟郎

環境農林水産常任委員長 内村 仁子

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書

---

平成26年12月2日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 内村 仁子

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

「農協改革」に関する意見書

議員発議案第3号

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書

議員発議案第4号

「山村振興法」の延長及び地域林業・地域振興の確立に向けた施策の拡充を求める意見書

---

平成26年12月2日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 宮崎県議会議員 松村 悟郎

河野 哲也

有岡 浩一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書

---

◎ **議員発議案第1号から第5号まで追加上程**

○**福田作弥議長** ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福田作弥議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略し、直ちに審議することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成26年11月定例県議会を閉会いたします。

午前11時5分閉会

---

◎ 議員発議案第5号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第5号についてお諮りいたします。

〔退場する者複数あり〕

○福田作弥議長 本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔入場する者複数あり〕

---

◎ 議員発議案第1号から第4号まで採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も約1カ月を残すのみとなりました。衆議院選挙、知事選挙が師走に加わります。大変忙しい時期になってまいりました。当局及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新

資

料

# 平成26年11月定例県議会日程

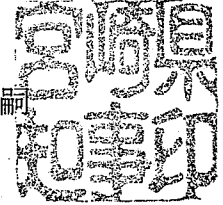
20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
11. 13	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
14	金	休 会	( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
15	土		( 閉 庁 日 )	
16	日			
17	月		( 議 案 調 査 )	
18	火	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
19	水			請願締切 12:00
20	木			
21	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
22	土	休 会	( 閉 庁 日 )	
23	日		( 閉 庁 日 ) 勤労感謝の日	
24	月		( 閉 庁 日 ) 振替休日	
25	火	本会議	一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
26	水	休 会	常 任 委 員 会	
27	木			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
28	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会
29	土		( 閉 庁 日 )	
30	日			
12. 1	月			( 議 事 整 理 )
2	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 1 2 5 8  
平成26年11月13日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成26年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 議案第 1 号  | 平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）         |
| 議案第 2 号  | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例         |
| 議案第 3 号  | 宮崎県地域医療介護総合確保基金条例              |
| 議案第 4 号  | 公の施設に関する条例の一部を改正する条例           |
| 議案第 5 号  | 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例      |
| 議案第 6 号  | 宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例            |
| 議案第 7 号  | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 号  | 都市公園条例の一部を改正する条例               |
| 議案第 9 号  | 工事請負契約の変更について                  |
| 議案第 10 号 | 財産の処分について                      |
| 議案第 11 号 | 損害賠償の額の決定について                  |
| 議案第 12 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 13 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 14 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 15 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 16 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 17 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 18 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 19 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 20 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 21 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 22 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 23 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 24 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 25 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 26 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 27 号 | 公の施設の指定管理者の指定について              |
| 議案第 28 号 | 当せん金付証票の発売について                 |
| 議案第 29 号 | 宮崎県人権教育啓発推進方針の変更について           |
| 議案第 30 号 | 教育委員会委員の任命の同意について              |
| 議案第 31 号 | 収用委員会委員の任命の同意について              |
| 議案第 32 号 | 収用委員会委員の任命の同意について              |
| 議案第 33 号 | 収用委員会予備委員の任命の同意について            |

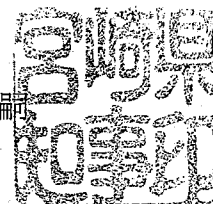
(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 2 7 8

平成26年11月18日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



### 議案の送付について

平成26年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

#### 記

- 議案第 34 号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 35 号 平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第 36 号 平成26年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）
- 議案第 37 号 平成26年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）
- 議案第 38 号 平成26年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 39 号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 40 号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 41 号 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

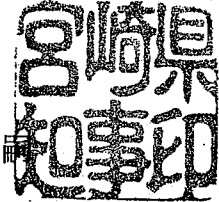
(文書取扱 財政課)



215 - 1281  
平成26年11月25日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 殿



議案の送付について

平成26年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第 42 号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

（文書取扱 財政課）

## 一般質問時間割

### 11月18日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	公 明 党	重松幸次郎	10:00～11:00	
2	公 明 党	河野 哲也	11:00～12:00	休憩
3	愛 み や ざ き	西村 賢	13:00～14:00	
4	自 由 民 主 党	中村 幸一	14:00～15:00	

### 11月19日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自 由 民 主 党	山下 博三	10:00～11:00	
6	県民連合宮崎	田口 雄二	11:00～12:00	休憩
7	自 由 民 主 党	丸山裕次郎	13:00～14:00	
8	自 由 民 主 党	坂口 博美	14:00～15:00	

### 11月20日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	日 本 共 産 党	前屋敷恵美	10:00～11:00	
10	自 由 民 主 党	内村 仁子	11:00～12:00	休憩
11	自 由 民 主 党	松村 悟郎	13:00～14:00	
12	自 由 民 主 党	清山 知憲	14:00～15:00	

11月21日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党	右松 隆央	10:00~11:00	
14	自由民主党	二見 康之	11:00~12:00	休憩
15	県民連合宮崎	鳥飼 謙二	13:00~14:00	

11月25日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
16	県民連合宮崎	渡辺 創	10:00~11:00	
17	自由民主党	井本 英雄	11:00~12:00	休憩
18	愛みやざき	函師 博規	13:00~14:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内(質問取扱要領)

## 議案・請願 委員会審査結果表

## [議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第3号	宮崎県地域医療介護総合確保基金条例		可決			
第4号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第6号	宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決			
第8号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第9号	工事請負契約の変更について			可決		
第10号	財産の処分について			可決		
第11号	損害賠償の額の決定について		可決			
第12号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第13号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第14号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第15号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第16号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第17号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第18号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第19号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第20号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第21号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第 2 8 号	当せん金付証票の発売について	可決				
第 2 9 号	宮崎県人権教育・啓発推進方針の変更について	可決				
第 3 4 号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第 4 号）	可決	可決	可決	可決	可決
第 3 5 号	平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第 1 号）					可決
第 3 6 号	平成26年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第 1 号）					可決
第 3 7 号	平成26年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第 1 号）					可決
第 3 8 号	平成26年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第 1 号）		可決			
第 3 9 号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第 4 0 号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第 4 1 号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第38号	所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第56号	子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げること求める請願		継続			
第57-1号	勤務獣医師の人材確保対策等についての請願	採択				
第57-2号	勤務獣医師の人材確保対策等についての請願				採択	
第58号	カジノ合法化に反対し宮崎県に誘致しない決議を求める請願			不採択		
第59号	登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書提出についての請願	採択				
第60号	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願	不採択				
第61号	宮崎県内の医師会病院における医師確保に関する請願		採択			
第62号	「農協改革」に関する請願				採択	
第63号	漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める請願				採択	
第64号	義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願					継続
第65号	全国一斉学力調査の廃止について、国に意見書の提出を求める請願					不採択
第66号	教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願					不採択
第67号	公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願					不採択
第68号	小・中・高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願					不採択

## 議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第42号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	可決				

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成26年11月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査 ・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>請願第56号 子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げを求める請願</p> <p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	慎重な審査 ・調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第64号 義務教育費国庫負担金制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査 ・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため



# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	12月2日・可 決
〃 第2号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	宮崎県地域医療介護総合確保基金条例	〃
〃 第4号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する 条例	〃
〃 第6号	宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部 を改正する条例	〃
〃 第8号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第10号	財産の処分について	〃
〃 第11号	損害賠償の額の決定について	〃
〃 第12号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第13号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第18号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第19号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第20号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第21号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第22号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第23号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第24号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第25号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第26号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第27号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第28号	当せん金付証券の発売について	〃
〃 第29号	宮崎県人権教育・啓発推進方針の変更について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第30号	教育委員会委員の任命の同意について	11月25日・同 意
〃 第31号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第32号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第33号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第34号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	12月2日・可 決
〃 第35号	平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正 予算（第1号）	〃
〃 第36号	平成26年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業） 補正予算（第1号）	〃
〃 第37号	平成26年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補 正予算（第1号）	〃
〃 第38号	平成26年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
〃 第39号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第40号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改 正する条例	〃
〃 第41号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正す る条例	〃
〃 第42号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	11月25日・可 決
議員発議案 第1号	勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書	12月2日・可 決
〃 第2号	「農協改革」に関する意見書	〃
〃 第3号	漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に 関する意見書	〃
〃 第4号	「山村振興法」の延長及び地域林業・地域振興の確 立に向けた施策の拡充を求める意見書	〃
〃 第5号	登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書	〃

# 意見書

## 勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書

動物は、我々の生活を様々なかたちで豊かにしてくれるかけがえのない存在である。人の命が大切であるように動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らなければならない。

このような動物愛護の精神が、多くの先人の長年の努力にもかかわらず、未だに国民共通の理解として定着するまでには至っていない中、動物愛護管理法の一部を改正する法律が昨年9月1日施行された。動物をさらに大切にするため、新たに、人と動物の共生社会の実現を図ること、所有者の終生飼養の責務等が明記されるとともに、動物取扱業者に係る規制強化などが行われたものである。これにより、都道府県等の役割はさらに拡大し、改正法の的確な実施業務を担う獣医師の職責と業務量が増大している。

一方、今日、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの伝染病が国内外で発生し、その流行制御や食品の安全性確保を求める国民の声が高まりを見せている。このような国民の期待に応えるべく、先般、日本医師会と日本獣医師会が人と動物、さらには環境と健康は深くひとつに繋がっており、連携・協働してその一体的増進に取り組むとする包括的協定が締結されたところであるが、家畜衛生及び公衆衛生の現場において、まさに水際の防疫措置や食品衛生行政の中核を担う獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。

このような中、獣医師はそれぞれの分野で高い専門性を駆使して職務を遂行しているが特に産業動物に従事する獣医師及び勤務獣医師は休日や夜間業務など不規則な勤務対応を余儀なくされることも多く就業希望者は少なく安定的な確保が困難となっており、獣医師が関与すべき業務に支障を来している。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 勤務獣医師の処遇を改善し人材確保を推進するため、国が率先して国家公務員獣医師の職責及び業務実態等を反映した俸給表の適用、初任給調整手当の創設等を行うこと。
- 2 産業動物診療獣医師の基盤となる家畜共済制度については、魅力ある診療体制の確立に向け、共済制度及び運営基盤の充実・強化を図ること。
- 3 都道府県等が、動物愛護の推進、家畜衛生、公衆衛生等の責務を果たすため、独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組むことができるよう、国は具体的な支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月2日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長								殿
参議院議長	山	崎	正	昭				殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三				殿
財務大臣	麻	生	太	郎				殿
総務大臣	高	市	早	苗				殿
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久				殿
農林水産大臣	西	川	公	也				殿
内閣官房長官	菅		義	偉				殿
人事院総裁	一	宮	な	ほ	み			殿

## 「農協改革」に関する意見書

政府は、農業の成長産業化、農業所得の向上を目指して「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、その実現のために、「農協改革」を推進することとした。

これまで、本県JAグループは、農家組合員の所得向上、農業の振興、地域社会の活性化に行政と連携しながら取り組むとともに、協同組合として、農家組合員、地域住民の助け合い活動などにも取り組み、県政推進において重要な機能を発揮してきている。

また、本県の農業振興、農家の所得向上はもちろんのこと、今後、重要政策として推進する地方創生においても、農協・連合会・中央会は、その推進の重要な役割を担うことが期待される組織である。

よって、国においては、下記の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

### 記

- 1 「農協改革」については、農家・組合員の所得向上に向けたJAグループの自己改革を尊重すること。
- 2 中央会制度は、組合員・JAの意思結集と行政との連携による農政を推進する代表機能、JA経営の健全性を確保する機能等を発揮するために、農協法に位置付けた制度とすること。
- 3 今後進展する高齢化、過疎化の中で、地域社会において果たしているJAの役割を継続できるよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月2日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長				殿	
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
農林水産大臣	西	川	公	也	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
地方創生担当大臣	石	破		茂	殿

## 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、我が県の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

加えて、東日本大震災により我が国漁業は壊滅的な被害を受け、復興に向けて全国の漁業者と一丸となって取り組んでいるところであるが、原発事故の風評被害等によって、水産物の消費の減退と魚価の低迷については一層深刻の度を増している。

燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は漁業者の努力の範疇を超えている。

農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇も含め、これ以上の負担の増加となることは、漁業者を更に廃業へ追い込むこととなる。

このような中、県民に対する水産物の安定供給を担っている漁業者の経営安定を図るために、国におかれては、下記のとおり燃油税制にかかる措置の堅持を図られるよう、強く要望する。

### 記

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月2日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長					殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
農林水産大臣	西	川	公	也	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿





## 登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革が進められることが定められた。

こうした中、国の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、法務局が担う登記制度も地方に移譲すべき対象として検討されている。

しかし、登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する制度であり、高い中立性・公正性が求められ、また、国民の権利擁護に係るものであることから、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持し、国の機関である法務局が直接実施する必要がある。

また、登記事務を遂行するに当たっては、民法・不動産登記法・会社法等の高度な法律的専門知識・能力に基づく判断が求められていることから、地方に移譲された場合、地方自治体及びその職員の業務に著しい負担が生じるとともに、事務処理能力の格差が生じることも懸念される。登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、国が一元的・体系的に行う必要がある。

よって、法務局が担う登記の事務及び権限等を地方への移譲対象としないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月2日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長		殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	高市早苗	殿
法務大臣	上川陽子	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
行政改革担当大臣	有村治子	殿

請 願 一 覽 表

總 括 表           

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	3	1	4	
厚 生	1	1	2	
商 工 建 設	1	—	1	
環 境 農 林 水 産	3	—	3	
文 教 警 察 企 業	5	—	5	
計	13	2	15	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第57-1号	受理年月日	平成26年11月5日
請願者 住所・氏名	宮崎市広島1丁目13-10 一般社団法人 宮崎県獣医師会 会長 足利 忠敬		
請願の件名	<p>勤務獣医師の人材確保対策等についての請願</p> <p><b>【要旨】</b> 勤務獣医師の人材確保対策等についての請願</p> <p><b>【理由】</b> 動物は、我々の生活を様々なかたちで豊かにしてくれるかけがえのない存在である。人の命が大切であるように動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らなければならない。このような動物愛護の精神が、多くの先人の長年の努力にもかかわらず、未だに国民共通の理解として定着するまでには至っていない中、動物愛護管理法の一部を改正する法律が昨年9月1日施行された。動物をさらに大切にするため、新たに、人と動物の共生社会の実現を図ること、所有者の終生飼養の責務等が明記されるとともに、動物取扱業者に係わる規制強化などが行われたものである。これにより、都道府県等の役割はさらに拡大し、改正法の的確な実施業務を担う獣医師の職責と業務量が增大している。</p> <p>一方、今日、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの伝染病が国内外で発生し、その流行制御や食品の安全性確保を求める国民の声が格段の高まりを見せている。このような国民の期待に応えるべく、先般、日本医師会と日本獣医師会が人と動物、さらには環境の健康は深くひとつに繋がっており、連携・協働してその一体的増進に取り組むとする包括的協定が締結されたところであるが、家畜衛生及び公衆衛生の現場において、まさに水際の防疫措置や食品衛生行政の中核を担う獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。</p>		

このような中、獣医師はそれぞれの分野で高い専門性を駆使して職務を遂行しているが特に産業動物に従事する獣医師及び勤務獣医師は休日や夜間業務など不規則な勤務対応を余儀なくされることも多く就業希望者は少なく安定的な確保が困難となっており、獣医師が関与すべき業務に支障を来している。

よって、国会及び政府に対して下記の事項について早急に意見書を提出されるよう要望する。

#### 記

- ・ 勤務獣医師の処遇を改善し人材確保を推進するため、国が率先して国家公務員獣医師の職責及び業務実態等を反映した俸給表の適用、初任給調整手当のさらなる改善を行うこと。

紹介議員	山下 博三      宮原 義久      渡辺 創
摘要	

新規請願

			環境農林水産常任委員会
請願番号	請願第57-2号	受理年月日	平成26年11月5日
請願者 住所・氏名	宮崎市広島1丁目13-10 一般社団法人 宮崎県獣医師会 会長 足利 忠敬		
請願の件名	<p>勤務獣医師の人材確保対策等についての請願</p> <p><b>【要旨】</b> 勤務獣医師の人材確保対策等についての請願</p> <p><b>【理由】</b> 動物は、我々の生活を様々なかたちで豊かにしてくれるかけがえのない存在である。人の命が大切であるように動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らなければならない。このような動物愛護の精神が、多くの先人の長年の努力にもかかわらず、未だに国民共通の理解として定着するまでには至っていない中、動物愛護管理法の一部を改正する法律が昨年9月1日施行された。動物をさらに大切にするため、新たに、人と動物の共生社会の実現を図ること、所有者の終生飼養の責務等が明記されるとともに、動物取扱業者に係わる規制強化などが行われたものである。これにより、都道府県等の役割はさらに拡大し、改正法的確な実施業務を担う獣医師の職責と業務量が增大している。</p> <p>一方、今日、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの伝染病が国内外で発生し、その流行制御や食品の安全性確保を求める国民の声が格段の高まりを見せている。このような国民の期待に応えるべく、先般、日本医師会と日本獣医師会が人と動物、さらには環境の健康は深くひとつに繋がっており、連携・協働してその一体的増進に取り組むとする包括的協定が締結されたところであるが、家畜衛生及び公衆衛生の現場において、まさに水際の防疫措置や食品衛生行政の中核を担う獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。</p>		

このような中、獣医師はそれぞれの分野で高い専門性を駆使して職務を遂行しているが特に産業動物に従事する獣医師及び勤務獣医師は休日や夜間業務など不規則な勤務対応を余儀なくされることも多く就業希望者は少なく安定的な確保が困難となっており、獣医師が関与すべき業務に支障を来している。

よって、国会及び政府に対して下記の事項について早急に意見書を提出されるよう要望する。

#### 記

- ・ 産業動物診療獣医師の基盤となる家畜共済制度については、魅力ある診療体制の確立に向け、共済制度及び運営基盤の充実・強化を図ること。
- ・ 都道府県等が、動物愛護の推進、家畜衛生、公衆衛生等の責務を果たすため、独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組むことができるよう、国は具体的な支援措置を講じること。

紹介議員	山下 博三      宮原 義久      渡辺 創
摘 要	

新規請願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第58号	受理年月日	平成26年11月17日
請願者住所・氏名	カジノに反対する宮崎県民の会 共同代表 成見 幸子 宮崎市桜ヶ丘町22-8 共同代表 佐藤 誠 児湯郡川南町大字川南23231 共同代表 平野 千恵子 宮崎市希望ヶ丘4-3-9		
請願の件名	カジノ合法化に反対し宮崎県に誘致しない決議を求める請願  <b>【請願の趣旨】</b> 国会では、賭博行為としてこれまで刑法で禁止されてきたカジノを合法化しようとする動きが強められています。また、県内でもカジノをシーガイア跡に誘致する運動が始められています。 カジノとは、賭博・ギャンブル場のことで、金銭欲から一攫千金を夢見て勤労意欲をなくし、家庭崩壊、人格破壊につながり、犯罪や暴力団に結びつく危険が潜んでいます。だからこそ、歴史的経験から日本では刑法で禁止し処罰されるのです。今でも日本はギャンブル依存症の疑いのある人が536万人という厚生労働省研究班の調査結果もあります。 合法化をめざして用意されているカジノ法案（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案）は、カジノだけでなく巨大な「統合型リゾート（IR）」をめざすから経済効果があるとしていますが、カジノが含まれる限り賭博・ギャンブルの害悪性は貫かれ、社会に大きな負の遺産をもたらすことは明らかです。 とくに宮崎県では、かつて、国のリゾート法にもとづいて進めたシーガイアが10年のうちに破産し、県民に莫大な負担を与えたという歴史をもっています。そのシーガイア跡にカジノを誘致するなどということは、二重三重に県民をないがしろにするものと言わなければなりません。 私たちは、豊かな自然を生かした、宮崎の地域にふさわしい、文化・教育・スポーツ・観光の宮崎としての発展を望みます。 以上の立場から、わたし達はカジノ合法化に反対し、宮崎にカジノを誘致しない決議をされるよう請願します。		
紹介議員	前屋敷 恵美		
摘要			



新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第59号	受理年月日	平成26年11月18日
請願者 住所・氏名	宮崎市旭2丁目2番2号 宮崎県土地家屋調査士会 会長 鎌田 隆光  宮崎市旭2丁目2番2号 宮崎県土地家屋調査士政治連盟 会長 湯地 達也		
請願の件名	登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書提出についての請願  <b>【要旨】</b> 法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移譲することに反対する意見書を国会並びに関係行政機関に提出されるよう請願します。  <b>【理由】</b> 平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革が進められることが定められました。 私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、国の事務・権限を地方自治体に移譲することにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念について反対するものではありません。 しかし、「法務局等が行う事務・権限を地方に移譲すること」につきましては、私ども土地家屋調査士の業務は法務局等が行う事務と密接に関係する見地から、下記理由により、その理念の実現を懸念するところです。 よって、地方自治法第99条の規定に基づき、「法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移譲することについて反対する」旨の意見書を、国会並びに関係行政機関に提出されるよう請願します。 記 1 法務局等が担う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものであり、全		

	<p>国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。従って、登記制度は国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施することが望ましいこと。</p> <p>2 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法・不動産登記法・会社法等の高度な法律的専門知識・能力に基づく判断が求められている。地方に移譲された場合、地方自治体及びその職員の業務に著しい負担が生じるとともに、地域によって事務処理の格差が生じることも懸念される。従って、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、国が一元的・体系的に行う必要があること。</p>
紹介議員	中村 幸一 十屋 幸平
摘要	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第60号	受理年月日	平成26年11月18日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1,429筆)		
請願の件名	<p>高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願</p> <p>(請願項目と趣旨)</p> <p>私学助成を増額して学費と教育条件の公私格差を解消してください。</p> <p>公立高校の授業料が無償となり私立高校にも平成22年度より月額9,900円の就学支援金が給付されるようになって喜んだのも束の間、今年度からは条件に所得制限が設けられ、高校現場は混乱しています。</p> <p>そもそも、県立高校に比べて私立高校は授業料以外の学校納付金が格段に高く、保護者の大きな負担となっています。</p> <p>例えば、県立高校の入学金が5,650円であるのに対し、私立高校は約10～14万円です。さらに私立高校の場合、入学時に払う「特別施設費」が2～7万円にも上ります。制服・カバン等にかかる費用も高く、公立が6～7万円代であるのに対し、私立は7～9万円代です。父母が入学時に一度に支払わなければならない金額は、ゆうに30万円を超えるのです。(公立は約14万円)</p> <p>さらに、スクールバスや寮費などの必要なケースも多く、経済的理由で進路の選択肢から外されてしまうのです。</p> <p>調理科や看護科等、私立高校には、県立にはない特色をもった学科があり、子どもたちは将来の職業選択に向けて真剣に進路を考えます。そのときに、家庭の経済状況次第で初めから門が閉ざされるということがあってよいのでしょうか。</p> <p>子どもたちがお金の心配なく学べるように、私学助成をせめて県立高校並みに近づけていくための、保護者の負担軽減につながる措置を毎年少しずつでも講じてください。</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美		
摘要			

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第61号	受理年月日	平成26年11月18日
請願者 住所・氏名	<p>宮崎県宮崎市和知川原1丁目101          公益社団法人宮崎県医師会会長 河野 雅行          宮崎県宮崎市新別府町船戸738-1          公益社団法人宮崎市郡医師会会長          宮崎市郡医師会病院院長 川名 隆司          宮崎県都城市大岩田町5822-3          一般社団法人都城市北諸県郡医師会会長          都城市郡医師会病院総病院長 飯田 正幸          宮崎県延岡市出北6丁目1621番          一般社団法人延岡市医師会会長 吉田 建世          延岡市医師会病院院長 落合 隆志</p>		
請願の件名	<p>宮崎県内の医師会病院における医師確保に関する請願</p> <p><b>【要旨】</b>          本県の地域医療に於いて公的医療機関と同様に重要な役割を担っている県内三医師会病院の医師確保は、平成16年4月からの新医師臨床研修制度等の影響を大きく受け大変厳しい状況にあります。このような中、県内三医師会病院の運営には安定的な医師の確保が必須であるため、県行政を中心として医師確保と医師派遣システムの整備に取り組み、全県一枚岩での医療体制を構築されるよう請願します。</p> <p><b>【理由】</b>          県内の三つの医師会病院は時間外救急医療を中心とした急性期医療を担っており、二次医療圏をまたがる広域的な範囲で地域医療へ大いに貢献しています。しかしながら新医師臨床研修制度の開始に伴い、医師の偏在、大学より都会の大病院への研修医の集中が生じ、結果的に医師会病院を始めとする地元の医療機関で勤務する若手医師が少なくなりました。          このような状況の中、大学は優秀な指導医の確保や研修プログ</p>		

ラムの充実に努めており、県においては寄附講座の設置や医師修学資金貸与条例の整備等を行っております。しかし、大学においては予算の制約を受け十分な若手医師の確保及び、各医師会病院への派遣を行う余裕はなく、また県の医師修学資金貸与条例施行規則においても、必要勤務期間短縮の要件を一医療機関での研修に限定する形としており、その効果と研修医の研修機会の選択に対して過度に規制をかけたものとなっております。

よって依然として県内各地の医師会病院における医師不足は深刻な状況にあり、将来にわたって地域住民の時間外救急医療、急性期医療、開業医の後方支援に支障を来しかねない懸念が続いております。

こうした状況を背景に、平成26年2月8日に開催した「第26回県内医師会病院連絡協議会」において、

1. 医師会病院医師の確保と、大学からの医師会病院への医師派遣につき財政措置も含めた県の十分な支援体制
2. 宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則に定める必要勤務期間短縮の要件につき、研修医の研修医療機関の拡充、および第2条に定める公的医療機関等へ医師会病院も含めることの検討

の2点を宮崎県知事及び宮崎県議会議長へ要望することを決議しました。

ついては、これらの要望事項実現に向けて取り組まれるよう強く要望します。

紹介議員	山下 博三      清山 知憲      外山 三博      横田 照夫 十屋 幸平      井本 英雄      後藤 哲朗      内村 仁子 中村 幸一      新見 昌安
摘 要	

新規請願

			環境農林水産常任委員会
請願番号	請願第62号	受理年月日	平成26年11月18日
請願者住所・氏名	宮崎市霧島1丁目1番地1 宮崎県農業協同組合中央会 (JAグループ宮崎代表) 会長 森永 利幸		
請願の件名	<p>「農協改革」に関する請願</p> <p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>JAグループ宮崎は、農家組合員の所得向上、農業の振興、地域社会の活性化に、行政と連携しながら取り組むとともに、協同組合として、農家組合員、地域住民の助け合い活動などにも取り組んでいます。</p> <p>また、第21回及び第22回のJA宮崎県大会において「所得アップGO!GO!テン運動」を決議し、JAの使命は農家所得向上であると、組合員・役職員一体となって実践しているところがあります。</p> <p>政府は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を農業の成長産業化、農業所得の向上を目指すために決定し、その実現のために、「農協改革」を推進することとし、自己改革を強く要請しています。</p> <p>農協改革は、自己改革が基本であるとともに、地域の実情、現場の声を踏まえ、今までのJAグループの取り組みの正当な評価に基づくべきであると考えます。</p> <p>つきましては、農協改革について、下記事項を政府・与党に対して働きかけて頂きますよう要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 農協改革については、農家・組合員の所得向上に向けたJAグループの自己改革を尊重すること。</p> <p>2. 中央会制度は、組合員・JAの意思結集と行政との連携による農政を推進する代表機能、JA経営の健全性を確保する機</p>		

	<p>能等を発揮するために、農協法に位置付けた制度とすること。</p> <p>3. 今後進展する高齢化、過疎化の中で、地域社会において果たしているJAの役割を継続できるよう措置すること。</p>
紹介議員	<p>中野 一則      横田 照夫      新見 昌安      鳥飼 謙二 西村 賢      前屋敷 恵美</p>
摘要	

新規請願

			環境農林水産常任委員会
請願番号	請願第63号	受理年月日	平成26年11月18日
請願者住所・氏名	宮崎市港2丁目6番地 宮崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 宇戸田 定信		
請願の件名	<p>漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める請願</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、我が県の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。</p> <p>加えて、東日本大震災により我が国漁業は壊滅的な被害を受け、復興に向けて全国の漁業者と一丸となって取り組んでいるところであるが、原発事故の風評被害等によって、水産物の消費の減退と魚価の低迷については一層深刻の度を増している。</p> <p>燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は我々漁業者の努力の範疇を超えている。</p> <p>農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇も含め、これ以上の負担の増加となることは、漁業者を更に廃業へ追い込むこととなる。</p> <p>このような中、県民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、下記のとおり燃油税制にかかる措置の堅持を国に対して求める旨、貴議会において採択いただき、意見書を国へ提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置を堅持すること</li> </ul>		
紹介議員	新見 昌安      凶師 博規      前屋敷 恵美      徳重 忠夫 坂口 博美      鳥飼 謙二		
摘要			



新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第64号	受理年月日	平成26年11月18日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1,429筆)		
請願の件名	義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請願項目と趣旨</div> <p>義務教育費国庫負担制度を維持・拡充し、負担率を2分の1に戻すよう、国に意見書を出してください。</p> <p>2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。仮に、国が30人以下学級制度に踏み出すとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くのしかかり、教職員の増員は困難です。教育条件の低下が懸念されます。</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美		
摘要			

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第65号	受理年月日	平成26年11月18日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1,429筆)		
請願の件名	<p>全国一斉学力調査の廃止について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p><u>請願項目と趣旨</u></p> <p>全国一斉学力調査を廃止するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>もともと児童生徒の学力傾向を把握する趣旨から始められた制度ですが、その当初から目的遂行にあたっては抽出調査だけで十分と言われてきたものでした。問題点は、以下の3点です。</p> <p>第1に、これまで以上に、地方自治体間および児童・生徒間の過度の競争を引き起こす要因となることです。過去、日本政府は国連の子ども権利委員会から「日本の過度な競争教育が子どもたちの人格発達にゆがみを生じさせている」と2度にわたり勧告を受けてきました。全国一斉学力調査の継続は、こうした勧告に反するばかりか、勧告が指摘している「子どもたちの人格発達のゆがみ」をいっそう深め広げる懸念があります。</p> <p>そもそも、日本ではすでに1961年から64年までの4年間、全国一斉学力テストがおこなわれたことがありました。しかし、成績が悪い子をテスト当日休ませたり、教師が子どもに答えを教えたりするなどの、教育とは無縁の事態が引き起こされ、国民的な批判が高まるなかで、とうとう中止に追い込まれたものです。それに近い事実が、現在も繰り返されています。</p> <p>第2に、予算のむだ遣いの問題です。これを実施することにより、年間で約60億円もの巨額の予算が投じられています。調査は抽出校のみの実施とするなどして、その分の税金を教育現場の施</p>		

設整備費や備品費、少人数学級の実施等に振り向けてほしいというのが多くの保護者・教職員の声です。

第3に、調査結果が児童・生徒の「学力」であるかのようなゆがんだ利用に向けられるという点です。調査結果の数値のうち、国語・算数（数学）・理科の平均点等だけを取りざたされ、学校現場では結果分析や改善案作りなどが、年度も半分過ぎた頃からにわかに押し付けられ、通常の授業準備や児童生徒の指導に支障をきたしています。その反面、同時に実施される「生活習慣や学校環境に対する質問」への回答について、実施者が分析し、その問題点を国を挙げて改善しようとする姿勢はありません。何のための調査であるのかがあいまいです。

このように、全国一斉学力調査の実施は、数々の問題点を含んでいます。全国一斉学力調査を廃止するよう、国に意見書を提出してください。

紹介議員	前屋敷 恵美
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第66号	受理年月日	平成26年11月18日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1,429筆)		
請願の件名	<p>教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p><u>請願項目と趣旨</u></p> <p>教員免許更新制を廃止するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>2009年度から本格実施となった教員免許更新制度ですが、もともと、本制度の導入にあたっては、「不適格教員の排除」と「教員の質の向上」が挙げられていました。しかし、教員免許状とは、個人が何を学んだかを公証する制度であり、問題教員への対処については「分限処分」という制度がすでに存在します。</p> <p>本制度のための法改正にあたり、全国都道府県教育長協議会も「都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは、好ましくない。」といった懸念を表明していました。</p> <p>全国都道府県教育長協議会が懸念した問題は、上記にとどまりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学等が行う免許更新講習の内容、方法は、それぞれの大学の規模や特色によって異なることが予想され、修了認定に関して公平性を欠くおそれがある。</li> <li>○ (講習免除者に対する) 曖昧な基準では認定について判断が難しく、公平性を欠くおそれがある。</li> <li>○ 学校における教育活動の現状において、講師等の臨時的な教員を一定数任用することは不可欠であり、講師が任用できない場合は、教育活動に大きな支障をきたす。</li> <li>○ 講習の受講にかかる交通費、宿泊費等は、特に、大学が少</li> </ul>		

ない地域及び遠隔地等の受講者にとって大きな負担となる。

- 毎年10%程度の教員が更新講習の対象に該当するため、多くの学校において同一年度に複数の教員が更新講習を受講することになり、受講機会が限られると、受講時期が集中し、学校運営や授業等に支障をきたすことが予想される。また、土・日、長期休業中等であっても、部活動指導、補充授業等が行われている現状から、学校における教育活動に支障が出るおそれがある。

等々です。

そして、これらの懸念がいまや現実の問題となって、教育現場や関連する機関等の混乱と多忙化を招いています。そして、何より夢やロマンを持って教員をめざし、また勤務している教員を10年という期限付きの不安定な身分に処することによって、教員の生活に対する不安を招き、勤務意欲を減退させ、延いては教育の土台そのものを切り崩してしまうのではないかととも言われています。

数ある免許の中で、教員の免許を取り立てて更新制にすることは、その他の免許との整合性を欠きます。また特に、公務員制度との整合性を欠くものです。

ぜひ、県議会の中でもご議論いただき、国に対して廃止の意見書を採択していただきたいと思います。

紹介議員	前屋敷 恵美
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第67号	受理年月日	平成26年11月18日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1,429筆)		
請願の件名	公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願  <u>請願項目と趣旨</u>  「高校無償化」を復活し、公立・私立ともに、学費の無償化を実現してください。  4年前から実施されてきた県立高校授業料の無償化は、経済的に困窮している家庭だけでなく、すべての保護者・生徒たちに希望を与えました。私学においては、平成25年度に経済的理由での中途退学者・3か月以上の授業料滞納者が過去最少になるなどの効果を上げました。これらは、「高校無償化」が定着したことによるものだと報道されています。宮崎県のホームページにも「家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、私立高校等についても、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する制度」と謳われていたように、これから高校に上がる子をもつ親たちにとっては、なくてはならない制度です。  今年度からこれに所得制限が設けられたため、高校現場は混乱しています。何としてもこの制度を復活させてください。  調べてみると、授業料の無償化によって、どの高校も毎月の納入額は4,000円代となりましたが、入学する際には制服・教科書・模試・実習費等、学科により費目は違うものの、平均14万円もの額を支払っているようです。この負担を軽減するため、校納金の軽減をさらに進めることも求められます。		

ここ数年、貧困と格差がますます拡大し、経済的に厳しい家庭が目に見えて増えてきています。小・中学校の段階で例を挙げれば、お金がかかるという理由で部活動に入らない、修学旅行の費用が出せない、親が昼間と夜間と2つの仕事をしていて子どもと関われない、朝や夜を子どもだけで過ごすためまともな食事をしていない、…等々、生活保護も学用品補助も受けていない家庭にまで、日常の暮らしに困窮しているようすが見られるようになってきています。

今の時代、高校まで卒業していることは社会に出て働くための最低条件となっており、高校を出ていなければ仕事に就くことは困難です。貧困が貧困を再生産しているという指摘もあります。

すべての子どもがお金の心配なく学ぶことができるようにするため、高校授業料不徴収の制度を復活し、教育にかかる父母負担が少しでも軽減されるよう働きかけてください。

紹介議員	前屋敷 恵美
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第68号	受理年月日	平成26年11月19日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1,429筆)		
請願の件名	小・中・高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">請願項目と趣旨</div> <p>小中高の30人以下学級を早急に実現するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人以下学級（35人以下の学年は除外）が実施され、ゆとりある教育条件が実現されています。「これまで少人数学級で過ごしてきた児童たちが、3年生に上がって急に落ち着かなくなった」という実態が聞かれます。また、中学校においても1年生で推進事業による35人学級が実施されていますが、2年生に上がるときに40人学級にもどるため、授業中にざわつく、指導が行き届かないなど、さまざまな困難な状況が生まれています。</p> <p>今年度から、えびの市が独自に「30人学級」を実現しました。学力向上や落ち着いた楽しい学校生活のために少人数学級が有効であることは今や保護者・教職員の常識です。</p> <p>しかし、国庫負担が付かないもとの、宮崎県独自の財政措置を行わず、特別な増員なしで実施されているため、小学校高学年では専科教員が配置できなくなるなど、逆に教育条件が低下している面もあります。えびの市の場合も、大学を出たばかりで経験のない講師を一斉に雇い、現場が混乱するといった事態が起きています。地方自治体任せでの実施には限界があるのです。</p> <p>教育の機会均等という立場からも、国の責任で「30人学級」を実現していくべきです。2011（平成23）年度から、「小学1年生</p>		



についてののみ『35人以下』と法改正が行われました。引き続き、国の制度として学年の拡大が実施されるよう、国に意見書を提出していただくよう求めます。

今年、財務省から、小学校1年生の35人学級を40人学級にもどすという方針が示されましたが、財政事情の悪化を子どもの教育条件切り下げで解消しようとするには、現在の教育困難をさらに厳しいものとする事になり、反対です。

なお、高校の職業科については高度な実験学習を伴うために「25人以下学級」を、また、様々な困難をかかえている定時制については「20人以下学級」が必要です。

紹介議員	前屋敷 恵美
摘要	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 38 号	受理年月日	平成25年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 森 孝子		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分(給料)を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族(主に妻や息子、娘)がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ(配偶者以外は50万円)控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で370の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています(今年8月末時点)。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹 介 議 員	田口 雄二                      太田 清海                      前屋敷 恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第56号	受理年月日	平成26年9月11日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 新日本婦人の会宮崎県本部 会長 新村 初代 (署名 6,472筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願</p> <p><b>【要旨】</b> 子どもの医療費無料制度拡大を求める件</p> <p><b>【理由】</b> いま、女性が生涯に産む子どもの数は、1.39人(2010年)で、少子化が大きな社会問題となっています。少子化の背景にはさまざまな要因がありますが、なかでも「子育てにお金がかかる」ことがあげられています。とくに子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院に行ける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県内でもすでに、入院では中学校卒業までが12自治体、小学校卒業までが5自治体で、通院でも、中学校卒業までが8自治体、小学校卒業までが3自治体で実施されています。新たにえびの市では今年7月から入院・通院ともに中学校卒業まで実施されることが決まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。子どもの医療費を保障することは、大きな子育て支援となります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、小学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p>		
紹介議員	前屋敷恵美  凶師  博規		
摘 要			

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月13日	木	本 会 議	議長挨拶 開 会 会議録署名議員指名（中野廣明議員、徳重忠夫議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第33号上程 知事提案理由説明
11月14日	金	休 会	（議案調査）
11月15日	土		（閉庁日）
11月16日	日		
11月17日	月		（議案調査）
11月18日	火	本 会 議	議案第34号～第41号追加 知事提案理由説明 一般質問（重松幸次郎議員、河野哲也議員、西村 賢議員、 中村幸一議員）
11月19日	水		一般質問（山下博三議員、田口雄二議員、丸山裕次郎議員、 坂口博美議員）
11月20日	木		一般質問（前屋敷恵美議員、内村仁子議員、松村悟郎議員、 清山知憲議員）
11月21日	金		一般質問（右松隆央議員、二見康之議員、 鳥飼謙二議員）
11月22日	土	休 会	
11月23日	日		（閉庁日）
11月24日	月		
11月25日	火		本 会 議
11月26日	水	休 会	
11月27日	木		常任委員会
11月28日	金		特別委員会

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月29日	土	休 会	(閉庁日)
11月30日	日		
12月1日	月		(議事整理)
12月2日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑 (前屋敷恵美議員) 討論 (議案第1号、第3号、第26号に反対、請願第58号、 第60号、第65号～第68号の不採択に反対) (前屋敷恵美議員) 採決 (議案第1号、第3号、第26号) (可決) 採決 (議案第2号、第4号～第25号、第27号～第29号、第34 号～第41号) (可決) 採決 (請願第58号) (不採択) 採決 (請願第59号) (採択) 採決 (請願第60号、第65号～第68号) (不採択) 採決 (請願第57-1号、第57-2号、第61号～第63号) (採 択) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程 採決 (議員発議案第5号) (可決) 採決 (議員発議案第1号～第4号) (可決) 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      福 田 作 弥

宮 崎 県 議 会 副 議 長      押 川 修 一 郎

宮 崎 県 議 会 議 員      中 野 廣 明

宮 崎 県 議 会 議 員      徳 重 忠 夫